

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第1号	さいたま市総合療育センターひまわり学園管理規則の一部を改正する規則	ひまわり学園 総務課	令和6年1月11日
規則第2号	さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則	総務課	令和6年1月17日
規則第3号	さいたま市戸籍等関係事務手数料条例及びさいたま市印鑑条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	区政推進部	令和6年1月17日
規則第4号	さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則の一部を改正する規則	食肉中央卸売市場・と畜場	令和6年1月18日
規則第5号	さいたま市公印規則の一部を改正する規則	総務課	令和6年1月23日
規則第6号	さいたま市会計規則の一部を改正する規則	出納課	令和6年1月23日
規則第7号	さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則	産業廃棄物指導課	令和6年1月31日
規則第8号	さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則	保育施設支援課	令和6年2月1日
規則第9号	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則の一部を改正する規則	廃棄物対策課	令和6年2月15日
規則第10号	さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	デジタル改革推進部	令和6年2月29日
規則第11号	さいたま市会計規則の一部を改正する規則	出納課	令和6年3月1日
規則第12号	さいたま市下水道事業財務規則の一部を改正する規則	下水道財務課	令和6年3月1日
規則第13号	さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	自転車まちづくり推進課	令和6年3月4日
規則第14号	さいたま市内部統制の推進に関する規則の一部を改正する規則	法務・コンプライアンス課	令和6年3月11日
規則第15号	さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	環境対策課	令和6年3月11日
規則第16号	さいたま市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	市民協働推進課	令和6年3月11日
規則第17号	さいたま市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	都市公園課	令和6年3月11日
規則第18号	さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則	区政推進部	令和6年3月12日
規則第19号	さいたま市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則	南部児童相談所	令和6年3月12日

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第20号	さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	南 部 児 童 相 談 所	令和6年3月12日
規則第21号	さいたま市物品会計規則の一部を改正する規則	出 納 課	令和6年3月14日
規則第22号	さいたま市生活保護法施行細則の一部を改正する規則	生 活 福 祉 課	令和6年3月14日
規則第23号	さいたま市公印規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和6年3月22日
規則第24号	さいたま市職員の任免等の手続に関する規則の一部を改正する規則	人 事 課	令和6年3月22日
規則第25号	さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和6年3月22日
規則第26号	さいたま市特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和6年3月22日
規則第27号	さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	健 康 教 育 課	令和6年3月22日
規則第28号	さいたま市空き家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	環 境 総 務 課	令和6年3月22日
規則第29号	さいたま市建築基準法施行細則の一部を改正する規則	建 築 行 政 課	令和6年3月22日
規則第30号	さいたま市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	建 築 総 務 課	令和6年3月22日
規則第31号	さいたま市特定の民間再開発事業認定規則を廃止する規則	市 街 地 整 備 課	令和6年3月22日
規則第32号	さいたま市特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則の一部を改正する規則	市 街 地 整 備 課	令和6年3月22日
規則第33号	さいたま市保健所組織規則の一部を改正する規則	保 健 所 管 理 課	令和6年3月27日
規則第34号	さいたま市文書管理規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和6年3月27日
規則第35号	さいたま市技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和6年3月27日
規則第36号	さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和6年3月27日
規則第37号	さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和6年3月27日
規則第38号	さいたま市予算規則の一部を改正する規則	財 政 課	令和6年3月27日

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第39号	さいたま市総合療育センターひまわり学園管理規則の一部を改正する規則	ひまわり学園課 総務課	令和6年3月27日
規則第40号	さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	国保年金課	令和6年3月27日
規則第41号	さいたま市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則	区政推進部	令和6年3月27日
規則第42号	さいたま市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	住宅政策課	令和6年3月27日
規則第43号	さいたま市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	住宅政策課	令和6年3月27日
規則第44号	さいたま市優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則	都市計画課	令和6年3月27日
規則第45号	さいたま市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則	消防企画課	令和6年3月27日
規則第46号	さいたま市消防吏員服制規則の一部を改正する規則	消防企画課	令和6年3月27日
規則第47号	さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則	消防企画課	令和6年3月27日
規則第48号	さいたま市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則	査察指導課	令和6年3月27日
規則第49号	さいたま市高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則	査察指導課	令和6年3月27日
規則第50号	さいたま市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	消防団活躍推進室	令和6年3月27日
規則第51号	さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則	総務課	令和6年3月28日
規則第52号	さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則	総務課	令和6年3月28日
規則第53号	さいたま市会計管理者補助組織設置規則の一部を改正する規則	出納課	令和6年3月28日
規則第54号	さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	デジタル改革推進部	令和6年3月28日
規則第55号	さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則	デジタル改革推進部	令和6年3月28日
規則第56号	さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課	令和6年3月28日
規則第57号	さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	人事課	令和6年3月28日
規則第58号	さいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課	令和6年3月28日

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第59号	さいたま市職員互助会条例施行規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和6年3月28日
規則第60号	さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和6年3月28日
規則第61号	さいたま市会計規則の一部を改正する規則	出 納 課	令和6年3月28日
規則第62号	さいたま市公金取扱金融機関に関する規則の一部を改正する規則	出 納 課	令和6年3月28日
規則第63号	さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	障 害 福 祉 課	令和6年3月28日
規則第64号	さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則	保 育 施 設 支 援 課	令和6年3月28日
規則第65号	さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則	保 健 衛 生 総 務 課	令和6年3月28日
規則第66号	さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	保 健 衛 生 総 務 課	令和6年3月28日
規則第67号	さいたま市専用水道の設置に関する規則の一部を改正する規則	生 活 衛 生 課	令和6年3月28日
規則第68号	さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則	医 事 課	令和6年3月28日
規則第69号	さいたま市盆栽四季の家条例施行規則の一部を改正する規則	文 化 振 興 課	令和6年3月28日
規則第70号	さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則	保 健 所 管 理 課	令和6年3月29日
規則第71号	さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	福 祉 総 務 課	令和6年3月29日
規則第72号	さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則	国 保 年 金 課	令和6年3月29日
規則第73号	さいたま市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則	介 護 保 険 課	令和6年3月29日
規則第74号	さいたま市健康増進法施行細則の一部を改正する規則	地 域 保 健 支 援 課	令和6年3月29日
規則第75号	さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則	税 制 課	令和6年3月31日
規則第76号	さいたま市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	生 活 衛 生 課	令和6年3月31日

さいたま市規則第1号

さいたま市総合療育センターひまわり学園管理規則の一部を改正する規則

さいたま市総合療育センターひまわり学園管理規則（平成13年さいたま市規則第103号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成13年さいたま市条例第159号。以下「条例」という。）<u>第33条</u>の規定に基づき、障害児総合療育施設、療育センターさくら草、<u>療育センターひなぎく</u>及び障害者福祉施設みのり園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(休業日)</p> <p>第2条 <u>障害児総合療育施設、療育センターさくら草及び療育センターひなぎく</u>の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日に業務を行うことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">(利用時間)</p> <p>第3条 <u>障害児総合療育施設、療育センターさくら草及び療育センターひなぎく</u>に置く相談・検査施設（以下「施設」という。）の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">(管理上の指示)</p> <p>第14条 市長は、障害児総合療育施設、療育センターさくら草、<u>療育センターひなぎく</u>及びみのり園の利用上の遵守事項を定め、必要と認めるときは、その都度利用者に指示することができる。</p> <p style="text-align: center;">(その他)</p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成13年さいたま市条例第159号。以下「条例」という。）<u>第30条</u>の規定に基づき、障害児総合療育施設、療育センターさくら草及び障害者福祉施設みのり園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(休業日)</p> <p>第2条 <u>障害児総合療育施設及び療育センターさくら草</u>の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日に業務を行うことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">(利用時間)</p> <p>第3条 <u>障害児総合療育施設及び療育センターさくら草</u>に置く相談・検査施設（以下「施設」という。）の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">(管理上の指示)</p> <p>第14条 市長は、障害児総合療育施設、療育センターさくら草及びみのり園の利用上の遵守事項を定め、必要と認めるときは、その都度利用者に指示することができる。</p> <p style="text-align: center;">(その他)</p>

第15条 この規則に定めるもののほか、障害児総合療育施設、療育センターさくら草、療育センターひなぎく及びみのり園の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第15条 この規則に定めるもののほか、障害児総合療育施設、療育センターさくら草及びみのり園の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

さいたま市規則第2号

さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第3条 事業所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>子ども未来局</p> <p>[略]</p> <p>総合療育センターひまわり学園</p> <p>[略]</p> <p>療育センターさくら草</p> <p>管理・相談係</p> <p>診療係</p> <p>療育係</p> <p><u>療育センターひなぎく</u></p> <p><u>管理・相談係</u></p> <p><u>診療・療育係</u></p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>子ども未来局</p> <p>[略]</p> <p>総合療育センターひまわり学園</p> <p>[略]</p> <p>医務課</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>療育センターさくら草及び療育センターひなぎく</u>との医療業務に係る調整に関すること。</p> <p>[略]</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第3条 事業所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>子ども未来局</p> <p>[略]</p> <p>総合療育センターひまわり学園</p> <p>[略]</p> <p><u>東部療育センター開設準備室</u></p> <p>療育センターさくら草</p> <p>管理・相談係</p> <p>診療係</p> <p>療育係</p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>子ども未来局</p> <p>[略]</p> <p>総合療育センターひまわり学園</p> <p>[略]</p> <p>医務課</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 療育センターさくら草との医療業務に係る調整に関すること。</p> <p>[略]</p> <p><u>東部療育センター開設準備室</u></p> <p>(1) (仮称) <u>東部療育センターの整備に関するこ</u></p>

療育センターさくら草

(1)~(9) [略]

療育センターひなぎく

(1) 障害児の療育に関すること。

(2) 施設及び設備の管理に関すること。

(3) 相談支援に関すること。

(4) 使用料及び手数料の収納並びに保険請求事務に関すること。

(5) 地域支援に関すること。

(6) 小児科、整形外科及びリハビリテーション科の診療及び検査に関すること。

(7) 診療事務に関すること。

(8) 診断書等の交付に関すること。

[略]

別表第1 (第2条関係)

所属	第1類事業所	第2類事業所	第3類事業所
[略]			
子ども未来局総合療育センターひまわり学園		療育センターさくら草 <u>療育センターひなぎく</u>	
[略]			

別表第3 (第7条関係)

事業所	事業所に置かれる長
東京事務所 北部市税事務所 南部市税事務所 消費生活総合センター 男女共同参画推進センター 男女共同参画相談室 浦和消費生活センター 岩槻消費生活センター 健康科学研究センター 思い出の里市営霊園事務所 大宮聖苑管理事務所 食肉衛生検査所 こころの健康センター 動物愛護ふれあいセンター 障害者更生相談センター 障害者総合支援センター 子ども家庭総合センター 総合療育センターひまわり学園 <u>療育センターさくら草</u> <u>療育センターひなぎく</u> 西部清掃事務所 東部清掃事務所 西部環境センター 東部環境センター クリーンセンター大崎 大宮南部浄化センター クリーンセンター西堀 計量検査	[略]

と。

療育センターさくら草

(1)~(9) [略]

[略]

別表第1 (第2条関係)

所属	第1類事業所	第2類事業所	第3類事業所
[略]			
子ども未来局総合療育センターひまわり学園		療育センターさくら草	
[略]			

別表第3 (第7条関係)

事業所	事業所に置かれる長
東京事務所 北部市税事務所 南部市税事務所 消費生活総合センター 男女共同参画推進センター 男女共同参画相談室 浦和消費生活センター 岩槻消費生活センター 健康科学研究センター 思い出の里市営霊園事務所 大宮聖苑管理事務所 食肉衛生検査所 こころの健康センター 動物愛護ふれあいセンター 障害者更生相談センター 障害者総合支援センター 子ども家庭総合センター 総合療育センターひまわり学園 <u>療育センターさくら草</u> 西部清掃事務所 東部清掃事務所 西部環境センター 東部環境センター クリーンセンター大崎 大宮南部浄化センター クリーンセンター西堀 計量検査所 農業者トレーニング	[略]

所 農業者トレーニングセンター 見沼グリーンセンター 北部都市計 画事務所 南部都市計画事務所 車 両対策事務所 日進・指扇周辺まち づくり事務所 浦和東部まちづくり 事務所 東浦和まちづくり事務所 浦和西部まちづくり事務所 与野ま ちづくり事務所 岩槻まちづくり事 務所 浦和駅周辺まちづくり事務所 大宮駅東口まちづくり事務所 大 宮駅西口まちづくり事務所 北部建 設事務所 南部建設事務所	センター 見沼グリーンセンター 北部都市計画事務所 南部都市計画 事務所 車両対策事務所 日進・指 扇周辺まちづくり事務所 浦和東部 まちづくり事務所 東浦和まちづく り事務所 浦和西部まちづくり事務 所 与野まちづくり事務所 岩槻ま ちづくり事務所 浦和駅周辺まちづ くり事務所 大宮駅東口まちづくり 事務所 大宮駅西口まちづくり事務 所 北部建設事務所 南部建設事務 所
[略]	[略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年2月1日から施行する。

(さいたま市内部統制の推進に関する規則の一部改正)

2 さいたま市内部統制の推進に関する規則（令和2年さいたま市規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課所等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）並びに同規則別表第1市長公室の項に掲げる東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所</u></p> <p>ウ～セ [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課所等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所、南部児童相談所及び東部療育センター開設準備室を含む。）並びに同規則別表第1市長公室の項に掲げる東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所</u></p> <p>ウ～セ [略]</p>

(4)～(11) [略]

(4)～(11) [略]

(さいたま市文書管理規則の一部改正)

3 さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) 課 次に掲げるものをいう。 ア [略] イ 事業所事務分掌規則第3条に規定する課（ <u>北部児童相談所及び南部児童相談所</u> を含む。）並びに事業所事務分掌規則別表第1市長公室の項に掲げる東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所 ウ～キ [略] (8)～(19) [略]	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) 課 次に掲げるものをいう。 ア [略] イ 事業所事務分掌規則第3条に規定する課（ <u>北部児童相談所、南部児童相談所及び東部療育センター開設準備室</u> を含む。）並びに事業所事務分掌規則別表第1市長公室の項に掲げる東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所 ウ～キ [略] (8)～(19) [略]

(さいたま市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正)

4 さいたま市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年さいたま市規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
市長	(1) [略] (2) <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）の長並びに同規則別表第1市長公室の項に掲げる東京事務所の副所長及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）</u> (3)~(7) [略]	市長	(1) [略] (2) <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所、南部児童相談所及び東部療育センター開設準備室を含む。）の長並びに同規則別表第1市長公室の項に掲げる東京事務所の副所長及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）</u> (3)~(7) [略]
	[略]		[略]

（さいたま市予算規則の一部改正）

5 さいたま市予算規則（平成13年さいたま市規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 課長等 次に掲げる者をいう。 ア [略] イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）並びに同規則別表第1第1類事業所の欄に掲げる東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）</u> ウ～ス [略] (3) [略]	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 課長等 次に掲げる者をいう。 ア [略] イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所、南部児童相談所及び東部療育センター開設準備室を含む。）並びに同規則別表第1第1類事業所の欄に掲げる東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）</u> ウ～ス [略] (3) [略]



さいたま市規則第3号

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例及びさいたま市印鑑条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例及びさいたま市印鑑条例の一部を改正する条例（令和5年さいたま市条例第21号）第2条の改正規定の施行期日は、令和6年1月22日とする。

さいたま市規則第4号

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則の一部を改正する規則

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則（平成13年さいたま市規則第189号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用料納付期日) 第78条 <u>卸売業者市場使用料は、毎月20日まで</u> <u>に前月分を納付しなければならない。</u>	(使用料納付期日) 第78条 <u>卸売業者の市場売上高使用料は、毎月20</u> <u>日までに前月分を納付しなければならない。た</u> <u>だし、3月分は同月末日までに納付しなければな</u> <u>らない。</u>
2 [略]	2 [略]

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

さいたま市規則第5号

さいたま市公印規則の一部を改正する規則

さいたま市公印規則（平成13年さいたま市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第1（第5条、第8条関係）							別表第1（第5条、第8条関係）						
(1) [略]							(1) [略]						
(2) 職印							(2) 職印						
ア 市長印							ア 市長印						
公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者	公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
[略]							[略]						
療育センターさくら草専用さいたま市長印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草所長	療育センターさくら草専用さいたま市長印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草
療育センターひなぎく専用さいたま市長印	5	てん書	方27	1	療育センターひなぎくの主管する事務で市長名をもって発する文書	子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターひなぎく							

						所長
[略]						
公園整備課専用さいたま市長印	[略]					
区画整理支援課専用さいたま市長印	5	てん書	方27	1	区画整理支援課の主管する事務で市長名をもって発する文書	都市局まちづくり推進部区画整理支援課長
[略]						

イ～オ [略]
カ その他の印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
[略]						
さいたま市療育センターさくら草所長印	[略]					
さいたま市療育センターひなぎく所長印	91	てん書	方24	1	療育センターひなぎく所長名で発する文書	子ども未来局総合療育センターひなまわり学園療育センターひなぎく所長
[略]						

キ 職務代理者印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
[略]	[略]				[略]	

[略]						
公園整備課専用さいたま市長印	[略]					
[略]						

イ～オ [略]
カ その他の印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
[略]						
さいたま市療育センターさくら草所長印	[略]					
[略]						

キ 職務代理者印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
[略]	[略]				[略]	

療育センター
さくら
草専用
さいたま市長
職務代理者印

療育センター ひなぎく専用 さいたま市長 職務代理者印	4	てん書	方27	1
--------------------------------------	---	-----	-----	---

[略]

公園整備
備課専用
さいたま市長
職務代理者印

[略]

区画整理
支援課専用
さいたま市長
職務代理者印

4	てん書	方27	1
---	-----	-----	---

[略]

[略]

ク [略]

ケ 出納員領収印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
さいたま市出納員領収印	[略]	[略]	[略]	1 3 9	[略]	[略]
[略]						

コ 現金取扱員領収印

公印の	ひな	書	寸法（	個	使用区分	保管者
			ミリメ			

療育センター
さくら
草専用
さいたま市長
職務代理者印

--	--	--	--	--

[略]

公園整備
備課専用
さいたま市長
職務代理者印

[略]

[略]

[略]

ク [略]

ケ 出納員領収印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
さいたま市出納員領収印	[略]	[略]	[略]	1 3 8	[略]	[略]
[略]						

コ 現金取扱員領収印

公印の	ひな	書	寸法（	個	使用区分	保管者
			ミリメ			

名称	形番 号	体)	一トル	数		
さいたま市現金取扱員領収印	[略]			2	[略]	
				1		
				7		
[略]						
[略]						

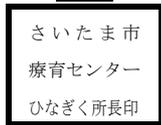
名称	形番 号	体)	一トル	数		
さいたま市現金取扱員領収印	[略]			2	[略]	
				1		
				6		
[略]						
[略]						

別表第2（第5条関係）

- (1) [略]
- (2) 職印
ア～オ [略]
カ その他の印
[略]

91

[略] [略]



キ～コ [略]

別表第2（第5条関係）

- (1) [略]
- (2) 職印
ア～オ [略]
カ その他の印
[略]

[略] [略]

キ～コ [略]

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

さいたま市規則第6号

さいたま市会計規則の一部を改正する規則

さいたま市会計規則（平成13年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第6条、第9条関係）			別表第1（第6条、第9条関係）		
設置箇所	出納員となる者	委任事務	設置箇所	出納員となる者	委任事務
[略]		[略]	[略]		[略]
保健衛生局保健所保健所管理課	[略]		保健衛生局保健所保健管理課	[略]	
[略]			[略]		
[略]			[略]		
[略]	[略]		[略]	[略]	
子ども未来局子育て未来部保育課			子ども未来局子育て未来部保育課		
子ども未来局子ども家庭総合センター総務課					
[略]			[略]		
	[略]		子ども未来局子ども家庭総合センター総務課	[略]	
子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課			子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課		
子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草	[略]		子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草	[略]	
子ども未来局					

総合療育センターひまわり 学園療育センターひなぎく	
[略]	

[略]	

別表第3（第7条、第9条関係）

設置箇所	現金取扱員となる者	委任事務
[略]		[略]
[略]	[略]	
保健衛生局保健部保健衛生総務課		
[略]		
福祉局障害福祉部障害福祉課		
[略]		
[略]		
子ども未来局子ども家庭総合センター総務課	[略]	
子ども未来局子ども家庭同号センター北部児童相談所		
子ども未来局子ども家庭総合センター南部児童相談所		
[略]		
子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草		
子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターひなぎく		
[略]		
[略]		

別表第3（第7条、第9条関係）

設置箇所	現金取扱員となる者	委任事務
[略]		[略]
[略]	[略]	
保健衛生局保健所保健衛生総務課		
[略]		
福祉局障害福祉部障害支援課		
[略]		
[略]		
	[略]	
子ども未来局子ども家庭同号センター北部児童相談所		
子ども未来局子ども家庭総合センター南部児童相談所		
子ども未来局子ども家庭総合センター総務課		
[略]		
子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草		
[略]		
[略]		

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。ただし、別表第1（子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターひなぎくの項を加える部分を除く。）及び別表第3（子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターひなぎくの項を加える部分を除く。）の改正は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第7号

さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和5年さいたま市条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談窓口の設置)

第2条 条例第3条第3項に規定する窓口には、相談の内容に対し、適切に対応することができる者を配置するものとする。

(事業計画)

第3条 条例第6条（条例第11条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による計画は、条例第8条第1項の許可又は条例第11条第1項に規定する変更の許可の申請をする前までに、屋外保管事業場設置（変更）事前協議書（様式第1号）（以下「事前協議書」という。）により作成し、市長に提出しなければならない。

2 事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 再生資源物の取引に係る内容を記載した書類
- (2) 作業実施時間等を記載した書類
- (3) 屋外保管事業場の相談窓口の設置状況について記載した書類
- (4) 環境保全措置について記載した書類
- (5) 事業予定者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。））の記載のあるもので、申請の日前3月以内に作成されたものに限る。以下同じ。）
- (6) 事業予定者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (7) 事業予定者が未成年者（条例第9条第1項第2号コに規定する未成年者をいう。以下同じ。）である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書）

- (8) 屋外保管事業場の土地の状況等を記載した書類
 - (9) 屋外保管事業場の所在地に係る土地の公図の写し及び登記事項証明書
 - (10) 事業予定者が前号に掲げる土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証明する書類
 - (11) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図並びに周辺の状況を記載した書類
 - (12) 再生資源物を運搬に用いる車両に係る運行車両台数及び運行経路を記載した書類
 - (13) 屋外保管事業場の排水処理設備等の管理の方法を記載した書類
 - (14) 屋外保管に伴って生じる廃棄物の処理の方法を記載した書類
- 3 事業予定者は、事前協議書を提出したときは、設置等を行おうとする屋外保管事業場の敷地内の公衆の見やすい場所に、条例第6条の事業計画の場所である旨の標識を当該屋外保管事業場の設置等に着手するまでの間設置しておかなければならない。
- 4 前項の標識は、幅及び高さがそれぞれ60センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。
- (1) 屋外保管事業場の設置等を計画している旨
 - (2) 第1項の事前協議書を市長に提出した年月日
 - (3) 事業予定者の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称）及び連絡先
 - (4) 既に屋外保管事業場の設置の許可を受けている場合にあつては、許可の年月日及び許可番号
- （事業実施予定地の調査）

第4条 市長は、その職員に、設置を予定する屋外保管事業場の調査を行わせるものとする。

（事前協議に係る通知）

第5条 市長は、前条の調査の結果及び関係法令の規定による必要な措置の内容等を勘案し、事業予定者に対し必要な助言及び指導並びに説明会で周知すべき事項について屋外保管事業場事前協議事項確認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第6条の規定による協議が終了したと認めるときは、屋外保管事業

場事前協議終了通知書（様式第3号）（以下「事前協議終了通知書」という。）を事業予定者に交付するものとする。

（説明会の開催等）

第6条 事業予定者は、条例第7条第1項の規定による説明会を、事前協議終了通知書の交付を受けた後、遅滞なく開催しなければならない。

2 条例第7条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業予定者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
- (3) 屋外保管する再生資源物の種類
- (4) 事業予定者及び屋外保管事業場の責任者の連絡先
- (5) 事業計画に係る事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が前条第1項の屋外保管事業場事前協議事項確認通知書で説明会で周知すべき事項として通知した事項

3 条例第7条第2項の規定による報告は、屋外保管事業場説明会等実施状況報告書（様式第4号）によるものとする。

（事前協議書の内容の変更等）

第7条 事業予定者は、事前協議書を提出してから事前協議終了通知書の交付を受けた後において、当該事前協議書の内容を変更して設置しようとする場合には、条例第6条及び第7条の規定による手続を改めて行わなければならない。ただし、その変更が次に掲げる軽微な変更である場合であつて、市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 事前協議書の内容を変更する場合
- (2) 屋外保管事業場の所在地において、事業計画の規模を縮小する場合
- (3) 生活環境の保全のために事業計画の内容を変更する場合

（事業計画の廃止の届出等）

第8条 事業予定者は、事前協議書の提出後、当該事前協議書に係る事業計画を廃止したときは、屋外保管事業場事前協議廃止届出書（様式第5号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業予定者が第5条第1項の規定による通知を受けてから1年以内に措置を講じたと認められないとき又は事前協議終了通知書の交付を受けてから1年以内に条例第8条第1項の規定による許可若しくは条例第11条第1項の変更の許可の申請をしないときは、当該事業計画について前項の規定による事業計画を廃止する旨の届出がなされたものとみなす。

(許可の申請)

第9条 条例第8条第2項に規定する申請書は、屋外保管事業場設置（更新）許可申請書（様式第6号）とし、同項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに事業予定者に第11条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所
 - (2) 申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）
- 2 条例第8条第3項第6号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 申請者が個人である場合においては、住民票の写し
 - (2) 申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - (3) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し
 - (4) 申請者に第11条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し
 - (5) 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し
 - (6) 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し
 - (7) 誓約書（様式第7号）
 - (8) 緊急時の連絡体制

- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
(生活環境の保全を目的とする法令)

第10条 条例第9条第1項第2号ウの規則で定める法令は、次に掲げるものとする。

- (1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- (4) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (5) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (6) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
- (8) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

(使用人)

第11条 条例第9条第1項第2号カ、サ及びシの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、再生資源物に係る契約を締結する権限を有する者を置く屋外保管事業場

(許可等の決定)

第12条 市長は、条例第8条第1項の設置の許可、同条第4項の許可の更新又は条例第11条第1項の変更の許可（以下「許可等」という。）をしたときは屋外保管事業場設置（変更）許可通知書（様式第8号）により、許可等をしないときは屋外保管事業場設置（変更）不許可通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

(屋外保管事業場の許可証)

第13条 市長は、許可等をしたときは、屋外保管事業場設置許可証（様式第10号）を交付しなければならない。

(使用前検査の申請)

第14条 条例第9条第3項の検査を受けようとする者（次項において「使用前検査申請者」という。）は、屋外保管事業場使用前検査申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第9条第3項の検査の結果、屋外保管事業場の設置に関する計画に適合していると認めるときは、屋外保管事業場計画適合通知書（様式第12号）により使用前検査申請者に通知するものとする。

（屋外保管事業場の立地基準）

第15条 条例第10条第1項第2号の規則で定める方法は、屋外保管事業場の敷地と、公道が4メートル以上接するものとする。

（変更の許可等）

第16条 条例第11条第1項の変更の許可を受けようとする者は、屋外保管事業場変更許可申請書（様式13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 変更前及び変更後の屋外保管事業場に係る平面図、立面図、断面図、構造図及び構造計算書
- (3) 屋外保管事業場内の配置図
- (4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法を記載した書類並びに経路に関する図面
- (5) 申請に係る屋外保管事業場の用に供する土地を使用する権原を有していることを証する書類
- (6) 第9条第2項第1号から第9号までの書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

（許可を要しない軽微な変更）

第17条 条例第11条第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項に係る変更とし、当該変更をした日から10日（法人で次項第1号及び第3号の規定により登記事項証明書を添付する場合にあっては、30日）以内に屋外保管事業場変更届出書（様式第14号）により届け出るものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）

(2) 屋外保管事業場の所在地（地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更に限る。）

(3) 法人である場合においては、その役員及び第11条に規定する使用人

(4) 未成年者である場合においては、その法定代理人

(5) 屋外保管事業場の構造であって、市民生活の安全及び生活環境に悪影響を及ぼすおそれがない変更として市長が別に定めるもの

2 前項に規定する届出には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し及び誓約書、法人にあつては定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、同号に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し及び誓約書

(3) 前項第4号に掲げる事項の変更の場合には、同号に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）が個人にあつては住民票の写し及び誓約書、法人にあつては定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(4) 前項第5号に掲げる事項の変更の場合には、屋外保管事業場の平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図

（廃止の届出）

第18条 条例第11条第4項に規定する廃止の届出は、屋外保管事業場廃止届出書（様式第15号）によるものとする。

2 前項の届出は、屋外保管を廃止した日から10日以内に届け出なければならない。（廃止の基準）

第19条 条例第14条第3項の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 再生資源物及び屋外保管に伴って生じる廃棄物が保管されていないこと。

(2) 施設の構造物が市民生活の安全及び生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないものであること。

（屋外保管事業場に係る掲示板）

第20条 条例第15条第1項第1号イの規定による掲示板は、幅及び長さがそれぞれ60センチメートル以上のものとしなければならない。

2 前項の掲示板には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- (1) 屋外保管事業場である旨
- (2) 許可の年月日及び許可番号
- (3) 許可の期間
- (4) 屋外保管事業者の氏名又は名称
- (5) 屋外保管事業場の管理者の氏名及び連絡先
- (6) 相談窓口に係る名称及び連絡先
- (7) 保管する再生資源物の種類

3 条例第15条第1項第1号ウの掲示板は、幅及び長さがそれぞれ60センチメートル以上のものとしなければならない。

4 前項の掲示板には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- (1) 屋外保管の場所である旨
- (2) 保管する再生資源物の種類
- (3) 屋外保管事業場の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- (4) 容器を用いずに保管する場合にあっては、次条に規定する高さのうち最高のもの
(屋外保管の高さ)

第21条 条例第15条第1項第2号イの規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

- (1) 屋外保管の場所の囲いに保管する再生資源物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合 当該屋外保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該屋外保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ又は5メートルのうちいずれか低いもの
- (2) 屋外保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次のア及びイに掲げる部分に応じ、当該ア及びイに定める高さ

ア 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが50センチメートルに満たない場合にあっては、その

下端) (以下この条において「基準線」という。) から当該保管の場所の側に水平距離2メートル以内の部分 当該2メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(7)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(7)又は(4)に規定する高さのうちいずれか低いもの)又は5メートルのうちいずれか低いもの

(7) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

(4) 前号に規定する高さ

イ 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2メートルを超える部分 当該2メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(7)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(7)又は(4)に規定する高さのうちいずれか低いもの)又は5メートルのうちいずれか低いもの

(7) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離2メートルの線を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(4) 前号に規定する高さ

2 条例第10条第2項第2号に規定する緑地帯を設置しない場合においては、前項第2号に規定する保管の高さは、同号中「50センチメートル」とあるのは「1メートル」と、「2メートル」とあるのは「4メートル」と読み替えるものとする。

(屋外保管に係る飛散防止等のための措置)

第22条 条例第15条第1項第2号エの規則で定める措置は、再生資源物の性状に応じ、屋外保管の場所から再生資源物又は当該屋外保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が飛散しないように必要な措置を講じることとする。

(屋外保管事業場における火災の発生若しくは延焼又は当該屋外保管事業場の外部への延焼を防止するための措置)

第23条 条例第15条第1項第3号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 再生資源物が再生資源物以外の物と混合するおそれのないように区分して保管

すること。

- (2) 再生資源物に電池、潤滑油その他の火災の発生のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
- (3) 再生資源物の一の保管の単位の面積を200平方メートル以下とすること。
- (4) 隣接する再生資源物の保管の単位の間隔は、2メートル以上とすること（当該保管の単位の間火災の延焼を防ぐに足りる仕切りが設けられている場合を除く。）。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置
（騒音及び振動の規制基準）

第24条 条例第15条第1項第4号の規則で定める措置は、屋外保管事業場の敷地の境界線において、別表第1及び別表第2の区域の区分及び時間の区分に応じた基準を超えないものとする。

（帳簿の作成等）

第25条 条例第16条第1項の規定による帳簿の作成は、毎月、屋外保管許可事業者が前月中における同項各号に規定する事項について、毎月末までに記載するものとする。

2 条例第16条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 屋外保管事業場からの流出の防止のために回収した廃油又は廃液の品目及び数量
- (2) 火災の発生のおそれがあるものとして回収したものの品目及び数量
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（立入検査の身分証明書）

第26条 条例第18条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第16号）とする。

（市長に提出する書類の部数）

第27条 条例及びこの規則に基づき市長に提出する書類の部数は、書面の場合は正副2部とする。

（その他）

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）

(2) 既存屋外保管事業場の所在地及び敷地面積

(3) 既存屋外保管事業場において保管する再生資源物の種類及び数量

(4) 法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに第11条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所

(5) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）

(6) 既存屋外保管事業場の構造

(7) 再生資源物の保管の方法

(8) 火災予防上の措置

3 条例附則第5項に規定する届出は、市長が別に定める書類により行う。

4 前項の書類には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 既存屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図並びに周辺の状況を記載した書類

(2) 既存屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

(3) 既存屋外保管事業場内の配置図

(4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法を記載した書類並びに当該搬入及び搬出に係る経路の図面

(5) 従前の事業者が既存屋外保管事業場の用に供する土地を使用する権原を有していることを証する書類

(6) 従前の事業者が個人である場合においては、住民票の写し

- (7) 従前の事業者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - (8) 従前の事業者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
 - (9) 従前の事業者に使用人がある場合においては、当該使用人の住民票の写し
 - (10) 従前の事業者が未成年者であり、かつ、当該未成年者の法定代理人が個人である場合においては、当該法定代理人の住民票の写し
 - (11) 従前の事業者が未成年者であり、かつ、当該未成年者の法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し
 - (12) 緊急時の連絡体制が記載された書類
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 5 条例附則第7項の規則で定める事項は、第6条第2項各号に規定する事項とする。

別表第1（第24条関係）

騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間（午前8時から午後7時まで）	朝（午前6時から午前8時まで）及び夕（午後7時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
第一種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

1 区域の区分は、次のとおりとする。

(1) 第一種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域の指定がされている区域

(2) 第二種区域 次に掲げる区域をいう。

ア 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の指定がされている区域

イ 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の指定がされていない区域

(3) 第三種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の指定がされている区域

(4) 第四種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は工業専用地域の指定がされている区域

2 この表に掲げる数値に係る測定方法等は、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）第1条の表の備考2から備考4までに定めるところによるものとする。

3 第二種区域、第三種区域及び第四種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から5デシベル減じた値とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（別表第2にお

いて「学校」という。)

- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所（別表第2において「保育所」という。)
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（別表第2において「病院」という。）及び同条第2項に規定する診療所（別表第2において「診療所」という。）のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館（別表第2において「図書館」という。)
 - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム（別表第2において「特別養護老人ホーム」という。)
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（別表第2において「幼保連携型認定こども園」という。)
- 4 第1項第2号イに規定する区域内における都市計画法第29条第1項第5号、第34条第6号又は第34条の2第1項に規定する開発行為（工業の用に供する目的で行うものに限る。）に起因して、当該区域について第二種区域に係る規制基準を適用することが適当でないと認められるに至ったときは、当該区域について適用すべき規制基準は、別に定めるものとする。

別表第2（第24条関係）

振動に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間（午前8時から午後7時 まで）	夜間（午後7時から翌日の午前 8時まで）
第一種区域	60デシベル	55デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル

備考

1 区域の区分は、次のとおりとする。

(1) 第一種区域 次に掲げる区域をいう。

ア 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域の指定がされている区域

イ 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の指定がされていない区域

(2) 第二種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域の指定がされている区域

2 この表に掲げる数値に係る測定方法等は、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示第90号）第1条の表の備考3から備考6までに定めるところによるものとする。

3 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から5デシベル減じた値とする。

様式第1号（第3条関係）

屋外保管事業場設置（変更）事前協議書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

協議者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

電話番号

さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第6条の規定により、次のとおり事前協議書を提出します。

屋外保管事業場の設置場所の所在地及び敷地面積	所在地	電話番号	
	敷地面積	m ²	
屋外保管事業場の設置（変更）に関する計画に係る事項	許可年月日*	年 月 日	
	許可番号*	第 号	
	保管する再生資源物の種類		
	事業場の構造	種類ごとの保管区域の面積	m ²
		処理施設の種類 (設置する場合に限る)	
	再生資源物の保管の方法		
	再生資源物の保管の最大の高さ		m
火災予防上の措置			

備考

- 1 屋外保管事業場に関する変更の場合にあつては、※欄及び変更の前後がわかるように記載すること。
- 2 事前協議書及び添付書類の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日
第 号

様

さいたま市長



屋外保管事業場事前協議事項確認通知書

さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第6条に基づく屋外保管事業場設置（変更）事前協議に係る協議の結果について、次のとおり通知します。

事前協議書の收受年月日及び文書番号	年 月 日 第 号
屋外保管事業場の設置等の場所	

協議の結果

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



屋外保管事業場事前協議終了通知書

屋外保管事業場の設置等に関する計画について、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第6条の規定による協議が終了しましたので、次のとおり通知します。

事前協議書の收受年月日及び文書番号	年 月 日 第 号
屋外保管事業場の設置等の場所	

様式第4号（第6条関係）

屋外保管事業場説明会等実施状況報告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

報告者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

電話番号

事前協議書等の内容について周知を図るための説明会を開催したので、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事前協議書の收受年月日及び文書番号	年 月 日 第 号
屋外保管事業場の設置等の場所	
開催日時	
開催場所	
開催の周知範囲	
参加者数	
説明会の状況（議事録等）	

備考

- 1 説明会で配付し、又は使用した資料等を添付すること。
- 2 報告書及び添付書類の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第5号（第8条関係）

屋外保管事業場事前協議廃止届出書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

電話番号

さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第6条に基づく協議を終えた事前協議書に係る事業計画を廃止したので、次のとおり届け出ます。

事前協議書の收受年月日及び文書番号	年 月 日 第 号
屋外保管事業場の設置等の場所	
保管する再生資源物の種類	
処理施設の種類 （設置する場合に限る）	
廃止年月日	
廃止の理由	

備考

- 届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

屋外保管事業場設置（更新）許可申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

電話番号

さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

屋外保管事業場の設置場所の所在地及び敷地面積	所在地	電話番号
	敷地面積	m ²
屋外保管事業場の設置に関する計画に係る事項	許可年月日*	年 月 日
	許可番号*	第 号
	保管する再生資源物の種類	
	事業場の構造	種類ごとの保管区域の面積 m ²
		処理施設の種類 (設置する場合に限る)
	再生資源物の保管の方法	
火災予防上の措置		

(第3面)

条例第9条第1項第2号カ、サ及びシに規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

- 1 屋外保管事業場に関する更新の場合にあっては、※欄について記載すること。
- 2 「法定代理人」の欄から「条例第9条第1項第2号カ、サ及びシに規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第7号（第9条、第16条、第17条関係）

誓約書

申請（届出）者は、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第9条第1項第2号アからスまでのいずれかに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請（届出）者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

備考

- 1 誓約書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様

さいたま市長



屋外保管事業場設置（変更）許可通知書

年 月 日付けで申請のあった屋外保管事業場の設置（変更）については、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第9条第1項（第11条第2項で準用する場合を含む。）の規定により、申請のとおり許可します。

1 屋外保管事業場の所在地

2 許可の有効期限

年 月 日

（教示）

1 審査請求について

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

さいたま市長



屋外保管事業場設置（変更）不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった屋外保管事業場の設置（変更）については、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第9条第1項（第11条第2項で準用する場合を含む。）の規定により、次の理由のとおり許可しません。

- 1 屋外保管事業場の所在地
- 2 不許可の理由

（教示）

1 審査請求について

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

許可番号 第 号

屋外保管事業場設置許可証

住所
氏名

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例 第8条第1項 の許可を受けた者であることを証する。 第11条第1項

さいたま市長



許可の年月日 年 月 日
許可の有効年月日 年 月 日

1. 事業の用に供するすべての施設

(1) 保管を行う場所の所在地及び面積

(2) 保管施設の概要

再生資源物の種類	保管面積	保管高さ等

2. 許可の条件

3. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	内 容
年 月 日	
年 月 日	

様式第11号（第14条関係）

屋外保管事業場使用前検査申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

電話番号

屋外保管事業場の使用前検査を受けたいので、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第9条第3項の規定により、次のとおり申請します。

屋外保管事業場の設置等の場所	
許可の年月日	年 月 日
許可番号	第 号
工事完了年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日

備考

- 1 屋外保管事業場の構造を明らかにする図面等を適宜添付すること。
- 2 申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第12号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



屋外保管事業場計画適合通知書

年 月 日付で申請のあった屋外保管事業場の使用前検査については、屋外保管事業場の設置に関する計画に適合していたので、次のとおり通知します。

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
屋外保管事業場の設置等の場所	
検査年月日	年 月 日

屋外保管事業場変更許可申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

電話番号

さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

屋外保管事業場の設置場所の所在地及び敷地面積	所在地	電話番号
	敷地面積	m ²
屋外保管事業場の設置に関する計画に係る事項	許可年月日	年 月 日
	許可番号	第 号
	保管する再生資源物の種類	
	事業場の構造	種類ごとの保管区域の面積 m ²
処理施設の種類 (設置する場合に限る)		
変更の理由及び内容		

(第3面)

条例第9条第1項第2号カ、サ及びシに規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

- 1 「法定代理人」の欄から「条例第9条第1項第2号カ、サ及びシに規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 3 申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

屋外保管事業場変更届出書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

電話番号

屋外保管事業場に係る事項について軽微な変更をしたので、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

屋外保管事業場の設置場所の所在地及び敷地面積	所在地	電話番号	
	敷地面積	m ²	
屋外保管事業場の設置に関する計画に係る事項	許可年月日	年 月 日	
	許可番号	第 号	
	保管する再生資源物の種類		
	事業場の構造	種類ごとの保管区域の面積	m ²
		処理施設の種類 (設置する場合に限る)	
再生資源物の保管の最大の高さ	m		
変更の理由及び内容			

備考

- 1 変更の内容については、変更の前後がわかるように記載すること。
- 2 届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

屋外保管事業場廃止届出書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

電話番号

屋外保管事業場の全部を廃止したので、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第11条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

屋外保管事業場の設置場所の所在地及び敷地面積	所在地	電話番号	
	敷地面積	m ²	
屋外保管事業場の設置に関する計画に係る事項	許可年月日	年 月 日	
	許可番号	第 号	
	保管する再生資源物の種類		
	事業場の構造	種類ごとの保管区域の面積	m ²
		処理施設の種類 (設置する場合に限る)	
再生資源物の保管の最大の高さ	m		
廃止の理由			
廃止の年月日	年 月 日		

備考

- 届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

（表）

写真	身分証明書	第	号
		所 属	
		職 名	
		氏 名	
<p>上記の者は、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第18条第1項の規定により、立入検査等を行う者であることを証明する。</p>			
年 月 日発行			
（3年間有効）			
		さいたま市長	印

8 cm

6 cm

（裏）

さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、屋外保管事業者の事業場、事務所その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

さいたま市規則第8号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年さいたま市規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(利用者負担額)</p> <p>第2条 条例第2条及び条例附則第2項に規定する規則で定める額（以下「利用者負担額」という。）は、次の各号に掲げる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども（以下「子ども」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>法第19条第1号</u>に該当するもの 別表第1に定める額</p> <p>(2) <u>法第19条第2号及び第3号</u>に該当するもの 別表第2に定める額</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>備考</p> <p>1 「所得割額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。所得割額の計算に当たっては、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、<u>第5条の4の2第5項</u>、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は、適用しないものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(利用者負担額)</p> <p>第2条 条例第2条及び条例附則第2項に規定する規則で定める額（以下「利用者負担額」という。）は、次の各号に掲げる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども（以下「子ども」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>法第19条第1項第1号</u>に該当するもの 別表第1に定める額</p> <p>(2) <u>法第19条第1項第2号及び第3号</u>に該当するもの 別表第2に定める額</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>備考</p> <p>1 「所得割額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。所得割額の計算に当たっては、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、<u>第5条の4の2第6項</u>、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は、適用しないものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>

別表第2（第2条関係）

[略]

備考

1 「均等割額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割額又は均等割額とし、所得割額の計算に当たっては、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする

2～11 [略]

別表第2（第2条関係）

[略]

備考

1 「均等割額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割額又は均等割額とし、所得割額の計算に当たっては、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする

2～11 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第9号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則（平成13年さいたま市規則第142号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(手数料等の減免)</p> <p>第18条 条例第31条第1項の<u>規定による手数料又は費用（以下「手数料等」という。）の減額又は免除について、次の各号に掲げる場合に</u>応じ、<u>当該各号に掲げる措置を講じるものとする。</u></p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に<u>掲げる保護を受けている場合</u> 免除</p> <p>(2) 前号に<u>準じるものと認められる場合</u> 免除</p> <p>(3) 条例第21条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に従い、資源の有効利用を図るため、事業系一般廃棄物を分別し、市の<u>指定する処理施設に搬入した場合</u>（当該一般廃棄物処理計画に従って分別され、搬入された事業系一般廃棄物に係る手数料等に限る。） <u>減額（事業系一般廃棄物10キログラムにつき140円を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た金額。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。）</u></p> <p>(4) 災害その他市長が特別の理由があると<u>認める場合</u> 免除</p> <p>2～4 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(手数料等の減免)</p> <p>第18条 条例第31条第1項の<u>規定により手数料又は費用（以下「手数料等」という。）を減額し、又は免除する者は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に<u>掲げる保護を受けている者</u> 免除</p> <p>(2) 前号に<u>準ずるものと認められる者</u> 免除</p> <p>(3) 条例第21条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に従い、資源の有効利用を図るため、事業系一般廃棄物を分別し、市の<u>処理施設に搬入した者</u>（当該一般廃棄物処理計画に従って分別され、搬入された事業系一般廃棄物に係る手数料等に限る。） 減額</p> <p>(4) 災害その他市長が特別の理由があると<u>認める者</u> 免除又は減額</p> <p>2～4 [略]</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第10号

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年さいたま市規則第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第35条 条例別表第2第33項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 子ども・子育て支援法附則第6条第6項の滞納処分に関する事務 当該児童の扶養義務者に係る第1号に掲げる情報</p> <p>(9) 子ども・子育て支援法附則第6条第6項の規定により地方税の滞納処分の例によることとされた職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に関する事務 第1号に掲げる情報</p> <p>(10) 子ども・子育て支援法附則第6条第6項の規定により地方税の滞納処分の例によることとされた滞納処分の執行の停止に関する事務 第1号に掲げる情報</p>	<p>第35条 条例別表第2第33項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 子ども・子育て支援法附則第6条第7項の滞納処分に関する事務 当該児童の扶養義務者に係る第1号に掲げる情報</p> <p>(9) 子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定により地方税の滞納処分の例によることとされた職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に関する事務 第1号に掲げる情報</p> <p>(10) 子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定により地方税の滞納処分の例によることとされた滞納処分の執行の停止に関する事務 第1号に掲げる情報</p>
<p>第36条 条例別表第2第34項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 児童福祉法第56条第5項から第7項までの滞納処分に関する事務 次に掲げる情報 ア～チ [略]</p> <p>(3) 児童福祉法第56条第5項から第7項までの規定により地方税の滞納処分の例によることとされた職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に関する事務 前号に掲げる情報</p> <p>(4) 児童福祉法第56条第5項から第7項までの規定により地方税の滞納処分の例によることとされた滞納処分の執行の停止に関する事務 第</p>	<p>第36条 条例別表第2第34項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 児童福祉法第56条第6項から第8項までの滞納処分に関する事務 次に掲げる情報 ア～チ [略]</p> <p>(3) 児童福祉法第56条第6項から第8項までの規定により地方税の滞納処分の例によることとされた職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に関する事務 前号に掲げる情報</p> <p>(4) 児童福祉法第56条第6項から第8項までの規定により地方税の滞納処分の例によることとされた滞納処分の執行の停止に関する事務 第</p>

2号に掲げる情報

2号に掲げる情報

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第11号

さいたま市会計規則の一部を改正する規則

さいたま市会計規則（平成13年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第11章 [略] 第12章 検査（第114条— <u>第118条</u> ） 第13章 監督責任及び保管責任（ <u>第119条—第122条</u> ） 第14章 <u>指定公金事務取扱者</u> （第123条— <u>第125条</u> ） 第15章 <u>補則</u> （第126条） 附則 （納付書による収納） 第23条 次の各号のいずれかに該当する場合は、納付書により収入しなければならない。 (1) [略] (2) <u>出納員等、現金取扱員等又は指定公金事務取扱者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）</u> がその収納金を払い込むとき。ただし、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の方法により収納金を払い込む場合を除く。 (3)～(6) [略] （指定納付受託者） 第36条の2 <u>法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者（同項に規定する指定納付受託者をいう。以下同じ。）の指定をしようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。</u>	目次 第1章～第11章 [略] 第12章 検査（第114条— <u>第119条</u> ） 第13章 監督責任及び保管責任（ <u>第120条—第123条</u> ） 第14章 <u>補則</u> （第124条） 附則 （納付書による収納） 第23条 次の各号のいずれかに該当する場合は、納付書により収入しなければならない。 (1) [略] (2) <u>出納員等、現金取扱員等又は私人に収納事務を委託した場合における受託者がその収納金を払い込むとき。ただし、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の方法により収納金を払い込む場合を除く。</u> (3)～(6) [略] （指定納付受託者） 第36条の2 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしようとするときは、会計管理者に合議しなければならない。</u>

- 2 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の前日から起算して60日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して14日後のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 3 法第231条の2の7の規定により指定納付受託者の指定を取り消したときは、会計管理者に通知しなければならない。

第37条 削除

- 2 指定を受けた者（以下「指定納付受託者」という。）は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の前日から起算して60日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して14日後のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 3 地方自治法第231条の2の7の規定による指定の取消しをしようとするときは、会計管理者に合議しなければならない。

(収入事務の委託)

- 第37条 令第158条第1項及び令第158条の2第1項の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。ただし、前年度に引き続き歳入の徴収又は収納の事務を委託する場合で、かつ、当該委託に係る相手方、事務の内容及び期間が同一であるときは、協議を要しないものとする。
- 2 前項の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、会計管理者が特に認める場合を除き、当該事務を受託した私人（以下「収入事務受託者」という。）に、収入事務受託者である旨を証する書類を交付しなければならない。
- 3 収入事務受託者は、歳入金を受納したときは、領収書を納人に交付しなければならない。ただし、会計管理者が認めたときは、この限りではない。
- 4 第26条第3項の規定は、前項の領収書の交付について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第37条第3項本文」と読み替えるものとする。
- 5 収入事務受託者は、その取り扱った収納金を指定金融機関等に払い込まなければならない。
- 6 令第158条の2第1項に規定する規則で定める歳入は、さいたま市放課後児童クラブ条例（平成13年さいたま市条例第178号）第8条に規定する指導料とする。
- 7 令第158条の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 公金等の収納の事務の受託に関し、十分な実績を有すること。
 - (2) 委託する事務を遂行するために十分な事業規模を有し、かつ、安定的な経営基盤を有していると認められること。
 - (3) 収納に関する情報を電子計算機により管理し、その電磁的記録を遅滞なく提供することができること。
 - (4) 収納金の払込みを確実かつ速やかに行うことができること。
 - (5) 個人情報漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必

(会計管理者の収入事務)

第38条 会計管理者は、指定金融機関から納入済通知書を受けたとき又は指定金融機関等、指定納付受託者若しくは指定公金事務取扱者から納入済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の送信を受けたときは、次の各号によって処理しなければならない。

- (1) 指定金融機関の収支報告書と照合の上、所属年度、予算科目別に仕訳調査して収入内訳書を作成すること。
- (2) [略]

(支出命令書の取扱い)

第45条 [略]

2 会計年度経過後の支出命令書は、会計管理者の指定する日までに送付しなければならない。ただし、次に掲げる支出命令書については、この限りでない。

- (1) 令第165条の6の規定による過誤納金の還付に係る支出命令書
- (2) [略]

(繰替払)

第84条 令第164条第5号の規定により繰替払をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとし、その支払については、当該各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める歳入に係る収入金を繰り替えて使用させることができる。

- (1) 指定納付受託者に納付させる歳入（法第235条の4第3項の歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。）に係る手数料 当該歳入等の収入金
- (2) 指定納付受託者に納付させる歳入等に係る返還金であって、次のいずれにも該当するもの
ア 出納員等、区出納員等又は指定公金事務取扱者を置く納付場所に設置した電子計算機の誤操作等により、納人の意思に反して法第231条の2の2第2号の通知をしたこと。

イ・ウ [略]

2～6 [略]

第85条から第88条まで 削除

要な措置を講じることができること。

(会計管理者の収入事務)

第38条 会計管理者は、指定金融機関から納入済通知書を受けたとき又は指定金融機関等、収入事務受託者若しくは指定納付受託者から納入済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の送信を受けたときは、次の各号によって処理しなければならない。

- (1) 指定金融機関の収支報告書と照合の上、所属年度、予算科目別に仕分調査して収入内訳書を作成すること。
- (2) [略]

(支出命令書の取扱い)

第45条 [略]

2 会計年度経過後の支出命令書は、会計管理者の指定する日までに送付しなければならない。ただし、次に掲げる支出命令書については、この限りでない。

- (1) 令第165条の7の規定による過誤納金の還付に係る支出命令書
- (2) [略]

(繰替払)

第84条 令第164条第5号の規定により繰替払をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとし、その支払については、当該各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める歳入に係る収入金を繰り替えて使用させることができる。

- (1) 指定納付受託者に納付させる歳入（法第235条の4第3項の歳入歳出外現金を含む。以下、この項において「歳入等」という。）に係る手数料 当該歳入等の収入金
- (2) 指定納付受託者に納付させる歳入等に係る返還金であって、次のいずれにも該当するもの
ア 出納員等、区出納員等又は収入事務受託者を置く納付場所に設置した電子計算機の誤操作等により、納人の意思に反して地方自治法第231条の2の2第2号の通知をしたこと。

イ・ウ [略]

2～6 [略]

(支出事務の委託)

第85条 支出命令者は、会計管理者と協議の上、必要な資金を交付して私人に支出事務を委託することができる。

(資金の交付)

第86条 課所長等は、支出命令書を作成し、支出事務の委託を受けた私人（以下「支出事務受託者

」という。)の請求書を添付し、支出命令者を經由して会計管理者に送付しなければならない。

(支払案内書)

第87条 支出事務の委託をしたときは、課所長等は、債権者に対して支出事務受託者の氏名及び支払をする金額、内容、場所、期日又は期間その他必要と認める事項を記載した支払案内書を送付しなければならない。ただし、債権者が証書その他の支払を受けるべきことを証する書類を所持している場合又は災害その他の事由が発生した場合において、支払事務処理上支払案内書の送付の必要がない場合又は送付が困難と認める場合は、この限りでない。

(支出事務受託者の事務処理)

第88条 支出事務受託者が支払をする場合において、債権者が課所長等から送付された支払案内書又は証書その他の支払を受けるべきことを証する書類を所持しているときは、当該書類を提示させなければならない。

2 前項に規定するもののほか、支出事務受託者の支払及び精算については、前渡金の支払及び精算の例により処理させなければならない。

(収入事務受託者及び支出事務受託者の検査)

第119条 会計管理者は、令第158条第4項、第158条の2第3項及び第165条の2第3項に規定する検査を実施するときは、前3条の規定の手續に準じて行わなければならない。

第119条

第120条

第121条

第122条

第120条

第121条

第122条

第123条

第14章 指定公金事務取扱者

(指定公金事務取扱者)

第123条 法第243条の2第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定をしようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。

2 指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の前日から起算して60日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して14

日後のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- 3 法第243条の2の3第1項の規定により指定公金事務取扱者の指定を取り消したときは、会計管理者に通知しなければならない。

(公金の徴収及び収納に関する事務の委託)

第124条 法第243条の2の5第1項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等は、同項各号のいずれにも該当する歳入等のうち、令第154条第3項に規定する方法により納入の通知をしたものとする。

- 2 指定公金事務取扱者に歳入の徴収又は歳入等の収納に関する事務を委託したときは、その旨を納人の見やすい方法により公表しなければならない。

- 3 指定公金事務取扱者は、徴収した歳入及び収納した歳入等を指定金融機関等に払い込まなければならない。

- 4 指定公金事務取扱者は、歳入を徴収し、又は歳入等を収納したときは、領収書を納人に交付しなければならない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

(1) 口座振替の方法により収納したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、会計管理者が特に認めるとき。

- 5 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の区分に応じ、当該各号に定める書類については、領収書に代えることができる。

(1) レジスターに登録して収納する収入 レジスターによるレシート

(2) 入園料、入場料その他これらに類する収入 入園券、入場券等で領収金額が表示されたもの

(3) コイン式複写機により収納する収入 コイン式複写機によるレシート

(公金の支出に関する事務の委託)

第125条 指定公金事務取扱事務者（公金の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）の資金の管理、支払及び精算については、前渡金の例による。

- 2 指定公金事務取扱者は、次の各号に掲げるときは、速やかに、市長を経て、会計管理者等に支出報告書を提出しなければならない。

(1) 歳出の支出に関する事務が完了したとき。

(2) 複数年度にわたり歳出の支出に関する事務を委託している場合であって、各会計年度が終了したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会計管理者が特に認めるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第36条の2の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市会計規則（以下「改正後の規則」という。）第123条第1項の規定による協議、同条第2項に規定する変更の届出及び同条第3項の規定による通知は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の規則第123条の規定の例により行わなければならない。
- 3 施行日の前日において現に公金の徴収又は収納に関する事務を行わせている者（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）については、令和8年3月31日までの間は、この規則による改正前のさいたま市会計規則第23条、第37条第3項から第5項まで及び第38条の規定は、なお従前の例による。

さいたま市規則第12号

さいたま市下水道事業財務規則の一部を改正する規則

さいたま市下水道事業財務規則（平成17年さいたま市規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
<p>(準用規定)</p> <p>第4条 会計規則第113条及び第119条から第122条までの規定は、出納員及び現金取扱員の事務について準用する。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第28条 会計規則第12条から第16条まで、第18条、第23条、第25条から第36条の2まで、第43条から第72条まで、第74条から第79条まで、第81条及び第123条から第125条までの規定は、収入及び支出の取扱いについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(準用規定)</p> <p>第4条 会計規則第113条及び第120条から第123条までの規定は、出納員及び現金取扱員の事務について準用する。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第28条 会計規則第12条から第16条まで、第18条、第23条、第25条から第37条まで、第43条から第72条まで、第74条から第79条まで、第81条及び第85条から第88条までの規定は、収入及び支出の取扱いについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
[略]			[略]		
[略]			[略]		
第79条第1項	[略]		第79条第1項	[略]	
第123条第1項	法第243条の2第1項	法第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項	第37条第1項	令第158条第1項及び令第158条の2第1項	法第33条の2
第123条第3項	法第243条	法第33条の2	[略]		

項	の2の3第1項	において準用する地方自治法第243条の2の3第1項
第124条第1項	法第243条の2の5第1項	法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2の5第1項
	令第154条第3項	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第154条第3項
第124条第3項	指定金融機関等	出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関

(準用規定)

第32条 会計規則第114条から第118条までの規定は、会計事務の検査について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

(入札保証金)

第55条 令第21条の14に規定する入札保証金の率は、その者の見積りに係る入札金額の100分の5以上とする。ただし、単価による入札の場合にあっては、その都度市長が定めるものとする。

(随意契約によることができる上限額等)

第56条 令第21条の13第1項第1号に規定する随意契約によることができる場合の予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えない額とする。

(1)~(6) [略]

(随意契約における手続の特例)

第57条 市長は、令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定による随意契約により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公表す

(準用規定)

第32条 会計規則第114条から第119条までの規定は、会計事務の検査について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

第119条	令第158条第4項、第158条の2第3項及び第165条の3第3項	令第26条の4第3項及び第21条の11第3項
-------	----------------------------------	------------------------

(入札保証金)

第55条 令第21条の15に規定する入札保証金の率は、その者の見積りに係る入札金額の100分の5以上とする。ただし、単価による入札の場合にあっては、その都度市長が定めるものとする。

(随意契約によることができる上限額等)

第56条 令第21条の14第1項第1号に規定する随意契約によることができる場合の予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えない額とする。

(1)~(6) [略]

(随意契約における手続の特例)

第57条 市長は、令第21条の14第1項第3号又は第4号の規定による随意契約により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公表す

<p>るものとする。 (1)～(3) [略] 2 [略]</p> <p>(契約保証金) 第58条 令第21条の14に規定する契約保証金の率は、契約代金の100分の10以上とする。ただし、単価契約の場合は、その都度市長が定めるものとする。</p>	<p>るものとする。 (1)～(3) [略] 2 [略]</p> <p>(契約保証金) 第58条 令第21条の15に規定する契約保証金の率は、契約代金の100分の10以上とする。ただし、単価契約の場合は、その都度市長が定めるものとする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において現に下水道事業に係る公金の徴収又は収納に関する事務を行わせている者（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下この項において「改正法」という。）による改正後の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する改正法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）に対するこの規則による改正後のさいたま市下水道事業財務規則第28条の規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。

さいたま市規則第13号

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第198号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特殊装置を用いる駐車施設)</p> <p>第4条 <u>条例第10条第6項</u>に規定する規則で定める特殊の装置を用いる駐車施設は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣がその装置が同施行令第2章第1節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めたものとする。</p>	<p>(特殊装置を用いる駐車施設)</p> <p>第4条 <u>条例第9条第6項</u>に規定する規則で定める特殊の装置を用いる駐車施設は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣がその装置が同施行令第2章第1節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めたものとする。</p>
<p>(駐車施設の附置等の届出)</p> <p>第5条 <u>条例第11条</u>の規定による届出をしようとする者は、駐車施設を附置しようとする建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知をする前に、駐車施設附置（変更）届出書（様式第1号）に別表第1に掲げる図書（変更の届出の場合は、変更する事項に係る図書に限る。）を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p>	<p>(駐車施設の附置等の届出)</p> <p>第5条 <u>条例第10条</u>の規定による届出をしようとする者は、駐車施設を附置しようとする建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知をする前に、駐車施設附置（変更）届出書（様式第1号）に別表第1に掲げる図書（変更の届出の場合は、変更する事項に係る図書に限る。）を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p>
<p>(附置の特例の承認申請)</p> <p>第6条 <u>条例第12条第2項</u>の規定により市長の承認を受けようとする者は、隔地駐車施設設置（変更）承認申請書（様式第2号）に別表第2に掲げる図書（変更の承認の場合は、変更する事項に係る図書に限る。）を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p>	<p>(附置の特例の承認申請)</p> <p>第6条 <u>条例第11条第2項</u>の規定により市長の承認を受けようとする者は、隔地駐車施設設置（変更）承認申請書（様式第2号）に別表第2に掲げる図書（変更の承認の場合は、変更する事項に係る図書に限る。）を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p>
2 [略]	2 [略]

(身分証明書)

第7条 条例第15条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第4号)とする。

(措置命令書)

第8条 条例第16条第2項に規定する書面は、措置命令書(様式第5号)とする。

様式第1号(第5条関係)

[略]

駐車施設附置(変更)届出書

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第2号(第6条関係)

[略]

隔地駐車施設設置(変更)承認申請書

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第12条第2項の規定による承認を受けたいので申請します。

[略]

様式第4号(第7条関係)

(表)

[略]

身分証明書

[略]

上記の者は、さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第15条の規定により、立入検査をすることができる者であることを証明する。

[略]

(裏)

[略]

(立入検査)

第15条 [略]

2・3 [略]

[略]

様式第5号(第8条関係)

[略]

措置命令書

[略]

上記の建築物は、さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第 条の規定に違反しているので、同条例第16条の規定により、次のとおり措置を命じます。

(身分証明書)

第7条 条例第14条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第4号)とする。

(措置命令書)

第8条 条例第15条第2項に規定する書面は、措置命令書(様式第5号)とする。

様式第1号(第5条関係)

[略]

駐車施設附置(変更)届出書

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第2号(第6条関係)

[略]

隔地駐車施設設置(変更)承認申請書

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第11条第2項の規定による承認を受けたいので申請します。

[略]

様式第4号(第7条関係)

(表)

[略]

身分証明書

[略]

上記の者は、さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第14条の規定により、立入検査をすることができる者であることを証明する。

[略]

(裏)

[略]

(立入検査)

第14条 [略]

2・3 [略]

[略]

様式第5号(第8条関係)

[略]

措置命令書

[略]

上記の建築物は、さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第 条の規定に違反しているので、同条例第15条の規定により、次のとおり措置を命じます。

[略]

[略]

附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。

さいたま市規則第14号

さいたま市内部統制の推進に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市内部統制の推進に関する規則（令和2年さいたま市規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第8条関係） [略] <u>子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課長</u> [略]	別表（第8条関係） [略] <u>子ども未来局子ども育成部子ども政策課長</u> [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第15号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																
<p>別表第6（第22条関係） 汚水等に係る有害物質による排出水の汚染状態に係る規制基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号の許容限度は、次の表の中欄に掲げる汚水等に係る有害物質の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 60%;">汚水等に係る有害物質の種類</th> <th style="width: 30%;">許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">1リットルにつき六価クロム<u>0.2</u>ミリグラム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p> <p>別表第7（第22条関係） その他の排出水の汚染状態に係る規制基準（その1）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号の許容限度は、次の表の中欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 30%;">許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">大腸菌数 (単位 <u>1</u>ミリリットルにつきコロニー形成単位)</td> <td style="text-align: center;">日間平均800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項	汚水等に係る有害物質の種類	許容限度	[略]			5	[略]	1リットルにつき六価クロム <u>0.2</u> ミリグラム	[略]			項	項目	許容限度	[略]			13	大腸菌数 (単位 <u>1</u> ミリリットルにつきコロニー形成単位)	日間平均800	[略]			<p>別表第6（第22条関係） 汚水等に係る有害物質による排出水の汚染状態に係る規制基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号の許容限度は、次の表の中欄に掲げる汚水等に係る有害物質の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 60%;">汚水等に係る有害物質の種類</th> <th style="width: 30%;">許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">1リットルにつき六価クロム<u>0.5</u>ミリグラム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p> <p>別表第7（第22条関係） その他の排出水の汚染状態に係る規制基準（その1）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号の許容限度は、次の表の中欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 30%;">許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">大腸菌群数 (単位 <u>1</u>立方センチメートルにつき個)</td> <td style="text-align: center;">日間平均3,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項	汚水等に係る有害物質の種類	許容限度	[略]			5	[略]	1リットルにつき六価クロム <u>0.5</u> ミリグラム	[略]			項	項目	許容限度	[略]			13	大腸菌群数 (単位 <u>1</u> 立方センチメートルにつき個)	日間平均3,000	[略]		
項	汚水等に係る有害物質の種類	許容限度																																															
[略]																																																	
5	[略]	1リットルにつき六価クロム <u>0.2</u> ミリグラム																																															
[略]																																																	
項	項目	許容限度																																															
[略]																																																	
13	大腸菌数 (単位 <u>1</u> ミリリットルにつきコロニー形成単位)	日間平均800																																															
[略]																																																	
項	汚水等に係る有害物質の種類	許容限度																																															
[略]																																																	
5	[略]	1リットルにつき六価クロム <u>0.5</u> ミリグラム																																															
[略]																																																	
項	項目	許容限度																																															
[略]																																																	
13	大腸菌群数 (単位 <u>1</u> 立方センチメートルにつき個)	日間平均3,000																																															
[略]																																																	

備考 [略]

別表第20（第69条関係）
地下水の汚染に係る基準

項	特定有害物質の種類	基準値
[略]		
5	[略]	1リットルにつき六価クロム <u>0.02ミ</u> <u>リグラム</u>
[略]		

備考 [略]

備考 [略]

別表第20（第69条関係）
地下水の汚染に係る基準

項	特定有害物質の種類	基準値
[略]		
5	[略]	1リットルにつき六価クロム <u>0.05ミ</u> <u>リグラム</u>
[略]		

備考 [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第7の改正は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第16号

さいたま市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市特定非営利活動促進法施行細則（平成24年さいたま市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（特定非営利活動法人が行う電磁的記録による備置きの方法）</p> <p>第35条 条例第16条第2項の規則で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかとする。</p> <p>(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号及び次条において同じ。）をもって調製するファイルにより備え置く方法</p> <p>(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより備え置く方法</p> <p>2 [略]</p>	<p>（特定非営利活動法人が行う電磁的記録による備置きの方法）</p> <p>第35条 条例第16条第2項の規則で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかとする。</p> <p>(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法</p> <p>(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法</p> <p>2 [略]</p>
<p>（特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成の方法）</p> <p>第36条 条例第17条第2項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法とする。</p>	<p>（特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成の方法）</p> <p>第36条 条例第17条第2項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第17号

さいたま市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 さいたま市都市公園条例施行規則（平成13年さいたま市規則第201号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
<p style="text-align: center;">（公園施設の利用）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公園施設を利用しようとする者（個人で利用する場合に限る。）は、口頭等により利用申込みをするものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 沼影公園の屋内プール</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">（許可書の交付）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前条第2項の規定による利用申込みについて許可したときは、トレーニング場利用券（様式第14号）、競技場利用券（様式第15号）、プール利用券（様式第16号）、トレーニング・エリア利用券（様式第18号）、陸上競技場利用券（様式第19号）、トレーニング室利用券（様式第20号）又は弓道場利用券（様式第21号）を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">公園施設の申請受付開始日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">公園の区分</th> <th style="width: 33%;">公園施設の区分</th> <th style="width: 33%;">受付を開始する日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>沼影公園（</td> <td style="border: 2px solid black;">屋内プール</td> <td style="border: 2px solid black;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	公園の区分	公園施設の区分	受付を開始する日	[略]			沼影公園（	屋内プール	[略]	<p style="text-align: center;">（公園施設の利用）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公園施設を利用しようとする者（個人で利用する場合に限る。）は、口頭等により利用申込みをするものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 沼影公園の<u>屋外プール、屋内プール及びアイススケート場</u></p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">（許可書の交付）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前条第2項の規定による利用申込みについて許可したときは、トレーニング場利用券（様式第14号）、競技場利用券（様式第15号）、プール利用券（様式第16号）、<u>アイススケート場利用券（様式第17号）</u>、トレーニング・エリア利用券（様式第18号）、陸上競技場利用券（様式第19号）、トレーニング室利用券（様式第20号）又は弓道場利用券（様式第21号）を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">公園施設の申請受付開始日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">公園の区分</th> <th style="width: 33%;">公園施設の区分</th> <th style="width: 33%;">受付を開始する日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>沼影公園（</td> <td style="border: 2px solid black;">屋外プール</td> <td style="border: 2px solid black;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	公園の区分	公園施設の区分	受付を開始する日	[略]			沼影公園（	屋外プール	[略]
公園の区分	公園施設の区分	受付を開始する日																	
[略]																			
沼影公園（	屋内プール	[略]																	
公園の区分	公園施設の区分	受付を開始する日																	
[略]																			
沼影公園（	屋外プール	[略]																	

専用利用の 場合)	
[略]	

備考 [略]

様式第17号 削除

専用利用の 場合)	屋内プール アイススケート場
[略]	

備考 [略]

様式第17号 (第5条関係)

アイススケート場利用券		
市内	市外	一般 児童・生徒
	1人(1回)	円
		年 月 日
さいたま市		

第2条 さいたま市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前															
<p>(公園施設の利用)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公園施設を利用しようとする者（個人で利用する場合に限る。）は、口頭等により利用申込みをするものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>公園施設の申請受付開始日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園の区分</th> <th>公園施設の区分</th> <th>受付を開始する日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	公園の区分	公園施設の区分	受付を開始する日	[略]			<p>(公園施設の利用)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公園施設を利用しようとする者（個人で利用する場合に限る。）は、口頭等により利用申込みをするものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>沼影公園の屋内プール</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>公園施設の申請受付開始日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園の区分</th> <th>公園施設の区分</th> <th>受付を開始する日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>沼影公園（専用利用の場合）</td> <td>屋内プール</td> <td>利用しようとする日の属する月の前月の10日</td> </tr> </tbody> </table>	公園の区分	公園施設の区分	受付を開始する日	[略]			沼影公園（専用利用の場合）	屋内プール	利用しようとする日の属する月の前月の10日
公園の区分	公園施設の区分	受付を開始する日														
[略]																
公園の区分	公園施設の区分	受付を開始する日														
[略]																
沼影公園（専用利用の場合）	屋内プール	利用しようとする日の属する月の前月の10日														

[略]

備考 [略]

[略]

備考 [略]

附 則

この規則中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は令和7年7月1日から施行する。

さいたま市規則第18号

さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(内部組織) 第2条 区役所の内部組織は、次のとおりとする。 [略] 健康福祉部 [略] 支援課 児童福祉係 <u>こども家庭総合相談係</u> 障害福祉係 [略]	(内部組織) 第2条 区役所の内部組織は、次のとおりとする。 [略] 健康福祉部 [略] 支援課 児童福祉係 障害福祉係 [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第19号

さいたま市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市児童相談所長事務委任規則（平成15年さいたま市規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(委任事務) 第2条 児童相談所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(19) [略] (20) 法第57条の3第3項の規定による報告又は文書等の提出若しくは提示の命令等に関すること。 (21) 法第57条の4第3項の規定による文書の閲覧若しくは資料の提供又は報告に関すること。 (22)～(30) [略]	(委任事務) 第2条 児童相談所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(19) [略] (20) 法第57条の3第2項の規定による報告又は文書等の提出若しくは提示の命令等に関すること。 (21) 法第57条の4第2項の規定による文書の閲覧若しくは資料の提供又は報告に関すること。 (22)～(30) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第20号

さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市児童福祉法施行細則（平成15年さいたま市規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(児童養護施設等への入所措置等の決定の通知)</p> <p>第13条 児童相談所長は、法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の規定による措置を採ったときは、本人又は保護者に対しては措置決定通知書（様式第20号）により、小規模住宅型児童養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の長又は法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）の長に対しては措置（委託）通知書（様式第21号）により通知しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(児童養護施設等への入所措置等の決定の通知)</p> <p>第13条 児童相談所長は、法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の規定による措置を採ったときは、本人又は保護者に対しては措置決定通知書（様式第20号）により、小規模住宅型児童養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の長又は法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）の長に対しては措置（委託）通知書（様式第21号）により通知しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(一時保護児童の所持物の売却の方法)</p> <p>第17条 児童相談所長は、<u>法第33条の2の2第2項</u>の規定により売却を必要とする物で高価と認められるものは、公告して競売に付さなければならない。ただし、即時に売却しなければ腐敗し、若しくは滅失するおそれがある物又は公告の後競売人がない物については、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(一時保護児童の所持物の売却の方法)</p> <p>第17条 児童相談所長は、<u>法第33条の2第2項</u>の規定により売却を必要とする物で高価と認められるものは、公告して競売に付さなければならない。ただし、即時に売却しなければ腐敗し、若しくは滅失するおそれがある物又は公告の後競売人がない物については、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(一時保護児童の所持物の返還の公告)</p> <p>第18条 <u>法第33条の2の2第4項</u>の規定による公告は、物の名称、種類、数量及び形状、児童がその物を所持するに至った経緯その他必要な事項を記載して、14日間当該児童相談所又は最寄りの掲示場に掲示して行うものとする。ただし、貴重と認められる物については、さいたま市報に掲載して行うものとする。</p>	<p>(一時保護児童の所持物の返還の公告)</p> <p>第18条 <u>法第33条の2第4項</u>の規定による公告は、物の名称、種類、数量及び形状、児童がその物を所持するに至った経緯その他必要な事項を記載して、14日間当該児童相談所又は最寄りの掲示場に掲示して行うものとする。ただし、貴重と認められる物については、さいたま市報に掲載して行うものとする。</p>

(一時保護児童の所持物への準用)
第19条 前2条の規定は、法第33条の3第2項において準用する法第33条の2の2第2項の規定による売却及び同条第4項の規定による公告について準用する。

(児童自立生活援助事業所への入居申込書)
第19条の2 法第33条の6第2項に規定する申込書は、児童自立生活援助事業所入居申込書(様式第32号の2)とする。

(委託及び入所の措置等に要する費用の徴収)
第22条 [略]
2 [略]
3 第1項の規定は、法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施をしたときについて準用する。この場合において、「当該児童又は延長者(法第31条第4項に規定する延長者をいう。以下同じ。)」について、入所後若しくは通所後又は委託後に要した措置費」とあるのは、「児童自立生活援助の実施に要した費用」とする。
4 [略]

様式第32号の2(第19条の2関係)
児童自立生活援助事業所入居申込書
[略]
児童自立生活援助事業所に入居したいので、児童福祉法第33条の6第2項の規定により次のとおり申し込みます。
[略]

(一時保護児童の所持物への準用)
第19条 前2条の規定は、法第33条の3第2項において準用する法第33条の2第2項の規定による売却及び同条第4項の規定による公告について準用する。

(児童自立生活援助事業所への入居申込書)
第19条の2 法第33条の6第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)に規定する申込書は、児童自立生活援助事業所入居申込書(様式第32号の2)とする。

(委託及び入所の措置等に要する費用の徴収)
第22条 [略]
2 [略]
3 第1項の規定は、法第33条の6第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)に規定する児童自立生活援助の実施をしたときについて準用する。この場合において、「当該児童又は延長者(法第31条第4項に規定する延長者をいう。以下同じ。)」について、入所後若しくは通所後又は委託後に要した措置費」とあるのは、「児童自立生活援助の実施に要した費用」とする。
4 [略]

様式第32号の2(第19条の2関係)
児童自立生活援助事業所入居申込書
[略]
児童自立生活援助事業所に入居したいので、児童福祉法第33条の6第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり申し込みます。
[略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第17条から第19条までの改正は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第21号

さいたま市物品会計規則の一部を改正する規則

さいたま市物品会計規則（平成15年さいたま市規則第99号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 課所長等 次に掲げる者をいう。 ア [略] イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）の長、同規則別表第1市長公室の項に規定する東京事務所の副所長及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）</u> ウ～シ [略] (5) [略] 2 [略]	(用語の定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 課所長等 次に掲げる者をいう。 ア [略] イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）並びに同規則別表第1市長公室の項に規定する東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）</u> ウ～シ [略] (5) [略] 2 [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第 2 2 号

さいたま市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市生活保護法施行細則（平成 1 3 年さいたま市規則第 8 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第 2 2 号（第 1 1 条関係） （表） [略] 就労自立給付金申請書 [略] 氏名 <u>個人番号</u> [略] （裏） [略]	様式第 2 2 号（第 1 1 条関係） （表） [略] 就労自立給付金申請書 [略] 氏名 [略] （裏） [略]
様式第 2 4 号（第 1 2 条関係） [略] 進学準備給付金申請書 [略] 氏名 <u>個人番号</u> [略]	様式第 2 4 号（第 1 2 条関係） [略] 進学準備給付金申請書 [略] 氏名 [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市生活保護法施行細則様式第 2 2 号及び様式第 2 4 号の規定により作成されている様式については、当分

の間、使用することができる。

さいたま市規則第23号

さいたま市公印規則の一部を改正する規則

さいたま市公印規則（平成13年さいたま市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第1（第5条、第8条関係）							別表第1（第5条、第8条関係）						
(1) [略]							(1) [略]						
(2) 職印							(2) 職印						
ア 市長印							ア 市長印						
公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者	公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
[略]							[略]						
子ども育成部専用さいたま市長印	[略]					子ども <u>未来局</u> 子ども <u>育成部</u> 子ども <u>・青少</u> <u>年政策</u> <u>課長</u>	子ども育成部専用さいたま市長印	[略]					子ども <u>未来局</u> 子ども <u>育成部</u> 子ども <u>政策課</u> <u>長</u>
子育て未来部専用さいたま市長印	[略]					子ども <u>未来局</u> 子育て <u>未来部</u> <u>幼児政</u> <u>策課長</u>	子育て未来部専用さいたま市長印	[略]					子ども <u>未来局</u> 子育て <u>未来部</u> <u>幼児・</u> <u>放課後</u> <u>児童課</u> <u>長</u>
[略]							[略]						
イ～キ [略]							イ～キ [略]						
ク 出納員印							ク 出納員印						

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
さいたま市出納員印	[略]			3 6	[略]	
[略]						
[略]						

ケ 出納員領収印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
さいたま市出納員領収印	[略]			1 4 2	[略]	
[略]						
[略]						

コ 現金取扱員領収印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
さいたま市現金取扱員領収印	[略]			2 1 6	[略]	
[略]						
[略]						

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
さいたま市出納員印	[略]			3 3	[略]	
[略]						
[略]						

ケ 出納員領収印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
さいたま市出納員領収印	[略]			1 3 9	[略]	
[略]						
[略]						

コ 現金取扱員領収印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
さいたま市現金取扱員領収印	[略]			2 1 7	[略]	
[略]						
[略]						

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第24号

さいたま市職員の任免等の手続に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の任免等の手続に関する規則（平成14年さいたま市規則第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(人事異動通知書)</p> <p>第3条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書（以下「通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、第12号、第17号、第21号又は第23号に該当する場合において、通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができる。</p> <p>(1)～⁽²¹⁾ [略]</p> <p>⁽²²⁾ 任期付職員（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条から第4条まで又は<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号</u>の規定により任期を定めて採用された職員をいう。次号において同じ。）の任期を更新する場合</p> <p>⁽²³⁾・⁽²⁴⁾ [略]</p>	<p>(人事異動通知書)</p> <p>第3条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書（以下「通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、第12号、第17号、第21号又は第23号に該当する場合において、通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができる。</p> <p>(1)～⁽²¹⁾ [略]</p> <p>⁽²²⁾ 任期付職員（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員をいう。次号において同じ。）の任期を更新する場合</p> <p>⁽²³⁾・⁽²⁴⁾ [略]</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第25号

さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第9条 条例第11条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第9条 条例第11条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、<u>同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第26号

さいたま市特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則（平成22年さいたま市規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休業補償) 第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該特定非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該拘留、留置又は収容の期間については、休業補償は行わない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</p>	<p>(休業補償) 第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該特定非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該拘留、留置又は収容の期間については、休業補償は行わない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、<u>同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第27号

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和5年さいたま市規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																				
<p>附 則 <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。 <u>（学校給食費の徴収に関する特例）</u></p> <p>2 <u>当分の間、別表第2の左欄に掲げる児童又は生徒に対する同表の適用については、それぞれ同表の右欄中「291円」とあるのは「260円」と、「356円」とあるのは「317円」と、「345円」とあるのは「314円」と、「394円」とあるのは「355円」とする。</u></p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">一食当たりの額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者</td> <td style="text-align: center;"><u>291円</u></td> </tr> <tr> <td>中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者</td> <td style="text-align: center;"><u>356円</u></td> </tr> <tr> <td>中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者</td> <td style="text-align: center;"><u>356円</u></td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。</td> <td style="text-align: center;"><u>345円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	一食当たりの額	小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>291円</u>	中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>356円</u>	中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>356円</u>	特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。	<u>345円</u>	<p>附 則</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">一食当たりの額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者</td> <td style="text-align: center;"><u>260円</u></td> </tr> <tr> <td>中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者</td> <td style="text-align: center;"><u>317円</u></td> </tr> <tr> <td>中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者</td> <td style="text-align: center;"><u>317円</u></td> </tr> <tr> <td>さいたま市立ひまわり特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給</td> <td style="text-align: center;"><u>314円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	一食当たりの額	小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>260円</u>	中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>317円</u>	中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>317円</u>	さいたま市立ひまわり特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給	<u>314円</u>
区分	一食当たりの額																				
小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>291円</u>																				
中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>356円</u>																				
中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>356円</u>																				
特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。	<u>345円</u>																				
区分	一食当たりの額																				
小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>260円</u>																				
中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>317円</u>																				
中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>317円</u>																				
さいたま市立ひまわり特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給	<u>314円</u>																				

）並びに当該児童又は生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	
特別支援学校の中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒を除く。）並びに当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>394円</u>

食を受ける生徒に限る。 ）並びに当該児童又は生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	
さいたま市立ひまわり特別支援学校の中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒を除く。）並びに当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>348円</u>
さいたま市立さくら草特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。）並びに当該児童又は生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	309円
さいたま市立さくら草特別支援学校の中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒を除く。）並びに当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	355円

備考
児童又は生徒が、自らが在籍している区分の学校の以外の区分の学校において給食の提供を受ける場合であって、当該提供を受ける区分の学校に在籍する児童又は生徒に適用される一食当たりの額と自らに適用される一食当たりの額が異なるときの当該給食一食当たりの額は、当該提供を受ける区分の学校に在籍する児童又は生徒に適用される一食当たりの額と同額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第28号

さいたま市空き家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成24年さいたま市規則第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(命令)</p> <p><u>第2条</u> 条例第6条の規定による命令は、命令書（様式第1号）により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(公表)</p> <p><u>第3条</u> 条例第7条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">(公表に対する意見)</p> <p><u>第4条</u> 市長は、条例第7条第3項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、意見を述べる機会の付与に関する通知書（様式第2号）により、<u>条例第6条</u>の規定による命令を受けた者又はその代理人（条例第7条第2項の規定を適用する場合においては、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律127号）<u>第22条第3項</u>の規定による命令に従わなかった者又はその代理人）に通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知</p>	<p style="text-align: center;">(身分証明書)</p> <p><u>第2条</u> 条例第6条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第1号のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(勧告)</p> <p><u>第3条</u> 条例第8条の規定による勧告は、勧告書（様式第2号）により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(命令)</p> <p><u>第4条</u> 条例第9条の規定による命令は、命令書（様式第3号）により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(公表)</p> <p><u>第5条</u> 条例第10条第1項（条例第13条第2項の規定により適用される場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">(公表に対する意見)</p> <p><u>第6条</u> 市長は、条例第10条第2項（条例第13条第2項の規定により適用される場合を含む。）の規定により意見を述べる機会を与えるときは、意見を述べる機会の付与に関する通知書（<u>様式第4号</u>）により、<u>条例第9条</u>の規定による命令を受けた者（条例第13条第2項の規定を適用する場合においては、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律127号）<u>第14条第3項</u>の規定による命令に従わなかった者又はその代理人）に通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知</p>

に係る意見を述べようとするときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、公表に関する意見書（様式第3号）により、意見を述べなければならない。

第5条 [略]

に係る意見を述べようとするときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、公表に関する意見書（様式第5号）により、意見を述べなければならない。

第7条 [略]

様式第1号及び様式第2号を削り、様式第3号を様式第1号とし、様式第1号を次のように改める。

様

さいたま市長



命 令 書

あなたの所有（管理）する下記の空き家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、年月日付け第号により、必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていないため、さいたま市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年さいたま市条例第44号。以下「条例」という。）第6条の規定より、下記のとおり措置をとることを命じます。

記

1 対象となる空き家等

所在地

用途

2 措置の内容

3 命じるに至った事由

4 措置の期限 年 月 日

5 その他

- 上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく報告すること。
- 本命令に従わないときは、条例第7条第1項の規定により、氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、命令の対象となる空き家等の所在地、命令の内容、その他市長が必要と認める事項を公表することがあります。

（教示）

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>様式第2号（第4条関係）</p> <p>[略]</p> <p>意見を述べる機会の付与に関する通知書</p> <p>が所有（管理）する空き家等について、次のとおり、さいたま市空き家等の適正管理に関する条例第7条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公表をするに当たり、同条第3項の規定により、意見を述べる機会を付与しますので、意見がある場合は、公表に関する意見書（様式第3号）を提出してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">対象となる空き家等の所在地及び用途</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">[略]</td> <td></td> </tr> </table>	対象となる空き家等の所在地及び用途		[略]		<p>様式第4号（その1）（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p>意見を述べる機会の付与に関する通知書</p> <p>あなたが所有（管理）する空き家等について、次のとおり、さいたま市空き家等の適正管理に関する条例第10条第1項の規定による公表をするに当たり、同条第2項の規定により、意見を述べる機会を付与しますので、意見がある場合は、公表に関する意見書（様式第5号（その1））を提出してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">空き家等の所在地等</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">[略]</td> <td></td> </tr> </table>	空き家等の所在地等		[略]	
対象となる空き家等の所在地及び用途									
[略]									
空き家等の所在地等									
[略]									

様式第4号（その2）を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第3号（第4条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">公表に関する意見書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市空き家等の適正管理に関する条例第7条第3項の規定により、次のとおり意見を述べます。</p>	<p>様式第5号（その1）（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">公表に関する意見書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市空き家等の適正管理に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。</p>

対象となる空き家等の所在地及び用途		空き家等の所在地等	
所有者等の住所及び氏名			
[略]		[略]	
備考 [略]		備考 [略]	

様式第5号（その2）を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第29号

さいたま市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市建築基準法施行細則（平成13年さいたま市規則第215号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(建築主事) 第2条 [略] 2 法第4条第9項の規定により、建築審査課に置かれた建築主事の所管区域は、当該建築主事が置かれた建設事務所の所管区域とする。 3・4 [略]	(建築主事) 第2条 [略] 2 法第4条第7項の規定により、建築審査課に置かれた建築主事の所管区域は、当該建築主事が置かれた建設事務所の所管区域とする。 3・4 [略]
(道路位置指定申請) 第12条 省令第9条の申請書の様式は、様式第12号とし、当該申請書には、様式第13号の道路位置指定申請図及び様式第13号の2の道路位置指定承諾書を添えて市長に提出しなければならない。 2 省令第10条第3項の規定による通知は、 <u>様式第13号の3</u> の通知書により申請者に通知するものとする。	(道路位置指定申請) 第12条 省令第9条の申請書の様式は、様式第12号とし、当該申請書には、様式第13号の道路位置指定申請図を添えて市長に提出しなければならない。 2 省令第10条第3項の規定による通知は、 <u>様式第13号の2</u> の通知書により申請者に通知するものとする。

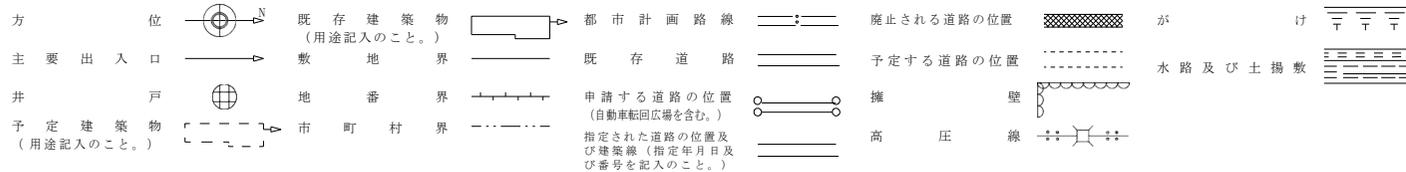
様式第13号を次のように改める。

道路位置指定申請図（指定・変更・廃止）

縮尺	付近見取図	
	地籍図	
	構造図	
	公園の写し	

※ 道路の位置の指定・変更・廃止台帳			
告示年月日		指定年月日	
告示番号		番号	
道路となる土地の地名地番			
道路の概要	幅員	m 延長	m 面積 (うち、転回広場の面積 ㎡)
			利用地積 ㎡

（凡例）



注

- 1 付近見取図、地籍図、道路構造図、自動車転回広場の構造図、公園の写し及び土地に高低差がある場合はその断面図を記入すること。
- 2 申請に係る道路の幅員及び延長の単位はメートル、面積は平方メートルとすること。また、表示する数値は小数点以下2位までとする。
- 3 地籍図中に地番を記入すること。
- 4 道路及び自動車転回広場の構造図には、側溝及び路面の構造を記入すること。
- 5 付近見取図と地籍図の方位は、一致させること。
- 6 隣接境界又は測量の基点から申請に係る道路までの距離を記入すること。
- 7 ※欄には、記入しないこと。

様式第13号の2を様式第13号の3とし、様式第13号の次に次の1様式を加える。

道路位置指定承諾書

道路位置指定申請図（様式第13号）のとおり、道路の位置の指定(変更・廃止)について承諾します。

また、道路となる土地の権利等を移転する場合は、本内容について責任をもって継承します。

申請者住所・氏名						
代理人住所・氏名						
図面作成者住所・氏名						
地番	権利等別	地目	地積(m ²)	関係権利者及び管理者の住所・氏名・承諾印		承諾年月日
				印		
				印		
				印		
				印		
				印		
				印		
				印		
				印		
備考						

注

- 1 「権利等別」欄には、申請に係る道路の土地の所有者及びその土地又はその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利並びに指定を受けようとする道を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の別をそれぞれ記入すること。
- 2 本承諾書（様式第13号の2）と、道路位置指定申請図（様式第13号）に当該関係権利者等及び代理人の割印を必要とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市建築基準法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第30号

さいたま市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を
改正する規則

さいたま市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年さいたま市規則第114号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>さいたま市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則</u></p>	<p><u>さいたま市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令</u>（平成28年政令第8号）及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令</u>（平成28年政令第8号）及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(報告)</p> <p>第6条 法第36条第1項の認定建築主は、エネルギー消費性能の<u>一層の向上</u>のための建築物の新築等の状況について、法第37条の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 法第37条のエネルギー消費性能の<u>一層の向上</u>のための建築物の新築等に係る工事が完了した場合 工事完了報告書（様式第7号）</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(報告)</p> <p>第6条 法第36条第1項の認定建築主は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について、法第37条の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 法第37条のエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る工事が完了した場合 工事完了報告書（様式第7号）</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>(取りやめる旨の申出)</p> <p>第7条 法第36条第1項の認定建築主は、法第3</p>	<p>(取りやめる旨の申出)</p> <p>第7条 法第36条第1項の認定建築主は、法第3</p>

7条に規定するエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書（様式第9号）に省令第25条第2項の通知書（法第36条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、省令第28条において読み替えて準用する省令第25条第2項の通知書）を添えて市長に提出しなければならない。

様式第1号（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同令第3条の軽微な変更¹に該当していることを証する書面の交付を申請します。

[略]

[略]

備考 1 [略]

- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第1の第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容が分かる図書を添えてください。

様式第2号（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書

[略]

下記の申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条の軽微な変更¹に該当していることを証明します。

[略]

様式第3号（第4条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請書

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同令第26条の軽微な変更¹に該当していることを証する書面の交付を申請します。

7条に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書（様式第9号）に省令第25条第2項の通知書（法第36条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、省令第28条において読み替えて準用する省令第25条第2項の通知書）を添えて市長に提出しなければならない。

様式第1号（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同令第3条の軽微な変更¹に該当していることを証する書面の交付を申請します。

[略]

[略]

備考 1 [略]

- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第1の第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容が分かる図書を添えてください。

様式第2号（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書

[略]

下記の申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更¹に該当していることを証明します。

[略]

様式第3号（第4条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請書

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同令第26条の軽微な変更¹に該当していることを証する書面の交付を申請します。

[略]

[略]

- 備考 1 [略]
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第33の第2面から第4面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容が分かる図書を添えてください。

様式第4号（第4条関係）
建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書

[略]

下記の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条の軽微な変更に該当していることを証明します。

[略]

様式第5号（第5条関係）
計画取下げ書

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 条第 項の規定によりした建築物エネルギー消費性能確保計画を次のとおり取り下げます。

[略]

[略]

備考 [略]

様式第6号（第5条関係）
認定（変更認定）申請取下げ届

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 条 項の規定による認定（変更認定）の申請を次のとおり取り下げます。

[略]

[略]

備考 [略]

様式第7号（第6条関係）
工事完了報告書

[略]

[略]

[略]

- 備考 1 [略]
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第33の第2面から第4面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容が分かる図書を添えてください。

様式第4号（第4条関係）
建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書

[略]

下記の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条の軽微な変更に該当していることを証明します。

[略]

様式第5号（第5条関係）
計画取下げ書

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の規定によりした建築物エネルギー消費性能確保計画を次のとおり取り下げます。

[略]

[略]

備考 [略]

様式第6号（第5条関係）
認定（変更認定）申請取下げ届

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条 項の規定による認定（変更認定）の申請を次のとおり取り下げます。

[略]

[略]

備考 [略]

様式第7号（第6条関係）
工事完了報告書

[略]

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に係る工事が完了したので次のとおり報告します。

[略]

[略]

備考 [略]

様式第8号（第6条関係）

状況報告書

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 条第 項の認定を受けた建築物の状況について次のとおり報告します。

[略]

[略]

備考 [略]

様式第9号（第7条関係）

取りやめる旨の申出書

[略]

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめたいので次のとおり申し出ます。

[略]

[略]

備考 [略]

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る工事が完了したので次のとおり報告します。

[略]

[略]

備考 [略]

様式第8号（第6条関係）

状況報告書

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の認定を受けた建築物の状況について次のとおり報告します。

[略]

[略]

備考 [略]

様式第9号（第7条関係）

取りやめる旨の申出書

[略]

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能向上のための建築物の新築等を取りやめたいので次のとおり申し出ます。

[略]

[略]

備考 [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第31号

さいたま市特定の民間再開発事業認定規則を廃止する規則

さいたま市特定の民間再開発事業認定規則（平成14年さいたま市規則第41号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第32号

さいたま市特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則の一部を改正する規則

さいたま市特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則（平成14年さいたま市規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(地区外転出事情認定の基準) 第6条 市長は、地区外転出事情認定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定をしないものとする。 (1) [略] (2) 当該申請に係る地区外転出事情が法第37条の5第6項の規定（この規定に基づく令及び省令の規定を含む。）による特別な事情に適合しないこと。	(地区外転出事情認定の基準) 第6条 市長は、地区外転出事情認定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定をしないものとする。 (1) [略] (2) 当該申請に係る地区外転出事情が法第37条の5第5項の規定（この規定に基づく令及び省令の規定を含む。）による特別な事情に適合しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第33号

さいたま市保健所組織規則の一部を改正する規則

さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 保健所の内部組織は、次のとおりとする。 [略]</p> <p><u>健康支援課</u> <u>難病対策係</u> <u>保健支援係</u> <u>感染症対策課</u> <u>感染症対策係</u> <u>感染症情報係</u> <u>予防接種推進係</u></p> <p>[略]</p> <p>食品衛生課 <u>食品衛生係</u> <u>食品監視係</u> 市場監視係 [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織の分掌事務は、お おむね次のとおりとする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 保健所の内部組織は、次のとおりとする。 [略]</p> <p><u>地域保健支援課</u> <u>健康支援係</u> <u>母子保健係</u> <u>親子すこやか支援係</u> <u>疾病対策課</u> <u>疾病対策係</u> <u>感染症対策係</u> <u>特定医療給付係</u></p> <p><u>新型コロナウイルスワクチン対策室</u></p> <p>[略]</p> <p>食品衛生課 <u>食品衛生監視係</u></p> <p>市場監視係 [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織の分掌事務は、お おむね次のとおりとする。</p>

[略]

健康支援課

- (1) 疾病対策（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療に係るものに限る。）、小児慢性特定疾病医療及び指定難病医療の給付に関すること。
- (3) 肝炎治療費助成及び被爆者に対する医療給付の申請の受付に関すること。
- (4) 健康づくり事業に関すること。
- (5) 栄養の指導及び調査に関すること。
- (6) 歯科保健（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

感染症対策課

- (1) 感染症に関すること。
- (2) 感染症診査協議会に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。

[略]

(職員)

第5条 [略]

- 2 課に課長を置く。
- 3 [略]

(職務)

第6条 [略]

- 2 [略]

[略]

地域保健支援課

- (1) 健康づくり事業に関すること。
- (2) 母子保健に関すること。
- (3) 親と子の健康支援に関すること。
- (4) 栄養の指導及び調査に関すること。
- (5) 歯科保健に関すること。

疾病対策課

- (1) 疾病対策に関すること。
- (2) 感染症に関すること。
- (3) 感染症診査協議会に関すること。
- (4) 未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療に係るものに限る。）、小児慢性特定疾病医療及び指定難病医療の給付に関すること。
- (5) 肝炎治療費助成及び被爆者に対する医療給付の申請の受付に関すること。

新型コロナウイルスワクチン対策室

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関すること。

[略]

(職員)

第5条 [略]

- 2 課に課長、室に室長を置く。
- 3 [略]

(職務)

第6条 [略]

- 2 [略]
- 3 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、その事務を処理するための職員を指揮監督する。

3 [略]	4 [略]
-------	-------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(さいたま市内部統制の推進に関する規則の一部改正)

2 さいたま市内部統制の推進に関する規則（令和2年さいたま市規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 課所等 次に掲げるものをいう。 ア・イ [略] ウ <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課</u> エ～セ [略] (4)～(11) [略]	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 課所等 次に掲げるものをいう。 ア・イ [略] ウ <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課及び室</u> エ～セ [略] (4)～(11) [略]

(さいたま市文書管理規則の一部改正)

3 さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) 課 次に掲げるものをいう。 ア・イ [略] ウ <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課</u> エ～キ [略] (8)～(19) [略]	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) 課 次に掲げるものをいう。 ア・イ [略] ウ <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課及び室</u> エ～キ [略] (8)～(19) [略]

（さいたま市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正）

4 さいたま市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年さいたま市規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
別表第1（第3条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">市長</td> <td>(1)・(2) [略] (3) <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課の長</u> (4)～(7) [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	市長	(1)・(2) [略] (3) <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課の長</u> (4)～(7) [略]	[略]		別表第1（第3条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">市長</td> <td>(1)・(2) [略] (3) <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課及び室の長</u> (4)～(7) [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	市長	(1)・(2) [略] (3) <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課及び室の長</u> (4)～(7) [略]	[略]	
市長	(1)・(2) [略] (3) <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課の長</u> (4)～(7) [略]								
[略]									
市長	(1)・(2) [略] (3) <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課及び室の長</u> (4)～(7) [略]								
[略]									

（さいたま市予算規則の一部改正）

5 さいたま市予算規則（平成13年さいたま市規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、

改正後の欄にあつては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げる者をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課長の長</u></p> <p style="padding-left: 2em;">エ～ス [略]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げる者をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課及び室の長</u></p> <p style="padding-left: 2em;">エ～ス [略]</p> <p>(3) [略]</p>

(さいたま市会計規則の一部改正)

6 さいたま市会計規則（平成13年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課所等 次に掲げるものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課</u></p> <p style="padding-left: 2em;">エ～シ [略]</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課所等 次に掲げるものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課及び室</u></p> <p style="padding-left: 2em;">エ～シ [略]</p>

(2)~(7) [略]

(2)~(7) [略]

(さいたま市物品会計規則の一部改正)

7 さいたま市物品会計規則（平成15年さいたま市規則第99号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(3) [略] (4) 課所長等 次に掲げる者をいう。 ア・イ [略] ウ <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課の長</u> エ~シ [略] (5) [略] 2 [略]	(用語の定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(3) [略] (4) 課所長等 次に掲げる者をいう。 ア・イ [略] ウ <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課及び室の長</u> エ~シ [略] (5) [略] 2 [略]

さいたま市規則第34号

さいたま市文書管理規則の一部を改正する規則

さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(供覧)</p> <p>第14条 收受した文書又は作成した文書で次の各号のいずれかに該当するものは、電子文書管理システムを使用した供覧は当該システムに所要事項を記録した上で、当該システムに記録した電磁的記録 <u>(ただし、当該電磁的記録の一部について当該システムに記録することが困難な場合は、別に定めるところによる。以下この条において同じ。)</u>により、又は供覧用紙（様式第4号）を用いて、電子決裁システムを使用した供覧は当該システムに所要事項を記録した上で、当該システムに記録した電磁的記録により、又は当該システムから出力される帳票等を用いて、関係者に供覧しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(起案)</p> <p>第15条 事案の処理の意思決定に当たっては、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりに、起案しなければならない。</p> <p>(1) 電子文書管理システムを使用した意思決定 電子文書管理システムに記録した電磁的記録 <u>(ただし、当該電磁的記録の一部について当該システムに記録することが困難な場合は、別に定めるところによる。)</u>による、又は起案用紙（様式第5号）を用いた起案</p> <p>(2) 電子決裁システムを使用した意思決定 電子決裁システムに記録した電磁的記録 <u>(ただし、当該電磁的記録の一部について当該システムに記録することが困難な場合は、別に定めるとこ</u></p>	<p style="text-align: center;">(供覧)</p> <p>第14条 收受した文書又は作成した文書で次の各号のいずれかに該当するものは、電子文書管理システムを使用した供覧は当該システムに所要事項を記録した上で、当該システムに記録した電磁的記録により、又は供覧用紙（様式第4号）を用いて、電子決裁システムを使用した供覧は当該システムに所要事項を記録した上で、当該システムに記録した電磁的記録により、又は当該システムから出力される帳票等を用いて、関係者に供覧しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(起案)</p> <p>第15条 事案の処理の意思決定に当たっては、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりに、起案しなければならない。</p> <p>(1) 電子文書管理システムを使用した意思決定 電子文書管理システムに記録した電磁的記録による、又は起案用紙（様式第5号）を用いた起案</p> <p>(2) 電子決裁システムを使用した意思決定 電子決裁システムに記録した電磁的記録による、又は当該システムから出力される帳票等を用いた起案</p>

ろによる。)による、又は当該システムから出力される帳票等を用いた起案 2 [略]	2 [略]
---	-------

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第35号

さいたま市技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市技能職員の給与に関する規則（平成13年さいたま市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第7条関係)

会計年度任用職員技能職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	153,600	1,085	943
2	154,700	1,093	950
3	155,800	1,100	957
4	156,900	1,108	964
5	158,000	1,116	970
6	159,200	1,124	978
7	160,400	1,133	985
8	161,600	1,141	992
9	162,800	1,150	1,000
10	164,400	1,161	1,010
11	165,900	1,172	1,019
12	167,500	1,183	1,029
13	169,000	1,194	1,038
14	170,600	1,205	1,048
15	172,200	1,216	1,058
16	173,800	1,228	1,067
17	175,400	1,239	1,077
18	177,100	1,251	1,088
19	178,700	1,262	1,098
20	180,400	1,274	1,108
21	182,000	1,286	1,118
22	183,700	1,298	1,128
23	185,400	1,310	1,139
24	187,100	1,322	1,149
25	188,700	1,333	1,159
26	190,200	1,343	1,168
27	191,700	1,354	1,177
28	193,200	1,365	1,187
29	194,600	1,375	1,195
30	196,200	1,386	1,205
31	197,700	1,396	1,214
32	199,300	1,408	1,224
33	200,800	1,418	1,233
34	202,300	1,429	1,243
35	203,700	1,439	1,251
36	205,200	1,449	1,260
37	206,600	1,459	1,269
38	208,100	1,470	1,278
39	209,500	1,480	1,287
40	210,900	1,490	1,295
41	212,300	1,500	1,304
42	213,900	1,511	1,314
43	215,500	1,522	1,324
44	217,100	1,534	1,333
45	218,600	1,544	1,343
46	220,200	1,555	1,352
47	221,800	1,567	1,362
48	223,400	1,578	1,372
49	225,000	1,589	1,382
50	226,700	1,601	1,392
51	228,300	1,613	1,402
52	229,900	1,624	1,412
53	231,500	1,635	1,422

54	233,200	1,647	1,432
55	234,800	1,659	1,442
56	236,500	1,671	1,453
57	238,100	1,682	1,462
58	239,700	1,693	1,472
59	241,200	1,704	1,482
60	242,800	1,715	1,491
61	244,300	1,726	1,501
62	245,800	1,736	1,510
63	247,200	1,746	1,518
64	248,700	1,757	1,528
65	250,100	1,767	1,536
66	251,700	1,778	1,546
67	253,200	1,789	1,555
68	254,800	1,800	1,565
69	256,300	1,811	1,574
70	257,800	1,821	1,584
71	259,200	1,831	1,592
72	260,600	1,841	1,601
73	262,000	1,851	1,609
74	263,000	1,858	1,615
75	264,000	1,865	1,622
76	265,000	1,872	1,628
77	266,000	1,879	1,634
78	266,900	1,885	1,639
79	267,800	1,892	1,645
80	268,700	1,898	1,650
81	269,600	1,905	1,656
82	270,400	1,910	1,661
83	271,100	1,915	1,665
84	271,900	1,921	1,670
85	272,600	1,926	1,674
86	273,000	1,929	1,677
87	273,400	1,931	1,679
88	273,800	1,934	1,682
89	274,100	1,936	1,684

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第36号

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年さいたま市規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第18条 [略]</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、それぞれの基準日において次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員には、期末手当を支給しない。 (1)～(5) [略]</p> <p><u>3</u> 第1項の規定にかかわらず、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員のうち、次に掲げるものには、期末手当を支給しない。 (1) [略] (2) その退職後基準日までの間において市費支弁の常勤職員（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を含む。<u>第7項及び第19条第8項</u>において同じ。）となった者</p> <p><u>4</u> 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]</p> <p><u>5</u> 前項の期末手当基礎額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) フルタイム会計年度任用職員 それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次号において同じ。）における給料の月額及びこれに対す</p>	<p>(期末手当) 第18条 [略]</p> <p><u>2</u> 期末手当の支給日は、給与条例の適用を受ける常勤職員の例による。</p> <p><u>3</u> <u>第1項</u>の規定にかかわらず、それぞれの基準日において次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員には、期末手当を支給しない。 (1)～(5) [略]</p> <p><u>4</u> 第1項の規定にかかわらず、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員のうち、次に掲げるものには、期末手当を支給しない。 (1) [略] (2) その退職後基準日までの間において市費支弁の常勤職員（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を含む。<u>第8項</u>において同じ。）</p> <p><u>5</u> 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]</p> <p><u>6</u> 前項の期末手当基礎額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) フルタイム会計年度任用職員 それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次号において同じ。）における給料の月額及びこれに対す</p>

る地域手当の月額合計額

- (2) パートタイム会計年度任用職員 それぞれの基準日現在における報酬時間額（第3条及び附則第2項の規定により決定したその者の号給に対応する給料表上の報酬時間額（第2条第3項の規定により地域別最低賃金の額を報酬時間額とみなした場合は、そのみなした報酬時間額）をいう。）に同日における週当たりの勤務時間を乗じ、その額に52を乗じて得た額を12で除して得た額

6. 第4項の在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間（週当たりの勤務時間が15時間30分に満たない職員として在職した期間及び他の条例の規定に基づき市費から支弁される期末手当の算定基礎となる期間を除く。）とし、その算定に当たっては、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第2項第3号又は第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日からさいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号。以下「育休条例」という。）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育休条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

- (3) 第2項第1号又は第2号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

7. 第1項の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員が、基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる職員を退職していたものである場合は、その期間内において次に掲げる職員（当該退職の日が基準日前1月以内にある者を除く。）として在職した期間は、第4項の在職期間に算入する。

る地域手当の月額合計額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

- (2) パートタイム会計年度任用職員 それぞれの基準日現在における報酬時間額（第3条及び附則第2項の規定により決定したその者の号給に対応する給料表上の報酬時間額（第2条第3項の規定により地域別最低賃金の額を報酬時間額とみなした場合は、そのみなした報酬時間額）をいう。）に同日における週当たりの勤務時間を乗じ、その額に52を乗じて得た額を12で除して得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

7. 第5項の在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間（週当たりの勤務時間が15時間30分に満たない職員として在職した期間及び他の条例の規定に基づき市費から支弁される期末手当の算定基礎となる期間を除く。第21条第1項において同じ。）とし、その算定に当たっては、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第3項第3号又は第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日からさいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日からさいたま市職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

- (3) 第3項第1号又は第2号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

8. 第1項の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員が、基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる職員を退職していたものである場合は、その期間内において次に掲げる職員（当該退職の日が基準日前1月以内にある者を除く。）として在職した期間は、第5項の在職期間に算入する。

(1)・(2) [略]

8 前項の規定により在職期間に算入する期間の算定に当たっては、同項第1号に掲げる者として在職した期間にあってはさいたま市職員の期末手当及び勤労手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第54号。以下「期末勤労手当規則」という。）第8条第2項及び第3項の規定を、前項第2号に掲げる者として在職した期間にあっては第6項の規定をそれぞれ準用する。

9 [略]

10 前項の場合において、当該支給を受ける会計年度任用職員が、基準日以前6月以内の期間において条例の適用を受ける職員を退職していたものであるときにおける第6項の規定の適用については「条例の適用を受ける職員として在職した期間」とあるのは、「基準日以前6月以内の期間において条例の適用を受ける職員を退職した者の当該職員として在職していた期間（基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員の占める会計年度任用の職に係る期末手当の算定基礎となる期間を除く。）を市長の定める方法により算入した条例の適用を受ける職員として在職した期間」と、基準日以前6月以内の期間において第7項各号に掲げる職員を退職していたものであるときにおける第7項の規定の適用については「第4項の在職期間に算入する。」とあるのは「市長の定める方法により第4項の在職期間に算入する。」とする。

(勤労手当)

第19条 勤労手当は、条例第6条第3項に規定する基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（それぞれの基準日における週当たりの勤務時間が15時間30分に満たない者を除く。）で、これらの基準日を含む引き続く任用期間が6月以上あるものに対し、基準日以前6月以内の期間における当該会計年度任用職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、それぞれの基準日において前条第2項各号のいずれかに該当する会計年度任用職員には、勤労手当を支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員のうち、前条第3項各号に掲げるものには、勤労手当を支給しない。

4 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、基準日以前6月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて別表第9に定める割合を乗

(1)・(2) [略]

9 前項の規定により在職期間に算入する期間の算定に当たっては、同項第1号に掲げる者として在職した期間にあってはさいたま市職員の期末手当及び勤労手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第54号）第8条第2項及び第3項の、前項第2号に掲げる者として在職した期間にあっては第7項の規定をそれぞれ準用する。

10 [略]

11 前項の場合において、当該支給を受ける会計年度任用職員が、基準日以前6月以内の期間において条例の適用を受ける職員を退職していたものであるときにおける第7項の規定の適用については「条例の適用を受ける職員として在職した期間」とあるのは、「基準日以前6月以内の期間において条例の適用を受ける職員を退職した者の当該職員として在職していた期間（基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員の占める会計年度任用の職に係る期末手当の算定基礎となる期間を除く。）を市長の定める方法により算入した条例の適用を受ける職員として在職した期間」と、基準日以前6月以内の期間において第8項各号に掲げる職員を退職していたものであるときにおける第8項の規定の適用については「第5項の在職期間に算入する。」とあるのは「市長の定める方法により第5項の在職期間に算入する。」とする。

じて得た額に、第12項に規定する当該会計年度任用職員の勤務成績による割合（同項において「成績率」という。）を乗じて得た額とする。

5 前項の勤勉手当基礎額は、前条第5項各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

6 第4項の勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間（週当たりの勤務時間が15時間30分に満たない職員として在職した期間及び他の条例の規定に基づき市費から支弁される勤勉手当の算定基礎となる期間を除く。）とし、その算定に当たっては、次に掲げる期間を除算する。

(1) 前条第2項第1号から第4号までのいずれかに掲げる職員として在職した期間

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（前条第6項第2号ア又はイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

(3) 勤務時間条例第3条又は会計年度任用職員勤務時間規則第3条の規定により任命権者が割振りをした勤務時間のうち、次に掲げる期間を除く勤務をしなかった期間

ア さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除された期間

イ 会計年度任用職員勤務時間規則第9条第1項の規定による年次有給休暇により勤務しなかった期間

ウ 会計年度任用職員勤務時間規則第10条第1項の規定による病気休暇の承認を受けて勤務しなかった期間

エ 会計年度任用職員勤務時間規則第11条第1項及び第2項の規定による特別休暇の承認を受けて勤務しなかった期間

オ 会計年度任用職員勤務時間規則第12条第1項の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間

カ 会計年度任用職員勤務時間規則第13条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間

キ 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間

ク 育児休業条例第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間

(4) 会計年度任用職員勤務時間規則第12条第1項の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

ア フルタイム会計年度任用職員 期末勤勉手当規則第22条第2項第7号に規定する週休日等

イ パートタイム会計年度任用職員 会計年度任用職員勤務時間規則第3条第1項に規定する週休日

(5) 会計年度任用職員勤務時間規則第13条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(6) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(7) 基準日以前6月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらずその全期間

7 前項第4号から第6号までに定める30日の計算方法については、市長が別に定める。

8 第1項の規定により勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員が、基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる職員を退職していたものである場合は、その期間内において次に掲げる職員（当該退職の日が基準日前1月以内にある者を除く。）として在職した期間は、第4項の勤務期間に算入する。

(1) 市費支弁の常勤職員

(2) 条例の適用を受けない市費支弁の会計年度任用職員

9 前項の規定により勤務期間に算入する期間の算定に当たっては、同項第1号に掲げる者として在職した期間にあつては期末勤勉手当規則第22条第2項及び第3項の規定を、前項第2号に掲げる者として在職した期間にあつては第6項及び第7項の規定をそれぞれ準用する。

10 基準日に占める会計年度任用の職又は基準日前1月以内に退職し、若しくは死亡した会計年度任用職員の占める会計年度任用の職が複数となる会計年度任用職員には、第1項から前項までの規定を職ごとに適用し、勤勉手当を支給する。

11 前項の場合において、当該支給を受ける会計年度任用職員が、基準日以前6月以内の期間において条例の適用を受ける職員を退職していたものであるときにおける第6項の規定の適用については「条例の適用を受ける職員として在職した期間」とあるのは、「基準日以前6月以内の期間において条例の適用を受ける職員を退職した者の当該職員として在職していた期間（基準日前1月以内

に退職し、又は死亡した会計年度任用職員の占める会計年度任用の職に係る勤勉手当の算定基礎となる期間を除く。)を市長の定める方法により算入した条例の適用を受ける職員として在職した期間」と、基準日以前6月以内の期間において第8項各号に掲げる職員を退職していたものであるときにおける第8項の規定の適用については「第4項の勤務期間に算入する。」とあるのは「市長の定める方法により第4項の勤務期間に算入する。」とする。

12 会計年度任用職員の成績率は、100分の102.5の範囲内で、任命権者が別に定めるものとする。

(期末手当及び勤勉手当の支給日)

第20条 期末手当及び勤勉手当の支給日は、給与条例の適用を受ける常勤職員の例による。

(期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の端数計算)

第21条 第18条第5項の期末手当基礎額又は第19条第5項の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(期末手当又は勤勉手当の支給制限)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、第18条第1項及び第19条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当又は勤勉手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当又は勤勉手当)は、支給しない。

(1)~(3) [略]

(4) 次条第1項の規定により期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第23条 任命権者は、支給日に期末手当又は勤勉手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合には、給与条例の適用を受ける常勤職員の例により、当該期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) [略]

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関

第19条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)~(3) [略]

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第20条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、給与条例の適用を受ける常勤職員の例により、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) [略]

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関

して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当及び勤勉手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当及び勤勉手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき

第24条 前2条に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間（週当たりの勤務時間が15時間30分に満たない職員として在職した期間及び他の条例の規定に基づき市費から支弁される期末手当又は勤勉手当の算定基礎となる期間を除く。）とする。

2 第18条第7項各号及び第19条第8項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

第25条 [略]

（語学指導等を行う外国青年招致事業により招致する外国青年に係る特例）

第26条 [略]

2 語学指導等を行う外国青年招致事業により招致する外国青年には、第18条及び第19条の規定にかかわらず、期末手当及び勤勉手当を支給しない。

第27条 [略]

して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき

第21条 前2条に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 第18条第8項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

第22条 [略]

（語学指導等を行う外国青年招致事業により招致する外国青年に係る特例）

第23条 [略]

2 語学指導等を行う外国青年招致事業により招致する外国青年には、第18条の規定にかかわらず、期末手当を支給しない。

第24条 [略]

別表第1から別表第7までを次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

会計年度任用職員行政職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	157,900	1,115	970
2	159,100	1,124	977
3	160,200	1,131	984
4	161,300	1,139	991
5	162,400	1,147	997
6	163,600	1,156	1,005
7	164,800	1,164	1,012
8	166,000	1,172	1,019
9	167,200	1,181	1,027
10	168,900	1,193	1,037
11	170,500	1,204	1,047
12	172,200	1,216	1,058
13	173,800	1,228	1,067
14	175,500	1,240	1,078
15	177,100	1,251	1,088
16	178,800	1,263	1,098
17	180,400	1,274	1,108
18	182,100	1,286	1,118
19	183,800	1,298	1,129
20	185,500	1,310	1,139
21	187,100	1,322	1,149
22	188,800	1,334	1,160
23	190,500	1,346	1,170
24	192,200	1,358	1,180
25	193,900	1,370	1,191
26	195,500	1,381	1,201
27	197,100	1,392	1,211
28	198,700	1,404	1,220
29	200,200	1,414	1,230
30	201,800	1,425	1,239
31	203,300	1,436	1,249
32	204,900	1,447	1,258
33	206,400	1,458	1,268
34	207,900	1,469	1,277
35	209,400	1,479	1,286
36	210,900	1,490	1,295
37	212,400	1,500	1,305
38	213,900	1,511	1,314
39	215,400	1,522	1,323
40	216,900	1,532	1,332
41	218,400	1,543	1,341
42	220,100	1,555	1,352
43	221,700	1,566	1,362
44	223,400	1,578	1,372
45	225,000	1,589	1,382
46	226,700	1,601	1,392
47	228,400	1,613	1,403
48	230,100	1,625	1,413
49	231,700	1,637	1,423
50	233,400	1,649	1,434
51	235,100	1,661	1,444
52	236,800	1,673	1,454
53	238,500	1,685	1,465

54	240,200	1,697	1,475
55	241,900	1,709	1,486
56	243,600	1,721	1,496
57	245,200	1,732	1,506
58	246,800	1,743	1,516
59	248,400	1,755	1,526
60	250,000	1,766	1,536
61	251,500	1,777	1,545
62	253,100	1,788	1,555
63	254,600	1,799	1,564
64	256,200	1,810	1,574
65	257,700	1,820	1,583
66	259,300	1,832	1,593
67	260,900	1,843	1,603
68	262,500	1,854	1,612
69	264,000	1,865	1,622
70	265,300	1,874	1,630
71	266,600	1,883	1,638
72	267,900	1,892	1,646
73	269,100	1,901	1,653
74	270,300	1,909	1,660
75	271,400	1,917	1,667
76	272,600	1,926	1,674
77	273,700	1,933	1,681
78	274,600	1,940	1,687
79	275,500	1,946	1,692
80	276,400	1,953	1,698
81	277,300	1,959	1,703
82	278,100	1,965	1,708
83	278,800	1,970	1,713
84	279,500	1,974	1,717
85	280,200	1,979	1,721
86	280,700	1,983	1,724
87	281,100	1,986	1,727
88	281,500	1,989	1,729
89	281,900	1,991	1,732

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第2 (第2条関係)

会計年度任用職員医療職給料表

ア 会計年度任用職員医療職給料表(1)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	264,700	1,886	1,626
2	267,200	1,904	1,641
3	269,600	1,921	1,656
4	272,000	1,938	1,671
5	274,100	1,953	1,684
6	277,600	1,978	1,705
7	281,100	2,003	1,727
8	284,500	2,027	1,748
9	288,100	2,053	1,770
10	291,600	2,078	1,791
11	295,200	2,104	1,813
12	298,700	2,128	1,835
13	302,200	2,153	1,856
14	306,100	2,181	1,880
15	310,000	2,209	1,904
16	313,600	2,235	1,926
17	317,200	2,260	1,949
18	320,700	2,285	1,970
19	324,200	2,310	1,992
20	327,700	2,335	2,013
21	331,300	2,361	2,035
22	335,000	2,387	2,058
23	338,400	2,411	2,079
24	341,700	2,435	2,099
25	345,000	2,458	2,119
26	347,500	2,476	2,135
27	350,000	2,494	2,150
28	352,300	2,511	2,164
29	354,400	2,525	2,177
30	356,100	2,538	2,188
31	357,800	2,550	2,198
32	359,600	2,563	2,209
33	361,500	2,576	2,221
34	363,700	2,592	2,234
35	365,800	2,607	2,247
36	367,800	2,621	2,259
37	369,700	2,635	2,271
38	371,900	2,650	2,285
39	374,000	2,665	2,298
40	376,000	2,679	2,310
41	378,000	2,694	2,322
42	378,700	2,699	2,326
43	379,300	2,703	2,330
44	380,000	2,708	2,334
45	380,900	2,714	2,340
46	382,200	2,724	2,348
47	383,500	2,733	2,356
48	384,800	2,742	2,364
49	385,600	2,748	2,369
50	386,400	2,754	2,374
51	387,200	2,759	2,379
52	387,700	2,763	2,382

53	388,500	2,769	2,387
54	389,300	2,774	2,392
55	390,000	2,779	2,396
56	390,700	2,784	2,400
57	391,400	2,789	2,404
58	392,300	2,796	2,410
59	393,000	2,801	2,414
60	393,600	2,805	2,418
61	394,100	2,808	2,421
62	394,600	2,812	2,424
63	395,000	2,815	2,427
64	395,400	2,818	2,429
65	395,700	2,820	2,431

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

イ 会計年度任用職員医療職給料表(2)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	170,500	1,204	1,047
2	172,100	1,216	1,057
3	173,600	1,226	1,066
4	175,200	1,237	1,076
5	176,700	1,248	1,085
6	178,300	1,259	1,095
7	179,800	1,270	1,104
8	181,400	1,281	1,114
9	182,900	1,292	1,123
10	184,400	1,302	1,133
11	185,800	1,312	1,141
12	187,300	1,323	1,150
13	188,700	1,333	1,159
14	190,200	1,343	1,168
15	191,600	1,353	1,177
16	193,000	1,363	1,185
17	194,400	1,373	1,194
18	195,900	1,384	1,203
19	197,300	1,394	1,212
20	198,700	1,404	1,220
21	200,100	1,413	1,229
22	201,600	1,424	1,238
23	203,000	1,434	1,247
24	204,400	1,444	1,255
25	205,800	1,454	1,264
26	207,300	1,464	1,273
27	208,700	1,474	1,282
28	210,100	1,484	1,290
29	211,500	1,494	1,299
30	213,000	1,505	1,308
31	214,400	1,514	1,317
32	215,800	1,524	1,325
33	217,200	1,534	1,334
34	218,600	1,544	1,343
35	220,000	1,554	1,351
36	221,400	1,564	1,360
37	222,800	1,574	1,368
38	224,200	1,584	1,377
39	225,600	1,594	1,386
40	227,000	1,603	1,394
41	228,400	1,613	1,403
42	229,800	1,623	1,411
43	231,200	1,633	1,420
44	232,600	1,643	1,429
45	233,900	1,652	1,437
46	235,300	1,662	1,445
47	236,700	1,672	1,454
48	238,100	1,682	1,462
49	239,400	1,691	1,470
50	240,800	1,701	1,479
51	242,200	1,711	1,488
52	243,600	1,721	1,496
53	244,900	1,730	1,504
54	246,300	1,740	1,513

55	247,700	1,750	1,521
56	249,100	1,760	1,530
57	250,500	1,770	1,539
58	251,800	1,779	1,547
59	253,100	1,788	1,555
60	254,400	1,797	1,563
61	255,600	1,806	1,570
62	256,900	1,815	1,578
63	258,200	1,824	1,586
64	259,500	1,833	1,594
65	260,700	1,842	1,601
66	262,000	1,851	1,609
67	263,200	1,859	1,617
68	264,400	1,868	1,624
69	265,600	1,876	1,631
70	266,900	1,885	1,639
71	268,100	1,894	1,647
72	269,300	1,902	1,654
73	270,500	1,911	1,662
74	271,800	1,920	1,670
75	273,000	1,929	1,677
76	274,200	1,937	1,684
77	275,400	1,945	1,692
78	276,600	1,954	1,699
79	277,800	1,962	1,706
80	279,000	1,971	1,714
81	280,100	1,979	1,721
82	281,200	1,986	1,727
83	282,300	1,994	1,734
84	283,400	2,002	1,741
85	284,400	2,009	1,747
86	285,500	2,017	1,754
87	286,500	2,024	1,760
88	287,600	2,032	1,767
89	288,600	2,039	1,773
90	289,400	2,044	1,778
91	290,100	2,049	1,782
92	290,900	2,055	1,787
93	291,600	2,060	1,791
94	292,300	2,065	1,796
95	292,900	2,069	1,799
96	293,500	2,073	1,803
97	294,100	2,078	1,807

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

ウ 会計年度任用職員医療職給料表(3)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	182,400	1,288	1,120
2	184,000	1,300	1,130
3	185,500	1,310	1,139
4	187,100	1,322	1,149
5	188,600	1,332	1,158
6	190,200	1,343	1,168
7	191,700	1,354	1,177
8	193,300	1,365	1,187
9	194,800	1,376	1,196
10	196,300	1,387	1,206
11	197,800	1,397	1,215
12	199,300	1,408	1,224
13	200,800	1,418	1,233
14	202,300	1,429	1,243
15	203,800	1,440	1,252
16	205,300	1,450	1,261
17	206,800	1,461	1,270
18	208,400	1,472	1,280
19	209,900	1,483	1,289
20	211,400	1,493	1,298
21	212,900	1,504	1,308
22	214,600	1,516	1,318
23	216,200	1,527	1,328
24	217,800	1,538	1,338
25	219,400	1,550	1,348
26	221,000	1,561	1,357
27	222,500	1,572	1,367
28	224,000	1,582	1,376
29	225,500	1,593	1,385
30	227,000	1,603	1,394
31	228,500	1,614	1,403
32	230,000	1,625	1,413
33	231,400	1,635	1,421
34	232,800	1,644	1,430
35	234,200	1,654	1,439
36	235,600	1,664	1,447
37	236,900	1,673	1,455
38	238,200	1,683	1,463
39	239,400	1,691	1,470
40	240,600	1,700	1,478
41	241,800	1,708	1,485
42	243,000	1,717	1,493
43	244,200	1,725	1,500
44	245,400	1,734	1,507
45	246,500	1,741	1,514
46	247,600	1,749	1,521
47	248,700	1,757	1,528
48	249,800	1,765	1,534
49	250,900	1,772	1,541
50	252,000	1,780	1,548
51	253,100	1,788	1,555
52	254,200	1,796	1,561
53	255,300	1,803	1,568
54	256,500	1,812	1,576

55	257,600	1,820	1,582
56	258,700	1,827	1,589
57	259,800	1,835	1,596
58	260,900	1,843	1,603
59	262,000	1,851	1,609
60	263,100	1,859	1,616
61	264,200	1,866	1,623
62	265,400	1,875	1,630
63	266,500	1,883	1,637
64	267,700	1,891	1,644
65	268,800	1,899	1,651
66	269,900	1,907	1,658
67	271,000	1,914	1,665
68	272,100	1,922	1,671
69	273,200	1,930	1,678
70	274,300	1,938	1,685
71	275,400	1,945	1,692
72	276,500	1,953	1,698
73	277,500	1,960	1,705
74	278,700	1,969	1,712
75	279,900	1,977	1,719
76	281,100	1,986	1,727
77	282,200	1,994	1,733
78	283,300	2,001	1,740
79	284,400	2,009	1,747
80	285,500	2,017	1,754
81	286,500	2,024	1,760
82	287,100	2,028	1,764
83	287,600	2,032	1,767
84	288,200	2,036	1,770
85	288,700	2,039	1,773

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第3 (第2条関係)

会計年度任用職員消防職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	172,400	1,218	1,059
2	173,600	1,226	1,066
3	174,700	1,234	1,073
4	175,800	1,242	1,080
5	176,900	1,249	1,086
6	178,100	1,258	1,094
7	179,300	1,266	1,101
8	180,500	1,275	1,109
9	181,700	1,283	1,116
10	183,400	1,295	1,126
11	185,000	1,307	1,136
12	186,700	1,319	1,147
13	188,300	1,330	1,156
14	189,900	1,341	1,166
15	191,500	1,353	1,176
16	193,100	1,364	1,186
17	194,700	1,375	1,196
18	196,400	1,387	1,206
19	198,100	1,399	1,217
20	199,800	1,411	1,227
21	201,400	1,423	1,237
22	203,200	1,435	1,248
23	204,900	1,447	1,258
24	206,600	1,459	1,269
25	208,300	1,471	1,279
26	209,900	1,483	1,289
27	211,400	1,493	1,298
28	212,900	1,504	1,308
29	214,400	1,514	1,317
30	215,900	1,525	1,326
31	217,400	1,536	1,335
32	218,900	1,546	1,345
33	220,400	1,557	1,354
34	221,900	1,567	1,363
35	223,300	1,577	1,372
36	224,800	1,588	1,381
37	226,200	1,598	1,389
38	227,600	1,608	1,398
39	229,000	1,618	1,407
40	230,400	1,628	1,415
41	231,800	1,637	1,424
42	233,300	1,648	1,433
43	234,800	1,659	1,442
44	236,300	1,669	1,451
45	237,800	1,680	1,461
46	239,300	1,690	1,470
47	240,800	1,701	1,479
48	242,300	1,712	1,488
49	243,800	1,722	1,498
50	245,300	1,733	1,507
51	246,800	1,743	1,516
52	248,300	1,754	1,525
53	249,800	1,765	1,534

54	251,300	1,775	1,544
55	252,800	1,786	1,553
56	254,300	1,796	1,562
57	255,700	1,806	1,571
58	257,200	1,817	1,580
59	258,700	1,827	1,589
60	260,200	1,838	1,598
61	261,600	1,848	1,607
62	263,100	1,859	1,616
63	264,500	1,868	1,625
64	265,900	1,878	1,633
65	267,300	1,888	1,642
66	268,800	1,899	1,651
67	270,300	1,909	1,660
68	271,800	1,920	1,670
69	273,200	1,930	1,678
70	274,700	1,941	1,687
71	276,100	1,950	1,696
72	277,600	1,961	1,705
73	279,000	1,971	1,714
74	280,300	1,980	1,722
75	281,600	1,989	1,730
76	282,900	1,998	1,738
77	284,200	2,008	1,746
78	285,100	2,014	1,751
79	286,000	2,020	1,757
80	286,900	2,027	1,762
81	287,800	2,033	1,768
82	288,600	2,039	1,773
83	289,400	2,044	1,778
84	290,200	2,050	1,783
85	290,900	2,055	1,787
86	291,500	2,059	1,791
87	292,100	2,063	1,794
88	292,700	2,068	1,798
89	293,200	2,071	1,801

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第4（第2条関係）

会計年度任用職員教育職給料表

ア 会計年度任用職員教育職給料表(1)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	219,700	1,552	1,349
2	221,400	1,564	1,360
3	222,900	1,575	1,369
4	224,400	1,585	1,378
5	226,100	1,597	1,389
6	227,400	1,606	1,397
7	228,600	1,615	1,404
8	229,900	1,624	1,412
9	231,600	1,636	1,423
10	233,300	1,648	1,433
11	235,000	1,660	1,443
12	236,600	1,671	1,453
13	238,100	1,682	1,462
14	240,100	1,696	1,475
15	242,000	1,709	1,486
16	243,900	1,723	1,498
17	245,600	1,735	1,509
18	248,000	1,752	1,523
19	250,400	1,769	1,538
20	252,800	1,786	1,553
21	255,200	1,803	1,568
22	257,600	1,820	1,582
23	259,900	1,836	1,596
24	262,100	1,852	1,610
25	264,300	1,867	1,623
26	266,500	1,883	1,637
27	268,900	1,900	1,652
28	271,000	1,914	1,665
29	273,300	1,931	1,679
30	275,600	1,947	1,693
31	277,800	1,962	1,706
32	279,900	1,977	1,719
33	282,000	1,992	1,732
34	284,200	2,008	1,746
35	286,300	2,023	1,759
36	288,200	2,036	1,770
37	290,300	2,051	1,783
38	292,000	2,063	1,794
39	293,800	2,076	1,805
40	295,500	2,088	1,815
41	296,800	2,097	1,823
42	298,800	2,111	1,835
43	300,700	2,124	1,847
44	302,700	2,138	1,859
45	304,700	2,153	1,872
46	306,800	2,167	1,885
47	309,000	2,183	1,898
48	311,200	2,198	1,912
49	313,300	2,213	1,925
50	315,600	2,230	1,939
51	317,800	2,245	1,952
52	319,900	2,260	1,965

53	322,000	2,275	1,978
54	323,500	2,285	1,987
55	325,000	2,296	1,996
56	326,500	2,307	2,006
57	328,200	2,319	2,016
58	330,200	2,333	2,028
59	332,200	2,347	2,041
60	334,100	2,360	2,052
61	335,900	2,373	2,063
62	337,900	2,387	2,076
63	339,900	2,401	2,088
64	341,800	2,415	2,100
65	343,500	2,427	2,110
66	345,500	2,441	2,122
67	347,500	2,455	2,135
68	349,500	2,469	2,147
69	351,300	2,482	2,158
70	353,200	2,495	2,170
71	355,100	2,509	2,181
72	357,000	2,522	2,193
73	358,600	2,533	2,203
74	360,500	2,547	2,215
75	362,300	2,560	2,226
76	364,200	2,573	2,237
77	366,000	2,586	2,248
78	367,700	2,598	2,259
79	369,300	2,609	2,269
80	370,900	2,620	2,278
81	372,300	2,630	2,287
82	373,800	2,641	2,296
83	375,200	2,651	2,305
84	376,500	2,660	2,313
85	377,600	2,668	2,320
86	379,000	2,678	2,328
87	380,400	2,687	2,337
88	381,700	2,697	2,345
89	382,900	2,705	2,352
90	384,200	2,714	2,360
91	385,300	2,722	2,367
92	386,500	2,731	2,374
93	387,700	2,739	2,382
94	388,800	2,747	2,388
95	390,000	2,755	2,396
96	391,200	2,764	2,403
97	392,600	2,774	2,412
98	393,600	2,781	2,418
99	394,600	2,788	2,424
100	395,600	2,795	2,430
101	396,500	2,801	2,436
102	397,500	2,808	2,442
103	398,600	2,816	2,449
104	399,700	2,824	2,455
105	400,400	2,829	2,460
106	401,300	2,835	2,465
107	402,200	2,841	2,471
108	403,100	2,848	2,476
109	403,900	2,853	2,481
110	404,800	2,860	2,487
111	405,600	2,865	2,492

112	406,400	2,871	2,497
113	407,000	2,875	2,500
114	407,700	2,880	2,505
115	408,400	2,885	2,509
116	409,100	2,890	2,513
117	409,700	2,894	2,517
118	410,200	2,898	2,520
119	410,600	2,901	2,522
120	411,000	2,904	2,525
121	411,300	2,906	2,527
122	411,600	2,908	2,529
123	411,900	2,910	2,530
124	412,100	2,911	2,532
125	412,300	2,913	2,533
126	412,600	2,915	2,535
127	412,900	2,917	2,537
128	413,100	2,918	2,538
129	413,300	2,920	2,539
130	413,600	2,922	2,541
131	413,900	2,924	2,543
132	414,100	2,926	2,544
133	414,300	2,927	2,545
134	414,600	2,929	2,547
135	414,900	2,931	2,549
136	415,100	2,933	2,550
137	415,300	2,934	2,551
138	415,600	2,936	2,553
139	415,900	2,938	2,555
140	416,100	2,940	2,556
141	416,300	2,941	2,557
142	416,600	2,943	2,559
143	416,900	2,945	2,561
144	417,100	2,947	2,562
145	417,300	2,948	2,564
146	417,600	2,950	2,565
147	417,900	2,952	2,567
148	418,100	2,954	2,568
149	418,300	2,955	2,570

備考

- 1 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。
- 2 語学指導等を行う外国青年招致事業により招致する外国青年には、地域手当支給地域外に在勤する場合の報酬時間額を適用する。

イ 会計年度任用職員教育職給料表(2)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	193,400	1,366	1,188
2	195,500	1,381	1,201
3	197,600	1,396	1,214
4	199,800	1,411	1,227
5	201,900	1,426	1,240
6	204,000	1,441	1,253
7	206,100	1,456	1,266
8	208,200	1,471	1,279
9	210,400	1,486	1,292
10	212,800	1,503	1,307
11	215,100	1,519	1,321
12	217,300	1,535	1,335
13	219,700	1,552	1,349
14	221,400	1,564	1,360
15	222,900	1,575	1,369
16	224,400	1,585	1,378
17	226,100	1,597	1,389
18	227,400	1,606	1,397
19	228,600	1,615	1,404
20	229,900	1,624	1,412
21	231,600	1,636	1,423
22	233,300	1,648	1,433
23	235,000	1,660	1,443
24	236,600	1,671	1,453
25	238,100	1,682	1,462
26	240,100	1,696	1,475
27	242,000	1,709	1,486
28	243,900	1,723	1,498
29	245,600	1,735	1,509
30	248,000	1,752	1,523
31	250,400	1,769	1,538
32	252,800	1,786	1,553
33	255,200	1,803	1,568
34	257,600	1,820	1,582
35	259,900	1,836	1,596
36	262,100	1,852	1,610
37	264,300	1,867	1,623
38	266,500	1,883	1,637
39	268,900	1,900	1,652
40	271,000	1,914	1,665
41	273,300	1,931	1,679
42	275,600	1,947	1,693
43	277,800	1,962	1,706
44	279,900	1,977	1,719
45	282,000	1,992	1,732
46	284,200	2,008	1,746
47	286,300	2,023	1,759
48	288,200	2,036	1,770
49	290,300	2,051	1,783
50	292,000	2,063	1,794
51	293,800	2,076	1,805
52	295,500	2,088	1,815
53	296,800	2,097	1,823
54	298,800	2,111	1,835

55	300,700	2,124	1,847
56	302,700	2,138	1,859
57	304,700	2,153	1,872
58	306,800	2,167	1,885
59	309,000	2,183	1,898
60	311,200	2,198	1,912
61	313,300	2,213	1,925
62	315,600	2,230	1,939
63	317,800	2,245	1,952
64	319,900	2,260	1,965
65	322,000	2,275	1,978
66	323,500	2,285	1,987
67	325,000	2,296	1,996
68	326,500	2,307	2,006
69	328,200	2,319	2,016
70	330,200	2,333	2,028
71	332,200	2,347	2,041
72	334,100	2,360	2,052
73	335,900	2,373	2,063
74	337,900	2,387	2,076
75	339,800	2,401	2,087
76	341,700	2,414	2,099
77	343,400	2,426	2,109
78	345,200	2,439	2,121
79	346,900	2,451	2,131
80	348,600	2,463	2,141
81	350,400	2,475	2,152
82	352,100	2,487	2,163
83	353,500	2,497	2,172
84	355,100	2,509	2,181
85	356,300	2,517	2,189
86	357,900	2,528	2,199
87	359,400	2,539	2,208
88	360,900	2,550	2,217
89	362,200	2,559	2,225
90	363,500	2,568	2,233
91	364,800	2,577	2,241
92	366,200	2,587	2,250
93	367,600	2,597	2,258
94	368,900	2,606	2,266
95	370,100	2,615	2,274
96	371,200	2,622	2,280
97	372,200	2,629	2,286
98	373,200	2,637	2,293
99	374,200	2,644	2,299
100	375,100	2,650	2,304
101	375,900	2,656	2,309
102	376,900	2,663	2,315
103	377,800	2,669	2,321
104	378,700	2,675	2,326
105	379,500	2,681	2,331
106	380,400	2,687	2,337
107	381,300	2,694	2,342
108	382,200	2,700	2,348
109	383,000	2,706	2,353
110	384,000	2,713	2,359
111	384,900	2,719	2,364
112	385,800	2,726	2,370
113	386,400	2,730	2,374

114	387,300	2,736	2,379
115	388,200	2,743	2,385
116	389,100	2,749	2,390
117	389,900	2,755	2,395
118	390,600	2,760	2,400
119	391,400	2,765	2,404
120	392,200	2,771	2,409
121	392,800	2,775	2,413
122	393,600	2,781	2,418
123	394,300	2,786	2,422
124	395,000	2,791	2,427
125	395,600	2,795	2,430
126	396,300	2,800	2,435
127	396,800	2,803	2,438
128	397,400	2,808	2,441
129	398,100	2,812	2,446
130	398,700	2,817	2,449
131	399,200	2,820	2,452
132	399,700	2,824	2,455
133	400,000	2,826	2,457
134	400,300	2,828	2,459
135	400,600	2,830	2,461
136	400,900	2,832	2,463
137	401,200	2,834	2,465
138	401,500	2,837	2,466
139	401,800	2,839	2,468
140	402,100	2,841	2,470
141	402,400	2,843	2,472
142	402,700	2,845	2,474
143	403,000	2,847	2,476
144	403,300	2,849	2,478
145	403,500	2,851	2,479
146	403,800	2,853	2,481
147	404,100	2,855	2,482
148	404,300	2,856	2,484
149	404,500	2,858	2,485
150	404,800	2,860	2,487
151	405,100	2,862	2,489
152	405,300	2,863	2,490
153	405,500	2,865	2,491
154	405,800	2,867	2,493
155	406,100	2,869	2,495
156	406,300	2,870	2,496
157	406,500	2,872	2,497
158	406,800	2,874	2,499
159	407,100	2,876	2,501
160	407,300	2,878	2,502
161	407,500	2,879	2,503

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第5 (第2条関係)

会計年度任用職員学校栄養職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	170,500	1,204	1,047
2	172,100	1,216	1,057
3	173,600	1,226	1,066
4	175,200	1,237	1,076
5	176,700	1,248	1,085
6	178,300	1,259	1,095
7	179,800	1,270	1,104
8	181,400	1,281	1,114
9	182,900	1,292	1,123
10	184,400	1,302	1,133
11	185,800	1,312	1,141
12	187,300	1,323	1,150
13	188,700	1,333	1,159
14	190,200	1,343	1,168
15	191,600	1,353	1,177
16	193,000	1,363	1,185
17	194,400	1,373	1,194
18	195,900	1,384	1,203
19	197,300	1,394	1,212
20	198,700	1,404	1,220
21	200,100	1,413	1,229
22	201,600	1,424	1,238
23	203,000	1,434	1,247
24	204,400	1,444	1,255
25	205,800	1,454	1,264
26	207,300	1,464	1,273
27	208,700	1,474	1,282
28	210,100	1,484	1,290
29	211,500	1,494	1,299
30	213,000	1,505	1,308
31	214,400	1,514	1,317
32	215,800	1,524	1,325
33	217,200	1,534	1,334
34	218,600	1,544	1,343
35	220,000	1,554	1,351
36	221,400	1,564	1,360
37	222,800	1,574	1,368
38	224,200	1,584	1,377
39	225,600	1,594	1,386
40	227,000	1,603	1,394
41	228,400	1,613	1,403
42	229,800	1,623	1,411
43	231,200	1,633	1,420
44	232,600	1,643	1,429
45	233,900	1,652	1,437
46	235,300	1,662	1,445
47	236,700	1,672	1,454
48	238,100	1,682	1,462
49	239,400	1,691	1,470
50	240,800	1,701	1,479
51	242,200	1,711	1,488
52	243,600	1,721	1,496
53	244,900	1,730	1,504

54	246,300	1,740	1,513
55	247,700	1,750	1,521
56	249,100	1,760	1,530
57	250,500	1,770	1,539
58	251,800	1,779	1,547
59	253,100	1,788	1,555
60	254,400	1,797	1,563
61	255,600	1,806	1,570
62	256,900	1,815	1,578
63	258,200	1,824	1,586
64	259,500	1,833	1,594
65	260,700	1,842	1,601
66	262,000	1,851	1,609
67	263,200	1,859	1,617
68	264,400	1,868	1,624
69	265,600	1,876	1,631
70	266,900	1,885	1,639
71	268,100	1,894	1,647
72	269,300	1,902	1,654
73	270,500	1,911	1,662
74	271,800	1,920	1,670
75	273,000	1,929	1,677
76	274,200	1,937	1,684
77	275,400	1,945	1,692
78	276,600	1,954	1,699
79	277,800	1,962	1,706
80	279,000	1,971	1,714
81	280,100	1,979	1,721
82	281,200	1,986	1,727
83	282,300	1,994	1,734
84	283,400	2,002	1,741
85	284,400	2,009	1,747
86	285,500	2,017	1,754
87	286,500	2,024	1,760
88	287,600	2,032	1,767
89	288,600	2,039	1,773
90	289,400	2,044	1,778
91	290,100	2,049	1,782
92	290,900	2,055	1,787
93	291,600	2,060	1,791
94	292,300	2,065	1,796
95	292,900	2,069	1,799
96	293,500	2,073	1,803
97	294,100	2,078	1,807

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第6 (第2条関係)

会計年度任用職員学校事務職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	157,900	1,115	970
2	159,100	1,124	977
3	160,200	1,131	984
4	161,300	1,139	991
5	162,400	1,147	997
6	163,600	1,156	1,005
7	164,800	1,164	1,012
8	166,000	1,172	1,019
9	167,200	1,181	1,027
10	168,900	1,193	1,037
11	170,500	1,204	1,047
12	172,200	1,216	1,058
13	173,800	1,228	1,067
14	175,500	1,240	1,078
15	177,100	1,251	1,088
16	178,800	1,263	1,098
17	180,400	1,274	1,108
18	182,100	1,286	1,118
19	183,800	1,298	1,129
20	185,500	1,310	1,139
21	187,100	1,322	1,149
22	188,800	1,334	1,160
23	190,500	1,346	1,170
24	192,200	1,358	1,180
25	193,900	1,370	1,191
26	195,500	1,381	1,201
27	197,100	1,392	1,211
28	198,700	1,404	1,220
29	200,200	1,414	1,230
30	201,800	1,425	1,239
31	203,300	1,436	1,249
32	204,900	1,447	1,258
33	206,400	1,458	1,268
34	207,900	1,469	1,277
35	209,400	1,479	1,286
36	210,900	1,490	1,295
37	212,400	1,500	1,305
38	213,900	1,511	1,314
39	215,400	1,522	1,323
40	216,900	1,532	1,332
41	218,400	1,543	1,341
42	220,100	1,555	1,352
43	221,700	1,566	1,362
44	223,400	1,578	1,372
45	225,000	1,589	1,382
46	226,700	1,601	1,392
47	228,400	1,613	1,403
48	230,100	1,625	1,413
49	231,700	1,637	1,423
50	233,400	1,649	1,434
51	235,100	1,661	1,444
52	236,800	1,673	1,454
53	238,500	1,685	1,465

54	240,200	1,697	1,475
55	241,900	1,709	1,486
56	243,600	1,721	1,496
57	245,200	1,732	1,506
58	246,800	1,743	1,516
59	248,400	1,755	1,526
60	250,000	1,766	1,536
61	251,500	1,777	1,545
62	253,100	1,788	1,555
63	254,600	1,799	1,564
64	256,200	1,810	1,574
65	257,700	1,820	1,583
66	259,300	1,832	1,593
67	260,900	1,843	1,603
68	262,500	1,854	1,612
69	264,000	1,865	1,622
70	265,300	1,874	1,630
71	266,600	1,883	1,638
72	267,900	1,892	1,646
73	269,100	1,901	1,653
74	270,300	1,909	1,660
75	271,400	1,917	1,667
76	272,600	1,926	1,674
77	273,700	1,933	1,681
78	274,600	1,940	1,687
79	275,500	1,946	1,692
80	276,400	1,953	1,698
81	277,300	1,959	1,703
82	278,100	1,965	1,708
83	278,800	1,970	1,713
84	279,500	1,974	1,717
85	280,200	1,979	1,721
86	280,700	1,983	1,724
87	281,100	1,986	1,727
88	281,500	1,989	1,729
89	281,900	1,991	1,732

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第7（第2条関係）

会計年度任用職員特定専門職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	380,000	2,685	2,334
2	427,000	3,017	2,623
3	477,000	3,370	2,930
4	539,000	3,808	3,311
5	615,000	4,345	3,778
6	718,000	5,073	4,411
7	839,000	5,928	5,155

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第 8 の次に次の 1 表を加える。

別表第9（第19条関係）

勤務期間	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(勤勉手当に係る経過措置)

2 令和6年6月に支給する勤勉手当の勤務期間の算定に当たっては、令和5年12月2日から令和6年3月31日までの期間において市費支弁の常勤職員又は市費支弁の会計年度任用職員として在職した、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第18号）の適用を受ける会計年度任用職員については、この規則による改正後のさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第19条第6項から第11項までの規定にかかわらず、改正後の規則第18条第6項から第10項までの規定により算出した令和5年12月2日から令和6年3月31日までの期間に係る同条第4項の在職期間を、令和5年12月2日から令和6年3月31日までの期間に係る改正後の規則第19条第4項の勤務期間とみなす。

さいたま市規則第37号

さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第23条 基準日以前6月以内の期間において、 <u>第9条第1項各号に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合（同項第3号又は第4号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（同項第2号に掲げる者として在職した期間にあつては、<u>週当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上である職員として在職した期間に限る。</u>）は、前条第1項の勤務期間に算入する。</u>	第23条 基準日以前6月以内の期間において、 <u>第9条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合（同項第3号又は第4号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の勤務期間に算入する。</u>
2 [略]	2 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年6月に支給する勤勉手当の勤務期間に算入するこの規則による改正後のさいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第23条第1項に規定する期間（令和5年12月2日から令和6年3月31日までのものに限る。）の算定に当たっては、令和5年12月2日から令和6年3月31日までの期間において改正後の規則第9条第1項第2号に掲げる職員（週当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上である職員に限る。）として在職した職員については、改正後の規則第23条の規定にかかわらず、改正後の規則第9条

の規定により算定した期間を、改正後の規則第23条第1項に規定する期間とみなす。

さいたま市規則第38号

さいたま市予算規則の一部を改正する規則

さいたま市予算規則（平成13年さいたま市規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げる者をいう。 ア [略] イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）の長、同規則別表第1第1類事業所の欄に掲げる東京事務所の副所長及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）</u></p> <p>ウ～ス [略]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げる者をいう。 ア [略] イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）並びに同規則別表第1第1類事業所の欄に掲げる東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）</u></p> <p>ウ～ス [略]</p> <p>(3) [略]</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第39号

さいたま市総合療育センターひまわり学園管理規則の一部を改正する規則

さいたま市総合療育センターひまわり学園管理規則（平成13年さいたま市規則第103号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(契約) 第9条 次に掲げる支援を利用する者は、当該支援を利用しようとするときは、市長と契約を締結しなければならない。 (1) <u>条例第10条第1項の児童発達支援並びに同条第2項第1号の居宅訪問型児童発達支援及び同項第2号の保育所等訪問支援</u> （これらの支援のうち条例第12条第1項第3号に規定する児童に係る支援を除く。） (2)・(3) [略]	(契約) 第9条 次に掲げる支援を利用する者は、当該支援を利用しようとするときは、市長と契約を締結しなければならない。 (1) <u>条例第10条第1項第1号の児童発達支援及び同項第2号の医療型児童発達支援並びに同条第2項第1号の居宅訪問型児童発達支援及び同項第2号の保育所等訪問支援</u> （これらの支援のうち条例第12条第1項第3号に規定する児童に係る支援を除く。） (2)・(3) [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第40号

さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険条例施行規則（平成13年さいたま市規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(被保険者の資格に係る様式等) 第9条 被保険者の資格に係る届出書等は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6) [略]	(被保険者の資格に係る様式等) 第9条 被保険者の資格に係る届出書等は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6) [略] <u>(7) 省令附則第5条及び第6条の規定により提出する届書 退職被保険者等該当・非該当及び届出事項変更届（様式第8号の2）</u>
2 前項第2号から第6号までの規定により届書又は申請書を提出するときは、市長が当該事実を確認できる場合を除き、事実を証する書類を当該届書又は申請書に添付しなければならない。	2 前項第2号から第7号までの規定により届書又は申請書を提出するときは、市長が当該事実を確認できる場合を除き、事実を証する書類を当該届書又は申請書に添付しなければならない。

様式第8号の2を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第41号

さいたま市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市印鑑条例施行規則（平成13年さいたま市規則第149号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(<u>印鑑登録原票</u>の保管)</p> <p>第5条 <u>印鑑登録原票</u>は、区役所又は支所ごとに登録番号順に保管するものとする。ただし、必要と認めたときは、町・丁目若しくは大字別に五十音順に区分して、又は印鑑登録証の交付年月日順に保管することができる。</p> <p>2 条例第12条の規定に該当したときは、その者の<u>印鑑登録原票</u>に消除の理由及び年月日を記載し、消除の年月日順に保管するものとする。</p>	<p>(<u>印鑑登録票</u>の保管)</p> <p>第5条 <u>印鑑登録票</u>は、区役所又は支所ごとに登録番号順に保管するものとする。ただし、必要と認めたときは、町・丁目若しくは大字別に五十音順に区分して、又は印鑑登録証の交付年月日順に保管することができる。</p> <p>2 条例第12条の規定に該当したときは、その者の<u>印鑑登録票</u>に消除の理由及び年月日を記載し、消除の年月日順に保管するものとする。</p>
<p>(<u>印鑑登録証</u>の引換交付)</p> <p>第6条 条例第8条の規定による<u>印鑑登録証</u>の<u>引換交付</u>を受けようとする者は、<u>印鑑登録証引換交付申請書</u>に<u>印鑑登録証</u>を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(<u>印鑑登録証</u>の再交付)</p> <p>第6条 条例第8条の規定による<u>印鑑登録証</u>の<u>再交付</u>を受けようとする者は、<u>印鑑登録証再交付申請書</u>に<u>印鑑登録証</u>を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(<u>印鑑登録原票</u>の更新)</p> <p>第8条 市長は、<u>印鑑登録原票</u>の正確性を期するため、印影又は登録事項が不明瞭となったときは、登録印鑑及び<u>印鑑登録証</u>を提示させて、これを更新することができる。</p>	<p>(<u>印鑑登録票</u>の更新)</p> <p>第8条 市長は、<u>印鑑登録票</u>の正確性を期するため、印影又は登録事項が不明瞭となったときは、登録印鑑及び<u>印鑑登録証</u>を提示させて、これを更新することができる。</p>
<p>(登録事項の変更届)</p> <p>第9条 条例第11条の規定による<u>印鑑登録原票</u>の登録事項の変更の届出は、<u>印鑑登録原票登録事項変更届書</u>により行うものとする。</p>	<p>(登録事項の変更届)</p> <p>第9条 条例第11条の規定による<u>印鑑登録票</u>の登録事項の変更の届出は、<u>印鑑登録票登録事項変更届書</u>により行うものとする。</p>
<p>(申請書等の様式)</p> <p>第10条 申請書等の様式は、次に掲げるとおりと</p>	<p>(申請書等の様式)</p> <p>第10条 申請書等の様式は、次に掲げるとおりと</p>

する。

- (1) 印鑑登録申請書・印鑑登録廃止届書・印鑑登録証引換交付申請書 様式第1号
- (2) 印鑑登録原票 様式第2号
- (3) [略]
- (4) 印鑑の登録に関する照会(回答)書 様式第4号
- (5) 印鑑登録原票登録事項変更届書 様式第5号
- (6)~(9) [略]

2 条例第13条第1項の印鑑登録証明書交付申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 印鑑登録者の印鑑登録証の登録番号(印鑑登録証を添えて条例第13条第1項の申請を行う場合に限る。第3号において同じ。)
- (2)・(3) [略]

(申請書等の保存期間)

第11条 申請書等の保存期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 印鑑登録申請書・印鑑登録廃止届書・印鑑登録証引換交付申請書 2年
- (2) 消除された印鑑登録原票 5年
- (3) 印鑑の登録に関する照会(回答)書 2年
- (4) 印鑑登録原票登録事項変更届書 2年
- (5)~(7) [略]

2 [略]

様式第1号(第10条関係)

[略]	<input type="checkbox"/> 印鑑登録申請書	[略]
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録廃止届書	
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証引換交付申請書	

(宛先) 年 月 日

[略]

印鑑	[略]
	引換交付 [略]
	[略]

[略]

する。

- (1) 印鑑登録申請書・印鑑登録廃止届書・印鑑登録証再交付申請書 様式第1号
- (2) 印鑑登録票 様式第2号
- (3) [略]
- (4) 印鑑登録申請照会(回答)書 様式第4号
- (5) 印鑑登録票登録事項変更届書 様式第5号
- (6)~(9) [略]

2 条例第13条第1項の印鑑登録証明書交付申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 印鑑登録者の印鑑登録証の登録番号
- (2)・(3) [略]

(申請書等の保存期間)

第11条 申請書等の保存期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 印鑑登録申請書・印鑑登録廃止届書・印鑑登録証再交付申請書 2年
- (2) 消除された印鑑登録票 5年
- (3) 印鑑登録申請照会(回答)書 2年
- (4) 印鑑登録票登録事項変更届書 2年
- (5)~(7) [略]

2 [略]

様式第1号(第10条関係)

[略]	<input type="checkbox"/> 印鑑登録申請書	[略]
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録廃止届書	
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証再交付申請書	

(宛先) さいたま市長 年 月 日

[略]

印鑑	[略]
	再交付 [略]
	[略]

[略]

様式第2号及び様式第4号を次のように改める。

様式第2号（第10条関係）

印鑑登録原票

印鑑登録番号		登録年月日	
--------	--	-------	--

登録印影	氏名	
	旧氏	
	生年月日	
	住所	

照会番号

印鑑の登録に関する照会書

年 月 日、あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、次の回答書を全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに 年 月 日までに申請取扱い窓口へ持参してください。

回 答 書		年 月 日		
(宛先) 照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。	住所 _____ 本人署名 _____ 生年月日 _____	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="text-align: center; padding: 5px;">申請した印鑑</td></tr><tr><td style="height: 100px;"></td></tr></table>	申請した印鑑	
申請した印鑑				

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委 任 状		年 月 日
代理人住所 _____ 代理人氏名 _____	回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、その権限を委任いたします。	
本人署名		

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第5号（第10条関係） <u>印鑑登録原票登録事項変更届書</u> [略] （宛先） [略] <u>印鑑登録原票</u> の登録事項変更を届け出ます。 [略]	様式第5号（第10条関係） <u>印鑑登録票登録事項変更届書</u> [略] （宛先） <u>さいたま市長</u> [略] <u>印鑑登録票</u> の登録事項変更を届け出ます。 [略]

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第10条関係）

印鑑登録証明書

登録印影	氏名	
	旧氏	
	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

印

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第 8 号（第 10 条関係） 印鑑登録証明書発行保護申請書 [略] (宛先) [略]	様式第 8 号（第 10 条関係） 印鑑登録証明書発行保護申請書 [略] (宛先) <u>さいたま市長</u> [略]
様式第 9 号（第 10 条関係） 印鑑登録証明書発行保護廃止届書 [略] (宛先) [略]	様式第 9 号（第 10 条関係） 印鑑登録証明書発行保護廃止届書 [略] (宛先) <u>さいたま市長</u> [略]

附 則

この規則中第 10 条第 2 項の改正は令和 6 年 4 月 1 日から、その他の改正は同年 5 月 7 日から施行する。

さいたま市規則第42号

さいたま市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
さいたま市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年さいたま市規則第116号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市長が必要と認める図書等) 第2条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) [略] (5) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類 (6) [略]	(市長が必要と認める図書等) 第2条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) [略] (5) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類 (6) [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第43号

さいたま市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市営住宅条例施行規則（平成13年さいたま市規則第225号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）						
1 公営住宅							1 公営住宅						
名称	位置	戸数	規格		棟番号又は部屋番号	共同施設等の種類	名称	位置	戸数	規格		棟番号又は部屋番号	共同施設等の種類
			建設年度	構造						建設年度	構造		
[略]							[略]						
							馬宮住宅	さいたま市西区大字飯田新田400番地	24戸	昭和42年度	鉄筋4階建	RC-1	集会所
									24戸	昭和42年度	鉄筋4階建	RC-2	
									40戸	昭和43年度	鉄筋4階建	RC-3	
									16戸	昭和44年度	鉄筋4階建	RC-4	
									32戸	昭和44年度	鉄筋4階建	RC-5	
									40戸	昭和45年度	鉄筋5階建	RC-6	
									40戸	昭和45年度	鉄筋5階建	RC-7	
[略]							[略]						
2・3 [略]							2・3 [略]						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第44号

さいたま市優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則

さいたま市優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則（平成13年さいたま市規則第229号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（優良宅地造成認定申請の手続）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、第13条に規定する宅地の造成に係る申請にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）<u>第13条の3第8項第2号ロ及び第21条の19第9項第2号ロ</u>の規定による認定を受けたことを証する書類（前項の認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき、土地区画整理組合に代わって土地区画整理事業の施行に関する事業を行う者である場合に限る。）</p> <p>(7) [略]</p> <p>3～6 [略]</p> <p>様式第1号（第2条、第13条関係） 優良宅地造成認定申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>注</p> <p>1 [略]</p> <p>2 「7 その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）その他の法令による認可、許可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。</p> <p>3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（優良宅地造成認定申請の手続）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、第13条に規定する宅地の造成に係る申請にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）<u>第13条の3第9項第2号ロ及び第21条の19第10項第2号ロ</u>の規定による認定を受けたことを証する書類（前項の認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき、土地区画整理組合に代わって土地区画整理事業の施行に関する事業を行う者である場合に限る。）</p> <p>(7) [略]</p> <p>3～6 [略]</p> <p>様式第1号（第2条、第13条関係） 優良宅地造成認定申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>注</p> <p>1 [略]</p> <p>2 「7 その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、<u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）その他の法令による認可、許可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。</p> <p>3 [略]</p>

様式第2号（第3条関係）

優良宅地造成認定証明申請書

[略]

注

- 1 [略]
- 2 「4 その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）その他の法令による認可、許可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 3 [略]

様式第2号（第3条関係）

優良宅地造成認定証明申請書

[略]

注

- 1 [略]
- 2 「4 その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）その他の法令による認可、許可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 3 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第45号

さいたま市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防局の組織に関する規則（平成15年さいたま市規則第138号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(分掌事務) 第3条 前条に規定する内部組織（係を除く。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 [略] 予防部 予防課 (1)・(2) [略] (3) 防火・防災管理に関すること。 (4)～(14) [略] [略] 2 [略]	(分掌事務) 第3条 前条に規定する内部組織（係を除く。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 [略] 予防部 予防課 (1)・(2) [略] (3) 防火・防災管理 <u>制度</u> に関すること。 (4)～(14) [略] [略] 2 [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第46号

さいたま市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

さいたま市消防吏員服制規則（平成13年さいたま市規則第240号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
(1) 男性消防吏員の服制			(1) 男性消防吏員の服制		
品名	区分	摘要	品名	区分	摘要
[略]			[略]		
夏帽	色及び地質	濃紺色の天然繊維及び合成繊維の織物とする。	夏帽	色及び地質	濃紺色の合成繊維の織物とする。
[略]			[略]		
[略]			[略]		
夏服	上衣	色及び地質 青系色の天然繊維及び合成繊維の織物とし、一部に濃紺色を配する。	夏服	上衣	色及び地質 青系色の合成繊維の織物とし、一部に濃紺色を配する。
[略]			[略]		
[略]			[略]		
(2) [略]			(2) [略]		
(3) 消防隊の服制			(3) 消防隊の服制		
品名	区分	摘要	品名	区分	摘要
[略]			[略]		
防火服	上衣	製式 折襟とする。 所要の通気孔を開け、肩部に緩衝材を入れる。 前面を比翼仕立てとし、左右側方及び右胸部に各1個の蓋付きポケットを付ける。	防火服	上衣	製式 折襟とする。 所要の通気孔を開け、肩部に緩衝材を入れる。 前面を比翼仕立てとし、左右側方及び右胸部に各1個の蓋付きポケットを付ける。 <u>腰部に墜落制止用器具を付ける。</u>

		背面の上段に「さいたま市消防局」の文字を銀色で表示し、縁取りを灰色で表示する。下段に「Saitama City Fire Bureau」の文字を灰色で表示する。表示は反射材とする。形状は、図のとおりとする。
ズボン	[略]	
	製式	つりバンド付き長ズボンとし、前面に面ファスナーを付ける。ズボンの腰部に墜落制止用器具を付ける。形状は、図のとおりとする。
[略]		

(4) [略]

(5) 救助隊の服制

品名	区分	摘要
[略]		
防火帽	色及び地質	消防隊の服制の防火帽と同様とする。ただし、オレンジ色仕上げ（特別高度救助隊は赤色仕上げ）とする。
	製式	消防隊の服制の防火帽と同様とする。ただし、青色（特別高度救助隊は白色）の反射線とし、文字を白色で表示する。
	[略]	
[略]		

図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

[略]

消防隊

[略]

		背面の上段に「さいたま市消防局」の文字を銀色で表示し、縁取りを黒色で表示する。下段に「Saitama City Fire Bureau」の文字を黒色で表示する。銀色表示は反射材とする。形状は、図のとおりとする。
ズボン	[略]	
	製式	つりバンド付き長ズボンとし、前面に面ファスナーを付ける。形状は、図のとおりとする。
[略]		

(4) [略]

(5) 救助隊の服制

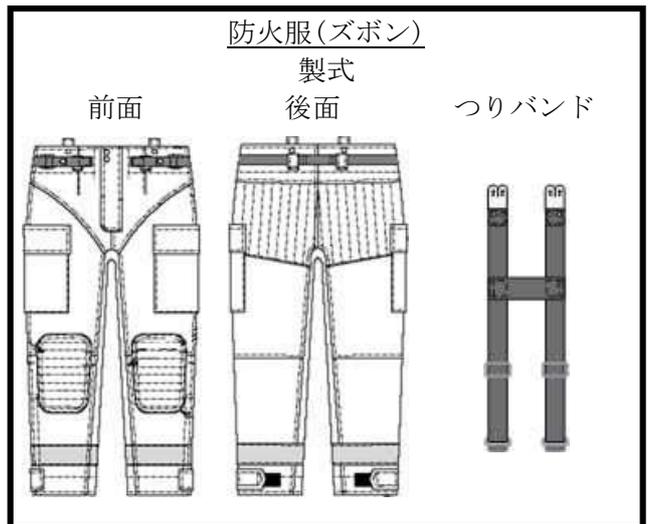
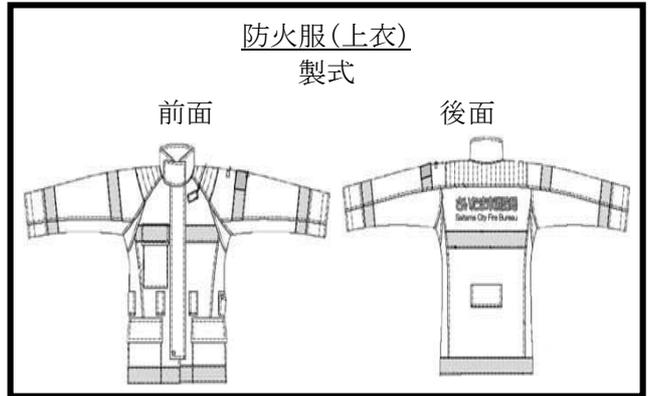
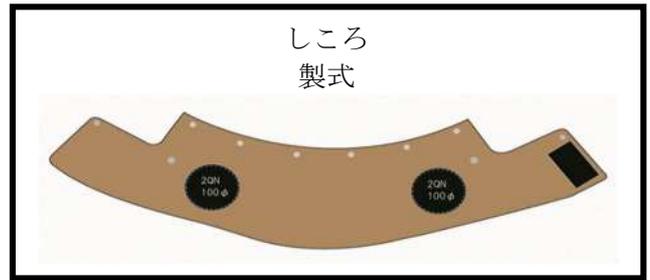
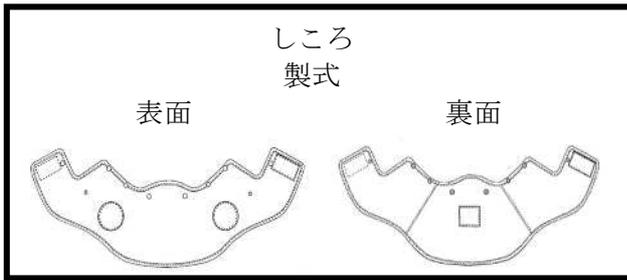
品名	区分	摘要
[略]		
防火帽	色及び地質	消防隊の服制の防火帽と同様とする。ただし、オレンジ色仕上げとする。
	製式	消防隊の服制の防火帽と同様とする。ただし、青色の反射線とし、文字を黒色で表示する。
	[略]	
[略]		

図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

[略]

消防隊

[略]



[略]

[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用しているこの規則による改正前のさいたま市消防吏員服制規則の規定に基づく防火服については、この規則による改正後のさいたま市消防吏員服制規則の規定に基づく防火服とみなし、引き続き使用できるものとする。

さいたま市規則第47号

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則（平成13年さいたま市規則第241号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																																																					
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">品名</th> <th style="width: 50%;">使用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急服襟</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>救急肩章</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シャツ</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">長袖</td> <td style="width: 50%;">1年</td> </tr> <tr> <td>半袖</td> <td>1年</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>防火フード</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">品名</th> <th style="width: 50%;">貸与区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">防火服</td> <td>防火帽（消防隊用）</td> <td><u>所属</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>しころ</td> <td><u>所属</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上衣</td> <td><u>所属</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>墜落制止用器具</td> <td><u>所属</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ズボン</td> <td><u>所属</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品名	使用期間	[略]		救急服襟	[略]	救急肩章	3年	[略]		シャツ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">長袖</td> <td style="width: 50%;">1年</td> </tr> <tr> <td>半袖</td> <td>1年</td> </tr> </table>	長袖	1年	半袖	1年	防火フード	3年	[略]		品名	貸与区分	[略]		防火服	防火帽（消防隊用）	<u>所属</u>	[略]		しころ	<u>所属</u>	[略]		上衣	<u>所属</u>		墜落制止用器具	<u>所属</u>		ズボン	<u>所属</u>	[略]		<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">品名</th> <th style="width: 50%;">使用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急服襟</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シャツ</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">長袖</td> <td style="width: 50%;">1年</td> </tr> <tr> <td>半袖</td> <td>1年</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">品名</th> <th style="width: 50%;">貸与区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">防火服</td> <td>防火帽（消防隊用）</td> <td><u>個人</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>しころ（指揮隊用及び救助隊用を除く）</td> <td><u>個人</u></td> </tr> <tr> <td>しころ（指揮隊用及び救助隊用）</td> <td>所属</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>上衣</td> <td><u>個人</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>墜落制止用器具</td> <td><u>個人</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ズボン</td> <td><u>個人</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品名	使用期間	[略]		救急服襟	[略]	[略]		シャツ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">長袖</td> <td style="width: 50%;">1年</td> </tr> <tr> <td>半袖</td> <td>1年</td> </tr> </table>	長袖	1年	半袖	1年	[略]		品名	貸与区分	[略]		防火服	防火帽（消防隊用）	<u>個人</u>	[略]		しころ（指揮隊用及び救助隊用を除く）	<u>個人</u>	しころ（指揮隊用及び救助隊用）	所属	[略]			上衣	<u>個人</u>		墜落制止用器具	<u>個人</u>		ズボン	<u>個人</u>	[略]	
品名	使用期間																																																																																					
[略]																																																																																						
救急服襟	[略]																																																																																					
救急肩章	3年																																																																																					
[略]																																																																																						
シャツ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">長袖</td> <td style="width: 50%;">1年</td> </tr> <tr> <td>半袖</td> <td>1年</td> </tr> </table>	長袖	1年	半袖	1年																																																																																	
長袖	1年																																																																																					
半袖	1年																																																																																					
防火フード	3年																																																																																					
[略]																																																																																						
品名	貸与区分																																																																																					
[略]																																																																																						
防火服	防火帽（消防隊用）	<u>所属</u>																																																																																				
	[略]																																																																																					
	しころ	<u>所属</u>																																																																																				
	[略]																																																																																					
	上衣	<u>所属</u>																																																																																				
	墜落制止用器具	<u>所属</u>																																																																																				
	ズボン	<u>所属</u>																																																																																				
[略]																																																																																						
品名	使用期間																																																																																					
[略]																																																																																						
救急服襟	[略]																																																																																					
[略]																																																																																						
シャツ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">長袖</td> <td style="width: 50%;">1年</td> </tr> <tr> <td>半袖</td> <td>1年</td> </tr> </table>	長袖	1年	半袖	1年																																																																																	
長袖	1年																																																																																					
半袖	1年																																																																																					
[略]																																																																																						
品名	貸与区分																																																																																					
[略]																																																																																						
防火服	防火帽（消防隊用）	<u>個人</u>																																																																																				
	[略]																																																																																					
	しころ（指揮隊用及び救助隊用を除く）	<u>個人</u>																																																																																				
	しころ（指揮隊用及び救助隊用）	所属																																																																																				
	[略]																																																																																					
	上衣	<u>個人</u>																																																																																				
	墜落制止用器具	<u>個人</u>																																																																																				
	ズボン	<u>個人</u>																																																																																				
[略]																																																																																						

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第48号

さいたま市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市火薬類取締法施行細則（平成29年さいたま市規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第1号（第2条関係） [略]</p> <p style="text-align: center;">火薬類製造営業許可証</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け第 号で申請のあつた火薬類の製造営業については、火薬類取締法第3条の規定により<u>下記のとおり</u>許可します。</p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <p><u>1 名称</u></p> <p><u>2 事務所所在地</u></p> <p><u>3 製造所所在地</u></p> <p>[略]</p>	<p>様式第1号（第2条関係） [略]</p> <p style="text-align: center;">火薬類製造営業許可証</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け第 号で申請のあつた火薬類の製造営業については、火薬類取締法第3条の規定により許可します。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第2号（第2条関係） [略]</p> <p style="text-align: center;">火薬類販売営業許可証</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け第 号で申請のあつた火薬類の販売営業については、火薬類取締法第5条の規定により<u>下記のとおり</u>許可します。</p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <p><u>1 名称</u></p> <p><u>2 販売所所在地</u></p> <p><u>3 販売する火薬類の種類</u></p> <p>[略]</p>	<p>様式第2号（第2条関係） [略]</p> <p style="text-align: center;">火薬類販売営業許可証</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け第 号で申請のあつた火薬類の販売営業については、火薬類取締法第5条の規定により許可します。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第3号（第2条関係） [略]</p> <p style="text-align: center;">火薬類製造施設等変更許可証</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け第 号で申請のあつた火薬類の製造施設等の変更については、火薬類</p>	<p>様式第3号（第2条関係） [略]</p> <p style="text-align: center;">火薬類製造施設等変更許可証</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け第 号で申請のあつた火薬類の製造施設等の変更については、火薬類</p>

<p>取締法第10条第1項の規定により<u>下記のとおり</u>許可します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1 名称</u> <u>2 事務所所在地</u> <u>3 製造所所在地</u> <u>4 変更の種類</u> [略]</p> <p>様式第4号(第2条関係) [略] 火薬庫設置・移転・変更許可証 [略] 年 月 日付け第 号で申請のあった火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更については、火薬類取締法第12条第1項の規定により<u>下記のとおり</u>許可します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1 名称</u> <u>2 事務所所在地</u> <u>3 火薬庫所在地</u> <u>4 火薬庫の種類及び棟数</u> <u>5 貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量</u> <u>6 設置、移転又は変更の別(移転又は変更の場合にはその理由)</u> [略]</p> <p>様式第5号(第2条関係) [略] 火薬類輸入許可証 [略] 年 月 日付け第 号で申請のあった火薬類の輸入については、火薬類取締法第24条第1項の規定により<u>下記のとおり</u>許可します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1 火薬類の種類及び数量</u> <u>2 輸入の目的</u> <u>3 輸入先</u> <u>4 陸揚げ予定期日</u> <u>5 輸入港名</u> <u>6 貯蔵又は保管場所</u> [略]</p>	<p>取締法第10条第1項の規定により許可します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号(第2条関係) [略] 火薬庫設置・移転・変更許可証 [略] 年 月 日付け第 号で申請のあった火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更については、火薬類取締法第12条第1項の規定により許可します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第5号(第2条関係) [略] 火薬類輸入許可証 [略] 年 月 日付け第 号で申請のあった火薬類の輸入については、火薬類取締法第24条第1項の規定により許可します。</p> <p>[略]</p>
---	--

様式第7号を次のように改める。

火薬類廃棄許可証

さいたま市長 印

廃棄の許可 を受けた者	住 所			
	氏名(年齢) 又は名称	(歳)		
	職 業			
火薬類の種類 及び数量				
廃棄の理由				
廃棄の方法				
廃棄の場所				
廃棄の日時 (期間)	年 月 日から	時から	時まで	年 月 日まで
許可条件				
備 考				

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第8号（第3条関係） [略] 危害予防規程（変更）認可証 [略] 年 月 日付け第 号で申請のあつた危害予防規程の制定又は変更については、<u>火薬類取締法第28条第1項の規定により下記のとおり</u>認可します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1 名称</u> <u>2 事務所所在地</u> <u>3 製造所所在地</u> <u>4 変更の場合はその変更の内容</u> [略]</p>	<p>様式第8号（第3条関係） [略] 危害予防規程（変更）認可証 [略] 年 月 日付け第 号で申請のあつた危害予防規程の制定又は変更については、<u>火薬類取締法第28条第1項の規定により</u>認可します。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第9号（第3条関係） [略] 保安教育計画（変更）認可証 [略] 年 月 日付け第 号で申請のあつた保安教育計画の制定又は変更については、<u>火薬類取締法第29条第1項の規定により下記のとおり</u>認可します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1 名称</u> <u>2 事務所所在地</u> <u>3 製造所若しくは販売所の所在地又は消費場所</u> [略]</p>	<p>様式第9号（第3条関係） [略] 保安教育計画（変更）認可証 [略] 年 月 日付け第 号で申請のあつた保安教育計画の制定又は変更については、<u>火薬類取締法第29条第1項の規定により</u>認可します。</p> <p>[略]</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第49号

さいたま市高压ガス保安法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市高压ガス保安法施行細則（平成30年さいたま市規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第1号（第2条関係） [略]</p> <p style="text-align: center;">高压ガス製造許可書 住 所 <u>（所在地）</u> 氏 名 <u>（名称及び代表者氏名）</u></p> <p>年 月 日付け第 号で申請のあつた高压ガスの製造については、高压ガス保安法第5条第1項の規定により<u>下記のとおり</u>許可します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1 名称</u> <u>2 事業所所在地</u> <u>3 製造する高压ガスの種類</u> [略]</p>	<p>様式第1号（第2条関係） [略]</p> <p style="text-align: center;">高压ガス製造許可書 住 所 氏 名</p> <p>年 月 日付け第 号で申請のあつた高压ガスの製造については、高压ガス保安法第5条第1項の規定により許可します。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第2号（第2条関係） [略]</p> <p style="text-align: center;">高压ガス製造施設等変更許可書 住 所 <u>（所在地）</u> 氏 名 <u>（名称及び代表者氏名）</u></p> <p>年 月 日付け第 号で申請のあつた高压ガス製造施設等の変更については、高压ガス保安法第14条第1項の規定により<u>下記のとおり</u>許可します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1 名称</u> <u>2 事業所所在地</u> <u>3 変更の種類</u> [略]</p>	<p>様式第2号（第2条関係） [略]</p> <p style="text-align: center;">高压ガス製造施設等変更許可書 住 所 氏 名</p> <p>年 月 日付け第 号で申請のあつた高压ガス製造施設等の変更については、高压ガス保安法第14条第1項の規定により許可します。</p> <p>[略]</p>

様式第3号(第2条関係)

[略]

第一種貯蔵所設置許可書

住所

(所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

年月日付け第号で申請のあった第一種貯蔵所の設置については、高圧ガス保安法第16条第1項の規定により下記のとおり許可します。

記

1 名称

2 貯蔵所所在地

3 貯蔵する高圧ガスの種類

[略]

様式第4号(第2条関係)

[略]

第一種貯蔵所位置等変更許可書

住所

(所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

年月日付け第号で申請のあった第一種貯蔵所位置等の変更については、高圧ガス保安法第19条第1項の規定により下記のとおり許可します。

記

1 名称

2 貯蔵所所在地

3 変更の種類

[略]

様式第5号(第2条関係)

[略]

特別充填許可書

住所

(所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

年月日付け第号で申請のあった特別充填については、高圧ガス保安法第48条第5項の規定により下記の条件を付して許可します。

記

1 所有者氏名

2 住所

3 充填をする場所

4 条件

様式第3号(第2条関係)

[略]

第一種貯蔵所設置許可書

住所

氏名

年月日付け第号で申請のあった第一種貯蔵所の設置については、高圧ガス保安法第16条第1項の規定により許可します。

[略]

様式第4号(第2条関係)

[略]

第一種貯蔵所位置等変更許可書

住所

氏名

年月日付け第号で申請のあった第一種貯蔵所位置等の変更については、高圧ガス保安法第19条第1項の規定により許可します。

[略]

様式第5号(第2条関係)

[略]

特別充填許可書

住所

氏名

年月日付け第号で申請のあった特別充填については、高圧ガス保安法第48条第5項の規定により次の条件を付して許可します。

[略]

[略]
条件

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、6か月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第3条関係）

[略]

容器検査合格書

住所

(所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

年 月 日付け第 号で申請のあった容器検査については、高压ガス保安法第44条第1項の規定による容器検査に下記のとおり合格とします。

記

1 名称

2 容器所在地又は事業所所在地

3 検査の区分

4 容器の種類

5 耐圧試験圧力

6 容器の数量

[略]

様式第7号（第3条関係）

[略]

容器再検査合格書

住所

様式第6号（第3条関係）

[略]

容器検査合格書

住所

氏名

年 月 日付け第 号で申請のあった容器検査については、高压ガス保安法第44条第1項の規定による容器検査に合格とします。

[略]

様式第7号（第3条関係）

[略]

容器再検査合格書

住所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

年 月 日付け第 号で申請のあ
った容器再検査については、高圧ガス保安法第49
条第1項の規定による容器再検査に下記のとおり合
格とします。

記

1 名称

2 容器所在地又は事業所所在地

3 容器の種類

4 耐圧試験圧力

5 容器の数量

[略]

様式第8号(第3条関係)

[略]

附属品検査合格書

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

年 月 日付け第 号で申請のあ
った附属品検査については、高圧ガス保安法第49
条の2第1項の規定による附属品検査に下記のと
おり合格とします。

記

1 名称

2 附属品所在地又は事業所所在地

3 附属品の種類

4 附属品の数量

[略]

様式第9号(第3条関係)

[略]

附属品再検査合格書

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

年 月 日付け第 号で申請のあ
った附属品再検査については、高圧ガス保安法第4
9条の4第1項の規定による附属品再検査に下記
のとおり合格とします。

記

1 名称

2 附属品所在地又は事業所所在地

3 附属品の種類

4 附属品の数量

[略]

氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあ
った容器再検査については、高圧ガス保安法第49
条第1項の規定による容器再検査に合格とします。

[略]

様式第8号(第3条関係)

[略]

附属品検査合格書

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあ
った附属品検査については、高圧ガス保安法第49
条の2第1項の規定による附属品検査に合格としま
す。

[略]

様式第9号(第3条関係)

[略]

附属品再検査合格書

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあ
った附属品再検査については、高圧ガス保安法第4
9条の4第1項の規定による附属品再検査に合格と
します。

[略]

様式第12号（第6条関係）

[略]

高圧ガスの種類又は圧力変更承認書

住 所

（所在地）

氏 名

（名称及び代表者氏名）

[略]

様式第12号（第6条関係）

[略]

高圧ガスの種類又は圧力変更承認書

住 所

氏 名

[略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第50号

さいたま市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成13年さいたま市規則第250号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第10条 条例第8条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第10条 条例第8条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、<u>同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第51号

さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第1条 さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>財政局</p> <p style="padding-left: 2em;">財政部</p> <p style="padding-left: 4em;">財政課</p> <p style="padding-left: 6em;">総務係</p> <p style="padding-left: 6em;">企画係</p> <p style="padding-left: 6em;">財源係</p> <p style="padding-left: 6em;"><u>資金係</u></p> <p>[略]</p> <p>税務部</p> <p style="padding-left: 2em;">税制課</p> <p style="padding-left: 4em;">管理係</p> <p style="padding-left: 4em;">税制係</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>電子企画係</u></p> <p>[略]</p> <p>市民局</p> <p style="padding-left: 2em;">市民生活部</p> <p style="padding-left: 4em;">市民生活安全課</p> <p style="padding-left: 6em;">総務係</p> <p style="padding-left: 6em;"><u>交通安全係</u></p> <p style="padding-left: 6em;"><u>防犯係</u></p> <p>[略]</p> <p>福祉局</p> <p style="padding-left: 2em;">生活福祉部</p> <p>[略]</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第1条 さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>財政局</p> <p style="padding-left: 2em;">財政部</p> <p style="padding-left: 4em;">財政課</p> <p style="padding-left: 6em;">総務係</p> <p style="padding-left: 6em;">企画係</p> <p style="padding-left: 6em;">財源係</p> <p>[略]</p> <p>税務部</p> <p style="padding-left: 2em;">税制課</p> <p style="padding-left: 4em;">管理係</p> <p style="padding-left: 4em;">税制係</p> <p>[略]</p> <p>市民局</p> <p style="padding-left: 2em;">市民生活部</p> <p style="padding-left: 4em;">市民生活安全課</p> <p style="padding-left: 6em;">総務係</p> <p style="padding-left: 6em;"><u>交通防犯係</u></p> <p>[略]</p> <p>福祉局</p> <p style="padding-left: 2em;">生活福祉部</p> <p>[略]</p>

監査指導課

介護事業係

障害事業係

[略]

長寿応援部

高齢福祉課

企画施設係

在宅事業係

[略]

子ども未来局

子ども育成部

子ども・青少年政策課

企画係

青少年育成係

指導監査係

子育て支援課

支援係

手当係

医療係

母子保健課

よりそい支援係

母子保健係

すこやか支援係

子育て未来部

幼児政策課

幼稚園係

幼児教育係

放課後児童課

運営支援係

放課後対策係

[略]

保育施設支援課

民間保育第1係

民間保育第2係

認可外保育係

環境局

環境共生部

[略]

監査指導課

法人・施設係

介護・障害事業係

[略]

長寿応援部

高齢福祉課

企画施設係

生きがい事業係

[略]

子ども未来局

子ども育成部

子ども政策課

企画係

育成係

子育て支援課

支援係

手当係

医療係

子育て未来部

幼児・放課後児童課

幼児支援係

放課後児童係

[略]

保育施設支援課

民間保育係

認可外保育係

環境局

環境共生部

[略]

脱炭素社会推進課

ゼロカーボン推進戦略課

ゼロカーボン戦略係

事業推進係

普及推進係

エネルギー推進係

[略]

経済局

商工観光部

[略]

商業振興課

商業振興係

地域活性化推進室

[略]

建設局

[略]

土木部

土木総務課

総務係

政策係

路政係

[略]

第3条 都市戦略本部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市戦略本部

都市経営戦略部

(1)～(8) [略]

(9) 市役所新庁舎等の計画及び整備に関すること。

(10) 市役所現庁舎地の利活用に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

[略]

未来都市推進部

(1) [略]

(2) スマートシティさいたまモデルの推進に関する

普及推進係

政策推進係

事業推進係

[略]

経済局

商工観光部

[略]

商業振興課

商業振興係

[略]

建設局

[略]

土木部

土木総務課

総務係

路政係

用地調整係

[略]

第3条 都市戦略本部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市戦略本部

都市経営戦略部

(1)～(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

[略]

未来都市推進部

(1) [略]

ること。

(3) [略]

(4) [略]

第5条 財政局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

財政局

財政部

財政課

(1)～(10) [略]

(11) 個人版ふるさと納税に関すること。

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

[略]

税務部

税制課

(1)～(7) [略]

(8) 税務に関するシステムに係る企画及び調整に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

[略]

第6条 市民局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

市民局

[略]

区政推進部

(1)～(9) [略]

(10) [略]

第6条の2 スポーツ文化局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

スポーツ文化局

スポーツ部

スポーツ振興課

(1)・(2) [略]

(3) 浦和駒場体育館、大宮体育館、与野体育館、浦和西体育館、記念総合体育館、大宮武道館、

(2) [略]

(3) [略]

(4) 環境未来都市に関すること。

(5) 次世代自動車の普及促進に係る企画及び調整に関すること。

第5条 財政局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

財政局

財政部

財政課

(1)～(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

[略]

税務部

税制課

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

[略]

第6条 市民局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

市民局

[略]

区政推進部

(1)～(9) [略]

(10) 個人番号カードの交付に関すること。

(11) [略]

第6条の2 スポーツ文化局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

スポーツ文化局

スポーツ部

スポーツ振興課

(1)・(2) [略]

(3) 浦和駒場体育館、大宮体育館、与野体育館、浦和西体育館、記念総合体育館及び大宮武道館

大宮公園サッカー場及び駒場運動公園（屋外プールを除く。）との連絡調整に関すること。

(4)～(19) [略]
[略]

第7条 保健衛生局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

保健衛生局
保健部
保健衛生総務課

(1)～(3) [略]
(4) 成人保健の総括に関すること。
(5)～(17) [略]
[略]

第7条の2 福祉局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

福祉局
生活福祉部
[略]

監査指導課
(1) 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人、社会福祉施設及び児童福祉施設の指導監査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
(2)・(3) [略]

国保年金課

(1)～(13) [略]
(14) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についての企画及び運営に関すること。

(15) [略]
(16) [略]
長寿応援部
高齢福祉課
(1)～(5) [略]

(6) [略]
(7) [略]
(8) [略]
(9) [略]

(10) [略]
(11) [略]

との連絡調整に関すること。

(4)～(19) [略]
[略]

第7条 保健衛生局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

保健衛生局
保健部
保健衛生総務課

(1)～(3) [略]
(4) 母子保健及び成人保健の総括に関すること。
(5)～(17) [略]
[略]

第7条の2 福祉局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

福祉局
生活福祉部
[略]

監査指導課
(1) 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人、社会福祉施設及び児童福祉施設等の指導監査に関すること。
(2)・(3) [略]
(4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の指導監査に関すること。

国保年金課

(1)～(13) [略]

(14) [略]
(15) [略]

長寿応援部
高齢福祉課
(1)～(5) [略]

(6) 高齢者の社会参加及び生きがいづくり等の推進に関すること。
(7) セカンドライフ支援に関すること。

(8) [略]
(9) [略]
(10) [略]
(11) [略]

(12) 公益社団法人さいたま市シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。

(13) [略]
(14) [略]

(12) [略]

[略]

第7条の3 子ども未来局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

子ども未来局

子ども育成部

子ども・青少年政策課

(1)～(7) [略]

(8) 社会福祉法人、児童福祉施設等の指導監査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(9) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の指導監査に関すること。

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

子育て支援課

(1)～(6) [略]

母子保健課

(1) 母子保健の総括に関すること。

(2) パパママ応援ギフト（出産・子育て応援給付金）の支給に関すること。

(3) 母子保健に関すること。

(4) 母子の歯科保健に関すること。

(5) 親と子の健康支援に関すること。

子育て未来部

(15) [略]

[略]

第7条の3 子ども未来局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

子ども未来局

子ども育成部

子ども政策課

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

子育て支援課

(1)～(6) [略]

子育て未来部

幼児・放課後児童課

(1) 幼児教育及び保育に係る調査研究、企画及び総合調整に関すること。

(2) 子育てのための施設等利用給付に関すること。

(3) 幼児教育に係る助成等（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(4) 幼稚園（特定教育・保育施設であるものに限る。）の指導及び監督に関すること。

(5) 放課後児童健全育成事業に関すること。

(6) 放課後児童健全育成施設の整備に関すること。

(7) 区役所の放課後児童健全育成に係る事務の総合調整に関すること。

(8) 部内の業務委託に係る入札（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(9) 部内の連絡調整に関すること。

(10) 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。

幼児政策課

- (1) 幼児教育及び保育に係る調査研究、企画及び総合調整に関すること。
- (2) 子育てのための施設等利用給付に関すること。
- (3) 幼児教育に係る助成等（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 幼稚園（特定教育・保育施設であるものに限る。）の指導及び監督に関すること。
- (5) 部内の業務委託に係る入札（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 部内の連絡調整に関すること。
- (7) 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。

放課後児童課

- (1) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (2) 放課後児童健全育成施設の整備に関すること。
- (3) 放課後子ども居場所事業に関すること。
- (4) 区役所の放課後児童健全育成に係る事務の総合調整に関すること。

[略]

第8条 環境局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

環境局

環境共生部

[略]

ゼロカーボン推進戦略課

- (1) 地球温暖化対策に係る企画立案及び総合調整に関すること。
- (2) 脱炭素先行地域事業に関すること。
- (3) 再生可能エネルギーの普及促進に関すること。
- (4) 省エネルギーの推進に関すること。
- (5) 次世代自動車の普及に関すること。
- (6) 次世代エネルギーの利活用に関すること。

[略]

資源循環推進部

[略]

産業廃棄物指導課

- (1)～(11) [略]
- (12) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所に係る届出及び管理指導に関すること。
- (13)・(14) [略]
- (15) 再生資源物屋外保管事業者の指導及び監督に

[略]

第8条 環境局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

環境局

環境共生部

[略]

脱炭素社会推進課

- (1) 地球温暖化対策に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 再生可能エネルギーの普及促進に関すること。
- (3) 省エネルギーの推進に関すること。
- (4) 次世代自動車の普及及び啓発に関すること。

[略]

資源循環推進部

[略]

産業廃棄物指導課

- (1)～(11) [略]
- (12) ポリ塩化ビフェニルの保管場所に係る届出及び管理指導に関すること。
- (13)・(14) [略]

関すること。

(16) 再生資源物屋外保管事業場の許可及び届出に
関すること。

[略]

第9条 経済局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

経済局

商工観光部

[略]

商業振興課

(1)～(6) [略]

地域活性化推進室

(1) 地域商社との連絡調整に関すること。

(2) 市民アプリの導入及び活用に係る企画及び総合調整に関すること。

(3) デジタル地域通貨の導入及び活用に係る企画及び総合調整に関すること。

[略]

第10条 都市局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市局

都市計画部

[略]

都市計画課

(1)～(15) [略]

(16) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に関すること。

(17)～(22) [略]

[略]

自転車まちづくり推進課

(1)～(6) [略]

(7) 市営自動車駐車場及び市営自転車駐車場に関すること。

(8) [略]

[略]

第11条 建設局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

建設局

[略]

土木部

土木総務課

(1) 道路政策の企画及び調整に関すること。

(2) 用地政策の企画及び調整に関すること。

[略]

第9条 経済局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

経済局

商工観光部

[略]

商業振興課

(1)～(6) [略]

[略]

第10条 都市局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市局

都市計画部

[略]

都市計画課

(1)～(15) [略]

(16) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に関すること。

(17)～(22) [略]

[略]

自転車まちづくり推進課

(1)～(6) [略]

(7) 市営自動車駐車場（市営桜木駐車場を除く。）及び市営自転車駐車場に関すること。

(8) [略]

[略]

第11条 建設局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

建設局

[略]

土木部

土木総務課

(1) 道路及び水路に係る認定、廃止及び変更に関すること。

(2) 道路及び水路に係る紛争及び訴訟の調整に関すること。

<p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>道路及び水路に係る認定、廃止及び変更に関すること。</u></p> <p>(7) <u>道路及び水路に係る紛争及び訴訟の調整に関すること。</u></p> <p>(8) <u>公共基準点の保全に関すること。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>[略]</p> <p>道路計画課</p> <p>(1) <u>道路及び橋りょうの新設及び改築の調査及び計画に関すること（幹線道路に係るものに限る。）。</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>[略]</p> <p>建築部</p> <p>建築総務課</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく届出、認定及び適合性判定に関すること。</u></p> <p>(13)～(19) [略]</p> <p>建築行政課</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>(3) <u>公共基準点の保全に関すること。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>用地事務の調査及び研究に関すること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>[略]</p> <p>道路計画課</p> <p>(1) <u>道路及び橋りょうの新設及び改築の調査及び計画に関すること。（国道、県道並びに1級及び2級幹線市道に係るものに限る。）</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>[略]</p> <p>建築部</p> <p>建築総務課</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく届出、認定及び適合性判定に関すること。</u></p> <p>(13)～(19) [略]</p> <p>建築行政課</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>住宅金融支援機構等との業務委託契約等に関すること。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>[略]</p>
--	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第52号

さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第3条 事業所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>子ども未来局</p> <p>[略]</p> <p>総合療育センターひまわり学園</p> <p>[略]</p> <p>育成課</p> <p>療育係</p> <p><u>通園第1係</u></p> <p><u>通園第2係</u></p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>保健衛生局</p> <p>保健部</p> <p>[略]</p> <p>大宮聖苑管理事務所</p> <p>(1) <u>火葬場の管理に関する</u>こと。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>食肉衛生検査所</p> <p>(1) <u>と畜場法（昭和28年法律第114号）の規定による許可、届出等に関する</u>こと。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第3条 事業所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>子ども未来局</p> <p>[略]</p> <p>総合療育センターひまわり学園</p> <p>[略]</p> <p>育成課</p> <p>療育係</p> <p><u>通園係</u></p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>保健衛生局</p> <p>保健部</p> <p>[略]</p> <p>大宮聖苑管理事務所</p> <p>(1) <u>火葬場等の整備及び管理に関する</u>こと。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>食肉衛生検査所</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p>

(4) [略]

[略]

福祉局

長寿応援部

高齢福祉課セカンドライフ支援センター

(1) 高齢者の社会参加及び生きがいづくり等の推進に関すること。

(2) セカンドライフ支援に関すること。

(3) 公益社団法人さいたま市シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。

[略]

都市局

[略]

北部都市計画事務所

都市計画指導課

(1)~(14) [略]

(15) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規定による許可に関すること。

(16) [略]

南部都市計画事務所

都市計画指導課

(1)~(14) [略]

(15) 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による許可に関すること。

(16) [略]

建設局

北部建設事務所

[略]

道路建設課

(1) 道路及び橋りょうの新設及び改築に関すること（幹線道路に係るものに限る。）。

(2) [略]

[略]

南部建設事務所

[略]

道路建設課

(1) 道路及び橋りょうの新設及び改築に関すること（幹線道路に係るものに限る。）。

(2) [略]

[略]

別表第1（第2条関係）

所属	第1類 事業所	第2類 事業所	第3類 事業所

(3) [略]

[略]

福祉局

[略]

都市局

[略]

北部都市計画事務所

都市計画指導課

(1)~(14) [略]

(15) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の規定による宅地造成工事の許可に関すること。

(16) [略]

南部都市計画事務所

都市計画指導課

(1)~(14) [略]

(15) 宅地造成等規制法の規定による宅地造成工事の許可に関すること。

(16) [略]

建設局

北部建設事務所

[略]

道路建設課

(1) 道路及び橋りょうの新設及び改築に関すること（国道、県道並びに1級及び2級幹線市道に係るものに限る。）。

(2) [略]

[略]

南部建設事務所

[略]

道路建設課

(1) 道路及び橋りょうの新設及び改築に関すること（国道、県道並びに1級及び2級幹線市道に係るものに限る。）。

(2) [略]

[略]

別表第1（第2条関係）

所属	第1類 事業所	第2類 事業所	第3類 事業所

[略]			
保健衛生局 保健部思い 出の里市営 霊園事務所	[略]		
福祉局長寿 応援部高齢 福祉課			セカンド ライフ支 援センタ ー
[略]			

別表第2 (第2条関係)

事業所	位置
[略]	
食肉衛生検査所	[略]
セカンドライフ 支援センター	さいたま市浦和区東高砂町1 1番1号
[略]	

別表第3 (第7条関係)

事業所	事業所に置かれる長
東京事務所 北部市税事務所 南部市 税事務所 消費生活総合センター 男 女共同参画推進センター 男女共同参 画相談室 浦和消費生活センター 岩 槻消費生活センター 健康科学研究セ ンター 思い出の里市営霊園事務所 大宮聖苑管理事務所 食肉衛生検査所 こころの健康センター 動物愛護ふ れあいセンター セカンドライフ支援 センター 障害者更生相談センター 障害者総合支援センター 子ども家庭 総合センター 総合療育センターひま わり学園 療育センターさくら草 西 部清掃事務所 東部清掃事務所 西部 環境センター 東部環境センター ク リーンセンター大崎 大宮南部浄化セ ンター クリーンセンター西堀 計量 検査所 農業者トレーニングセンター 見沼グリーンセンター 北部都市計 画事務所 南部都市計画事務所 車両 対策事務所 日進・指扇周辺まちづく り事務所 浦和東部まちづくり事務所 東浦和まちづくり事務所 浦和西部	[略]

[略]	
保健衛生局 保健部思い 出の里市営 霊園事務所	[略]
[略]	

別表第2 (第2条関係)

事業所	位置
[略]	
食肉衛生検査所	[略]
[略]	

別表第3 (第7条関係)

事業所	事業所に置かれる長
東京事務所 北部市税事務所 南部市 税事務所 消費生活総合センター 男 女共同参画推進センター 男女共同参 画相談室 浦和消費生活センター 岩 槻消費生活センター 健康科学研究セ ンター 思い出の里市営霊園事務所 大宮聖苑管理事務所 食肉衛生検査所 こころの健康センター 動物愛護ふ れあいセンター 障害者更生相談セン ター 障害者総合支援センター 子ど も家庭総合センター 総合療育センタ ーひまわり学園 療育センターさくら 草 西部清掃事務所 東部清掃事務所 西部環境センター 東部環境センタ ー クリーンセンター大崎 大宮南部 浄化センター クリーンセンター西堀 計量検査所 農業者トレーニングセ ンター 見沼グリーンセンター 北部 都市計画事務所 南部都市計画事務所 車両対策事務所 日進・指扇周辺ま ちづくり事務所 浦和東部まちづく り事務所 東浦和まちづくり事務所 浦 和西部まちづくり事務所 与野まちづ	[略]

まちづくり事務所 与野まちづくり事務所 岩槻まちづくり事務所 浦和駅周辺まちづくり事務所 大宮駅東口まちづくり事務所 大宮駅西口まちづくり事務所 北部建設事務所 南部建設事務所

[略]

くり事務所 岩槻まちづくり事務所 浦和駅周辺まちづくり事務所 大宮駅東口まちづくり事務所 大宮駅西口まちづくり事務所 北部建設事務所 南部建設事務所

[略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第53号

さいたま市会計管理者補助組織設置規則の一部を改正する規則

さいたま市会計管理者補助組織設置規則（平成19年さいたま市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(分掌事務) 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 出納課 (1)～(3) [略]</p> <p><u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] <u>(10)</u> [略] <u>(11)</u> [略] <u>(12)</u> [略] <u>(13)</u> [略] <u>(14)</u> [略] <u>(15)</u> [略] <u>(16)</u> [略] <u>(17)</u> [略] <u>(18)</u> [略] <u>(19)</u> [略] <u>(20)</u> [略] <u>(21)</u> [略] [略]</p>	<p>(分掌事務) 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 出納課 (1)～(3) [略] <u>(4) 調定の確認に関すること。</u> <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] <u>(10)</u> [略] <u>(11)</u> [略] <u>(12)</u> [略] <u>(13)</u> [略] <u>(14)</u> [略] <u>(15)</u> [略] <u>(16)</u> [略] <u>(17)</u> [略] <u>(18)</u> [略] <u>(19)</u> [略] <u>(20)</u> [略] <u>(21)</u> [略] <u>(22)</u> [略] [略]</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第54号

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年さいたま市規則第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第14条 条例別表第2第12項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1)～(12) [略] (13) 国民健康保険法施行規則第5条の9の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～エ [略] オ 当該届出に係る世帯主又は当該世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の6の規定による措置（同法第6条の2の2第2項に規定する治療を行う児童発達支援センターへの措置に限る。）、同法第22条第1項の規定による助産の実施、同法第27条第1項第3号の規定による措置、同条第2項の規定による措置又は同法第33条第1項の一時保護に係る医療の給付に関する情報 カ [略] (14)・(15) [略]	第14条 条例別表第2第12項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1)～(12) [略] (13) 国民健康保険法施行規則第5条の9の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～エ [略] オ 当該届出に係る世帯主又は当該世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の6の規定による措置（同法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）、同法第22条第1項の規定による助産の実施、同法第27条第1項第3号の規定による措置、同条第2項の規定による措置又は同法第33条第1項の一時保護に係る医療の給付に関する情報 カ [略] (14)・(15) [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第55号

さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第154号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 電子署名 <u>次に掲げるものをいう。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ウ <u>地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 市長等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該事項についての情報に電子署名を行い、<u>その情報を前項に規定するファイルに記録しなければならない。</u>ただし、市長の定める方法に</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 電子署名 <u>電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 市長等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該事項についての情報に電子署名を行い、<u>当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。</u></p>

より当該処分通知等を行った市長等を確認するための措置を講じるときは、この限りでない。

- 3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、その情報を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置及び前項ただし書に規定する措置とする。

(電磁的記録による作成等)

第13条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2 [略]

別表（第14条関係）

書面等	措置
1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供 (2)・(3) [略]
[略]	

ただし、市長の定める方法により当該処分通知等を行った市長等を確認するための措置を講じるときは、この限りでない。

- 3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置及び前項ただし書に規定する措置とする。

(電磁的記録による作成等)

第13条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 [略]

別表（第14条関係）

書面等	措置
1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、 <u>個人番号カードに記録された電子署名等</u> に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供 (2)・(3) [略]
[略]	

この規則は、令和6年3月29日から施行する。

さいたま市規則第56号

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第21条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>つわりその他の妊娠に起因する症状のため勤務することが著しく困難な場合</u> <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>妊娠中の場合</u> <u>2週間の範囲内において必要と認める期間</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>妊娠4か月未満で流産した場合</u> <u>当該流産の日から起算して7日の範囲内において必要と認める期間</u></p> <p>(6)～(16) [略]</p> <p>(17) <u>夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合</u> <u>原則として一の年の7月から9月までの期間</u>（<u>当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあつては、一の年の6月から10月までの期間</u>）内における連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(18)～(24) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(庶務事務システムによる処理)</p> <p>第32条 この規則に定めのある<u>手続</u>について、庶務事務システム（電子計算機を用いて、職員のサービスの管理、給与の支給等に関する事務を総合的に</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第21条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>妊娠中の職員が妊娠に起因するつわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合</u> <u>2週間の範囲内において必要と認める期間</u></p> <p>(6)～(16) [略]</p> <p>(17) <u>夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合</u> <u>原則として一の年の7月から9月までの期間内</u>における連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(18)～(24) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(庶務事務システムによる処理)</p> <p>第32条 この規則に定めのある<u>請求、承認その他の手続</u>について、庶務事務システム（電子計算機を用いて、職員のサービスの管理、給与の支給等に関</p>

管理するシステムをいう。以下この条において同じ。)を利用することができるときは、原則として庶務事務システムを利用する方法により行うものとする。

- 2 この規則に定めのある手続に当たり作成等する書類については、庶務事務システムにより作成等する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)をもって代えることができる。

する事務を総合的に管理するシステムで、総務局人事部人事課長が管理するものをいう。以下この条において同じ。)を利用することができるときは、原則として庶務事務システムを利用する方法により行うものとする。

- 2 この規則に定めのある請求、承認その他の手続に当たり作成等する書類については、庶務事務システムにより作成等する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)をもって代えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則第21条第1項第5号イの規定は、令和6年4月1日以後に同号イに掲げる場合に該当することとなった職員について適用する。

さいたま市規則第57号

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(会計年度任用職員の特別休暇)</p> <p>第11条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第9号から第11号までに掲げる場合にあつては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 原則として一の年の7月から9月までの<u>期間</u>（<u>当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる会計年度任用職員にあつては、一の年の6月から10月までの期間</u>）内における連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(13)～(15) [略]</p> <p>2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第5号及び第6号に掲げる場合にあつては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上</p>	<p style="text-align: center;">(会計年度任用職員の特別休暇)</p> <p>第11条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第9号から第11号までに掲げる場合にあつては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 原則として一の年の7月から9月までの<u>期間内</u>における連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(13)～(15) [略]</p> <p>2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第5号及び第6号に掲げる場合にあつては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上</p>

継続勤務しているものに限る。) に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1) つわりその他の妊娠に起因する症状のため勤務することが著しく困難な場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア 妊娠中の場合 2週間の範囲内において必要と認める期間

イ 妊娠4か月未満で流産した場合 当該流産の日から起算して7日の範囲内において必要と認める期間

(2)～(7) [略]

3・4 [略]

(休暇の請求等)

第15条 [略]

2 前項の規定により、その例によることとされる休暇の請求等の手続について、庶務事務システム(電子計算機を用いて、職員のサービスの管理、給与の支給等に関する事務を総合的に管理するシステムをいう。以下この条において同じ。)を利用することができるときは、原則として庶務事務システムを利用する方法により行うものとする。

3 第1項の規定により、その例によることとされる休暇の請求等の手続に当たり作成等する書類については、庶務事務システムにより作成等する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)をもって代えることができる。

継続勤務しているものに限る。) に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1) 妊娠中の会計年度任用職員が妊娠に起因するつわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合 2週間の範囲内において必要と認める期間

(2)～(7) [略]

3・4 [略]

(休暇の請求等)

第15条 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則第11条第2項第1号イの規定は、令和6年4月1日以後に同号イに掲げる場合に該当することとなった会計年度任用職員について適用する。

さいたま市規則第58号

さいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務事務システムによる処理) 第17条 この規則に定めのある <u>手続</u> について、庶務事務システム（電子計算機を用いて、職員のサービスの管理、給与の支給等に関する事務を総合的に管理するシステムをいう。以下この条において同じ。）を利用することができるときは、原則として庶務事務システムを利用する方法により行うものとする。 2 この規則に定めのある <u>手続</u> に当たり作成等する書類については、庶務事務システムにより作成等する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）をもって代えることができる。	(庶務事務システムによる処理) 第17条 この規則に定めのある <u>請求、届出その他の手続</u> について、庶務事務システム（電子計算機を用いて、職員のサービスの管理、給与の支給等に関する事務を総合的に管理するシステムで、 <u>総務局人事部人事課長が管理するもの</u> をいう。以下この条において同じ。）を利用することができるときは、原則として庶務事務システムを利用する方法により行うものとする。 2 この規則に定めのある <u>請求、届出その他の手続</u> に当たり作成等する書類については、庶務事務システムにより作成等する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）をもって代えることができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第59号

さいたま市職員互助会条例施行規則等の一部を改正する規則

(さいたま市職員互助会条例施行規則の一部改正)

第1条 さいたま市職員互助会条例施行規則（平成13年さいたま市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 事業 (第14条—第29条)</p> <p>第4章 会計 (<u>第30条—第32条</u>)</p> <p>第5章 補則 (<u>第33条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(掛金)</p> <p>第5条 会員は、掛金として、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「給料の月額等」という。）の1,000分の5（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を、毎月納入しなければならない。この場合において、給料の月額等が、496,000円を超えるとき又はさいたま市技能職員の給与に関する規則（平成13年さいたま市規則第40号）別表第1に定める技能職給料表職務の級1級5号給の給料月額に満たないときは、それぞれ当該額をもって給料の月額等とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前3号に掲げる会員以外の会員 給料の月額（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第7条及び第8条の規定により算出された額並びにさいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）第3条 (<u>さいたま市市長等の給与の特例に関する条例（令和5年さいたま市条例第45号）</u>）の規定の適用を受ける場</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 事業 (第14条—第28条)</p> <p>第4章 会計 (<u>第29条—第31条</u>)</p> <p>第5章 補則 (<u>第32条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(掛金)</p> <p>第5条 会員は、掛金として、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「給料の月額等」という。）の1,000分の5（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を、毎月納入しなければならない。この場合において、給料の月額等が、496,000円を超えるとき又はさいたま市技能職員の給与に関する規則（平成13年さいたま市規則第40号）別表第1に定める技能職給料表職務の級1級5号給の給料月額に満たないときは、それぞれ当該額をもって給料の月額等とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前3号に掲げる会員以外の会員 給料の月額（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第7条及び第8条の規定により算出された額並びにさいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）第3条、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第2条、さいたま市技能職員の</p>

合は、その適用を受けたもの)、さいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号)第2条、さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成13年さいたま市条例第43号)第4条第1項、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第2条第1項(さいたま市技能職員の給与に関する規則第7条第1項及びさいたま市水道局企業職員の給与に関する規程第28条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及びさいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成13年さいたま市条例第277号)第2条第2項の給料の月額をいう。)

2・3 [略]

4 掛金の額に変更の事由が生じたときは、その月から変更する。ただし、第1項後段の規定によりさいたま市技能職員の給与に関する規則別表第1に定める技能職給料表職務の級1級5号給を給料の月額等として掛金の額を算定する会員にあっては、同規則の改正により給料の月額等が変更となった場合、当該職員に係る掛金の額をその翌年度から変更する。

5・6 [略]

(給付の種類)

第15条 前条に規定する給付事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)~(7) [略]

(8) 宿泊施設等利用給付金

(9) ワーク・ライフ・バランス支援給付金

(10) [略]

(入学・卒業祝金)

第20条 会員の子が小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校の小学部若しくは中学部に入学し、又は義務教育学校の後期課程に進級したときは入学祝金として、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校の中学部若しくは高等部、高等学校、高等専門学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了したときは卒業祝金として2万円を給付する。

2 [略]

(退会金)

第25条 [略]

給与の種類及び基準に関する条例(平成13年さいたま市条例第43号)第4条第1項、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第2条第1項(さいたま市技能職員の給与に関する規則第7条第1項及びさいたま市水道局企業職員の給与に関する規程第28条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及びさいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成13年さいたま市条例第277号)第2条第2項の給料の月額をいう。)

2・3 [略]

4 掛金の額に変更の事由が生じたときは、その月から変更する。

5・6 [略]

(給付の種類)

第15条 前条に規定する給付事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)~(7) [略]

(8) 宿泊施設利用給付金

(9) [略]

(入学・卒業祝金)

第20条 会員の子が小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校の小学部若しくは中学部に入学し、又は義務教育学校の後期課程に進級したときは入学祝金として、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校の中学部若しくは高等部、高等学校、高等専門学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了したときは卒業祝金として1万5,000円を給付する。

2 [略]

(退会金)

第25条 [略]

2 前項の会員期間には、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員としての会員の期間を含まないものとする。

<p>(永年勤続給付)</p> <p>第26条 会員が勤続10年、20年又は30年を迎えたときは、<u>その翌年度に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める永年勤続記念品を給付する。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 前項に規定する勤続期間には、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員<u>その他理事長が別に定める職員</u>としての会員の期間を含まないものとする。</p>	<p>(永年勤続給付)</p> <p>第26条 会員が勤続10年、20年又は30年を迎えたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める永年勤続記念品を給付する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 前項に規定する勤続期間には、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員としての会員の期間を含まないものとする。</p>
<p>(宿泊施設等利用給付金)</p> <p>第27条 会員が宿泊施設<u>(理事長が別に定める宿泊を伴わない施設を含む。)</u>を利用したときは、各事業年度につき、会員1人当たり<u>1万円</u>を限度とし、宿泊施設利用給付金を給付する。</p>	<p>(宿泊施設利用給付金)</p> <p>第27条 会員が宿泊施設を利用したときは、各事業年度につき、会員1人当たり<u>10,000円</u>を限度とし、宿泊施設利用給付金を給付する。</p>
<p><u>(ワーク・ライフ・バランス支援給付金)</u></p> <p>第28条 会員がレクリエーション、自己啓発活動<u>その他のワーク・ライフ・バランスの実現に資する活動を行ったときは、各事業年度につき、会員1人当たり8,000円を限度とし、ワーク・ライフ・バランス支援給付金を給付する。</u></p>	
<p>第29条 [略]</p>	<p>第28条 [略]</p>
<p>第30条 [略]</p>	<p>第29条 [略]</p>
<p>第31条 [略]</p>	<p>第30条 [略]</p>
<p>第32条 [略]</p>	<p>第31条 [略]</p>
<p>第33条 [略]</p>	<p>第32条 [略]</p>

(さいたま市職員互助会条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 さいたま市職員互助会条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年さいたま市規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略] (暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員（さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年さいたま市条例第35号）附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定により採用された職員をいう。）としての会員の期間は、この規則による改正後のさいたま市職員互助会条例施行規則第26条第1項に規定する勤続期間に含まないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略] (暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員（さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年さいたま市条例第35号）附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定により採用された職員をいう。）としての会員の期間は、この規則による改正後のさいたま市職員互助会条例施行規則第25条第1項の<u>会員期間及び</u>第26条第1項に規定する勤続期間に含まないものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市職員互助会条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第20条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入学、進級、卒業又は修了に係る給付について適用し、同日前の入学、進級、卒業又は修了に係る給付については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に第1条の規定による改正前のさいたま市職員互助会条例施行規則第26条第1項の規定により永年勤続記念品の給付を受けた会員が、改正後の規則第26条第1項の規定により永年勤続記念品の給付の対象となった場合、施行日前に既に給付を受けた永年勤続記念品については、給付を受けることはできない。

さいたま市規則第60号

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務事務システムによる処理) 第5条 この規則に定めのある <u>手続</u> について、庶務事務システム（電子計算機を用いて、職員のサービスの管理、給与の支給等に関する事務を総合的に管理するシステムをいう。以下のこの条において同じ。）を利用することができるときは、原則として庶務事務システムを利用する方法により行うものとする。	(庶務事務システムによる処理) 第5条 この規則に定めのある <u>報告その他の手続</u> について、庶務事務システム（電子計算機を用いて、職員のサービスの管理、給与の支給等に関する事務を総合的に管理するシステムで、 <u>総務局人事部人事課長が管理するもの</u> をいう。以下この条において同じ。）を利用することができるときは、原則として庶務事務システムを利用する方法により行うものとする。
2 この規則に定めのある <u>手続</u> に当たり作成する書類については、庶務事務システムにより作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）をもって代えることができる。	2 この規則に定めのある <u>報告その他の手続</u> に当たり作成する書類については、庶務事務システムにより作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）をもって代えることができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第61号

さいたま市会計規則等の一部を改正する規則

(さいたま市会計規則の一部改正)

第1条 さいたま市会計規則（平成13年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課所長等 課所等の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部及び区政推進部にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの、区役所くらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該室の長が指定するもの、<u>東京事務所にあっては副所長</u>、大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館並びに生涯学習総合センター及びうらわ美術館にあっては副館長）をいう。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p style="text-align: center;">(会計管理者等の審査)</p> <p>第11条 会計管理者等は、<u>第47条の規定により</u>支出命令書を受けたときは、法令及び関係書類に基づいて、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合は、課所長等にこれを返付しなければならない。この場合において、会計管理者等は必要があると認めるときは、<u>実地調査等の方法</u>によることができる。</p> <p>(1) <u>配当予算がないとき</u>、<u>執行委任がないとき</u>又は<u>予算の目的に反するとき</u>。</p> <p>(2) <u>支出の内容に過誤があるとき</u>。</p> <p>(3) <u>支出の内容が法令に反するものと認めるとき</u>。</p> <p>(4) <u>支出負担行為に係る債務が確定していないとき</u>、<u>当該債務が確定していることを確認できな</u></p>	<p style="text-align: center;">(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課所長等 課所等の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部及び区政推進部にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの、区役所くらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該室の長が指定するもの、<u>大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館並びに生涯学習総合センター及びうらわ美術館にあっては副館長</u>）をいう。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p style="text-align: center;">(会計管理者等の審査及び確認)</p> <p>第11条 会計管理者等は、<u>調定の通知及び支出命令書</u>を受けたときは、法令及び関係書類に基づいて、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合は、課所長等にこれを返付しなければならない。この場合において、会計管理者等は必要があると認めるときは、<u>実地調査等の方法</u>によることができる。</p> <p>(1) <u>収入については予算科目、支出については令</u><u>達若しくは配当予算がないとき</u>、<u>執行委任がないとき</u>又は<u>予算の目的に反するとき</u>。</p> <p>(2) <u>収入及び支出（以下「収支」という。）の内容に過誤があるとき</u>。</p> <p>(3) <u>収支の内容が法令に反するものと認めるとき</u>。</p> <p>(4) <u>支出負担行為に係る債務が確定していないとき</u>、<u>当該債務が確定していることを確認できな</u></p>

いとき等支出の根拠が明確でないとき。

2 [略]

(首標金額の表示)

第12条 納税通知書、納入通知書、納付書、納入書、返納通知書、調定伺書、支出命令書その他の金銭の収支(収入及び支出をいう。以下同じ。)に関する証拠書類(以下「金銭の収支に関する証拠書類」という。)(電算出力帳票を除く。)の首標金額を表示する場合には、アラビア数字を用い、その頭初に「¥」の記号を併記しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、アラビア数字を用いないことができる。この場合においては、「壱」、「弐」、「参」、「拾」、「弐拾」、「参拾」等の字体を用い、その頭初に「金」の文字を併記しなければならない。

(出納員等及び現金取扱員等の収納事務)

第26条 出納員等及び現金取扱員等は、歳入金を受納したときは、さいたま市公印規則(平成13年さいたま市規則第15号)別表第2(2)ケに規定する出納員領収印又は同表(2)コに規定する現金取扱員領収印を押印の上、領収書を納人に交付しなければならない。ただし、金銭投入の方法により機器を利用して収納する場合であって、領収書の交付が困難であるときは、この限りでない。

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の区分に応じ、当該各号に定める書類については、領収書に代えることができる。

(1) [略]

(2) 観覧料、入館料その他これらに類する収入
観覧券、入館券等で領収金額が表示されたもの

(3) [略]

(送金手続)

第68条 会計管理者等は、前条の規定により指定金融機関又は指定代理金融機関をして送金させるときは、送金通知書を指定金融機関又は指定代理金融機関に交付するとともに、送金支払通知書を債権者に交付しなければならない。ただし、前条第2項ただし書の規定による場合は、安全確実な方法により債権者に小切手を直送することができる。

(口座振替の方法による支払手続)

第71条 [略]

2 会計管理者等は、口座振替の方法による支払をするときは、口座振替等依頼書(電磁的記録を含む。)を指定金融機関又は指定代理金融機関に送

いとき等収支の根拠が明確でないとき。

2 [略]

(首標金額の表示)

第12条 納税通知書、納入通知書、納付書、納入書、返納通知書、調定伺書、支出命令書その他の金銭の収支に関する証拠書類(以下「金銭の収支に関する証拠書類」という。)(電算出力帳票を除く。)の首標金額を表示する場合には、アラビア数字を用い、その頭初に「¥」の記号を併記しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、アラビア数字を用いないことができる。この場合においては、「壱」、「弐」、「参」、「拾」、「弐拾」、「参拾」等の字体を用い、その頭初に「金」の文字を併記しなければならない。

(出納員等及び現金取扱員等の収納事務)

第26条 出納員等及び現金取扱員等は、歳入金を受納したときは、さいたま市公印規則(平成13年さいたま市規則第15号)別表第2(2)ケに規定する出納員領収印又は同表(2)コに規定する現金取扱員領収印を押印の上、領収書を納人に交付しなければならない。

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の区分に応じ、当該各号に定める書類については、領収書に代えることができる。

(1) [略]

(2) 入園料、入場料その他これらに類する収入
入園券、入場券等で領収金額が表示されたもの

(3) [略]

(送金手続)

第68条 会計管理者等は、前条の規定により指定金融機関又は指定代理金融機関をして送金させるときは、「送金払」の表示をした小切手及び送金通知書を、小切手受領書と引換えに指定金融機関又は指定代理金融機関に交付するとともに、送金支払通知書を債権者に交付しなければならない。ただし、前条第2項ただし書の規定による場合は、安全確実な方法により債権者に小切手を直送することができる。

(口座振替の方法による支払手続)

第71条 [略]

2 会計管理者等は、口座振替の方法による支払をするときは、小切手及び口座振替等依頼書(電磁的記録を含む。)を指定金融機関又は指定代理金

付しなければならない。この場合において、電磁的記録を送付したときは、受領書を徴するものとする。

3 [略]

(歳入歳出外現金及び保管有価証券の整理区分)

第95条 歳入歳出外現金及び保管有価証券は、歳入歳出外現金と保管有価証券とに分類し、それぞれ次の区分によって整理しなければならない。ただし、特に必要がある場合においては、会計管理者等に協議の上、新たに区分を設けることができる。

(1) [略]

(2) 保管金

ア・イ [略]

ウ 市民税・県民税・森林環境税

エ～ソ [略]

別表第1 (第6条、第9条関係)

設置箇所	出納員となる者	委任事務
[略]		
[略]		[略]
市民局市民生活部消費生活総合センター	[略]	
[略]		
[略]	[略]	
保健衛生局健康科学研究センター保健科学課		
保健衛生局健康科学研究センター生活科学課		
保健衛生局健康科学研究センター環境科学課		
[略]		
[略]		
<u>子ども未来局</u> <u>子ども育成部</u> <u>子ども・青少年政策課</u>	[略]	
[略]		

融機関に送付しなければならない。この場合において、電磁的記録を送付したときは、受領書を徴するものとする。

3 [略]

(歳入歳出外現金及び保管有価証券の整理区分)

第95条 歳入歳出外現金及び保管有価証券は、歳入歳出外現金と保管有価証券とに分類し、それぞれ次の区分によって整理しなければならない。ただし、特に必要がある場合においては、会計管理者等に協議の上、新たに区分を設けることができる。

(1) [略]

(2) 保管金

ア・イ [略]

ウ 市県民税

エ～ソ [略]

別表第1 (第6条、第9条関係)

設置箇所	出納員となる者	委任事務
[略]		
[略]		[略]
市民局市民生活部消費生活総合センター	[略]	
市民局区政推進部	参事又は副参事の職にある者で部長が指定するもの	
[略]		
[略]	[略]	
保健衛生局健康科学研究センター保健科学課		
[略]		
[略]		
<u>子ども未来局</u> <u>子ども育成部</u> <u>子ども政策課</u>	[略]	
[略]		

[略]	
[略]	[略]
都市局みどり公園推進部南部公園整備課	
[略]	
[略]	
[略]	[略]
教育委員会事務局学校教育部教育課程指導課	
教育委員会事務局学校教育部高校教育課	
教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課	
[略]	

[略]	
[略]	[略]
都市局みどり公園推進部南部公園整備課	
都市局まちづくり推進部市街地整備課	
[略]	
[略]	
[略]	[略]
教育委員会事務局学校教育部指導1課	
教育委員会事務局学校教育部高校教育課	
[略]	

別表第3 (第7条、第9条関係)

設置箇所	現金取扱員となる者	委任事務
[略]		[略]
[略]	[略]	
市民局市民生活部市民協働推進課		
[略]		
子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課		
[略]		
[略]		
[略]	[略]	
教育委員会事務局学校教育部教育課程指導課		
[略]		
教育委員会に		

別表第3 (第7条、第9条関係)

設置箇所	現金取扱員となる者	委任事務
[略]		[略]
[略]	[略]	
市民局市民生活部市民協働推進課		
市民局区政推進部		
[略]		
子ども未来局子ども育成部子ども政策課		
[略]		
[略]		
[略]	[略]	
教育委員会事務局学校教育部指導1課		
[略]		
教育委員会に		

置かれる高等学校	
教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課	
[略]	
教育委員会中央図書館管理課	
[略]	

置かれる高等学校	
[略]	
教育委員会中央図書館管理課	
教育委員会中央図書館資料サービス課	
[略]	

別表第5（第36条関係）

科目	口座番号
市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）	[略]
市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）	[略]
[略]	

別表第5（第36条関係）

科目	口座番号
市県民税（普通徴収）	[略]
市県民税（特別徴収）	[略]
[略]	

別表第6（第36条関係）

科目	口座番号
市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税、法人市民税、 <u>市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）</u> 、事業所税、市たばこ税、国民健康保険税、保育料、後期高齢者医療保険料、市営霊園管理料（墓地管理料）、介護保険料、放課後児童クラブ指導料、学校給食費、日本スポーツ振興センター保護者負担金	[略]

別表第6（第36条関係）

科目	口座番号
市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税、法人市民税、 <u>市県民税（特別徴収）</u> 、事業所税、市たばこ税、国民健康保険税、保育料、後期高齢者医療保険料、市営霊園管理料（墓地管理料）、介護保険料、放課後児童クラブ指導料	[略]

（さいたま市会計規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 さいたま市会計規則の一部を改正する規則（令和6年さいたま市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第124条を第126条とし、第119条を削り、第120条を第119条とし、第121条から第123条までを1条ずつ繰り上げ、第122条の次に3条を加える改正を次のように改める。

第119条 [略]

第120条 [略]

第121条 [略]

第122条 [略]

第14章 指定公金事務取扱者

(指定公金事務取扱者)

第123条 法第243条の2第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定をしようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。

2 指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の前日から起算して60日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して14日後のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

3 法第243条の2の3第1項の規定により指定公金事務取扱者の指定を取り消したときは、会計管理者に通知しなければならない。

(公金の徴収及び収納に関する事務の委託)

第124条 法第243条の2の5第1項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等は、同項各号のいずれにも該当する歳入等のうち、令第154条第3項に規定する方法により納入の通知をしたものとする。

2 指定公金事務取扱者に歳入の徴収又は歳入等の収納に関する事務を委託したときは、その旨を納入の見やすい方法により公表しなければならない。

3 指定公金事務取扱者は、徴収した歳入及び収納した歳入等を指定金融機関等に払い込まなければならない。

4 指定公金事務取扱者は、歳入を徴収し、又は歳入等を収納したときは、領収書を納入に交付しなければならない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

(1) 口座振替の方法により収納したとき。

(2) 金銭投入の方法により機器を利用して収納する場合であつて、領収書の交付が困難であるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会計管理者が特に認めるとき。

第119条 会計管理者は、令第158条第4項、第158条の2第3項及び第165条の2第3項に規定する検査を実施するときは、前3条の規定の手続に準じて行わなければならない。

第120条 [略]

第121条 [略]

第122条 [略]

第123条 [略]

<p>5 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の区分に応じ、当該各号に定める書類については、領収書に代えることができる。</u></p> <p>(1) <u>レジスターに登録して収納する収入 レジスターによるレシート</u></p> <p>(2) <u>観覧料、入館料その他これらに類する収入 観覧料、入館料等で領収金額が表示されたもの</u></p> <p>(3) <u>コイン式複写機により収納する収入 コイン式複写機によるレシート</u></p> <p><u>(公金の支出に関する事務の委託)</u></p> <p><u>第125条 指定公金事務取扱事務者（公金の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）の資金の管理、支払及び精算については、前渡金の例による。</u></p> <p>2 <u>指定公金事務取扱者は、次の各号に掲げるときは、速やかに、市長を経て、会計管理者等に支出報告書を提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>歳出の支出に関する事務が完了したとき。</u></p> <p>(2) <u>複数年度にわたり歳出の支出に関する事務を委託している場合であって、各会計年度が終了したとき。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、会計管理者が特に認めるとき。</u></p> <p><u>第15章 補則</u></p> <p><u>第126条 [略]</u></p>	<p><u>第14章 補則</u></p> <p><u>第124条 [略]</u></p>
---	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第62号

さいたま市公金取扱金融機関に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市公金取扱金融機関に関する規則（平成13年さいたま市規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(送金払の手続)</p> <p>第21条 出納取扱店は、派出所において、会計規則第68条の規定により、会計管理者等から送金通知書の交付を受けたときは、直ちに、郵便貯金銀行における振替口座振込又は為替の方法によって送金通知書に記載された受取人（この条及び第23条において「受取人」という。）に送金をしなければならない。</p> <p>2 出納取扱店は、派出所において、あらかじめ、会計管理者等から送金の準備のため送金通知書を受けたときは、その準備完了後にその旨を会計管理者等に通知し、前項の手続によらなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(送金払の手続)</p> <p>第21条 出納取扱店は、派出所において、会計規則第67条の規定により、会計管理者等から小切手を添えて送金通知書の交付を受けたときは、<u>会計管理者等に小切手受領書を提出し</u>、直ちに、郵便貯金銀行における振替口座振込又は為替の方法によって送金通知書に記載された受取人（以下「受取人」という。）に送金をしなければならない。</p> <p>2 出納取扱店は、派出所において、あらかじめ、会計管理者等から送金の準備のため送金通知書を受けたときは、その準備完了後にその旨を会計管理者等に通知し、<u>小切手の交付を受け</u>、前項の手続によらなければならない。</p> <p>3 [略]</p>
<p>(口座振替の方法による支払手続)</p> <p>第22条 出納取扱店は、派出所において、会計規則第71条第2項の規定により会計管理者等から口座振替等依頼書（電磁的記録を含む。）の交付を受けたときは、直ちに口座振替の方法による支払手続をとらなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(口座振替の方法による支払手続)</p> <p>第22条 出納取扱店は、派出所において、会計規則第69条の規定により会計管理者等から<u>小切手を添えて</u>、口座振替等依頼書（電磁的記録を含む。）の交付を受けたときは、<u>会計管理者等に小切手受領書を提出し</u>、直ちに口座振替の方法による支払手続をとらなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第63号

さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市児童福祉法施行細則（平成15年さいたま市規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(障害児通所給付費の支給決定の通知等)</p> <p>第1条の5 福祉事務所長は、法第21条の5の7第1項の規定による支給の決定をしたときは、障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第1号の5）により通所給付決定保護者（<u>法第6条の2の2第8項</u>に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）に通知するとともに、通所受給者証を交付するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(障害児相談支援給付費)</p> <p>第12条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 通所給付決定保護者は、<u>法第6条の2の2第8項</u>に規定する継続障害児支援利用援助を受ける指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）を変更したときは、計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書により福祉事務所に届け出るものとする。</p> <p>5 福祉事務所長は、障害児相談支援対象保護者（法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。）に係る<u>省令第1条の2の7</u>に規定する市町村が必要と認める期間を変更したときは、当該障害児相談支援対象保護者に対し、モニタリング期間変更通知書（様式第19号の5）によりその旨を通知するものとする。</p> <p>6 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(障害児通所給付費の支給決定の通知等)</p> <p>第1条の5 福祉事務所長は、法第21条の5の7第1項の規定による支給の決定をしたときは、障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第1号の5）により通所給付決定保護者（<u>法第6条の2の2第9項</u>に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）に通知するとともに、通所受給者証を交付するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(障害児相談支援給付費)</p> <p>第12条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 通所給付決定保護者は、<u>法第6条の2の2第9項</u>に規定する継続障害児支援利用援助を受ける指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）を変更したときは、計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書により福祉事務所に届け出るものとする。</p> <p>5 福祉事務所長は、障害児相談支援対象保護者（法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。）に係る<u>省令第1条の2の5</u>に規定する市町村が必要と認める期間を変更したときは、当該障害児相談支援対象保護者に対し、モニタリング期間変更通知書（様式第19号の5）によりその旨を通知するものとする。</p> <p>6 [略]</p>

様式第1号の3（第1条の3関係）（表）
 障害児通所給付費支給申請書兼
 利用者負担額減額・免除等申請書

[略]

[略]		
申請 する 支 援	支援の種類	[略]
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	
	[略]	

[略]

様式第1号の7（第1条の6関係）（表）
 障害児通所給付費支給変更申請書兼
 利用者負担額減額・免除等変更申請書

[略]

[略]		
変 更 を 申 請 す る 支 援	支援の種類	[略]
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	
	[略]	

様式第1号の3（第1条の3関係）（表）
 障害児通所給付費支給申請書兼
 利用者負担額減額・免除等申請書

[略]

[略]		
申 請 す る 支 援	支援の種類	[略]
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	
	<input checked="" type="checkbox"/> 医療型児童発達支援	
	[略]	

[略]

様式第1号の7（第1条の6関係）（表）
 障害児通所給付費支給変更申請書兼
 利用者負担額減額・免除等変更申請書

[略]

[略]		
変 更 を 申 請 す る 支 援	支援の種類	[略]
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	
	<input checked="" type="checkbox"/> 医療型児童発達支援	
	[略]	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市児童福祉法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第64号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年さいたま市規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前						
<p>(利用者負担額徴収職員)</p> <p>第9条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第56条第6項及び第7項並びに法附則第6条第6項</u>の規定による利用者負担額の滞納処分のための質問、検査又は搜索（以下「搜索等」という。）に関する権限を委任することができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別記様式（第9条関係）</p> <p>(表)</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>(裏)</p> <table border="1"><tr><td>1 本証は、児童福祉法<u>第56条第6項及び第7項並びに子ども・子育て支援法附則第6条第6項</u>の規定による利用者負担額の滞納処分のための質問、検査又は搜索に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。</td></tr><tr><td>2～4 [略]</td></tr></table>	[略]	1 本証は、児童福祉法 <u>第56条第6項及び第7項並びに子ども・子育て支援法附則第6条第6項</u> の規定による利用者負担額の滞納処分のための質問、検査又は搜索に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。	2～4 [略]	<p>(利用者負担額徴収職員)</p> <p>第9条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第56条第7項及び第8項並びに法附則第6条第7項</u>の規定による利用者負担額の滞納処分のための質問、検査又は搜索（以下「搜索等」という。）に関する権限を委任することができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別記様式（第9条関係）</p> <p>(表)</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>(裏)</p> <table border="1"><tr><td>1 本証は、児童福祉法<u>第56条第7項及び第8項並びに子ども・子育て支援法附則第6条第7項</u>の規定による利用者負担額の滞納処分のための質問、検査又は搜索に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。</td></tr><tr><td>2～4 [略]</td></tr></table>	[略]	1 本証は、児童福祉法 <u>第56条第7項及び第8項並びに子ども・子育て支援法附則第6条第7項</u> の規定による利用者負担額の滞納処分のための質問、検査又は搜索に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。	2～4 [略]
[略]							
1 本証は、児童福祉法 <u>第56条第6項及び第7項並びに子ども・子育て支援法附則第6条第6項</u> の規定による利用者負担額の滞納処分のための質問、検査又は搜索に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。							
2～4 [略]							
[略]							
1 本証は、児童福祉法 <u>第56条第7項及び第8項並びに子ども・子育て支援法附則第6条第7項</u> の規定による利用者負担額の滞納処分のための質問、検査又は搜索に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。							
2～4 [略]							

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則の規定により作成されている別記様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第65号

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則（平成19年さいたま市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別記様式（第2条関係） 任意入院者の定期病状報告書 [略] (<u>宛先</u>) さいたま市長 [略] 管理者名 <u>次の任意入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第2項の規定により報告します。</u>	別記様式（第2条関係） 任意入院者の定期病状報告書 [略] (<u>あて先</u>) さいたま市長 [略] 管理者名
[略]	[略]
病 名 [略]	病 名 [略]
	生活歴及び現病歴 (<u>推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。</u>) (<u>陳述者氏名 続柄</u>)
	初回入院期間 年 月 日～年 月 日 (入院形態)
	前回入院期間 年 月 日～年 月 日 (入院形態)
	初回から前回までの入院回数 計 回
	過去12月間の外泊の実績 1 不定期的 2 定期的 (i 月単位 ii 数か月単位 iii 盆又は正月) 3 なし
過去12か月間の	過去12月間の治

<p>治療の内容及びその結果</p> <p>(過去12か月間の病状又は状態像の経過の概要及び過去12か月間に行動制限が行われた際はその必要性について)</p>		<p>療の内容及びその結果</p> <p>(過去12月間に行動制限が行われた際はその必要性について)</p>	
[略]		<p>過去12月間に行動制限</p>	<p>1 通信 2 面会 3 隔離 4 身体的拘束 5 開放処遇の制限</p>
<p>任意入院継続の必要性</p> <p>(通院へ変更ができない理由について具体的に説明すること。)</p>		<p>任意入院継続の必要性</p> <p>(通院へ変更ができない理由及び入院に対する患者の意見や要望を具体的に説明すること。)</p>	
<p>今後の治療方針</p>		<p>今後の退院へ向けた取組み</p>	
[略]		[略]	
[略]	[略]		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第66号

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成15年さいたま市規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（医療保護入院者の入院届等）</p> <p>第16条 <u>法第33条第9項の規定による届出のうち、同条第1項又は第2項の規定による措置に係るもの</u>にあっては医療保護入院者の入院届（様式第17号）により、<u>同条第3項後段の規定による措置に係るもの</u>にあっては<u>特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録</u>（様式第19号）により行うものとし、<u>同条第9項に規定する同意は医療保護入院に関する家族等同意書</u>（様式第21号）のとおりとする。</p> <p><u>2 法第33条第9項の規定による届出のうち、法第33条第6項の規定による入院の期間の更新に係るもの</u>にあっては、<u>医療保護入院者の入院期間更新届</u>（様式第22号）により行うものとし、<u>同条第9項に規定する同意は医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書</u>（様式第23号）のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（医療保護入院者の退院届）</p> <p>第17条 法第33条の2の規定による届出は、<u>医療保護入院者の退院届</u>（様式第24号）により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（応急入院届）</p> <p>第18条 <u>法第33条の6第5項の規定による届出は、同条第1項の規定による措置に係るもの</u>にあっては<u>応急入院届</u>（様式第25号）により、<u>同条第2項後段の規定による措置に係るもの</u>にあっては<u>特定医師による応急入院届及び記録</u>（様式第2</p>	<p style="text-align: center;">（医療保護入院者の入院届等）</p> <p>第16条 <u>法第33条第7項の規定による届出は、同条第1項又は第2項の規定による措置に係るもの</u>にあっては医療保護入院者の入院届（様式第17号）により、<u>同条第3項後段の規定による措置に係るもの</u>にあっては<u>特定医師による医療保護入院者</u>（<u>法第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項</u>）の入院届及び記録（様式第19号）により行うものとし、<u>同条第7項に規定する同意は同意書</u>（様式第21号）のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（医療保護入院者の退院届）</p> <p>第17条 法第33条の2の規定による届出は、<u>医療保護入院者の退院届</u>（<u>様式第22号</u>）により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（応急入院届）</p> <p>第18条 <u>法第33条の7第5項の規定による届出は、同条第1項の規定による措置に係るもの</u>にあっては<u>応急入院届</u>（<u>様式第23号</u>）により、<u>同条第2項後段の規定による措置に係るもの</u>にあっては<u>特定医師による応急入院</u>（<u>法第33条の7第2</u></p>

6号) により行うものとする。

(入院者の定期病状報告)

第19条 法第38条の2第1項の規定による報告は措置入院者の定期病状報告書(様式第27号)により行うものとする。

(措置入院決定報告書)

第20条 法第38条の3に規定による届出のうち、法第29条第1項の規定による入院措置を採ったときの報告は措置入院決定報告書(様式28号)により行うものとする。

(退院命令書)

第21条 市長は、法第38条の3第4項、第38条の5第5項又は第38条の7第2項の規定により退院させることを命じるときは、退院命令書(様式第29号)により行うものとする。

(改善命令書)

第22条 市長は、法第38条の5第5項又は第38条の7第1項の規定により精神科病院に入院している者の処遇の改善のために必要な措置をとることを命じるときは、改善命令書(様式第30号)により行うものとする。

(審査結果等通知書)

第23条 法第38条の5第6項の規定による通知は、審査結果等通知書(様式第31号)により行うものとする。

(無断退去者の報告)

第24条 精神科病院の管理者は、法第39条第1項の規定による措置をとったときは、速やかに無断退去報告書(様式第32号)により市長にその旨を報告しなければならない。

2 精神科病院の管理者は、無断退去者が帰院したときは、速やかに帰院報告書(様式第33号)によりその旨を市長に報告しなければならない。

(仮退院の許可申請等)

第25条 法第40条の規定による許可の申請は、仮退院許可申請書(様式第34号)により行わなければならない。

項)届及び記録(様式第24号)により行うものとする。

(入院者の定期病状報告)

第19条 法第38条の2第1項の規定による報告は措置入院者の定期病状報告書(様式第25号)により行うものとし、同条第2項において準用する同条第1項の規定による報告は医療保護入院者の定期病状報告書(様式第26号)により行うものとする。

(退院命令書)

第20条 市長は、法第38条の3第4項、第38条の5第5項又は第38条の7第2項の規定により退院させることを命ずるときは、退院命令書(様式第27号)により行うものとする。

(改善命令書)

第21条 市長は、法第38条の5第5項又は第38条の7第1項の規定により精神科病院に入院している者の処遇の改善のために必要な措置をとることを命ずるときは、改善命令書(様式第28号)により行うものとする。

(審査結果等通知書)

第22条 法第38条の5第6項の規定による通知は、審査結果等通知書(様式第29号)により行うものとする。

(無断退去者の報告)

第23条 精神科病院の管理者は、法第39条第1項の規定による措置をとったときは、速やかに無断退去報告書(様式第30号)により市長にその旨を報告しなければならない。

2 精神科病院の管理者は、無断退去者が帰院したときは、速やかに帰院報告書(様式第31号)によりその旨を市長に報告しなければならない。

(仮退院の許可申請等)

第24条 法第40条の規定による許可の申請は、仮退院許可申請書(様式第32号)により行わなければならない。

- 2 前項の申請に対する許可は、仮退院許可書（様式第35号）により行うものとする。
- 3 精神科病院等の管理者は、仮退院中の精神障害者が、入院治療の必要が生じ再入院したときは、直ちに再入院届（様式第36号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

（精神障害者保健福祉手帳の申請等）

第26条 法第45条第1項及び第4項並びに令第9条第1項の規定による申請は、精神障害者保健福祉手帳申請書（様式第37号）により行われなければならない。

- 2 省令第23条第2項第1号に規定する診断書は、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）のとおりとする。
- 3 法第45条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、精神障害者保健福祉手帳申請不承認決定通知書（様式第38号）により行うものとする。

（精神障害者保健福祉手帳の返還命令書）

第27条 法第45条の2第3項の規定により精神障害者保健福祉手帳の返還を命じるときは、精神障害者保健福祉手帳返還命令書（様式第39号）により行うものとする。

（精神障害者保健福祉手帳の記載事項の変更の届出）

第28条 令第7条第2項又は第4項の規定による届出は、精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届（様式第40号）により行わなければならない。

（精神障害者保健福祉手帳の再交付申請）

第29条 令第10条第1項の規定による申請は、精神障害者保健福祉手帳再交付申請書（様式第41号）により行わなければならない。

様式第4号（第5条関係）

措置入院に関する診断書

[略]		
1～3 [略]	[略]	[略]
4 不同意性交等		<現在の状態像>
5 不同意わいせつ		
6～17 [略]		2 精神運動興奮状態
		3 昏迷

- 2 前項の申請に対する許可は、仮退院許可書（様式第33号）により行うものとする。
- 3 精神科病院等の管理者は、仮退院中の精神障害者が、入院治療の必要が生じ再入院したときは、直ちに再入院届（様式第34号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

（精神障害者保健福祉手帳の申請等）

第25条 法第45条第1項及び第4項並びに令第9条第1項の規定による申請は、精神障害者保健福祉手帳申請書（様式第35号）により行われなければならない。

- 2 省令第23条第1号に規定する診断書は、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）のとおりとする。
- 3 法第45条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、精神障害者保健福祉手帳申請不承認決定通知書（様式第36号）により行うものとする。

（精神障害者保健福祉手帳の返還命令書）

第26条 法第45条の2第3項の規定により精神障害者保健福祉手帳の返還を命ずるときは、精神障害者保健福祉手帳返還命令書（様式第37号）により行うものとする。

（精神障害者保健福祉手帳の記載事項の変更の届出）

第27条 令第7条第2項又は第4項の規定による届出は、精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届（様式第38号）により行わなければならない。

（精神障害者保健福祉手帳の再交付申請）

第28条 令第10条第1項の規定による申請は、精神障害者保健福祉手帳再交付申請書（様式第39号）により行わなければならない。

様式第4号（第5条関係）

措置入院に関する診断書

[略]		
1～3 [略]	[略]	[略]
4 強制性交等		<現在の状態像>
5 強制わいせつ		
6～17 [略]		2 精神運動興奮状態
		3 昏迷

	状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 <u>そう</u> 状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
[略]	
以上のように診断する 年 月 日 精神保健指定医氏名 署名 (指定医番号: _____)	

[略]

様式第5号 (第5条関係)

入院者診断書

[略]		
1～3 [略] 4 不同意性交等 5 不同意わいせつ 6～17 [略]	[略]	[略] <現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 <u>そう</u> 状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
[略]		

[略]

様式第6号 (第5条、第26条関係)

[略]

	状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 <u>躁</u> 状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
[略]	
以上のように診断する 年 月 日 精神保健指定医氏名 署名	

[略]

様式第5号 (第5条関係)

入院者診断書

[略]		
1～3 [略] 4 強制性交等 5 強制わいせつ 6～17 [略]	[略]	[略] <現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 <u>躁</u> 状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
[略]		

[略]

様式第6号 (第5条、第25条関係)

[略]

様式第9号を次のように改める。

年 月 日

様

さいたま市長
(公 印 省 略)

措置入院決定のお知らせ

【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、以下の状態にあります。

- ① 幻覚妄想状態 ② 精神運動興奮状態 ③ 昏迷状態 ④ 統合失調症等残遺状態
⑤ 抑うつ状態 ⑥ そう状態 ⑦ せん妄状態 ⑧ もうろう状態 ⑨ 認知症状態
⑩ その他 ()

このことから、ご自身を傷つけたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあり、精神保健及び精神障害者
第29条第1項
福祉に関する法律 第29条の2第1項 の規定による入院措置（措置入院・緊急措置入院）が必要で
あると認めたので通知します。

【入院中の生活について】

- あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で扱うことがあります。
- あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- 入院日から7日以内に、退院後の生活環境に関し、あなたやご家族等からのご相談に応じ、必要な情報の提供や助言、援助等を行う職員として、退院後生活環境相談員が選任されます。
- 介護保険や障害福祉のサービスの利用を希望される場合又はその必要性がある場合、介護や障害福祉に関する相談先を紹介しますので、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお問い合わせください。
- もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。
- あなたの入院中、もしもあなたが病院の職員から虐待を受けた場合、下記に届け出ることができます。また、もしも他の入院患者さんが病院の職員から虐待を受けたのを見かけた場合も、下記に通報してください。

自治体の虐待通報に関する連絡先（電話番号を含む。）

【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

- あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、さいたま市長に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせ下さい。

問合せ先
課所名
電話番号

- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、さいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																
<p>様式第12号（第10条関係） 措置入院者の症状消退届</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訪問支援等に関する意見</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]		訪問支援等に関する意見		[略]		<p>様式第12号（第10条関係） 措置入院者の症状消退届</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訪問指導等に関する意見</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]		訪問指導等に関する意見		[略]																					
[略]																																	
訪問支援等に関する意見																																	
[略]																																	
[略]																																	
訪問指導等に関する意見																																	
[略]																																	
<p>様式第17号（第16条関係） 医療保護入院者の入院届</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">管理者名</p> <p><u>次の者が医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>家族等の同意により入院した年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>今回の医療保護入院の入院期間</td> <td>年 月 日 まで</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><現在の状態像></td> <td>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 <u>そう</u>状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他（ ）</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>入院を必要と認めた精神保健指定医氏名</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>選任された退院後生活環境</td> <td></td> </tr> </table>	[略]		[略]	家族等の同意により入院した年月日	年 月 日	[略]	今回の医療保護入院の入院期間	年 月 日 まで	[略]	[略]	[略]	<現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 <u>そう</u> 状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他（ ）	入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	[略]	選任された退院後生活環境		<p>様式第17号（第16条関係） 医療保護入院者の入院届</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">管理者名</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>家族等の同意により入院した年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><現在の状態像></td> <td>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他（ ）</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>入院を必要と認めた精神保健指定医氏名</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]		[略]	家族等の同意により入院した年月日	年 月 日	[略]			[略]	[略]	[略]	<現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他（ ）	入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	[略]
[略]		[略]																															
家族等の同意により入院した年月日	年 月 日	[略]																															
今回の医療保護入院の入院期間	年 月 日 まで	[略]																															
[略]	[略]																																
<現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 <u>そう</u> 状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他（ ）																																
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	[略]																																
選任された退院後生活環境																																	
[略]		[略]																															
家族等の同意により入院した年月日	年 月 日	[略]																															
		[略]																															
[略]	[略]																																
<現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他（ ）																																
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	[略]																																

相談員の氏名

[略]

[略]

様式第19号（第16条関係）

特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録

[略]

管理者名

次の者が、特定医師の診察の結果、医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

[略]

[略]	[略]
<現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他（ ）

[略]

[略]

様式第21号（第16条関係）

医療保護入院に関する家族等同意書

[略]

[略]

[略]

[略]

1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（ ）

（選任年月日 年 月 日）

なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。

①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③患者に対する虐待等（配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待）を行っている者、④精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない

[略]

[略]

様式第19号（第16条関係）

特定医師による医療保護入院者（法第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項）の入院届及び記録

[略]

管理者名

[略]

[略]	[略]
<現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他（ ）

[略]

[略]

様式第21号（第16条関係）

同意書

[略]

[略]

[略]

[略]

1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（ ）

（選任年月日 年 月 日）

なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。

①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③患者に対する虐待等（配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待）を行っている者、④精神の機能の障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行

い者、⑤未成年者

※親権者が両親の場合は、原則として両親とも署名の上記載して下さい。

[略]

様式第24号 (第17条関係)

医療保護入院者の退院届

[略]

[略]	
訪問支援等 に関する意見	
[略]	

様式第25号 (第18条関係)

応急入院届

[略]

管理者名

次の者が応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。

[略]	
応急入院の必要性 (患者自身の病 気に対する理 解の程度を含 め、任意入院 が行われる状 態にないと判 断した理由に ついて記載す ること。)	
[略]	

様式第26号 (第18条関係)

特定医師による応急入院届及び記録

[略]

うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、⑤未成年者

※親権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載して下さい。

[略]

様式第22号 (第17条関係)

医療保護入院者の退院届

[略]

[略]	
訪問指導等 に関する意見	
[略]	

様式第23号 (第18条関係)

応急入院届

[略]

管理者名

次の者が応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。

[略]	
応急入院の必要性 (患者自身の病 気に対する理 解の程度を含 め、任意入院 が行われる状 態にないと判 断した理由に ついて記載す ること。)	
<u>(特定医師の 診察により入 院した場合には 特定医師の採 った措置の妥 当性について 記載すること。)</u>	
[略]	

様式第24号 (第18条関係)

特定医師による応急入院 (法第33条の7第2項) 届及び記録

[略]

管理者名

次の者が応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。

[略]	
[略] <現在の状態像>	[略] 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 <u>そう</u> 状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
[略]	

[略]

様式第27号 (第19条関係)

措置入院者の定期病状報告書

[略]

管理者名

次の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項の規定により報告します。

[略]	
病名	[略]
[略]	

[略]

処遇、看護及び指導の現状	[略]
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について)	選任された退院後生活環境相談員 () 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無 (あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況 ()

管理者名

[略]	
[略] <現在の状態像>	[略] 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 <u>躁</u> 状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
[略]	

[略]

様式第25号 (第19条関係)

措置入院者の定期病状報告書

[略]

管理者名

[略]	
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)
初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)
前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)
初回から前回までの入院回数	計 回

[略]

処遇、看護及び指導の現状	[略]
--------------	-----

[略]		
1～3 [略]	[略]	[略]
4 不同意性交等		
5 不同意わいせつ		
6～17 [略]		
<現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 <u>そう</u> 状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()		
[略]		
[略]		

[略]		
1～3 [略]	[略]	[略]
4 強制性交等		
5 強制わいせつ		
6～17 [略]		
<現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()		
[略]		
[略]		

様式第26号を様式第28号とし、同様式を次のように改める。

様式第28号（第20条関係）

措置入院決定報告書

第 年 月 日 号

さいたま市精神医療審査会 殿

さいたま市長
(公 印 省 略)

次の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第1項の規定により通知します。

申請等の形式	i 親族又は一般人申請（法第22条） ii 警察官通報（法第23条） iii 検察官通報（法第24条） iv 保護観察所長通報（法第25条） v 矯正施設長通報（法第26条） vi 精神科病院管理者届出（法第26条の2） vii 医療観察法対象者〔指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報〕（法第26条の3） viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察（法第27条第2項）		
措置入院中の精神科病院	名称		
	所在地		
措置入院者 （精神障害者）	フリガナ		年 月 日生
	氏名	(男・女)	生年月日 (満 歳)
	住所		
措置診察を行った年月日及び精神保健指定医の氏名		年 月 日	(指定医番号：)
措置診察を行った年月日及び精神保健指定医の氏名		年 月 日	(指定医番号：)
法第29条の2の2第1項の規定による移送の有無（措置診察後の移送の有無）	i あり	ii なし	

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第29号（第21条関係） [略]	様式第27号（第20条関係） [略]
様式第30号（第22条関係） [略]	様式第28号（第21条関係） [略]
様式第31号（第23条関係） [略]	様式第29号（第22条関係） [略]
様式第32号（第24条関係） [略]	様式第30号（第23条関係） [略]
様式第33号（第24条関係） [略]	様式第31号（第23条関係） [略]
様式第34号（第25条関係） [略]	様式第32号（第24条関係） [略]
様式第35号（第25条関係） [略]	様式第33号（第24条関係） [略]
様式第36号（第25条関係） [略]	様式第34号（第24条関係） [略]
様式第37号（第26条関係） [略]	様式第35号（第25条関係） [略]
様式第38号（第26条関係） [略]	様式第36号（第25条関係） [略]
様式第39号（第27条関係） [略]	様式第37号（第26条関係） [略]
様式第40号（第28条関係） [略]	様式第38号（第27条関係） [略]

様式第41号 (第29条関係)

[略]

様式第39号 (第28条関係)

[略]

様式第21号の次に次の2様式を加える。

様式第22号（第16条関係）

医療保護入院者の入院期間更新届

年 月 日

(宛先) さいたま市長

病院名
所在地
管理者名

次の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名	(男・女)		
	住所			
医療保護入院年月日 (法第33条第1項・第2項による入院)	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	
		入院形態		
入院届又は 前回の入院期間更新届での 入院期間	年 月 日～ 年 月 日	本更新後の 入院期間	年 月 日まで	
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ()	3 身体合併症	
	入院又は前回更新日からの治療の内容と、その結果 (更新前の入院期間に係る病状または状態像の経過の概要)			
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向			
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()			
<その他の重要な症状>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()			
<問題行動等>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()			

< 現在の状態像 >	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()			
医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)				
今後の治療方針 (患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組等を含む。)				
本更新に係る診察の年月日	年 月 日			
更新が必要と診断した精神保健指定医氏名	署名			
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について)	医療保護入院者退院支援委員会での審議が行われた年月日 (年 月 日)			
今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族等	氏名	(男・女) 続柄	生年月日	年 月 日生
		(男・女) 続柄	日	年 月 日生
	住所			
	1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長			
今回の更新に同意をした家族等 (上記の家族等と同じ場合は記載不要)	氏名	(男・女) 続柄	生年月日	年 月 日生
		(男・女) 続柄	日	年 月 日生
	住所			
	1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長			
法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨等	<input type="checkbox"/> 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした 家族等へ通知を発した日 年 月 日 家族等に示した回答期限 年 月 日 (回答期限は、通知を発した日から2週間を経過した日であることに留意) 通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件) 年 月 日 (□面会 □電話 □その他 ()) 年 月 日 (□面会 □電話 □その他 ())			
審査会意見				
さいたま市の措置				

様式第23号（第16条関係）

医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書

1. 医療保護入院期間の更新に関する同意の対象となる精神障害者本人

住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日

2. 医療保護入院期間の更新に関する同意者の申告事項

住 所		
フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
本人との関係		
① 配偶者 ② 父母（親権者である・ない） ③ 祖父母等 ④ 子・孫等 ⑤ 兄弟姉妹 ⑥ 後見人又は保佐人 ⑦ 家庭裁判所が選任した扶養義務者（ （選任年月日 年 月 日）		
なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 ①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③患者に対する虐待等（配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待）を行っている者、④精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、⑤未成年者		

※親権者が両親の場合は、原則として両親とも署名の上記載して下さい。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者について貴病院における入院の期間を更新させることに同意します。

病院管理者 様

年 月 日

氏名

()

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則様式第6号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第67号

さいたま市専用水道の設置に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市専用水道の設置に関する規則（平成14年さいたま市規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給水の緊急停止の報告)	
<u>第3条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定により給水の緊急停止を行ったときは、速やかに専用水道給水緊急停止報告書（様式第2号）を保健所長に提出するものとする。</u>	
(専用水道の廃止の届出)	(専用水道の廃止の届出)
<u>第4条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止届（様式第3号）を保健所長に提出するものとする。</u>	第3条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止届（ <u>様式第2号</u> ）を保健所長に提出するものとする。
(申請等の様式)	(申請等の様式)
第5条 次の各号に掲げる申請等は、当該各号に定める様式により行うものとする。	第4条 次の各号に掲げる申請等は、当該各号に定める様式により行うものとする。
(1) 専用水道布設工事の施設基準適合確認の申請 専用水道布設工事確認申請書（ <u>様式第4号</u> ）	(1) 専用水道布設工事の施設基準適合確認の申請 専用水道布設工事確認申請書（ <u>様式第3号</u> ）
(2) 専用水道布設工事確認申請書の記載事項変更の届出 専用水道布設工事確認申請記載事項等変更届（ <u>様式第5号</u> ）	(2) 専用水道布設工事確認申請書の記載事項変更の届出 専用水道布設工事確認申請記載事項等変更届（ <u>様式第4号</u> ）
(3) 専用水道布設工事の施設基準適合確認の通知 専用水道布設工事設計確認書（ <u>様式第6号</u> ）	(3) 専用水道布設工事の施設基準適合確認の通知 専用水道布設工事設計確認書（ <u>様式第5号</u> ）
(4) 専用水道布設工事の施設基準不適合等の旨の通知 専用水道布設工事設計不適合等通知書（ <u>様式第7号</u> ）	(4) 専用水道布設工事の施設基準不適合等の旨の通知 専用水道布設工事設計不適合等通知書（ <u>様式第6号</u> ）
(5) 専用水道の給水開始前の届出 専用水道給水開始前届（ <u>様式第8号</u> ）	(5) 専用水道の給水開始前の届出 専用水道給水開始前届（ <u>様式第7号</u> ）
<u>6 専用水道の管理に関する技術上の業務を委託したとき又は当該委託に係る契約が効力を失ったときの届出 専用水道業務委託（失効）届（</u>	

様式第9号)

(7) 専用水道業務委託(失効)届の記載事項変更
の届出 専用水道業務委託届記載事項変更届 (様式第10号)

様式第1号 (第2条関係)

[略]

水道技術管理者設置(変更)届

[略]

[略]

[略]

備考 [略]

様式第1号 (第2条関係)

[略]

水道技術管理者設置(変更)届

[略]

注

[略]

[略]

備考 [略]

様式第3号 (第4条関係)

[略]

専用水道廃止届

[略]

[略]

[略]

様式第2号 (第3条関係)

[略]

専用水道廃止届

[略]

注

[略]

[略]

様式第4号 (第5条関係)

専用水道布設工事確認申請書

[略]

[略]

様式第3号 (第4条関係)

専用水道布設工事確認申請書

[略]

注

[略]

様式第5号 (第5条関係)

専用水道布設工事確認申請記載事項変更届

[略]

[略]

[略]

様式第4号 (第4条関係)

専用水道布設工事確認申請記載事項変更届

[略]

注

[略]

[略]

様式第6号 (第5条関係)

[略]

様式第5号 (第4条関係)

[略]

様式第7号 (第5条関係)

[略]

様式第6号 (第4条関係)

[略]

様式第8号 (第5条関係)

専用水道給水開始前届

[略]

[略]

様式第7号 (第4条関係)

専用水道給水開始前届

[略]

注

[略]

様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第2号（第3条関係）

専用水道給水緊急停止報告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出者 住 所
氏 名

〔法人又は組合にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定により専用水道の給水の緊急停止を行ったので、次のとおり報告します。

専用水道施設名	
専用水道の設置場所	
給水の緊急停止を行った日	
停止期間	
停止の理由	

様式第 8 号の次に次の 2 様式を加える。

専用水道業務委託（失効）届

年 月 日

（宛先）さいたま市保健所長

届出者 住 所
氏 名
〔法人又は組合にあっては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

専用水道管理業務 を委託しました ので、水道法第34条第1項において
の委託に係る契約が効力を失いました
準用する同法第24条の3第2項の規定により次のとおり届け出ます。

専用水道施設名	
専用水道の設置場所	
専用水道管理業務受託者の住所及び氏名 〔法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
受託水道業務技術管理者の氏名	
委託した業務の範囲	
契約期間	
契約が効力を失った場合はその理由	

備考 次の書類を添付すること。

- 1 水道法施行令第9条第3号に規定する委託契約書の写し
- 2 受託水道業務技術管理者の資格を証明する書類及び実務経歴書

様式第10号（第5条関係）

専用水道業務委託（失効）届記載事項変更届

年 月 日

（宛先）さいたま市保健所長

届出者 住 所
氏 名
〔法人又は組合にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

専用水道業務委託（失効）届の記載事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	

備考 受託水道業務技術管理者を変更した場合にあつては、変更後の受託水道業務管理技術者の資格を証明する書類及び実務経歴書を添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市専用水道の設置に関する規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第68号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 病院の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>病院経営部 病院総務課</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p> <p>[略]</p> <p>情報管理室</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 病院事業に係る広報広聴の企画及び推進に関すること。</u></p> <p>[略]</p> <p>第4条 係の分掌事務は、<u>保健衛生局長</u>が総務局長と協議して定める。</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号。以下「条例」という。）第5条第1項ただし書に規定する使用料の額は、別表第2に定める額に100分の110を乗じて得た額（次に掲げる使用料については、同表に定める額）とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 産婦人科関係使用料のうち次に掲げるもの</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 病院の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>病院経営部 病院総務課</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 病院事業に係る広報広聴の企画及び推進に関すること。</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p> <p><u>(10) [略]</u></p> <p>[略]</p> <p>情報管理室</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>[略]</p> <p>第4条 係の分掌事務は、<u>保健福祉局長</u>が総務局長と協議して定める。</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号。以下「条例」という。）第5条第1項ただし書に規定する使用料の額は、別表第2に定める額に100分の110を乗じて得た額（次に掲げる使用料については、同表に定める額）とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 産婦人科関係使用料のうち次に掲げるもの</p>

ア～コ [略]

サ 子宮頸管熟化剤使用料

(5)・(6) [略]

別表第2 (第13条関係)

[略]		
産婦 人科 関係 使用 料	[略]	
	緊急避妊料	[略]
	子宮頸管熟化剤 使用料	24,000円
[略]		

備考 [略]

ア～コ [略]

(5)・(6) [略]

別表第2 (第13条関係)

[略]		
産婦 人科 関係 使用 料	[略]	
	緊急避妊料	[略]
[略]		

備考 [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第69号

さいたま市盆栽四季の家条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市盆栽四季の家条例施行規則（平成13年さいたま市規則第169号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																																							
<p>様式第1号（第2条関係） 盆栽四季の家利用許可申請書</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">利用日</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">利用目的</td> <td style="width: 15%;">利用者数</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第2号（第2条関係） 盆栽四季の家利用変更許可申請書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">許可済事項</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第3号（第3条関係） 盆栽四季の家利用許可書</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">利用日</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">利用目的</td> <td style="width: 15%;">利用者数</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	利用日	[略]	[略]		利用目的	利用者数	[略]	[略]			[略]			許可済事項	[略]	[略]		利用日	[略]	[略]		利用目的	利用者数	[略]	[略]			<p>様式第1号（第2条関係） 盆栽四季の家利用許可申請書</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">利用期日</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">利用目的</td> <td style="width: 15%;">利用者数</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[駐車 予定 台数]</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">台</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">※</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第2号（第2条関係） 盆栽四季の家利用変更許可申請書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">許可済事項</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 85%; text-align: center;">[利用施設名]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第3号（第3条関係） 盆栽四季の家利用許可書</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">利用期日</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">利用目的</td> <td style="width: 15%;">利用者数</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[駐車 予定 台数]</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">台</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	利用期日	[略]	[略]		利用目的	利用者数	[略]	[駐車 予定 台数]	台	[略]					※					[略]					許可済事項	[略]		[利用施設名]	[略]		利用期日	[略]	[略]		利用目的	利用者数	[略]	[駐車 予定 台数]	台	[略]				
利用日	[略]																																																																							
[略]																																																																								
利用目的	利用者数	[略]																																																																						
[略]																																																																								
[略]																																																																								
許可済事項	[略]																																																																							
[略]																																																																								
利用日	[略]																																																																							
[略]																																																																								
利用目的	利用者数	[略]																																																																						
[略]																																																																								
利用期日	[略]																																																																							
[略]																																																																								
利用目的	利用者数	[略]	[駐車 予定 台数]	台																																																																				
[略]																																																																								
※																																																																								
[略]																																																																								
許可済事項	[略]																																																																							
	[利用施設名]																																																																							
[略]																																																																								
利用期日	[略]																																																																							
[略]																																																																								
利用目的	利用者数	[略]	[駐車 予定 台数]	台																																																																				
[略]																																																																								

[略]	利用料金合計 円
	消費税等10%対象 (税抜) 円
	10%対象消費税額 等 円
[略]	

[略]	利用料金合計 円
	※ [略]

様式第4号(第3条関係)
盆栽四季の家利用変更許可書

[略]

許可済 事項	[略]		
[略]			
利用料 金	[略]	納入 すべき 還付 利用料金	[略]
		消費税等10%対象 (税抜) 円	10%対象 消費税額等 円
[略]			

様式第4号(第3条関係)
盆栽四季の家利用変更許可書

[略]

許可済 事項	[略]		
	利用施設名		
[略]			
利用料 金	[略]	納入 すべき 還付 利用料金	[略]
[略]			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市盆栽四季の家条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第70号

さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市保健所長事務委任規則（平成14年さいたま市規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する委任事務）</p> <p>第32条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この条において「法」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下この条において「省令」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>法第16条の3第5項及び第6項（法第23条（法第26条において準用する場合を含む。）及び法第49条において準用する場合を含む。）の規定による書面の通知に関すること。</u></p> <p>(5)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>法第31条第1項の規定による生活の用に供される水の使用若しくは給水の制限又は禁止の命令に関すること。</u></p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) <u>法第33条の規定による交通の制限又は遮断に関すること。</u></p> <p>(19)・(20) [略]</p> <p>(21) <u>法第37条及び第37条の2の規定による医療に要する費用</u>の負担に関すること。</p> <p>(22)～(31) [略]</p>	<p>（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する委任事務）</p> <p>第32条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この条において「法」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下この条において「省令」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>法第17条第3項及び第4項（法第49条において準用する場合を含む。）の規定による書面の通知に関すること。</u></p> <p>(5)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>法第31条第1項の規定による生活の用に供される水の使用若しくは給水の制限又は禁止命令</u>に関すること。</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) <u>法第33条の規定による交通の制限又は遮断</u>に関すること。</p> <p>(19)・(20) [略]</p> <p>(21) <u>法第37条及び第37条の2の規定による医療の負担</u>に関すること。</p> <p>(22)～(31) [略]</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第71号

さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成16年さいたま市規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
1 建築物			1 建築物		
項	生活関連施設	特定生活関連施設（注）	項	生活関連施設	特定生活関連施設（注）
1	[略]		1	[略]	
	(2) 専修学校及び各種学校	—		(2) 専修学校及び各種学校	—
	(3) 幼保連携型認定こども園	全ての施設			
[略]			[略]		
6	[略]		6	[略]	
	(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（(1)に掲げるものを除く。）	[略]		(2) マーケット	床面積の合計が500平方メートル以上の施設
	(3) [略]	[略]		(3) 百貨店その他の物品販売業を営む店舗（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）	[略]
[略]			[略]		
10	(1) 老人ホーム、保育所（ <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定による届出をしているもの又は第4項の認可を受けているものに限る。</u> ）、福祉ホーム（主	[略]	10	(1) 老人ホーム、保育所（ <u>認可外の保育施設を除く。</u> ）、福祉ホーム（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）その他これらに類するもの	[略]

	として高齢者、障害者等が利用するものに限る。) その他これらに類するもの	
(2)	[略]	[略]
[略]		

[略]

2 小規模建築物

項	生活関連施設	特定生活関連施設
[略]		
4	(1) コンビニエンスストアであって直接地上へ通じる出入口のある階に売場を有するもの	[略]
	(2) 物品販売業を営む店舗 ((1)に掲げる施設を除く。)	[略]
[略]		

[略]

8	保育所 (<u>児童福祉法第35条第3項の規定による届出をしているもの又は第4項の認可を受けているものを除く。</u>)、福祉ホーム (主として高齢者、障害者等が利用するものを除く。) その他これらに類するもの	[略]
[略]		

3～6 [略]

別表第2 (第3条関係)

建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
[略]	
5 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上 (男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。(6)及び(7)において同じ。) は、次に掲げるものであること。

(2)	[略]	[略]
[略]		

[略]

2 小規模建築物

項	生活関連施設	特定生活関連施設
[略]		
4	(1) コンビニエンスストアであって直接地上へ通じる出入口のある階に売場を有するもの又は薬局	[略]
	(2) <u>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ((1)に掲げる施設を除く。)</u>	[略]
[略]		

[略]

8	保育所 (<u>認可外の保育施設に限る。</u>)、福祉ホーム (主として高齢者、障害者等が利用するものを除く。) その他これらに類するもの	[略]
[略]		

3～6 [略]

別表第2 (第3条関係)

建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
[略]	
5 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上 (男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。(6)及び(7)において同じ。) は、次に掲げるものであること。

ア 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造を有する便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を1以上設けること。

(7) [略]

(4) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間（床面積の合計が500平方メートル以上の建築物（共同住宅、寄宿舍又は下宿を除く。）及び公衆便所にあつては、車椅子が360度回転できるよう、直径1.5メートル以上の円が内接できる空間）が確保されていること。

(4) [略]

イ [略]

(2) 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物（ホテル若しくは旅館又は共同住宅、寄宿舍若しくは下宿を除く。）に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、(1)の規定にかかわらず、車椅子使用者用便房を2以上又は車椅子使用者用便房及び次に掲げる構造の便房（以下「準車椅子使用者用便房」という。）をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所にそれぞれ1以上）設けること。

ア [略]

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう空間が確保されていること。

(3) 車椅子使用者用便房又は

ア 車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造を有する便所内に設けられる便房又は便所（以下「みんなのトイレ」という。）を1以上設けること。

(7) [略]

(4) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間（床面積の合計が500平方メートル以上の建築物（共同住宅、寄宿舍又は下宿を除く。）及び公衆便所にあつては、車いすが360度回転できるよう、直径1.5メートル以上の円が内接できる空間）が確保されていること。

(4) [略]

イ [略]

(2) 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物（ホテル若しくは旅館又は共同住宅、寄宿舍若しくは下宿を除く。）に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、(1)の規定にかかわらず、みんなのトイレを2以上又はみんなのトイレ及び次に掲げる構造の便房（以下「ゆとりブース」という。）をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所にそれぞれ1以上）設けること。

ア [略]

イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう空間が確保されていること。

(3) みんなのトイレ又はゆと

準車椅子使用者用便房を設けた場合には、便所内に、次に掲げる構造の手洗器を設けること。

ア 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。

イ・ウ [略]

(4)・(5) [略]

(6) 別表第1の1 建築物の表1の項 (幼稚園に限る。)、2の項から5の項まで、6の項 ((4)を除く。)、7の項、8の項(1)、10の項(福祉ホームその他これに類するもので主として障害者等(日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受ける者をいう。))が利用するものに限る。)、11の項(児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するものに限る。)、12の項、13の項及び15の項(1)に掲げる生活関連施設で床面積の合計が500平方メートル以上のもの並びに同表21の項に掲げる生活関連施設に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。

ア～ウ [略]

(7) [略]

6 浴室等

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。

(1) [略]

りブースを設けた場合には、便所内に、次に掲げる構造の手洗器を設けること。

ア 車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。

イ・ウ [略]

(4)・(5) [略]

(6) 別表第1の1 建築物の表1の項から5の項まで、6の項 ((4)を除く。)、7の項、8の項(1)、10の項(福祉ホームその他これに類するもので主として障害者等(障害者で日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受ける者その他日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受ける者をいう。))が利用するものに限る。)、11の項(児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するものに限る。)、12の項、13の項及び15の項(1)に掲げる生活関連施設で床面積の合計が500平方メートル以上のもの並びに同表21の項に掲げる生活関連施設に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。

ア～ウ [略]

(7) [略]

6 浴室等

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。

(1) [略]

	<p>(2) <u>車椅子使用者</u>が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 更衣ブース、シャワールーム等（更衣又はシャワールの使用のために間仕切り、カーテン等で仕切られた空間をいう。以下この号において同じ。）を設ける場合には、そのうち1以上の出入口の幅を85センチメートル以上（構造上出入口の幅を85センチメートル以上とすることが困難である場合、又は<u>車椅子使用者</u>が当該更衣ブース、シャワールーム等に直進のまま出入りすることができる場合にあつては、80センチメートル以上）とすること。</p>		<p>(2) <u>車いす使用者</u>が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 更衣ブース、シャワールーム等（更衣又はシャワールの使用のために間仕切り、カーテン等で仕切られた空間をいう。以下この号において同じ。）を設ける場合には、そのうち1以上の出入口の幅を85センチメートル以上（構造上出入口の幅を85センチメートル以上とすることが困難である場合、又は<u>車いす使用者</u>が当該更衣ブース、シャワールーム等に直進のまま出入りすることができる場合にあつては、80センチメートル以上）とすること。</p>
<p>7 ホテル又は旅館の客室</p>	<p>(1) ホテル又は旅館には、客室の総数が200未満の場合にあつては当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数以上、200以上の場合にあつては当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の<u>車椅子使用者</u>が円滑に利用できる客室（以下「<u>車椅子使用者用客室</u>」という。）を設けること。</p> <p>(2) <u>車椅子使用者用客室</u>は、次に掲げるものであること。 ア 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（<u>車椅子使用者便房</u>が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。 イ [略] ロ <u>車椅子使用者</u>が円滑</p>	<p>7 ホテル又は旅館の客室</p>	<p>(1) ホテル又は旅館には、客室の総数が200未満の場合にあつては当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数以上、200以上の場合にあつては当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の<u>車いす使用者</u>が円滑に利用できる客室（以下「<u>車いす使用者用客室</u>」という。）を設けること。</p> <p>(2) <u>車いす使用者用客室</u>は、次に掲げるものであること。 ア 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（<u>みんなのトイレ</u>が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。 イ [略] ロ <u>車いす使用者</u>が円滑</p>

	<p>に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(㊦) [略]</p> <p>(㊧) 出入口の幅は、85センチメートル以上（構造上出入口の幅を85センチメートル以上とすることが困難である場合、又は<u>車椅子使用者</u>が当該便所に直進のまま出入りすることができる場合にあつては、80センチメートル以上）とし、戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車椅子使用者</u>が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 浴室又はシャワー室（以下イにおいて「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(㊦) [略]</p> <p>(㊧) <u>車椅子使用者</u>が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>(㊨) [略]</p> <p>ウ <u>車椅子</u>が360度回転できるよう、直径1.5メートル以上の円が内接できる空間が確保されていること。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(㊦) [略]</p> <p>(㊧) 出入口の幅は、85センチメートル以上（構造上出入口の幅を85センチメートル以上とすることが困難である場合、又は<u>車いす使用者</u>が当該便所に直進のまま出入りすることができる場合にあつては、80センチメートル以上）とし、戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車いす使用者</u>が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 浴室又はシャワー室（以下イにおいて「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(㊦) [略]</p> <p>(㊧) <u>車いす使用者</u>が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>(㊨) [略]</p> <p>ウ <u>車いす</u>が360度回転できるよう、直径1.5メートル以上の円が内接できる空間が確保されていること。</p> <p>(3) [略]</p>
8 客席	(1) 観覧場、公会堂、集会場、劇場、映画館又は演芸場の客席の総数が200以下の	8 客席 (1) 観覧場、公会堂、集会場、劇場、映画館又は演芸場の客席の総数が200未満の

場合にあつては当該客席の総数に50分の1を乗じて得た数以上、客席の総数が200を超え2,000以下の場合にあつては当該客席の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上、客席の総数が2,000を超える場合にあつては当該客席の総数に10,000分の75を乗じて得た数に7を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用できる客席（以下「車椅子使用者用客席」という。）を設けること。

- (2) 車椅子使用者用客席は、次に掲げるものであること。
- ア 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは1.2メートル以上とすること。
- イ 床は、平らとすること。
- ウ 車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。
- エ 同伴者用の客席又はスペースを当該車椅子使用者用客席に隣接して設けること。
- オ 客席の総数が200を超える場合には、2箇所

場合にあつては当該客席の総数に50分の1を乗じて得た数以上、客席の総数が200以上1,000未満の場合にあつては当該客席の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上、客席の総数が1,000以上の場合にあつては当該客席の総数に500分の1を乗じて得た数に10を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用できる客席で次に掲げる基準に適合するもの（以下「車いす使用者用客席」という。）を設けること。

- ア 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは1.2メートル以上とすること。
- イ 移動等円滑化経路（13の項に規定する移動等円滑化経路をいう。）を構成する出入口から（1）に定める客席までの経路の幅は、1.2メートル以上とすること。
- ウ イに掲げる経路に高低差がある場合においては、4の項（1）、（2）及び（5）並びに13の項（2）エに定める構造の傾斜路を設けること。

	<p>以上に分散して設けなければならないこと。</p> <p><u>カ</u> 移動等円滑化経路（13の項に規定する移動等円滑化経路をいう。）を構成する出入口から車椅子使用者用客席までの経路の幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p><u>キ</u> カに掲げる経路に高低差がある場合においては、4の項(1)、(2)及び(5)並びに13の項(2)エに定める構造の傾斜路を設けること。</p>
	(3) [略]
9 カウンター等	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するカウンター、記載台又は公衆電話台（以下「カウンター等」という。）を設ける場合は、それぞれ1以上のカウンター等を車椅子使用者の円滑な利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(2) [略]</p>
[略]	
1 1 敷地内の通路	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 排水溝を設ける場合は、溝蓋は、白杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。</p>
1 2 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（共同住宅、寄宿舎にあっては、床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に設けられるものに限る。以下この項において同じ。）を設ける場合には、当該駐車場（駐車場か2以</p>

	(2) [略]
9 カウンター等	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するカウンター、記載台又は公衆電話台（以下「カウンター等」という。）を設ける場合は、それぞれ1以上のカウンター等を車いす使用者の円滑な利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(2) [略]</p>
[略]	
1 1 敷地内の通路	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、白杖、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。</p>
1 2 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（共同住宅、寄宿舎にあっては、床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に設けられるものに限る。以下この項において同じ。）を設ける場合には、当該駐車場（駐車場か2以</p>

上あるときは、合わせて1の駐車場とみなす。)における自動車の全駐車台数が200未満の場合にあっては当該全駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200以上1,000未満の場合にあっては当該全駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上、全駐車台数が1,000以上の場合にあっては当該全駐車台数に500分の1を乗じて得た数に10を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けること。

(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものであること。

ア～ウ [略]

(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する車寄せを設ける場合は、次に掲げる基準に適合する高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降の用に供する自動車の停車のための部分(以下この号において「高齢者、障害者等優先停車施設」という。)を設けるよう努めること。

ア 車両への乗降の用に供する部分は、車椅子使用者等が円滑に乗降できるよう、幅及び奥行きをそれぞれ1.5メートル以上とし、できるだけ水平とすること。

イ・ウ [略]

13 移動等
円滑化経路

(1) 次のアからエまでに掲げる場合には、それぞれ当該アからエまでに定める経路のうち1以上(エに掲げる場合にあっては、そのすべて)を、高齢者、障害者等

上あるときは、合わせて1の駐車場とみなす。)における自動車の全駐車台数が200未満の場合にあっては当該全駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200以上1,000未満の場合にあっては当該全駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上、全駐車台数が1,000以上の場合にあっては当該全駐車台数に500分の1を乗じて得た数に10を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を設けること。

(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものであること。

ア～ウ [略]

(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する車寄せを設ける場合は、次に掲げる基準に適合する高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降の用に供する自動車の停車のための部分(以下この号において「高齢者、障害者等優先停車施設」という。)を設けるよう努めること。

ア 車両への乗降の用に供する部分は、車いす使用者等が円滑に乗降できるよう、幅及び奥行きをそれぞれ1.5メートル以上とし、できるだけ水平とすること。

イ・ウ [略]

13 移動等
円滑化経路

(1) 次のアからエまでに掲げる場合には、それぞれ当該アからエまでに定める経路のうち1以上(エに掲げる場合にあっては、そのすべて)を、高齢者、障害者等

が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）とすること。

ア [略]

イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者便房又は準車椅子使用者便房のある便所（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者便房及び当該準車椅子使用者便房までの経路

ウ・エ [略]

(2) 移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。

ア [略]

イ 移動等円滑化経路を構成する出入口は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

(7) 幅は、85センチメートル以上（構造上出入口の幅を85センチメートル以上とすることが困難である場合又は車椅子使用者が当該出入口に直進のまま出入りすることができる場合にあっては、80センチメートル以上）とすること。

(4) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(7) [略]

ウ 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、2の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

(7) [略]

(4) 廊下等の末端の付近

が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）とすること。

ア [略]

イ 建築物又はその敷地にみんなのトイレ又はゆとりブースのある便所（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該みんなのトイレ及び当該ゆとりブースまでの経路

ウ・エ [略]

(2) 移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。

ア [略]

イ 移動等円滑化経路を構成する出入口は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

(7) 幅は、85センチメートル以上（構造上出入口の幅を85センチメートル以上とすることが困難である場合又は車いす使用者が当該出入口に直進のまま出入りすることができる場合にあっては、80センチメートル以上）とすること。

(4) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(7) [略]

ウ 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、2の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

(7) [略]

(4) 廊下等の末端の付近

及び区間50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

(7) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(イ) [略]

(4) 別表第1の1 建築物の表2の項、4の項（観覧場を除く。）、5の項、6の項 ((3)を除く。)、7の項、8の項(1)及び13の項に掲げる生活関連施設（床面積の合計が5,000平方メートル以上のものに限る。）の廊下等には、高齢者、障害者等が当該廊下等を円滑に利用することを妨げない場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に育児用施設（乳幼児用ベッド、椅子その他乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備が配置された場所をいう。以下同じ。）を1以上設けるとともに、その位置を表示すること。ただし、廊下等以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に育児用施設が設けられ、かつ、その位置が廊下等に表示されている場合は、この限りでない。

エ [略]

オ 移動等円滑化経路を構成するエレベーター（かに規定するものを除く。以下オにおいて同じ。）及びその乗降ロビーは、

及び区間50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

(7) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(イ) [略]

(4) 別表第1の1 建築物の表2の項、4の項（観覧場を除く。）、5の項、6の項 ((4)を除く。)、7の項、8の項(1)及び13の項に掲げる生活関連施設（床面積の合計が5,000平方メートル以上のものに限る。）の廊下等には、高齢者、障害者等が当該廊下等を円滑に利用することを妨げない場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に育児用施設（乳幼児用ベッド、いすその他乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備が配置された場所をいう。以下同じ。）を1以上設けるとともに、その位置を表示すること。ただし、廊下等以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に育児用施設が設けられ、かつ、その位置が廊下等に表示されている場合は、この限りでない。

エ [略]

オ 移動等円滑化経路を構成するエレベーター（かに規定するものを除く。以下オにおいて同じ。）及びその乗降ロビーは、

次に掲げるものであること。

- (7) 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室がある階、車椅子利用者便房又は準車椅子利用者便房がある階、車椅子利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
- (4) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (7) 籠の奥行きは、1.35メートル以上（別表第1の1 建築物の表9の項に掲げる生活関連施設であって床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは、1.15メートル以上）とすること。
- (2) [略]
- (4) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子利用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (4) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (3) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
- (4) 籠内の両側面に、手すりを設けること。
- (7) 籠内に、車椅子利用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。
- (2) 籠の出入口には、利用者を感知し、籠及び昇降路の出入口の戸の

次に掲げるものであること。

- (7) かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室がある階、みんなのトイレ又はゆとりブースがある階、車いす利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
- (4) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (7) かごの奥行きは、1.35メートル以上（別表第1の1 建築物の表9の項に掲げる生活関連施設であって床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは、1.15メートル以上）とすること。
- (2) [略]
- (4) かご内及び乗降ロビーには、車いす利用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (4) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (3) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- (4) かご内の両側面に、手すりを設けること。
- (7) かご内に、車いす利用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。
- (2) かごの出入口には、利用者を感知し、かご及び昇降路の出入口の

閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

(#) 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、(7)から(2)まで（(2)及び(4)を除く。）に定めるもののほか、次に掲げるものであること。

a 籠の幅は、1.4メートル以上とすること。

b 籠は、車椅子の転回に支障がない構造のものとする。

(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、(7)から(4)までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。

a 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

b 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点

戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

(#) 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、(7)から(2)まで（(2)及び(4)を除く。）に定めるもののほか、次に掲げるものであること。

a かごの幅は、1.4メートル以上とすること。

b かごは、車いすの転回に支障がない構造のものとする。

(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、(7)から(4)までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。

a かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

b かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、

字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより視覚障害者が円滑に操作することができる構造のものとする。

- c 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- (x) 籠の出入口が複数あるエレベーターを設ける場合は、開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設けること。
- (t) 地震、火災、停電等の際に管制運転を行う装置（火災の際にあっては避難階（直接地上へ通じる出入口のある階をいう。以下同じ。）に、地震、停電等の際にあっては最寄り階に自動的に籠を移動し、及び出入口の戸を開くことにより利用者の安全を図る装置をいう。以下同じ。）を設け、当該装置の作動時には、その旨を音声及び文字で知らせる設備を設けるよう努めること。

カ 移動等円滑化経路を構成する平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、平成18年国土交通省告示第1492号第2に掲げる構造とすること。

点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより視覚障害者が円滑に操作することができる構造のものとする。

- c かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- (x) かごの出入口が複数あるエレベーターを設ける場合は、開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置を設けること。
- (t) 地震、火災、停電等の際に管制運転を行う装置（火災の際にあっては避難階（直接地上へ通じる出入口のある階をいう。以下同じ。）に、地震、停電等の際にあっては最寄り階に自動的にかごを移動し、及び出入口の戸を開くことにより利用者の安全を図る装置をいう。以下同じ。）を設け、当該装置の作動時には、その旨を音声及び文字で知らせる設備を設けるよう努めること。

カ 移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして、次に掲げるものであること。

- (7) 昇降行程が4メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って

昇降するエレベーターで、かごの定格速度が15メートル毎分以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のものにあつては、次に掲げるものであること。

a 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。

b かごの幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは1.2メートル以上とする。

c 車いす使用者がかご内で方向を変更する場合に必要なかごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。

(4) 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時における階段の定格速度を30メートル毎分以下とし、かつ、2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること。

キ 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、11の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

(7) [略]

(4) 区間50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

(5) 戸を設ける場合には、

キ 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、11の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

(7) [略]

(4) 区間50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

(5) 戸を設ける場合には、

	<p>自動的に開閉する構造 その他の<u>車椅子</u>使用者 が容易に開閉して通過 できる構造とし、かつ、 その前後に高低差がない こと。</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(3) [略]</p>		<p>自動的に開閉する構造 その他の<u>車いす</u>使用者 が容易に開閉して通過 できる構造とし、かつ、 その前後に高低差がない こと。</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(3) [略]</p>
1 4 特定経路	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 特定経路は、次に掲げる ものであること。 ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該特定経路を構成する 廊下等は、2の項並び に1 3の項(2)ウ(イ)及び(ロ) の規定によるほか、区間 5 0メートル以内ごとに <u>車椅子</u>の転回に支障がない 場所を設けること。</p> <p>エ [略]</p> <p>オ 当該特定経路を構成する エレベーター（カに規定 するものを除く。）及び その乗降ロビーは、1 3の項(2)オ(イ)及び(ロ)から (ニ)までの規定によるほか、 次に掲げるものであること。 (イ) 籠は、各住戸又は各 客室がある階、<u>車椅子</u> <u>使用者便所</u>がある階、 <u>車椅子</u>使用者用駐車施 設がある階及び地上階 に停止すること。 (ロ) 籠の奥行きは、1. 1 5メートル以上とす ること。 カ・キ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	1 4 特定経路	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 特定経路は、次に掲げる ものであること。 ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該特定経路を構成する 廊下等は、2の項並び に1 3の項(2)ウ(イ)及び(ロ) の規定によるほか、区間 5 0メートル以内ごとに <u>車いす</u>の転回に支障がない 場所を設けること。</p> <p>エ [略]</p> <p>オ 当該特定経路を構成する エレベーター（カに規定 するものを除く。）及び その乗降ロビーは、1 3の項(2)オ(イ)及び(ロ)から (ニ)までの規定によるほか、 次に掲げるものであること。 (イ) <u>かご</u>は、各住戸又は 各客室がある階、<u>みんな</u> <u>のトイレ</u>がある階、 <u>車いす</u>使用者用駐車施 設がある階及び地上階 に停止すること。 (ロ) <u>かご</u>の奥行きは、1 . 1 5メートル以上と すること。 カ・キ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p>
[略]		[略]	
1 8 増築等に関する適用範囲	<p>建築物の増築等をする場合 には、1の項から1 7の項ま での規定は、次に掲げる建築 物の部分に限り適用するもの とすること。 (1)～(3) [略]</p> <p>(4) (1)に掲げる部分にある利 用居室（当該部分に利用居 室が設けられていないとき は、道等。(6)において同じ。</p>	1 8 増築等に関する適用範囲	<p>建築物の増築等をする場合 には、1の項から1 7の項ま での規定は、次に掲げる建築 物の部分に限り適用するもの とすること。 (1)～(3) [略]</p> <p>(4) (1)に掲げる部分にある利 用居室（当該部分に利用居 室が設けられていないとき は、道等。(6)において同じ。</p>

	<p>) から(3)に掲げる便所に設けられる<u>車椅子使用者便房</u>及び<u>準車椅子使用者便房</u>までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>車椅子使用者用駐車施設</u> (5)に掲げる駐車場に設けられるものに限る。) から(1)に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p>
[略]	

	<p>) から(3)に掲げる便所に設けられる<u>みんなのトイレ</u>及び<u>ゆとりブース</u>までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>車いす使用者用駐車施設</u> (5)に掲げる駐車場に設けられるものに限る。) から(1)に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p>
[略]	

別表第3 (第3条関係)

小規模建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 幅は、85センチメートル以上（構造上出入口の幅を85センチメートル以上とすることが困難である場合又は<u>車椅子使用者</u>が当該出入口に直進のまま出入りすることができる場合にあっては、80センチメートル以上）とすること。</p> <p>(2) [略]</p>
[略]	

別表第3 (第3条関係)

小規模建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 幅は、85センチメートル以上（構造上出入口の幅を85センチメートル以上とすることが困難である場合又は<u>車いす使用者</u>が当該出入口に直進のまま出入りすることができる場合にあっては、80センチメートル以上）とすること。</p> <p>(2) [略]</p>
[略]	

別表第4 (第3条関係)

公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
[略]	
2 通路	<p>通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>(5) 排水溝を設ける場合は、</p>

別表第4 (第3条関係)

公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
[略]	
2 通路	<p>通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>(5) 排水溝を設ける場合は、</p>

溝蓋は、白杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。

(6) [略]

[略]

7 便所

(1) [略]

(2) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準に適合させることのほか、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便房（以下「みんなのトイレ」という。）を設けることとすること。

(3) みんなのトイレの構造は、次に掲げるものであること。
ア・イ [略]

ウ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

エ [略]

オ 車椅子使用者の円滑な利用のために、車椅子が360度回転できるよう、直径1.5メートル以上の円が内接できる空間を確保すること。

カ～ク [略]

(4) みんなのトイレ以外に便所を設ける場合は、次に掲げる構造を有する便所（以下「ゆとりブース」という。）を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けるよう努めること。

ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう空間が確保されていること。

(5) みんなのトイレ又はゆとりブースを設けた場合には、便所内に、次に掲げる手洗器を設けること。

ア 車椅子使用者の利用に

溝ぶたは、白杖、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。

(6) [略]

[略]

7 便所

(1) [略]

(2) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準に適合させることのほか、みんなのトイレを設けることとすること。

(3) みんなのトイレの構造は、次に掲げるものであること。
ア・イ [略]

ウ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

エ [略]

オ 車いす使用者の円滑な利用のために、車いすが360度回転できるよう、直径1.5メートル以上の円が内接できる空間を確保すること。

カ～ク [略]

(4) みんなのトイレ以外に便所を設ける場合は、ゆとりブースを1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けるよう努めること。

(5) みんなのトイレ又はゆとりブースを設けた場合には、便所内に、次に掲げる手洗器を設けること。

ア 車いす使用者の利用に

	<p>配慮した高さとし、かつ、下部に<u>車椅子使用者</u>が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(6) [略]</p>		<p>配慮した高さとし、かつ、下部に<u>車いす使用者</u>が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(6) [略]</p>
8 移動等円滑化された経路	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ エに掲げる場合を除き、<u>車椅子使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ [略]</p> <p>(5) 移動等円滑化された経路を構成する通路は、2の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ エに掲げる場合を除き、<u>車椅子使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げるものであること。</p> <p>ア <u>籠</u>及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ <u>籠</u>の内法幅は、1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、<u>籠</u>の出入口が複数あるエレベーターであって、<u>車椅子使用者</u>が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する<u>籠</u>の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>ウ <u>籠</u>内に、<u>車椅子使用者</u>が乗降する際に<u>籠</u>及び昇降路の出入口を確認する</p>	8 移動等円滑化された経路	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ エに掲げる場合を除き、<u>車いす使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ [略]</p> <p>(5) 移動等円滑化された経路を構成する通路は、2の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ エに掲げる場合を除き、<u>車いす使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げるものであること。</p> <p>ア <u>かご</u>及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ <u>かご</u>の内法幅は、1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、<u>かご</u>の出入口が複数あるエレベーターであって、<u>車いす使用者</u>が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する<u>かご</u>の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>ウ <u>かご</u>内に、<u>車いす使用者</u>が乗降する際に<u>かご</u>及び昇降路の出入口を確認する</p>

ための鏡を設けること。
ただし、イのただし書に
規定する場合は、この限
りでない。

エ 籠及び昇降路の出入口
の戸にガラスその他これ
に類するものがはめ込ま
れていること又は籠外及
び籠内に画像を表示する
設備が設置されているこ
とにより、籠外にいる者
と籠内にいる者が互いに
視覚的に確認できる構造
とすること。

オ 籠内に手すり（握り手
その他これに類する設備
を含む。以下同じ。）を
設けること。

カ 籠及び昇降路の出入口
の戸の開扉時間を延長す
る機能を有したものとす
ること。

キ 籠内に、籠が停止する
予定の階及び籠の現在位
置を表示する設備を設け
ること。

ク 籠内に、籠が到着する
階並びに籠及び昇降路の
出入口の戸の閉鎖を音声
により知らせる設備を設
けること。

ケ 籠内及び乗降ロビーに
は、車椅子使用者が円滑
に操作できる位置に操作
盤を設けること。

コ 籠内及び乗降ロビーに
設ける操作盤のうちそれ
ぞれ1以上は、点字がは
り付けられていること等
により視覚障害者が容易
に操作できる構造のもの
とすること。

サ [略]

シ 乗降ロビーには、到着
する籠の昇降方向を音声
により知らせる設備を設
けること。ただし、籠内
に籠及び昇降路の出入口
の戸が開いた時に籠の昇
降方向を音声により知ら

するための鏡を設けるこ
と。ただし、イのただし
書に規定する場合は、こ
の限りでない。

エ かご及び昇降路の出入
口の戸にガラスその他こ
れに類するものがはめ込
まれていること又はかご
外及びかご内に画像を表
示する設備が設置されて
いることにより、かご外
にいる者とかご内にいる
者が互いに視覚的に確認
できる構造とすること。

オ かご内に手すり（握り
手その他これに類する設
備を含む。以下同じ。）
を設けること。

カ かご及び昇降路の出入
口の戸の開扉時間を延長
する機能を有したものと
すること。

キ かご内に、かごが停止
する予定の階及びかごの
現在位置を表示する設備
を設けること。

ク かご内に、かごが到着
する階並びにかご及び昇
降路の出入口の戸の閉鎖
を音声により知らせる設
備を設けること。

ケ かご内及び乗降ロビー
には、車いす使用者が円
滑に操作できる位置に操
作盤を設けること。

コ かご内及び乗降ロビー
に設ける操作盤のうちそ
れぞれ1以上は、点字が
はり付けられていること
等により視覚障害者が容
易に操作できる構造のも
のとすること。

サ [略]

シ 乗降ロビーには、到着
するかごの昇降方向を音
声により知らせる設備を
設けること。ただし、か
ご内にかご及び昇降路の
出入口の戸が開いた時に
かごの昇降方向を音声に

せる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。

ス 籠の出入口には、利用者を感知し、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

セ [略]

(8) 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、4の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。ただし、キ及びクについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

ア～キ [略]

ク 踏段の表面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

より知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。

ス かごの出入口には、利用者を感知し、かご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

セ [略]

(8) 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、4の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。ただし、キ及びクについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

ア～キ [略]

ク 踏段の表面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

[略]

10 プラットホーム

(1) 鉄道駅（鉄道事業法による鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。）のプラットホームは、次に掲げるものであること。

ア・イ [略]

ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面とのすき間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を1以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ・オ [略]

[略]

10 プラットホーム

(1) 鉄道駅（鉄道事業法による鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。）のプラットホームは、次に掲げるものであること。

ア・イ [略]

ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面とのすき間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を1以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ・オ [略]

カ 発着するすべての鉄道車両の乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホーム柵（利用者の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備）を設けること。

キ カに掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。

ク プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するための柵を設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

ケ・コ [略]

(2) (1)エ及びケの規定は、ホームドア又は可動式ホーム柵が設けられたプラットホームについては適用しないものとする。

1 1 乗車券等販売所等

(1) 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。

ア・イ [略]

ウ エに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

エ [略]

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に

カ 発着するすべての鉄道車両の乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホームさく（利用者の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備）を設けること。

キ カに掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。

ク プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

ケ・コ [略]

(2) (1)エ及びケの規定は、ホームドア又は可動式ホームさくが設けられたプラットホームについては適用しないものとする。

1 1 乗車券等販売所等

(1) 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。

ア・イ [略]

ウ エに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

エ [略]

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に

	<p>適した構造のものとする こと。ただし、常時勤務する 者が容易にカウンターの前 に出て対応できる構造であ る場合は、この限りでない。 (3)・(4) [略]</p>
1 2 券売機	<p>券売機を設ける場合は、高 齢者、障害者等の円滑な利用 に配慮した次に掲げる構造の ものを1以上設けること。た だし、乗車券等の販売を行う 者が常駐する窓口が設けられ ている場合は、この限りでな い。 (1) 金銭入口、ボタン等の高 さを<u>車椅子使用者</u>の円滑な 利用に配慮したものとする こと。 (2) [略]</p>
[略]	

	<p>適した構造のものとする こと。ただし、常時勤務する 者が容易にカウンターの前 に出て対応できる構造であ る場合は、この限りでない。 (3)・(4) [略]</p>
1 2 券売機	<p>券売機を設ける場合は、高 齢者、障害者等の円滑な利用 に配慮した次に掲げる構造の ものを1以上設けること。た だし、乗車券等の販売を行う 者が常駐する窓口が設けられ ている場合は、この限りでな い。 (1) 金銭入口、ボタン等の高 さを<u>車いす使用者</u>の円滑な 利用に配慮したものとする こと。 (2) [略]</p>
[略]	

別表第5（第3条関係）

公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 主要な出入口	<p>不特定かつ多数の者が利用 し、又は主として高齢者、障 害者等が利用する出入口のう ち1以上は、次に掲げるもの であること。 (1)～(3) [略] (4) (5)に掲げる場合を除き、 <u>車椅子使用者</u>が通過する際 に支障となる段を設けない こと。 (5)～(8) [略]</p>
2 園路	<p>主要な出入口に通じる主た る園路（以下「主たる園路と いう。」）は、次に掲げるも のであること。 (1) 幅は、1.8メートル以 上とすること。ただし、地 形の状況その他の特別の理 由によりやむを得ない場合 は、通路の末端の付近の広 さを<u>車椅子</u>の転回に支障の ないものとし、かつ、50 メートル以内ごとに<u>車椅子</u> が転回することができる広 さの場所を設けた上で、幅 を1.2メートル以上とす</p>

別表第5（第3条関係）

公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 主要な出入口	<p>不特定かつ多数の者が利用 し、又は主として高齢者、障 害者等が利用する出入口のう ち1以上は、次に掲げるもの であること。 (1)～(3) [略] (4) (5)に掲げる場合を除き、 <u>車いす使用者</u>が通過する際 に支障となる段を設けない こと。 (5)～(8) [略]</p>
2 園路	<p>主要な出入口に通じる主た る園路（以下「主たる園路と いう。」）は、次に掲げるも のであること。 (1) 幅は、1.8メートル以 上とすること。ただし、地 形の状況その他の特別の理 由によりやむを得ない場合 は、通路の末端の付近の広 さを<u>車いす</u>の転回に支障の ないものとし、かつ、50 メートル以内ごとに<u>車いす</u> が転回することができる広 さの場所を設けた上で、幅 を1.2メートル以上とす</p>

	<p>ること。</p> <p>(2) (3)に掲げる場合を除き、<u>車椅子使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(7) 排水溝を設ける場合は、<u>溝蓋</u>は、<u>白杖</u>、<u>車椅子</u>等の使用者の通行に支障のない構造とすること。</p>
[略]	
4 主たる園路に設けられる階段又は段に併設する傾斜路（その踊場を含む。）	<p>傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、<u>柵</u>、<u>視覚障害者誘導用ブロック</u>その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(10) [略]</p>
5 休憩所	<p>(1) [略]</p> <p>(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、<u>車椅子使用者</u>の円滑な利用に適した構造のものとすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前へ出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>(3) <u>車椅子使用者</u>の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>(4)・(5) [略]</p>
6 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場における自動車の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該全駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該全駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の<u>車椅子使用者用駐車施設</u>を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普</p>

	<p>ること。</p> <p>(2) (3)に掲げる場合を除き、<u>車いす使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(7) 排水溝を設ける場合は、<u>溝ぶた</u>は、<u>白杖</u>、<u>車いす</u>等の使用者の通行に支障のない構造とすること。</p>
[略]	
4 主たる園路に設けられる階段又は段に併設する傾斜路（その踊場を含む。）	<p>傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、<u>さく</u>、<u>視覚障害者誘導用ブロック</u>その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(10) [略]</p>
5 休憩所	<p>(1) [略]</p> <p>(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、<u>車いす使用者</u>の円滑な利用に適した構造のものとすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前へ出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>(3) <u>車いす使用者</u>の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>(4)・(5) [略]</p>
6 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場における自動車の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該全駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該全駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の<u>車いす使用者用駐車施設</u>を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普</p>

	<p>通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) <u>車椅子使用者用駐車施設</u>は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>車椅子使用者用駐車施設</u>又はその付近に、<u>車椅子使用者用駐車施設</u>の表示をすること。</p>
7 便所	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) みんなのトイレの構造は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 出入口には、<u>車椅子使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ <u>車椅子使用者</u>の円滑な利用のために、<u>車椅子</u>が360度回転できるよう、直径1.5メートル以上の円が内接できる空間を確保すること。</p> <p>オ～キ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) みんなのトイレ又はゆとりブースを設ける場合には、便所内に、次に掲げる手洗器を設けること。</p> <p>ア <u>車椅子使用者</u>の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に<u>車椅子使用者</u>が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(6) [略]</p>
	[略]

別表第6（第3条関係）
道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道	歩道を設ける場合は、次に

	<p>通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) <u>車いす使用者用駐車施設</u>は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>車いす使用者用駐車施設</u>又はその付近に、<u>車いす使用者用駐車施設</u>の表示をすること。</p>
7 便所	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) みんなのトイレの構造は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 出入口には、<u>車いす使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ <u>車いす使用者</u>の円滑な利用のために、<u>車いす</u>が360度回転できるよう、直径1.5メートル以上の円が内接できる空間を確保すること。</p> <p>オ～キ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) みんなのトイレ又はゆとりブースを設ける場合には、便所内に、次に掲げる手洗器を設けること。</p> <p>ア <u>車いす使用者</u>の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に<u>車いす使用者</u>が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(6) [略]</p>
	[略]

別表第6（第3条関係）
道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道	歩道を設ける場合は、次に

	<p>掲げるものであること。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道の車道等側に並木若しくは柵を設けること。</p> <p>(8)～(9) [略]</p> <p>(10) 横断歩道に接続する歩道の部分の縁端は、車道等部分より高くするものとし、2センチメートルを標準とし、<u>車椅子使用者</u>や視覚障害者等の通行に配慮すること。</p> <p>(11) 横断歩道に接続する歩道の部分には、<u>車椅子使用者</u>等が円滑に転回できる1.5メートル以上の水平区間（信号待ち等のため<u>車椅子使用者</u>が安全に利用できる部分をいう。以下この号において同じ。）を設けること。ただし、地形の状況その他特別の理由により、1.5メートル以上の水平区間を設けることができない場合は、可能な限り<u>車椅子使用者</u>の利用に配慮したものとすること。</p> <p>(12)・(13) [略]</p> <p>(14) 排水溝を設ける場合は、<u>溝蓋</u>は、白杖、<u>車椅子</u>等の使用者の通行に支障のない構造とすること。</p>		<p>掲げるものであること。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道の車道等側に並木若しくは<u>さく</u>を設けること。</p> <p>(8)～(9) [略]</p> <p>(10) 横断歩道に接続する歩道の部分の縁端は、車道等部分より高くするものとし、2センチメートルを標準とし、<u>車いす使用者</u>や視覚障害者等の通行に配慮すること。</p> <p>(11) 横断歩道に接続する歩道の部分には、<u>車いす使用者</u>等が円滑に転回できる1.5メートル以上の水平区間（信号待ち等のため<u>車いす使用者</u>が安全に利用できる部分をいう。以下この号において同じ。）を設けること。ただし、地形の状況その他特別の理由により、1.5メートル以上の水平区間を設けることができない場合は、可能な限り<u>車いす使用者</u>の利用に配慮したものとすること。</p> <p>(12)・(13) [略]</p> <p>(14) 排水溝を設ける場合は、<u>溝ぶた</u>は、白杖、<u>車いす</u>等の使用者の通行に支障のない構造とすること。</p>
<p>2 立体横断施設</p>	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造であること。</p> <p>ア <u>籠</u>の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、<u>籠</u>の出入口が複数あるエレベーターであって、<u>車椅子使用者</u>が円滑に乗降</p>		<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造であること。</p> <p>ア <u>かご</u>の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、<u>かご</u>の出入口が複数あるエレベーターであって、<u>車いす使用者</u>が円滑に乗</p>

できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

ウ 籠及び昇降路の出入口の幅は、アに掲げる基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、イに掲げる基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。

エ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イに掲げる基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

カ 籠内に手すりを設けること。

キ 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

ク 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ケ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

コ 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を

降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

ウ かご及び昇降路の出入口の幅は、アに掲げる基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、イに掲げる基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。

エ かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イに掲げる基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

オ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。

カ かご内に手すりを設けること。

キ かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

ク かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ケ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

コ かご内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を

設けること。

サ 籠内及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字をはり付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

シ [略]

ス 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

- (5) 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造であること。

ア～カ [略]

キ 傾斜路の両側には、側壁又は立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。

ク 傾斜路の下面と歩道の路面との間が2.5メートル以下の歩道の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

ケ [略]

- (6) [略]

- (7) 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる構造であること。

ア～エ [略]

オ 両側には、側壁又は35センチメートル以上の立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。

カ [略]

設けること。

サ かご内及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字をはり付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

シ [略]

ス 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

- (5) 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造であること。

ア～カ [略]

キ 傾斜路の両側には、側壁又は立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。

ク 傾斜路の下面と歩道の路面との間が2.5メートル以下の歩道の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、さくその他これに類する工作物を設けること。

ケ [略]

- (6) [略]

- (7) 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる構造であること。

ア～エ [略]

オ 両側には、側壁又は35センチメートル以上の立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。

カ [略]

(8) 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は次に掲げる構造であること。
 ア～カ [略]
 キ 階段の両側には、側壁又は立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。
 ク 階段の下面と歩道の路面との間が2.5メートル以下の歩道の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
 ケ・コ [略]

(8) 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は次に掲げる構造であること。
 ア～カ [略]
 キ 階段の両側には、側壁又は立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。
 ク 階段の下面と歩道の路面との間が2.5メートル以下の歩道の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、さくその他これに類する工作物を設けること。
 ケ・コ [略]

[略]	
6 駅前広場	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 乗合自動車乗降場を設ける場合は、次に掲げるものであること。 ア 乗合自動車乗降場を設ける歩道の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とすること。ただし、道路の構造上やむを得ない場合その他乗合自動車が停留できない場合は、<u>車椅子使用者が円滑に利用できる</u>構造とすること。 イ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 自家用自動車の用に供する乗降場を設ける場合は、歩行者の移動等円滑化を考慮するとともに、<u>車椅子使用者の円滑な利用に配慮した乗降場を1以上設ける</u>よう努めること。</p>

[略]	
6 駅前広場	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 乗合自動車乗降場を設ける場合は、次に掲げるものであること。 ア 乗合自動車乗降場を設ける歩道の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とすること。ただし、道路の構造上やむを得ない場合その他乗合自動車が停留できない場合は、<u>車いす使用者が円滑に利用できる</u>構造とすること。 イ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 自家用自動車の用に供する乗降場を設ける場合は、歩行者の移動等円滑化を考慮するとともに、<u>車いす使用者の円滑な利用に配慮した乗降場を1以上設ける</u>よう努めること。</p>

別表第7（第3条関係）

路外駐車場（建築物以外）に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 路外駐車場	(1) 路外駐車場（駐車場法第2条第2号に掲げる路外駐車場をいう。）で、同法第12条の規定により届出を

別表第7（第3条関係）

路外駐車場（建築物以外）に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 路外駐車場	(1) 路外駐車場（駐車場法第2条第2号に掲げる路外駐車場をいう。）で、同法第12条の規定により届出を

要するものには、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」という。）を1以上設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための路外駐車場については、この限りでない。

(2) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものであること。

ア [略]

イ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設が設置されている旨の表示をすること。

ウ [略]

(3) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）を設けること。

(4) 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。

ア～イ [略]

ウ 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

(ア) [略]

(イ) 区間50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

エ [略]

(5) (1)に規定する路外駐車場以外の路外駐車場を設ける場合は、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けるよう努めるとともに、(1)から(4)に掲げる基準に適合するよ

要するものには、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。）を1以上設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための路外駐車場については、この限りでない。

(2) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものであること。

ア [略]

イ 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設が設置されている旨の表示をすること。

ウ [略]

(3) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）を設けること。

(4) 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。

ア～イ [略]

ウ 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

(ア) [略]

(イ) 区間50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

エ [略]

(5) (1)に規定する路外駐車場以外の路外駐車場を設ける場合は、車いす使用者用駐車施設を1以上設けるよう努めるとともに、(1)から(4)に掲げる基準に適合するよ

う努めること。

別表第8（第4条、第5条関係）

区 分	図 書	
	種 類	明示すべき事項
建築物	[略]	
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、土地の高低、敷地に接する道路の位置及び幅員、整備基準にかかる事項の位置及び詳細、 <u>移動等円滑化経路並びに視覚障害者移動等円滑化経路</u>
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、整備基準にかかる事項の位置及び詳細、 <u>移動等円滑化経路並びに視覚障害者移動等円滑化経路</u>
	[略]	
公共交通機関の施設	[略]	
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、公共交通機関の施設及び出入口の位置、整備基準にかかる事項の位置及び詳細並びに <u>移動等円滑化経路</u>
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、公共交通機関の施設の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、整備基準にかかる事項の位置及び詳細並びに <u>移動等円滑化経路</u>
	[略]	
[略]		
路外駐車場	[略]	
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地内における出入口、通路並びに <u>車椅子使用者用駐車施設の位置、奥行き及び幅</u>

う努めること。

別表第8（第4条、第5条関係）

区 分	図 書	
	種 類	明示すべき事項
建築物	[略]	
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、土地の高低、敷地に接する道路の位置及び幅員、整備基準にかかる事項の位置及び詳細、 <u>利用円滑化経路並びに視覚障害者利用円滑化経路</u>
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、整備基準にかかる事項の位置及び詳細、 <u>利用円滑化経路並びに視覚障害者利用円滑化経路</u>
	[略]	
公共交通機関の施設	[略]	
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、公共交通機関の施設及び出入口の位置、整備基準にかかる事項の位置及び詳細並びに <u>移動円滑化経路</u>
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、公共交通機関の施設の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、整備基準にかかる事項の位置及び詳細並びに <u>移動円滑化経路</u>
	[略]	
[略]		
路外駐車場	[略]	
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地内における出入口、通路並びに <u>車いす使用者用駐車施設の位置、奥行き及び幅</u>

様式第2号（その1）から様式第2号（その6）までを次のように改める。

様式第2号（その1）（第4条、第5条、第9条関係）
整備項目表（建築物）

○一般基準

1 出入口

整備項目	適用	整備状況	備考
① 戸に衝突の防止措置があるか（前面が透明な戸の場合）		適・否	
② 利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止できるか（自動ドアの場合）		適・否	

注意1 適用欄の各印は、次に掲げる者が利用するものについて適用することを示す。（以下同じ。）

◎ : 不特定かつ多数の者

□ : 主として高齢者、障害者等

△ : 主として視覚障害者

無印: 不特定かつ多数の者、主として高齢者、障害者等、主として視覚障害者及び多数の者

注意2 整備状況欄には、該当する方へ○を付ける。該当する特定施設等がない場合は斜線を記入する。（以下同じ。）

注意3 備考欄の各印は、次の法令においても整備の基準であることを示す。（共同住宅又は寄宿舎、車両の停車場等若しくは公共用歩廊にあっては2,000㎡以上、公衆便所にあっては50㎡以上のものに限る。）（以下同じ。）

: 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）

: 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（以下「県条例」という。）

2 廊下等

整備項目	適用	整備状況	備考
① 表面は滑りにくい仕上げであるか		適・否	#
② 点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）*1	◎△	適・否	#
③ 通行の支障となる突出物はないか（通行の安全上支障が生じないよう措置が講じられた場合を除く。）		適・否	

注意1 *1印は、以下の場合を除く。

・勾配が1/20以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合

・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合

・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合

3 階段

整備項目	適用	整備状況	備考
① 手すりを設けているか（踊場を除く。）		適・否	#
〃 両側に設けているか（踊場を含む。）		適・否	##
② 表面は滑りにくい仕上げであるか		適・否	#
③ 段は識別しやすいものか		適・否	#
④ 段はつまずきにくいものか		適・否	#
段鼻の突き出しがなく、蹴込みは2cm以下か		適・否	
⑤ 点状ブロック等の敷設（段がある部分の上端に近接する踊場の部分）*1	◎△	適・否	#
⑥ 主な階段を回り階段としていないか*2		適・否	#
⑦ 踏面の両側に、側壁又は2cm以上の立上がり部があるか		適・否	

注意1 *1印は、以下の場合を除く。

・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合

・段がある部分と連続して両側（法では片側）に手すりを設ける場合

注意2 *2印は、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときはこの限りではない。

4 傾斜路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜がある部分は免除）		適・否	#
〃 両側に設けているか（ 〃 ）		適・否	

②	表面は滑りにくい仕上げであるか		適・否	#
③	前後の廊下等と識別しやすいものか		適・否	#
④	点状ブロック等の敷設（傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分）*1	◎△	適・否	#
⑤	両側に側壁又は5cm以上の立上がり部があるか		適・否	

注意1 *1印は、以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合
- ・傾斜がある部分と連続して両側（法では片側）に手すりを設ける場合

5 便所（⑤を除き、男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）

整備項目		適用	整備状況	備考
①	「車椅子使用者用便所」を設けているか（1以上）	—	—	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか		適・否	#
	(2) 車椅子で円滑に利用できる十分な空間が確保されているか		適・否	#
	「車椅子使用者用便所」（なお、床面積の合計が500㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舎又は下宿を除く。）及び公衆便所にあつては、車椅子が360度回転できるよう、直径1.5m以上の円が内接できる空間を確保すること。）		適・否	
	(3) 床の表面は滑りにくい仕上げであるか		適・否	
②	水洗器具（オストメイト対応）を設けた便所を設けているか（1以上）		適・否	#
③	「車椅子使用者用便所」が2以上又は「車椅子使用者用便所」及び次に掲げる便所（「準車椅子使用者用便所」）のある便所がそれぞれ1以上あるか（床面積の合計が2,000㎡以上の建築物（ホテル若しくは旅館又は共同住宅、寄宿舎若しくは下宿を除く。）に限る。）		適・否	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか			
	(2) 車椅子で円滑に利用できる十分な空間が確保されているか			
④	次の手洗器を設けているか（「車椅子使用者用便所」、「準車椅子使用者用便所」のある便所内）	—	—	
	(1) 車椅子使用者の利用に配慮した高さであり、下部に空間があるか		適・否	
	(2) もたれかかった時に耐えうるものか又は両側に手すりが適切に配置されているか		適・否	
	(3) 手洗器具は容易に操作できるか		適・否	
⑤	床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）		適・否	#
	小便器の両側に手すりが適切に配置されているか（1以上）		適・否	
⑥	乳幼児設備（1以上）（床面積の合計が2,000㎡以上の建築物）*1		適・否	# #
	（1以上）（床面積の合計が500㎡以上の建築物及び公衆便所）*2		適・否	
	（1以上）（床面積の合計が500㎡未満の建築物（公衆便所を除く。））*2（努力基準）		適・否	
	(1) 便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便所を設けたか（1以上）		適・否	# #
	(2) 便所内又は利用しやすい場所に、乳幼児用ベッドその他おむつの交換ができる設備を設けたか（1以上）		適・否	# #
	(3) (1)、(2)の表示が便所の出入口にあるか		適・否	# #

注意1 *1印は、以下に掲げる施設に限る。

- ・学校（幼稚園に限る。）
- ・病院又は診療所
- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ・集会場又は公会堂
- ・展示場
- ・百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗
- ・ホテル又は旅館
- ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- ・福祉ホームその他これに類するもの（主として障害者等が利用するものに限る。）
- ・児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- ・体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- ・博物館、美術館又は図書館
- ・飲食店

注意2 *2印は、注意1に掲げる施設、学校（すべて）及び公衆便所に限る。

6 浴室等（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）

整備項目	適用	整備状況	備考
① 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか		適・否	
② 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保され、段はないか		適・否	
③ 水栓器具は容易に操作できるか		適・否	
④ 更衣ブース、シャワーブースの出入口の幅は85cm以上であるか（1以上）（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80cm以上）		適・否	

7 ホテル・旅館の客室

整備項目	適用	整備状況	備考
① 「車椅子使用者用客室」を設けているか （客室総数の1/100以上（50室未満は不要）） 〔客室の総数（ ）/100＝（ ）以上（小数点以下切上げ。以下同じ。）〕	◎□	適・否	車椅子使用者用客室 （ ） #
（客室の総数200未満の場合はその1/50以上） 〔客室の総数（ ）/50＝（ ）以上〕 （客室の総数が200以上の場合はその1/100+2以上） 〔客室の総数（ ）/100+2＝（ ）以上〕	◎□	適・否	
◎□	適・否		
② 「車椅子使用者用客室」の構造は適切か	—	—	
(1) 便所 （当該客室のある階に「車椅子使用者用便所」が設けられた共用便所がある場合は除く。）	—	—	
・腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	◎□	適・否	#
・車椅子で円滑に利用できる十分な空間が確保されているか	◎□	適・否	#
・床の表面は滑りにくい仕上げであるか	◎□	適・否	
・出入口の幅は80cm以上であるか	◎□	適・否	#
・ “ ” 85cm以上であるか（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80cm以上）	◎□	適・否	
・戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか	◎□	適・否	#
(2) 浴室又はシャワー室 （次の基準を満たした共用の浴室等がある場合は除く。）	—	—	
・車椅子使用者が円滑に利用できる構造か（浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置。十分な空間確保。）	◎□	適・否	#
・出入口の幅は80cm以上であるか	◎□	適・否	#
・ “ ” 85cm以上であるか（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80cm以上）	◎□	適・否	
・戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか	◎□	適・否	#
(3) 客室には、車椅子が360度回転できるように、直径1.5m以上の円が内接できる空間が確保されているか	◎□	適・否	
③ 非常警報装置を設けているか（聴覚障害者が利用する客室内）（努力基準）	◎□	適・否	

8 客席

整備項目	適用	整備状況	備考
① 「車椅子使用者用客席」を設けているか （客席の総数200未満の場合はその1/50以上） 〔客席の総数（ ）/50＝（ ）以上（小数点以下切上げ。以下同じ。）〕 （客席の総数が200以上1,000未満の場合はその1/100+2以上） 〔客席の総数（ ）/100+2＝（ ）以上〕 （客席の総数が1,000以上の場合はその1/500+10以上） 〔客席の総数（ ）/500+10＝（ ）以上〕	◎□	— 適・否	車椅子使用者用客席 （ ） 席
◎□	適・否		
◎□	適・否		
② 「車椅子使用者用客席」の幅は90cm以上、奥行きは、1.2m以上であるか	◎□	適・否	

<p>③ 「移動等円滑化経路」を構成する出入口から「車椅子使用者客席」までの経路は適切か</p> <p>(1) 幅は、1.2m以上であるか</p> <p>(2) 傾斜路は適切か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりを両側に設けているか（勾配 1/12 以下で高さ 16 cm 以下の傾斜がある部分は免除） ・表面は滑りにくい仕上げであるか ・両側に側壁又は 5cm 以上の立上がり部があるか ・幅は 1.2m 以上（段併設の場合は 90cm 以上）であるか ・勾配は 1/12 以下（高さ 16 cm 以下の場合は 1/8 以下）であるか ・高さ 75 cm を超えるものにあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踊場を設けているか ・踊場を設ける場合は踏幅 1.5m 以上であるか 	<p>—</p> <p>◎□</p> <p>—</p> <p>◎□</p> <p>◎□</p> <p>◎□</p> <p>◎□</p> <p>◎□</p> <p>◎□</p> <p>◎□</p>	<p>—</p> <p>適・否</p> <p>—</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	
<p>④ 難聴者の聴力を補うための装置を設けているか（努力基準）</p> <p>（客席の総数 200 未満の場合はその 1/50 以上） [客席の総数（ ）/50 = （ ）以上（小数点以下切上げ、以下同じ。）] （客席の総数が 200 以上 1,000 未満の場合はその 1/100+2 以上） [客席の総数（ ）/100+2 = （ ）以上] （客席の総数が 1,000 以上の場合はその 1/500+10 以上） [客席の総数（ ）/500+10 = （ ）以上]</p>	<p>—</p> <p>◎□</p> <p>◎□</p> <p>◎□</p>	<p>—</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>車椅子使用者用客席 （ ） 席</p>

9 カウンター等

整備項目	適用	整備状況	備考
① 車椅子使用者の利用に配慮（高さ、下部空間）したか（カウンター、記載台、公衆電話台）		適・否	
② 高齢者、障害者等の利用に配慮したか（券売機、公衆電話機、自動販売機、水飲み器など）（努力基準）		適・否	

10 休憩設備

整備項目	適用	整備状況	備考
① 「休憩設備」を適切な位置に設けているか（2,000 ㎡以上の建築物に廊下等を設ける場合に限る。）*1		適・否	
② 必要に応じ、その表示をしたか		適・否	

注意 1 *1 印は、以下に掲げる施設を除く。

- ・公衆便所
- ・主として自動車の駐車のために供する施設

11 敷地内の通路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 表面は滑りにくい仕上げであるか		適・否	#
② 段がある部分は適切か	—	—	
(1) 手すりを設けているか		適・否	#
" 両側に設けているか		適・否	
(2) 段は識別しやすいものか		適・否	#
(3) 段はつまずきにくいものか		適・否	#
段鼻の突き出しがなく、踏込みは 2cm 以下か		適・否	
③ 傾斜路は適切か	—	—	
(1) 手すりを設けているか（勾配 1/12 以下で高さ 16 cm 以下又は勾配 1/20 以下の傾斜がある部分は免除）		適・否	#
" 両側に設けているか（ " ）		適・否	
(2) 前後の通路と識別しやすいものか		適・否	#

	(3) 両側に側壁又は 5cm 以上の立上がり部があるか		適・否	
④	通行の支障となる突出物はないか（通行の安全上支障が生じないよう措置が講じられた場合を除く）		適・否	
⑤	排水溝の溝蓋は、白杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造か		適・否	

12 駐車場*1

	整備項目	適用	整備状況	備考
①	「車椅子使用者用駐車施設」（1以上）を設けているか *2 (全駐車台数が 200 未満の場合はその 1/50 以上) 〔全駐車台数 () /50 = () 以上 (小数点以下切上げ。以下同じ。)] (全駐車台数が 200 以上 1,000 未満の場合はその 1/100+2 以上) 〔全駐車台数 () /100+2 = () 以上] (全駐車台数が 1,000 以上の場合はその 1/500+10 以上) 〔全駐車台数 () /500+10 = () 以上]		適・否	車椅子使用者用駐車施設 () 台 #
②	「車椅子使用者用駐車施設」の構造は適切か (1) 幅は 3.5m 以上であるか	—	—	#
	(2) 奥行きは 6m 以上であるか		適・否	
	(3) 「利用居室」までの経路が、できるだけ短い位置に設けられているか		適・否	#
	(4) 車両への乗降部分はできるだけ水平であるか		適・否	
③	「高齢者、障害者等優先停車施設」（車寄せを設けた場合）は利用に配慮したか（努力基準） (1) 車両への乗降部分はできるだけ水平で、1.5m×1.5m 以上であるか (2) 必要に応じ、表示をしたか (3) 出入口からの経路は、「移動等円滑化経路」を構成しているか	—	—	

注意 1 *1 印は、駐車場が 2 以上あるときは、合わせて 1 の駐車場とみなす。

注意 2 *2 印は、共同住宅、寄宿舎にあっては、2,000 m²以上のものに限る。

13 標識

	整備項目	適用	整備状況	備考
①	標識（移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所、駐車施設の付近の見やすい位置に）が設置されているか		適・否	#
②	①で設ける標識の内容が JISZ8210 に適合しているか		適・否	#
③	①以外の標識は適切か (1) 見やすい位置に設置されているか (2) 内容が容易に識別できるか	—	—	
④	誘導灯（直接地上へ通じる出入口、直通階段の出入口）は避難に配慮したものか（点滅機能及び音声誘導機能付き） （自動火災報知設備の設置を必要としない建築物を除く）	◎□	適・否	

14 案内設備

	整備項目	適用	整備状況	備考
①	移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等又は案内所を設けているか（エレベーター等、便所、駐車施設の配置を容易に確認できる場合は免除）		適・否	#
②	移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所の配置を点字等で示す設備又は案内所を設けているか		適・否	#
③	聴覚障害者に配慮した設備を設けたか（案内、呼出し等の窓口）（努力基準）		適・否	

○移動等円滑化経路

1 各経路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 次の各経路に階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーター等を併設する場合は免除）	—	—	
(1) 「道等」から「利用居室」まで（1層移動のみの場合は、上下移動の部分は免除）		適・否	#
(2) 「利用居室」（「利用居室」がない場合は、「道等」）から「車椅子使用者用便房」まで		適・否	#
「利用居室」（「利用居室」がない場合は、「道等」）から「準車椅子使用者用便房」まで		適・否	
(3) 「車椅子使用者用駐車施設」から「利用居室」（「利用居室」がない場合は、「道等」）まで		適・否	#
(4) 公共用歩廊の場合、「道等」から公共用歩廊を通過し、その他方の側の「道等」まで		適・否	#

2 出入口

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 80 cm 以上であるか		適・否	#
幅は 85 cm 以上であるか（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80cm 以上）		適・否	
② 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	#
③ 直接地上へ通じる主要な出入口は適切か	—	—	
(1) 幅は 90cm 以上であるか		適・否	
(2) 屋根又はひさしを設けたか（努力基準）		適・否	

3 廊下等

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 1.2m 以上であるか		適・否	#
② 区間 50m 以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか		適・否	#
③ 末端の付近に車椅子が転回可能な場所があるか		適・否	
④ 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	#
⑤ 手すりを設けたか（病院、診療所、老人ホーム、福祉ホーム（高齢者、障害者等が利用するものに限る。）に限る。）	◎□	適・否	
⑥ 乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備を設け、その位置を表示しているか（1 以上）（5,000 m ² 以上のもの）*1（廊下等以外の場所に設け、廊下等にその位置を表示することでも可）	◎□	適・否	# #

注意 1 *1 印は、以下に掲げる施設に限る。

- ・病院又は診療所
- ・集会場又は公会堂
- ・展示場
- ・百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗
- ・ホテル又は旅館
- ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- ・博物館、美術館又は図書館

4 傾斜路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 1.2m 以上（階段に併設する場合は 90cm 以上）であるか		適・否	#
② 勾配は 1/12 以下（高さ 16 cm 以下の場合は 1/8 以下）であるか		適・否	#
③ 高さ 75 cm を超えるものにあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踊場を設けているか		適・否	#
④ 踊場を設ける場合は踏幅 1.5m 以上であるか		適・否	

5 エレベーター及びその乗降ロビー

整備項目	適用	整備状況	備考
① 籠は必要階（「利用居室」、「車椅子使用者用便房」、「車椅子使用者用駐車施設」のある階、及び地上階）に停止するか		適・否	#
籠は必要階（「準車椅子使用者用便房」のある階）に停止するか		適・否	
② 籠及び昇降路の出入口の幅は 80 cm 以上であるか		適・否	#
③ 籠の奥行きは 1.35m 以上（床面積の合計が 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満の共同住宅、寄宿舎及び下宿にあつては、1.15m 以上）であるか		適・否	#
④ 乗降ロビーは水平で、1.5m×1.5m 以上であるか		適・否	#
⑤ 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか		適・否	#
⑥ 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか		適・否	#
⑦ 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか		適・否	#
⑧ 籠内の両側面に手すりを設けているか		適・否	
⑨ 籠内に鏡を設けているか		適・否	
⑩ 戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか		適・否	
⑪ 不特定多数の者が利用する 2,000 m ² 以上の建築物に設けるものの場合	—	—	
(1) 籠の幅は 1.4m 以上であるか	◎	適・否	#
(2) 籠は車椅子が転回できる構造か	◎	適・否	#
⑫ 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用する者の場合*1	—	—	
(1) 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	◎△	適・否	#
(2) 籠内及び乗降ロビーに点字等の方法による制御装置を視覚障害者が円滑に操作できる位置に設けているか	◎△	適・否	#
(3) 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	◎△	適・否	#
(4) 開閉する籠の出入口を知らせる音声装置を設けているか（出入口が複数あるエレベーターの場合）	◎△	適・否	
(5) 管制運転（地震、火災、停電時等）を行う装置を設け、作動時にその旨を音声及び文字で知らせる設備を設けているか（努力基準）	◎△	適・否	

注意 1 *1 印は、以下の場合を除く。

- ・主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合

6 特殊な構造又は使用形態のエレベーター等

整備項目	適用	整備状況	備考
① エレベーターの場合	—	—	
(1) 段差解消機*1 であるか		適・否	#
(2) 籠の幅は 70cm 以上、奥行きは 1.2m 以上であるか		適・否	#
(3) 籠の奥行きと幅は十分であるか（車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合）		適・否	#
② エスカレーターの場合	—	—	
車椅子使用者用エスカレーター*2 であるか		適・否	#

注意 1 *1 印の「段差解消機」とは、昇降行程が 4m 以下のエレベーター又は階段の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、籠の定格速度が 15m 毎分以下で、かつ、その床面積が 2.25 m²以下のものは、平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に規定するものをいう。以下同じ。

注意 2 *2 印の「車椅子使用者用エスカレーター」とは、車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時における踏段の定格速度を 30m 毎分以下とし、かつ 2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにあつては、平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書のものをいう。以下同じ。

7 敷地内の通路*1

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 1.2m 以上であるか		適・否	#
幅は 1.4m 以上であるか		適・否	
② 区間 50m 以内ごとに車椅子が転回に支障がない場所があるか		適・否	#
③ 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	#
④ 傾斜路は適切か	—	—	
(1) 幅は 1.2m 以上（段に併設する場合は 90 cm 以上）であるか		適・否	#
(2) 勾配は 1/12 以下（高さ 16 cm 以下の場合は 1/8 以下）であるか		適・否	#
(3) 高さ 75 cm を超えるものにあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 1.5m 以上の踊場を設けているか（勾配 1/20 以下の場合は免除）		適・否	#
(4) 踊場を設ける場合は踏幅 1.5m 以上であるか		適・否	

注意 1 *1 印は、地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までとする。

○共同住宅及びホテル又は旅館における特定経路（移動等円滑化経路を除く。）

1 経路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 次の経路に階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーター等を併設する場合は免除） (1) 「道等」から各住戸又は各客室まで（1層移動のみの場合は、上下移動の部分は免除）	—	— 適・否	

2 出入口（各住戸又は各居室の出入口は除く。）

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 85 cm 以上であるか（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80cm 以上）		適・否	
② 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	
③ 直接地上へ通じる主要な出入口は適切か (1) 幅は 90cm 以上であるか (2) 屋根又はひさしを設けたか（努力基準）	—	— 適・否 適・否	

3 廊下等

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 1.2m 以上であるか		適・否	
② 区間 50m 以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか		適・否	
③ 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	

4 傾斜路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 1.2m 以上（階段に併設する場合は 90cm 以上）であるか		適・否	
② 勾配は 1/12 以下（高さ 16 cm 以下の場合は 1/8 以下）であるか		適・否	
③ 高さ 75 cm を超えるものにあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踊場を設けているか		適・否	
④ 踊場を設ける場合は踏幅 1.5m 以上であるか		適・否	

5 エレベーター及びその乗降ロビー

整備項目	適用	整備状況	備考
① 籠は必要階（各住戸又は各客室、「車椅子使用者用便房」、「車椅子使用者用駐車施設」のある階、及び地上階）に停止するか		適・否	
② 籠及び昇降路の出入口の幅は 80 cm 以上であるか		適・否	
③ 籠の奥行きは 1.15m 以上であるか		適・否	
④ 乗降ロビーは水平で、1.5m×1.5m 以上であるか		適・否	
⑤ 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか		適・否	
⑥ 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか		適・否	
⑦ 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか		適・否	
⑧ 籠内の両側面に手すりを設けているか		適・否	
⑨ 籠内に鏡を設けているか		適・否	
⑩ 戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか		適・否	

6 特殊な構造又は使用形態のエレベーター等

整備項目	適用	整備状況	備考
① エレベーターの場合	—	—	

(1) 段差解消機であるか		適・否	
(2) 籠の幅は70cm以上、奥行きは1.2m以上であるか		適・否	
(3) 籠の奥行きと幅は十分であるか（車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合）		適・否	
② エスカレーターの場合 車椅子使用者用エスカレーターであるか	—	— 適・否	

7 敷地内の通路*1

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は1.4m以上であるか		適・否	
② 区間50m以内ごとに車椅子が転回に支障がない場所があるか		適・否	
③ 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	
④ 傾斜路は適切か	—	—	
(1) 幅は1.2m以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか		適・否	
(2) 勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか		適・否	
(3) 高さ75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに1.5m以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除）		適・否	
(4) 踊場を設ける場合は踏幅1.5m以上であるか		適・否	

注意1 *1印は、地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までとする。

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準）*1

	整備項目	適用	整備状況	備考
①	線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声等により誘導する設備の設置（進行方向を変更する必要のない風除室は免除）	◎△	適・否	#
②	線状ブロック等及び点状ブロック等は識別しやすいものか	◎△	適・否	#
③	車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	◎△	適・否	#
④	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか *2	◎△	適・否	#

注意1 *1印は、以下の場合を除く。

- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口までの経路を整備してある場合

注意2 *2印は、以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・高さが16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・段又は傾斜がある部分と連続して両側（法では片側）に手すりが設けられている踊り場である場合

様式第2号（その2）（第4条、第5条、第9条関係）

整備項目表（小規模建築物）

○整備基準

1 出入口

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は85cm以上であるか（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80cm以上）（1以上）		適・否	
② 通行の際に支障となる段を設けていないか（介助等により通行することが可能となる場合は免除）（1以上）		適・否	

注意1 整備状況欄には、該当する方へ○を付けてください。該当する特定施設等がない場合は斜線を記入してください。（以下同じ。）

2 便所

整備項目	適用	整備状況	備考
① 「準車椅子使用者用便所」を設けているか（1以上）	—	—	
(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	◎□	適・否	
(2) 車椅子で円滑に利用できる空間が確保されているか	◎□	適・否	
② 出入口	—	—	
(1) 幅は85cm以上であるか（構造上困難な場合又は車椅子使用者が出入りできる場合は、80cm以上）	◎□	適・否	
(2) 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に高低差がないか	◎□	適・否	
③ 標識	—	—	
(1) 見やすい位置に設置されているか	◎□	適・否	
(2) JISZ8210に適合しているか	◎□	適・否	

注意1 適用欄の各印は、次に掲げる者が利用するものについて適用することを示す。（以下同じ。）

◎：不特定かつ多数の者

□：主として高齢者、障害者等

無印：不特定かつ多数の者、主として高齢者、障害者等、主として視覚障害者又は多数の者

3 敷地内の通路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は1.2m以上であるか（1以上）		適・否	
② 通行の際に支障となる段を設けていないか（介助等により通行することが可能となる場合は免除）（1以上）		適・否	

様式第2号（その3）（第4条、第5条、第9条関係）

整備項目表（公共交通機関の施設）

1 出入口

整備項目	整備状況	摘要
① 出入口の幅は、80cm以上であるか（1以上）	適・否	
② 戸を設ける場合の構造		有・無
(1) 戸に衝突の防止措置があるか（前面が透明な戸の場合）	適・否	
(2) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉できる戸（回転式を除く。）であるか	適・否	
(3) 当該戸の前後に高低差がないか	適・否	
(4) 利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止できるか（自動ドアの場合）	適・否	
③ 通行の際に支障となる段がないか	適・否	

2 通路

整備項目	整備状況	摘要
① 表面は滑りにくい仕上げであるか	適・否	
② 段を設ける場合の構造 *1		有・無
(1) 段は識別しやすいか	適・否	
(2) 段はつまずきにくいものか	適・否	
③ 幅は1.5m以上であるか（傾斜路と接する部分）	適・否	
④ 通行に支障となる突出物はないか *2	適・否	
⑤ 排水溝を設ける場合の溝蓋は、通行に支障がない構造であるか	適・否	
⑥ 点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）がされているか *3	適・否	

注意1 *1印は、通路に段を設ける場合は、5に掲げる基準に適合すること。

注意2 *2印は、通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合、この限りでない。

注意3 *3印は、以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合

3 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（その踊場を含む。）

整備項目	整備状況	摘要
① 両側に2段の手すりがあるか（手すりの両端に点字表示）	適・否	
② 表面は滑りにくい仕上げであるか	適・否	
③ 前後の通路と識別しやすいものか	適・否	
④ 両側に側壁又は5cm以上の立ち上がり部があるか	適・否	
⑤ 点状ブロック等の敷設（傾斜路の上端に近接する踊場の部分）がされているか *1	適・否	

注意1 *1印は、2の項の注意3のほか、傾斜がある部分と連続して手すりを両側に設ける場合は、この限りでない。

4 エスカレーター

整備項目	整備状況	摘要
① 行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けているか	適・否	

5 階段（その踊場を含む。）

整備項目	整備状況	摘要
① 両側に2段の手すりがあるか（手すりの両端に点字表示）	適・否	
② 回り段ではないか *1	適・否	
③ 表面は滑りにくい仕上げであるか	適・否	
④ 段は識別しやすいか	適・否	
⑤ 段鼻の突き出しがないものか又は蹴込みが2cm以下であるか	適・否	
⑥ 両側に側壁又は2cm以上の立ち上がり部があるか	適・否	
⑦ 照明設備があるか	適・否	
⑧ 高さ3m以内ごとに踏幅1.2m以上の踊場があるか（高さ3mを超える階段）	適・否	
⑨ 踊場を除き、中間にも手すりがあるか（4mを超える幅の階段）	適・否	
⑩ 点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分）がされているか *2	適・否	

注意1 *1印は、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

注意2 *2印は、以下の場合を除く。

- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合
- ・段がある部分と連続して両側に手すりを設ける場合

6 視覚障害者誘導用ブロック等

整備項目	整備状況	摘要
① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法による誘導する設備があるか *1	適・否	
② 視覚障害者誘導用ブロックを敷設した通路等と以下の間の経路を構成する通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されているか *1	適・否	
(1) 移動等円滑化された経路を構成する8のエレベーター(9)に規定する乗降ロビーに設ける操作盤	適・否	
(2) 15の④に規定する設備（音によるものを除く。）	適・否	
(3) 便所の出入口	適・否	
(4) 乗車券等販売所	適・否	
(5) 待合所	適・否	
(6) 案内所	適・否	
③ 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等に点状ブロックを敷設しているか	適・否	
④ 視覚障害者誘導用ブロックは識別しやすいか	適・否	

注意1 *1印は、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備間の経路を構成する通路等であって当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、この限りでない。

7 便所

整備項目		整備状況	摘要
①	便所の出入口の付近に男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を視覚障害者に示すための設備（音、点字その他の方法）を設けているか	適・否	
②	表面は滑りにくい仕上げであるか	適・否	
③	床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けているか(1以上)	適・否	
	上記の小便器の両側に手すりが設けられているか(1以上)	適・否	
④	みんなのトイレの設置(1以上)		有・無
	(1) 移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、8の通路に掲げる基準に適合するものであるか	適・否	
	(2) 出入口の幅は80cm以上であるか	適・否	
	(3) 出入口に車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないか *1	適・否	
	(4) 出入口に戸を設ける場合の構造		有・無
	・幅は80cm以上であるか	適・否	
	・高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものか	適・否	
	(5) 車椅子が360度回転できるように、直径1.5m以上の円が内接できる空間が確保されているか	適・否	
	(6) 腰掛便座、手すり等を設けているか	適・否	
	(7) 水洗器具(オストメイト対応)を設けているか(1以上)	適・否	
⑤	(8) 出入口にみんなのトイレであることを表示しているか	適・否	
	(9) 手洗器		有・無
	・車椅子使用者の利用に配慮した高さ及び空間であるか	適・否	
	・手洗器具は、容易に操作できるものか	適・否	
	・強度の確保又は両側に手すりがあるか	適・否	
⑤	ゆとりブースのある便所(1以上) *2		有・無
	(1) 腰掛便座、手すり等を設けているか	適・否	
	(2) 車椅子で利用しやすいよう、十分な空間が確保されているか	適・否	
	(3) 出入口の幅は80cm以上であるか	適・否	
	(4) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものか	適・否	
	(5) 手洗器		有・無
	・車椅子使用者の利用に配慮した高さ及び空間があるか	適・否	
・手洗器具は、容易に操作できるものか	適・否		
・強度の確保又は両側に手すりがあるか	適・否		
⑥	(6) 出入口にゆとりブースのある便所であることを表示しているか		
	乳幼児設備(1以上)		有・無
	(1) 便房内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けたか	適・否	
(2) 便所内に、乳幼児用ベッドその他おむつの交換ができる設備を設けたか	適・否		
(3) (1)、(2)の表示が便所の出入口にあるか	適・否		

注意1 *1印は、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

注意2 *2印は、みんなのトイレ以外に便所を設ける場合は、ゆとりブースのある便所を設けること。

エスカレーター	① エスカレーターの設置	*7		有・無
	(1) 上り及び下り専用を設けているか	*8	適・否	
	(2) 踏み段及びくし板は滑りにくい仕上げであるか		適・否	
	(3) 昇降口における踏段は同一平面状に3枚以上あるか		適・否	
	(4) 踏み段は識別しやすいか		適・否	
	(5) くし板は識別しやすいか		適・否	
	(6) 進入可否の表示があるか	*9	適・否	
	(7) 幅は80cm以上であるか(★1)		適・否	
	(8) 車椅子対応(昇降に必要な広さ、車止めの設置)になっているか(★2)		適・否	

注意1 *1印は、構造上の理由により設置できない場合は、車椅子使用者の円滑な利用ができるエスカレーター又は昇降機に代えることができる。

注意2 *2印は、公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路又はエレベーターを利用することにより、高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共通路と鉄道車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、この限りでない。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、同様とする。

注意3 *3印は、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

注意4 *4印は、傾斜路の高さが16cm以下の場合は8分の1以下とする。

注意5 *5印は、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りでない。

注意6 *6印は、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。

注意7 *7印のうち、★1及び★2については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りる。

注意8 *8印は、利用者が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。

注意9 *9印は、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。

9 改札口

整備項目	整備状況	摘要
① 改札口を設ける場合(1以上)		
(1) 幅は90cm以上であるか	適・否	
(2) 通行に支障となる段がないか	適・否	
② 自動改札機への進入の可否は容易に識別できるか	適・否	

10 プラットホーム *1

整備項目	整備状況	摘要
① プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は小さいものか	*2 適・否	
② プラットホームと鉄道車両の乗降口との床面は平らであるか [すき間又は段差がある場合] ・車椅子使用者の円滑な乗降のため、十分な長さ、幅及び強度を有する設備があるか(1以上)	*3 適・否	有・無
③ 横断勾配は1%を標準としているか	*3 適・否	
④ 表面は滑りにくい仕上げであるか	適・否	

⑤	線路側に視覚障害者の転落を防止する設備があるか	*4	適・否	
⑥	線路側以外の端部に転落防止設備があるか	*5	適・否	
⑦	列車の接近を警告するための設備（文字、音声等）があるか	*6	適・否	
⑧	照明設備があるか		適・否	

注意 1 * 1 印については、ホームドア又は可動式ホーム柵が設けられたプラットホームは④及び⑦は適用しない。

注意 2 * 2 印は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲とする。また、構造上の理由によりやむを得ず間隔が大きいときは、利用者に対して警告するための設備を設けること。

注意 3 * 3 印は、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

注意 4 * 4 印は、発着するすべての鉄道車両の乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホーム柵（利用者の流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備）を設けること。また、鉄道車両を一定の位置に停止させることができない場合は、点状ブロック等その他の設備を設けること。

注意 5 * 5 印は、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

注意 6 * 6 印は、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

1 1 乗車券等販売所等 *1

整備項目		整備状況	摘要
①	乗車券等販売所等を設ける場合（1以上）		
	(1) 出入口を設ける場合		有・無
	・幅は80cm以上であるか	適・否	
	(2) 戸を設ける場合		有・無
	・幅は80cm以上であるか	適・否	
	・高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	適・否	
	(3) 通過する際に支障となる段がないか	*2 適・否	
②	カウンターは車椅子使用者の利用に適した構造であるか（1以上）	*3 適・否	
③	聴覚障害者が意思疎通を図るための設備を設けているか（勤務する者を置かないものを除く。）	適・否	
	当該設備がある旨を表示しているか	適・否	

注意 1 * 1 印について、移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上の構造は8の通路に掲げる基準に適合するものとする。

注意 2 * 2 印は、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

注意 3 * 3 印は、常時勤務する者が容易にカウンターの前へ出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

1 2 券売機 *1

整備項目		整備状況	摘要
①	券売機を設ける場合（1以上）		
	(1) 金銭投入口等の高さは車椅子使用者の利用に配慮した構造であるか	適・否	
	(2) 視覚障害者の利用に配慮したものであるか		
	・主要なボタンに点字表示があるか	適・否	
	・音声案内があるか（ボタンのない券売機の場合）	適・否	
	・点字の運賃表を設置しているか	適・否	

注意1 *1印について、乗車券等の販売を行う者が常駐する窓口が設けられている場合は、この限りでない。

1.3 休憩設備

整備項目	整備状況	摘要
① 休憩設備を設けているか（1以上） *1	適・否	
② 休憩設備又はその付近に適切な表示があるか	適・否	

注意1 *1印は、利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。

1.4 育児用施設

整備項目	整備状況	摘要
① 育児用施設を設けているか	適・否	
② 出入口又はその付近に適切な表示があるか	適・否	

1.5 標識

整備項目	整備状況	摘要
① 移動等円滑化のための主要な設備（*1）又は案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識があるか	適・否	
② 標識の構造		
(1) 日本産業規格Z8210に適合しているか	適・否	
(2) 高齢者、障害者等の見やすい位置にあるか	適・否	
(3) 高齢者、障害者等が表示の内容を容易に識別できるか	適・否	
③ 公共用通路に直接通じる出入口又は改札口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板を設けているか *2	適・否	
④ 公共用通路に直接通じる出入口の付近その他の適切な場所に、公共交通機関の施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか	適・否	
⑤ 聴覚障害者に配慮した文字情報表示設備を設けているか（案内、呼出し等の窓口を設ける場合）	適・否	
⑥ 避難に配慮した誘導灯を設けているか（点滅機能及び音声誘導機能） *3	適・否	

注意1 *1印の移動等円滑化のための主要な設備とは、「エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備」のことをいう。

注意2 *2印は、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

注意3 *3印は、避難口誘導灯のうち屋内から直接地上へ通じる出入口又は直通階段の出入口に設けるものに限る。

様式第2号（その4）（第4条、第5条、第9条関係）

整備項目表（公園）

1 主要な出入口（1以上）

整備項目	整備状況	摘要
① 幅は1.2m以上であるか *1	適・否	
② 車止めの相互間の間隔は90cm以上であるか（1以上）	適・否	
③ 出入口から1.5m以上の水平面が確保されているか *2	適・否	
④ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないか *3	適・否	
⑤ 戸を設ける場合の構造		有・無
(1) 幅は80cm以上であるか	適・否	
(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	適・否	
⑥ 表面は滑りにくい仕上げであるか	適・否	
⑦ 線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設しているか(出入口が車道等と接する部分等)	適・否	

注意1 *1印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90cm以上とすること。

注意2 *2印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

注意3 *3印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

2 園路

整備項目	整備状況	摘要
① 幅は1.8m以上であるか *1	適・否	
② 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないか *2	適・否	
③ 縦断勾配は5%以下であるか *3	適・否	
④ 横断勾配は1%以下であるか *4	適・否	
⑤ 路面は滑りにくい仕上げであるか	適・否	
⑥ 排水溝を設ける場合の溝蓋は、通行に支障がないものか	適・否	

注意1 *1印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を1.2m以上とすること。

注意2 *2印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

注意3 *3印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすること。

注意4 *4印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすること。

3 階段（その踊場を含む。）

整備項目	整備状況	摘要
① 手すりが両側にあるか（両端に階段の通じる場所を示す点字表示） *1	適・否	
② 回り段ではないか *1	適・否	
③ 踏面は滑りにくい仕上げであるか	適・否	
④ 段はつまずきにくいものか	適・否	

⑤	両側に側壁又は立ち上がり部があるか		適・否	
⑥	段は識別しやすいか		適・否	
⑦	傾斜路を併設しているか（階段を設ける場合）	*2	適・否	
⑧	幅は、1.2 m以上であるか		適・否	
⑨	高さ2.5 m以下ごとに奥行き1.2 m以上の踊場があるか		適・否	
⑩	段の寸法			
	(1) 踏上げは15 cm以下であるか		適・否	
	(2) 踏面は30 cm以上であるか		適・否	
	(3) 踏込みは2 cm以下であるか		適・否	
	(4) 同一階段における、それぞれの寸法は一定であるか		適・否	
⑪	段がある部分の上端に近接する園路に点状ブロック等が敷設されているか		適・否	

注意1 *1印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

注意2 *2印は、地形の状況その他の特別な理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもって代えることができる。

4 主たる園路に設けられる階段又は段に併設する傾斜路（その踊場を含む。）

整備項目		整備状況	摘要
①	幅は1.2 m以上であるか	*1	適・否
②	縦断勾配は8%以下であるか		適・否
③	横断勾配は設けていないか		適・否
④	路面は滑りにくい仕上げであるか		適・否
⑤	高さ75 cm以内ごとに踏幅1.5 m以上の踊場があるか（高さ75 cmを超える傾斜路）		適・否
⑥	手すりが両側にあるか（両端に傾斜路の通じる場所を示す点字表示）	*2	適・否
⑦	両側に側壁又は立ち上がり部があるか		適・否
⑧	高齢者、障害者等の転落を防止する設備があるか（転落するおそれのある場所）		適・否
⑨	点状ブロック等の敷設（傾斜路の上端に近接する踊場の部分）がされているか	*3	適・否

注意1 *1印は、階段又は段に併設する場合は、90 cm以上とすることができる。

注意2 *2印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

注意3 *3印は、高さが16 cmを超えない傾斜路の上端に近接するものである場合は、この限りでない。

5 休憩所 *1

整備項目		整備状況	摘要
①	休憩所を設ける場合（1以上）		
	(1) 出入口を設ける場合の構造		有・無
	・幅は1.2 m以上であるか	*2	適・否
	・車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないか	*3	適・否
	(2) 戸を設ける場合の構造		有・無
	・幅は80 cm以上であるか		適・否
	・高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造でのものであるか		適・否

②	カウンターは車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであるか（1以上） *4	適・否	
③	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されているか	適・否	
④	便所を設ける場合は、7に掲げる基準に適合しているか（1以上）	適・否	

注意1 *1印の整備箇所は、管理事務所について準用する。

注意2 *2印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。

注意3 *3印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

注意4 *4印は、常時勤務する者が容易にカウンターの前へ出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

6 駐車場 *1

	整備項目	整備状況	摘要
①	車椅子使用者用駐車施設の設置数（ ）台 (1) 全駐車台数が200以下の場合 全駐車台数（ ） / 50 = （ ） 台 (2) 全駐車台数が200を超える場合 全駐車台数（ ） / 100 + 2 = （ ） 台	適・否	
②	車椅子使用者用駐車施設の構造 (1) 幅は3.5m以上であるか (2) 車椅子使用者用駐車施設の表示があるか	適・否 適・否	

注意1 *1印は、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

7 便所

	整備項目	整備状況	摘要
①	床面は滑りにくい仕上げであるか	適・否	
②	床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。) その他これらに類する小便器を設けているか（1以上） 上記の小便器の両側に手すりが適切に配置されているか（1以上）	適・否 適・否	
③	みんなのトイレ（1以上） (1) 出入口の幅は80cm以上であるか (2) 出入口に車椅子使用者が通過するのに支障となる段がないか *1 (3) 出入口に戸を設ける場合の構造 ・幅は80cm以上であるか ・高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものか (4) 車椅子が360度回転できるよう、直径1.5m以上の円が内接できる空間が確保されているか (5) 腰掛便座、手すり等を設けているか (6) 水洗器具（オストメイト対応）を設けているか（1以上） (7) 出入口にみんなのトイレであることを表示しているか (8) 手洗器 ・車椅子使用者の利用に配慮した高さ及び空間であるか	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	有・無 有・無 有・無

様式第2号（その5）（第4条、第5条、第9条関係）

整備項目表（道路）

1 歩道

整備項目	整備状況	摘要
① 有効幅員は2 m以上であるか *1	適・否	
② 舗装の構造		有・無
(1) 雨水を地下に浸透させることができるものか *2	適・否	
(2) 表面は平坦で滑りにくい仕上げで、水はけがよいものであるか	適・否	
③ 縦断勾配は5 %以下であるか *3	適・否	
④ 横断勾配は1 %以下であるか（車両乗入れ部を除く。） *4	適・否	
⑤ 歩道と車道等の分離がされているか	適・否	
⑥ 歩道に設ける縁石の車道等に対する高さは15 cm以上であるか	適・否	
⑦ 植樹帯・並木・柵を設けているか（歩行者の安全かつ円滑な通行を確保する必要がある場合）	適・否	
⑧ 歩道（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5 cmを標準としているか *5	適・否	
⑨ 横断歩道に接続する歩道の高さは2 cmを標準としているか	適・否	
⑩ 水平区間は1.5m以上であるか	適・否	
⑪ 横断歩道が中央分離帯を横切るときは車道と同一の高さになっているか *6	適・否	
⑫ 排水溝を設ける場合の溝蓋は、通行に支障がないものであるか	適・否	

注意1 *1印は、車両乗入れ部のうち、④の基準を満たす部分の有効幅員は2 m以上とする。また、地形の状況その他特別の理由により2 m以上の幅員を設けることができない場合は、可能な限り歩行者の通行に配慮すること。

注意2 *2印は、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

注意3 *3印は、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8 %以下とすることができる。

注意4 *4印は、道路の構造その他特別な理由によりやむを得ない場合は、2 %以下とすることができる。

注意5 *5印は、横断歩道に接続する歩道等の部分にあつては、この限りでない。また、高さは乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

注意6 *6印は、歩行者及び自転車の横断の安全を確保するために中央分離帯で停留させる必要がある場合は、その段差を2 cmの標準とする。

2 立体横断施設 *1

整備項目	整備状況	摘要
① エレベーターを設ける場合の構造 *2		有・無
(1) 籠の内法幅及び内法奥行きは、1.5m×1.5m以上であるか *3	適・否	
(2) 籠及び昇降路の出入口は90cm以上であるか *4	適・否	
(3) 籠内に鏡が設置されているか *5	適・否	
(4) 視覚的に確認可能な覗き窓等があるか	適・否	
(5) 籠内に手すりがあるか	適・否	

<p>(6) 戸の開扉時間を延長する機能があるか</p> <p>(7) 籠内に停止予定階及び現在位置を表示する装置を設けているか</p> <p>(8) 籠内に到着階及び戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか</p> <p>(9) 車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤があるか及び容易に操作できるか</p> <p>(10) 乗降口に接続する歩道又は通路の部分の幅、奥行きは1.5 m以上であるか</p> <p>(11) 乗降口には到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置があるか(停止する階が3以上であるエレベーターに限る。) *6</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	
<p>② 傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を設ける場合の構造</p> <p>(1) 有効幅員は、2 m以上であるか *7</p> <p>(2) 縦断勾配は5 %以下であるか *8</p> <p>(3) 横断勾配は設けていないか</p> <p>(4) 両側に2段式の手すりがあるか(両端に傾斜路の通じる場所を示す点字表示)</p> <p>(5) 路面は平坦で滑りにくい仕上げで、水はけがよいものであるか</p> <p>(6) 傾斜路の勾配部分は識別しやすいか</p> <p>(7) 両側に側壁又は立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物があるか</p> <p>(8) 傾斜路の下面と歩道の路面との間が2.5 m以下の場合、柵その他これに類する工作物を設けているか(進入を防ぐため必要がある場合に限る。)</p> <p>(9) 高さ75 cm以内ごとに踏幅1.5 m以上の踊場があるか(高さ75 cmを超える傾斜路)</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>有・無</p>
<p>③ エスカレーターを設ける場合の構造</p> <p>(1) 上り及び下り専用が設けてあるか</p> <p>(2) 踏段及びくし板は滑りにくい仕上げであるか</p> <p>(3) 昇降口における階段は同一平面上に3枚以上あるか</p> <p>(4) 踏段は識別しやすいか</p> <p>(5) くし板は識別しやすいか</p> <p>(6) 進入可否の表示があるか</p> <p>(7) 踏段の幅は1 m以上であるか *9</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>有・無</p>
<p>④ 通路を設ける場合の構造</p> <p>(1) 有効幅員は2 m以上であるか</p> <p>(2) 縦断勾配及び横断勾配は設けていないか *10</p> <p>(3) 両側に2段式手すりがあるか(両端に通路の通じる場所を示す点字表示)</p> <p>(4) 路面は平坦で滑りにくい仕上げで、水はけがよいものであるか</p> <p>(5) 両側に側壁又は35 cm以上の立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けているか</p> <p>(6) 高欄は路面から高さ1.1 m程度の高さとなっているか</p> <p>(7) 笠木の幅は10 cm以上であるか</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>有・無</p>
<p>⑤ 階段を設ける場合の構造</p> <p>(1) 有効幅員は1.5 m以上であるか</p> <p>(2) 両側に2段式手すりがあるか(両端に階段の通ずる場所を示す点字表示)</p> <p>(3) 回り段ではないか *11</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>有・無</p>

(4) 踏面は平坦で滑りにくい仕上げで、水はけがよいものであるか	適・否
(5) 段は識別しやすいか	適・否
(6) 段はつまずきにくい	適・否
(7) 両側に側壁又は立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物があるか	適・否
(8) 階段の下面と歩道等の路面との間が 2.5m 以下の場合、柵その他これに類する工作物を設けているか（進入を防ぐため必要がある場合に限る。）	適・否
(9) 階段の途中に踊場を設けているか（高さ 3 m を超える場合に限る。） *12	適・否

注意 1 *1 印の整備項目については、道路には、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に設けること。

注意 2 *2 印は、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。また、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

注意 3 *3 印は、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は 1.4m 以上とし、内法奥行きは 1.35m 以上とすること。

注意 4 *4 印は、籠の大きさが注意 3 の規定による場合は、80 cm 以上とする。

注意 5 *5 印は、注意 3 の規定によるエレベーターにあっては、この限りでない。

注意 6 *6 印は、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

注意 7 *7 印は、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1 m 以上とすることができる。

注意 8 *8 印は、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8 % 以下とすることができる。

注意 9 *9 印は、歩行者の交通量が少ない場合は、60 cm 以上とすること。

注意 10 *10 印は、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

注意 11 *11 印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

注意 12 *12 印は、直階段の場合にあっては、踊場の踏幅を 1.2m 以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

3 案内標識

整備項目	整備状況	摘要
① 移動方向を示す必要がある箇所は、移動等円滑化のために必要な施設の案内標識が設置してあるか	適・否	
② 点字、音声等による案内設備があるか	適・否	

4 視覚障害者誘導用ブロック

整備項目	整備状況	摘要
① 以下の場所（視覚障害者の移動円滑化のために必要であると認める箇所）には視覚障害者誘導用ブロックの敷設があるか		
(1) 歩道	適・否	
(2) 立体横断施設の通路	適・否	
(3) 乗合自動車停留所	適・否	
(4) 自動車駐車場の通路	適・否	
② 視覚障害者誘導用ブロックは識別しやすいか	適・否	
③ 音声による案内設備があるか（視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に限る。）	適・否	

5 照明設備

整備項目		整備状況	摘要
①	歩道及び立体横断施設に照明設備が連続して設けられているか *1	適・否	
②	乗合自動車停留所及び自動車駐車場に照明設備があるか（高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認めた箇所に限る。） *1	適・否	

注意 1 * 1 印は、夜間における当該歩道及び立体横断施設の路面（当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場）の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

6 駅前広場 * 1

整備項目		整備状況	摘要
①	乗合自動車乗降場		有・無
	(1) 乗合自動車乗降場を設ける歩道の部分の車道等に対する高さは 15 c m 以上であるか *2	適・否	
	(2) ベンチ及び上屋を設けているか *3	適・否	
②	タクシー乗降場		有・無
	(1) 高齢者、障害者等の利用に配慮した構造であるか	適・否	

注意 1 * 1 印の整備箇所については歩行者の円滑な移動を確保するため、自動車通行経路から分離し、その経路はできるだけ簡単で短くするよう努めること。なお、歩行者の移動経路を整備する場合は、1 又は 2 の整備項目に準ずるものとする。

注意 2 * 2 印は、道路の構造上やむを得ない場合その他乗合自動車が停留できない場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。

注意 3 * 3 印は、ベンチ及び上屋の機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

様式第2号（その6）（第4条、第5条、第9条関係）

整備項目表（路外駐車場）

整備項目		整備状況	摘要
①	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設を設けているか（1以上） (1) 幅は3.5m以上であるか (2) 見やすい方法による表示がしてあるか (3) ②の経路の長さはできるだけ短い位置に設けているか	*1 適・否 適・否 適・否	有・無
②	路外駐車場移動等円滑化経路を設けているか（1以上） (1) 段を設けていないか (2) 出入口の幅は80cm以上であるか (3) 通路の幅は1.2m以上であるか (4) 車椅子の転回に支障がない場所を設けているか（区間50m以内ごと）	*2 適・否 適・否 適・否 適・否	有・無
③	傾斜路を設ける場合の構造 (1) 段に代わる傾斜路の幅は1.2m以上であるか （段に併設する場合は90cm以上） (2) 勾配は12分の1を超えていないか (3) 高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けているか （高さが75cmを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）） (4) 手すりがあるか（勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分に限る。）	*3 適・否 適・否 適・否	有・無

注意1 *1印は、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

注意2 *2印は、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

注意3 *3印は、高さが16cm以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

第2条 さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第2号（その1）を次のように改める。

様式第2号（その1）（第4条、第5条、第9条関係）
整備項目表（建築物）

○一般基準

1 出入口

整備項目	適用	整備状況	備考
① 戸に衝突の防止措置があるか（前面が透明な戸の場合）		適・否	
② 利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止できるか（自動ドアの場合）		適・否	

注意1 適用欄の各印は、次に掲げる者が利用するものについて適用することを示す。（以下同じ。）

◎ : 不特定かつ多数の者

□ : 主として高齢者、障害者等

△ : 主として視覚障害者

無印: 不特定かつ多数の者、主として高齢者、障害者等、主として視覚障害者及び多数の者

注意2 整備状況欄には、該当する方へ○を付ける。該当する特定施設等がない場合は斜線を記入する。（以下同じ。）

注意3 備考欄の各印は、次の法令においても整備の基準であることを示す。（共同住宅又は寄宿舎、車両の停車場等若しくは公共用歩廊にあっては2,000㎡以上、公衆便所にあっては50㎡以上のものに限る。）（以下同じ。）

: 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）

: 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（以下「県条例」という。）

2 廊下等

整備項目	適用	整備状況	備考
① 表面は滑りにくい仕上げであるか		適・否	#
② 点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）*1	◎△	適・否	#
③ 通行の支障となる突出物はないか（通行の安全上支障が生じないよう措置が講じられた場合を除く。）		適・否	

注意1 *1印は、以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合

3 階段

整備項目	適用	整備状況	備考
① 手すりを設けているか（踊場を除く。）		適・否	#
〃 両側に設けているか（踊場を含む。）		適・否	##
② 表面は滑りにくい仕上げであるか		適・否	#
③ 段は識別しやすいものか		適・否	#
④ 段はつまずきにくいものか		適・否	#
段鼻の突き出しがなく、蹴込みは2cm以下か		適・否	
⑤ 点状ブロック等の敷設（段がある部分の上端に近接する踊場の部分）*1	◎△	適・否	#
⑥ 主な階段を回り階段としていないか*2		適・否	#
⑦ 踏面の両側に、側壁又は2cm以上の立上がり部があるか		適・否	

注意1 *1印は、以下の場合を除く。

- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合
- ・段がある部分と連続して両側（法では片側）に手すりを設ける場合

注意2 *2印は、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときはこの限りではない。

4 傾斜路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜がある部分は免除）		適・否	#
〃 両側に設けているか（ 〃 ）		適・否	

②	表面は滑りにくい仕上げであるか		適・否	#
③	前後の廊下等と識別しやすいものか		適・否	#
④	点状ブロック等の敷設（傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分）*1	◎△	適・否	#
⑤	両側に側壁又は5cm以上の立上がり部があるか		適・否	

注意1 *1印は、以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合
- ・傾斜がある部分と連続して両側（法では片側）に手すりを設ける場合

5 便所（⑤を除き、男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）

整備項目		適用	整備状況	備考
①	「車椅子使用者用便所」を設けているか（1以上）	—	—	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか		適・否	#
	(2) 車椅子で円滑に利用できる十分な空間が確保されているか		適・否	#
	「車椅子使用者用便所」（なお、床面積の合計が500㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舎又は下宿を除く。）及び公衆便所にあつては、車椅子が360度回転できるよう、直径1.5m以上の円が内接できる空間を確保すること。）		適・否	
	(3) 床の表面は滑りにくい仕上げであるか		適・否	
②	水洗器具（オストメイト対応）を設けた便所を設けているか（1以上）		適・否	#
③	「車椅子使用者用便所」が2以上又は「車椅子使用者用便所」及び次に掲げる便所（「準車椅子使用者用便所」）のある便所がそれぞれ1以上あるか（床面積の合計が2,000㎡以上の建築物（ホテル若しくは旅館又は共同住宅、寄宿舎若しくは下宿を除く。）に限る。）		適・否	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか			
	(2) 車椅子で円滑に利用できる十分な空間が確保されているか			
④	次の手洗器を設けているか（「車椅子使用者用便所」、「準車椅子使用者用便所」のある便所内）	—	—	
	(1) 車椅子使用者の利用に配慮した高さであり、下部に空間があるか		適・否	
	(2) もたれかかった時に耐えうるものか又は両側に手すりが適切に配置されているか		適・否	
	(3) 手洗器具は容易に操作できるか		適・否	
⑤	床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）		適・否	#
	小便器の両側に手すりが適切に配置されているか（1以上）		適・否	
⑥	乳幼児設備（1以上）（床面積の合計が2,000㎡以上の建築物）*1		適・否	# #
	（1以上）（床面積の合計が500㎡以上の建築物及び公衆便所）*2		適・否	
	（1以上）（床面積の合計が500㎡未満の建築物（公衆便所を除く。））*2（努力基準）		適・否	
	(1) 便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便所を設けたか（1以上）		適・否	# #
	(2) 便所内又は利用しやすい場所に、乳幼児用ベッドその他おむつの交換ができる設備を設けたか（1以上）		適・否	# #
	(3) (1)、(2)の表示が便所の出入口にあるか		適・否	# #

注意1 *1印は、以下に掲げる施設に限る。

- ・学校（幼稚園に限る。）
- ・病院又は診療所
- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ・集会場又は公会堂
- ・展示場
- ・百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗
- ・ホテル又は旅館
- ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- ・福祉ホームその他これに類するもの（主として障害者等が利用するものに限る。）
- ・児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- ・体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- ・博物館、美術館又は図書館
- ・飲食店

注意2 *2印は、注意1に掲げる施設、学校（すべて）及び公衆便所に限る。

6 浴室等（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）

整備項目	適用	整備状況	備考
① 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか		適・否	
② 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保され、段はないか		適・否	
③ 水栓器具は容易に操作できるか		適・否	
④ 更衣ブース、シャワーブースの出入口の幅は85cm以上であるか（1以上）（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80cm以上）		適・否	

7 ホテル・旅館の客室

整備項目	適用	整備状況	備考
① 「車椅子使用者用客室」を設けているか （客室総数の1/100以上（50室未満は不要）） 〔客室の総数（ ）/100＝（ ）以上（小数点以下切上げ。以下同じ。）〕	◎□	適・否	車椅子使用者用客室 （ ） #
（客室の総数200未満の場合はその1/50以上） 〔客室の総数（ ）/50＝（ ）以上〕	◎□	適・否	
（客室の総数が200以上の場合はその1/100+2以上） 〔客室の総数（ ）/100+2＝（ ）以上〕	◎□	適・否	
② 「車椅子使用者用客室」の構造は適切か	—	—	
(1) 便所 （当該客室のある階に「車椅子使用者用便所」が設けられた共用便所がある場合は除く。）	—	—	
・腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	◎□	適・否	#
・車椅子で円滑に利用できる十分な空間が確保されているか	◎□	適・否	#
・床の表面は滑りにくい仕上げであるか	◎□	適・否	
・出入口の幅は80cm以上であるか	◎□	適・否	#
・ “ ” 85cm以上であるか（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80cm以上）	◎□	適・否	
・戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか	◎□	適・否	#
(2) 浴室又はシャワー室 （次の基準を満たした共用の浴室等がある場合は除く。）	—	—	
・車椅子使用者が円滑に利用できる構造か（浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置。十分な空間確保。）	◎□	適・否	#
・出入口の幅は80cm以上であるか	◎□	適・否	#
・ “ ” 85cm以上であるか（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80cm以上）	◎□	適・否	
・戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか	◎□	適・否	#
(3) 客室には、車椅子が360度回転できるよう、直径1.5m以上の円が内接できる空間が確保されているか	◎□	適・否	
③ 非常警報装置を設けているか（聴覚障害者が利用する客室内）（努力基準）	◎□	適・否	

8 客席

整備項目	適用	整備状況	備考
① 「車椅子使用者用客席」を設けているか （客席の総数200以下の場合はその1/50以上） 〔客席の総数（ ）/50＝（ ）以上（小数点以下切上げ。以下同じ。）〕 （客席の総数が200を超え2,000以下の場合はその1/100+2以上） 〔客席の総数（ ）/100+2＝（ ）以上〕 （客席の総数が2,000を超える場合はその75/10,000+7以上） 〔客席の総数（ ）×75/10,000+7＝（ ）以上〕	◎□	— 適・否	車椅子使用者用客席 （ ） 席
② 車椅子使用者用客席は、次に掲げるものであること。	—	—	

<ul style="list-style-type: none"> ・幅は 90cm 以上、奥行きは、1.2m 以上であるか ・床は、平らとすること。 ・車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。 ・同伴者用の客席又はスペースを当該車椅子使用者用客席に隣接して設けること。 ・客席の総数が 200 を超える場合には、2 箇所以上に分散して設けなければならない。 	◎□	適・否	
③ 「移動等円滑化経路」を構成する出入口から「車椅子使用者客席」までの経路は適切か	—	—	
(1) 幅は、1.2m 以上であるか	◎□	適・否	
(2) 傾斜路は適切か	—	—	
・手すりを両側に設けているか（勾配 1/12 以下で高さ 16 cm 以下の傾斜がある部分は免除）	◎□	適・否	
・表面は滑りにくい仕上げであるか	◎□	適・否	
・両側に側壁又は 5cm 以上の立上がり部があるか	◎□	適・否	
・幅は 1.2m 以上（段併設の場合は 90cm 以上）であるか	◎□	適・否	
・勾配は 1/12 以下（高さ 16 cm 以下の場合は 1/8 以下）であるか	◎□	適・否	
・高さ 75 cm を超えるものにあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踊場を設けているか	◎□	適・否	
・踊場を設ける場合は踏幅 1.5m 以上であるか	◎□	適・否	
④ 難聴者の聴力を補うための装置を設けているか（努力基準）	—	—	車椅子使用者用客席 () 席
（客席の総数 200 未満の場合はその 1/50 以上）	◎□	適・否	
[客席の総数 () / 50 = () 以上 (小数点以下切上げ。以下同じ。)]	◎□	適・否	
（客席の総数が 200 以上 1,000 未満の場合はその 1/100+2 以上）	◎□	適・否	
[客席の総数 () / 100 + 2 = () 以上]	◎□	適・否	
（客席の総数が 1,000 以上の場合はその 1/500+10 以上）	◎□	適・否	
[客席の総数 () / 500 + 10 = () 以上]	◎□	適・否	

9 カウンター等

整備項目	適用	整備状況	備考
① 車椅子使用者の利用に配慮（高さ、下部空間）したか（カウンター、記載台、公衆電話台）		適・否	
② 高齢者、障害者等の利用に配慮したか（券売機、公衆電話機、自動販売機、水飲み器など）（努力基準）		適・否	

10 休憩設備

整備項目	適用	整備状況	備考
① 「休憩設備」を適切な位置に設けているか（2,000 m ² 以上の建築物に廊下等を設ける場合に限る。）*1		適・否	
② 必要に応じ、その表示をしたか		適・否	

注意 1 *1 印は、以下に掲げる施設を除く。

- ・公衆便所
- ・主として自動車の駐車のために供する施設

11 敷地内の通路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 表面は滑りにくい仕上げであるか		適・否	#
② 段がある部分は適切か	—	—	
(1) 手すりを設けているか		適・否	#
〃 両側に設けているか		適・否	
(2) 段は識別しやすいものか		適・否	#
(3) 段はつまずきにくいものか		適・否	#

	段鼻の突き出しがなく、踏込みは 2cm 以下か		適・否	
③	傾斜路は適切か (1) 手すりを設けているか (勾配 1/12 以下で高さ 16 cm 以下又は勾配 1/20 以下の傾斜がある部分は免除) " 両側に設けているか (")	—	— 適・否	#
	(2) 前後の通路と識別しやすいものか		適・否	#
	(3) 両側に側壁又は 5cm 以上の立上がり部があるか		適・否	
④	通行の支障となる突出物はないか (通行の安全上支障が生じないよう措置が講じられた場合を除く)		適・否	
⑤	排水溝の溝蓋は、白杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造か		適・否	

12 駐車場*1

	整備項目	適用	整備状況	備考
①	「車椅子使用者用駐車施設」(1以上)を設けているか *2 (全駐車台数が 200 未満の場合はその 1/50 以上) 〔全駐車台数()/50=()以上 (小数点以下切上げ。以下同じ。)] (全駐車台数が 200 以上 1,000 未満の場合はその 1/100+2 以上) 〔全駐車台数()/100+2=()以上] (全駐車台数が 1,000 以上の場合はその 1/500+10 以上) 〔全駐車台数()/500+10=()以上]		適・否 適・否 適・否	車椅子使用者用駐車施設 () 台 #
②	「車椅子使用者用駐車施設」の構造は適切か (1) 幅は 3.5m 以上であるか (2) 奥行きは 6m 以上であるか (3) 「利用居室」までの経路が、できるだけ短い位置に設けられているか (4) 車両への乗降部分はできるだけ水平であるか	—	— 適・否 適・否	# #
③	「高齢者、障害者等優先停車施設」(車寄せを設けた場合)は利用に配慮したか(努力基準) (1) 車両への乗降部分はできるだけ水平で、1.5m×1.5m 以上であるか (2) 必要に応じ、表示をしたか (3) 出入口からの経路は、「移動等円滑化経路」を構成しているか	—	— 適・否 適・否	

注意 1 *1 印は、駐車場が 2 以上あるときは、合わせて 1 の駐車場とみなす。

注意 2 *2 印は、共同住宅、寄宿舎にあっては、2,000 m²以上のものに限る。

13 標識

	整備項目	適用	整備状況	備考
①	標識(移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所、駐車施設の付近の見やすい位置に)が設置されているか		適・否	#
②	①で設ける標識の内容が JISZ8210 に適合しているか		適・否	#
③	①以外の標識は適切か (1) 見やすい位置に設置されているか (2) 内容が容易に識別できるか	—	— 適・否 適・否	
④	誘導灯(直接地上へ通じる出入口、直通階段の出入口)は避難に配慮したものか(点滅機能及び音声誘導機能付き) (自動火災報知設備の設置を必要としない建築物を除く)	◎□	適・否	

14 案内設備

	整備項目	適用	整備状況	備考
--	------	----	------	----

①	移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等又は案内所を設けているか（エレベーター等、便所、駐車施設の配置を容易に確認できる場合は免除）		適・否	#
②	移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所の配置を点字等で示す設備又は案内所を設けているか		適・否	#
③	聴覚障害者に配慮した設備を設けたか（案内、呼出し等の窓口）（努力基準）		適・否	

○移動等円滑化経路

1 各経路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 次の各経路に階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーター等を併設する場合は免除）	—	—	
(1) 「道等」から「利用居室」まで（1層移動のみの場合は、上下移動の部分は免除）		適・否	#
(2) 「利用居室」（「利用居室」がない場合は、「道等」）から「車椅子使用者用便房」まで		適・否	#
「利用居室」（「利用居室」がない場合は、「道等」）から「準車椅子使用者用便房」まで		適・否	
(3) 「車椅子使用者用駐車施設」から「利用居室」（「利用居室」がない場合は、「道等」）まで		適・否	#
(4) 公共用歩廊の場合、「道等」から公共用歩廊を通過し、その他方の側の「道等」まで		適・否	#

2 出入口

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 80 cm 以上であるか		適・否	#
幅は 85 cm 以上であるか（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80cm 以上）		適・否	
② 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	#
③ 直接地上へ通じる主要な出入口は適切か	—	—	
(1) 幅は 90cm 以上であるか		適・否	
(2) 屋根又はひさしを設けたか（努力基準）		適・否	

3 廊下等

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 1.2m 以上であるか		適・否	#
② 区間 50m 以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか		適・否	#
③ 末端の付近に車椅子が転回可能な場所があるか		適・否	
④ 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	#
⑤ 手すりを設けたか（病院、診療所、老人ホーム、福祉ホーム（高齢者、障害者等が利用するものに限る。）に限る。）	◎□	適・否	
⑥ 乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備を設け、その位置を表示しているか（1 以上）（5,000 m ² 以上のもの）*1（廊下等以外の場所に設け、廊下等にその位置を表示することでも可）	◎□	適・否	# #

注意 1 *1 印は、以下に掲げる施設に限る。

- ・病院又は診療所
- ・集会場又は公会堂
- ・展示場
- ・百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗
- ・ホテル又は旅館
- ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- ・博物館、美術館又は図書館

4 傾斜路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 1.2m 以上（階段に併設する場合は 90cm 以上）であるか		適・否	#
② 勾配は 1/12 以下（高さ 16 cm 以下の場合は 1/8 以下）であるか		適・否	#
③ 高さ 75 cm を超えるものにあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踊場を設けているか		適・否	#
④ 踊場を設ける場合は踏幅 1.5m 以上であるか		適・否	

5 エレベーター及びその乗降ロビー

整備項目	適用	整備状況	備考
① 籠は必要階（「利用居室」、「車椅子使用者用便房」、「車椅子使用者用駐車施設」のある階、及び地上階）に停止するか		適・否	#
籠は必要階（「準車椅子使用者用便房」のある階）に停止するか		適・否	
② 籠及び昇降路の出入口の幅は 80 cm 以上であるか		適・否	#
③ 籠の奥行きは 1.35m 以上（床面積の合計が 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満の共同住宅、寄宿舎及び下宿にあっては、1.15m 以上）であるか		適・否	#
④ 乗降ロビーは水平で、1.5m×1.5m 以上であるか		適・否	#
⑤ 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか		適・否	#
⑥ 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか		適・否	#
⑦ 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか		適・否	#
⑧ 籠内の両側面に手すりを設けているか		適・否	
⑨ 籠内に鏡を設けているか		適・否	
⑩ 戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか		適・否	
⑪ 不特定多数の者が利用する 2,000 m ² 以上の建築物に設けるものの場合	—	—	
(1) 籠の幅は 1.4m 以上であるか	◎	適・否	#
(2) 籠は車椅子が転回できる構造か	◎	適・否	#
⑫ 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用する者の場合*1	—	—	
(1) 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	◎△	適・否	#
(2) 籠内及び乗降ロビーに点字等の方法による制御装置を視覚障害者が円滑に操作できる位置に設けているか	◎△	適・否	#
(3) 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	◎△	適・否	#
(4) 開閉する籠の出入口を知らせる音声装置を設けているか（出入口が複数あるエレベーターの場合）	◎△	適・否	
(5) 管制運転（地震、火災、停電時等）を行う装置を設け、作動時にその旨を音声及び文字で知らせる設備を設けているか（努力基準）	◎△	適・否	

注意 1 *1 印は、以下の場合を除く。

- ・主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合

6 特殊な構造又は使用形態のエレベーター等

整備項目	適用	整備状況	備考
① エレベーターの場合	—	—	
(1) 段差解消機*1 であるか		適・否	#
(2) 籠の幅は 70cm 以上、奥行きは 1.2m 以上であるか		適・否	#
(3) 籠の奥行きと幅は十分であるか（車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合）		適・否	#
② エスカレーターの場合	—	—	
車椅子使用者用エスカレーター*2 であるか		適・否	#

注意 1 *1 印の「段差解消機」とは、昇降行程が 4m 以下のエレベーター又は階段の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、籠の定格速度が 15m 毎分以下で、かつ、その床面積が 2.25 m²以下のものは、平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に規定するものをいう。以下同じ。

注意 2 *2 印の「車椅子使用者用エスカレーター」とは、車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時における踏段の定格速度を 30m 毎分以下とし、かつ 2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものには、平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書のものをいう。以下同じ。

7 敷地内の通路*1

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 1.2m 以上であるか		適・否	#
幅は 1.4m 以上であるか		適・否	
② 区間 50m 以内ごとに車椅子が転回に支障がない場所があるか		適・否	#
③ 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	#
④ 傾斜路は適切か	—	—	
(1) 幅は 1.2m 以上（段に併設する場合は 90 cm 以上）であるか		適・否	#
(2) 勾配は 1/12 以下（高さ 16 cm 以下の場合は 1/8 以下）であるか		適・否	#
(3) 高さ 75 cm を超えるものにあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 1.5m 以上の踊場を設けているか（勾配 1/20 以下の場合は免除）		適・否	#
(4) 踊場を設ける場合は踏幅 1.5m 以上であるか		適・否	

注意 1 *1 印は、地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までとする。

○共同住宅及びホテル又は旅館における特定経路（移動等円滑化経路を除く。）

1 経路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 次の経路に階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーター等を併設する場合は免除） (1) 「道等」から各住戸又は各客室まで（1層移動のみの場合は、上下移動の部分は免除）	—	— 適・否	

2 出入口（各住戸又は各居室の出入口は除く。）

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 85 cm 以上であるか（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80cm 以上）		適・否	
② 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	
③ 直接地上へ通じる主要な出入口は適切か (1) 幅は 90cm 以上であるか (2) 屋根又はひさしを設けたか（努力基準）	—	— 適・否 適・否	

3 廊下等

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 1.2m 以上であるか		適・否	
② 区間 50m 以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか		適・否	
③ 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	

4 傾斜路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 1.2m 以上（階段に併設する場合は 90cm 以上）であるか		適・否	
② 勾配は 1/12 以下（高さ 16 cm 以下の場合は 1/8 以下）であるか		適・否	
③ 高さ 75 cm を超えるものにあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踊場を設けているか		適・否	
④ 踊場を設ける場合は踏幅 1.5m 以上であるか		適・否	

5 エレベーター及びその乗降ロビー

整備項目	適用	整備状況	備考
① 籠は必要階（各住戸又は各客室、「車椅子使用者用便房」、「車椅子使用者用駐車施設」のある階、及び地上階）に停止するか		適・否	
② 籠及び昇降路の出入口の幅は 80 cm 以上であるか		適・否	
③ 籠の奥行きは 1.15m 以上であるか		適・否	
④ 乗降ロビーは水平で、1.5m×1.5m 以上であるか		適・否	
⑤ 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか		適・否	
⑥ 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか		適・否	
⑦ 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか		適・否	
⑧ 籠内の両側面に手すりを設けているか		適・否	
⑨ 籠内に鏡を設けているか		適・否	
⑩ 戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか		適・否	

6 特殊な構造又は使用形態のエレベーター等

整備項目	適用	整備状況	備考
① エレベーターの場合	—	—	

(1) 段差解消機であるか		適・否	
(2) 籠の幅は70cm以上、奥行きは1.2m以上であるか		適・否	
(3) 籠の奥行きと幅は十分であるか（車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合）		適・否	
② エスカレーターの場合 車椅子使用者用エスカレーターであるか	—	— 適・否	

7 敷地内の通路*1

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は1.4m以上であるか		適・否	
② 区間50m以内ごとに車椅子が転回に支障がない場所があるか		適・否	
③ 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	
④ 傾斜路は適切か (1) 幅は1.2m以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか (2) 勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか (3) 高さ75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに1.5m以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除） (4) 踊場を設ける場合は踏幅1.5m以上であるか	—	— 適・否 適・否 適・否 適・否	

注意1 *1印は、地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までとする。

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準）*1

	整備項目	適用	整備状況	備考
①	線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声等により誘導する設備の設置（進行方向を変更する必要のない風除室は免除）	◎△	適・否	#
②	線状ブロック等及び点状ブロック等は識別しやすいものか	◎△	適・否	#
③	車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	◎△	適・否	#
④	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか *2	◎△	適・否	#

注意1 *1印は、以下の場合を除く。

- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口までの経路を整備してある場合

注意2 *2印は、以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・高さが16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・段又は傾斜がある部分と連続して両側（法では片側）に手すりが設けられている踊り場である場合

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次号に掲げる改正及び規定以外の改正 令和6年4月1日
 - (2) 第1条中別表第1 1 建築物第1項に1号を加える改正、同表 1 建築物第6項の改正及び同条中別表第2 8 客室の項の改正（「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める部分及び「車いす使用者用客席」を「車椅子使用者用客席」に改める部分を除く。）並びに第2条、次項及び第3項の規定 令和7年4月1日

(経過措置)

- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後のさいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、令和7年4月1日以後に工事に着手した生活関連施設及び特定生活関連施設について適用し、同日前に工事に着手した生活関連施設及び特定生活関連施設については、なお従前の例による。
- 3 令和7年4月1日から30日を経過する日までの間に特定生活関連施設の工事に着手する場合における第1項第2号に掲げる規定による改正後のさいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則第5条の規定の適用については、同条第1項中「特定生活関連施設の新築等の工事に着手する30日前までに」とあるのは、「この規則の施行後速やかに」とする。

さいたま市規則第72号

さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険税条例施行規則（平成14年さいたま市規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1～3 [略]	1～3 [略]
（東日本大震災に係る国民健康保険税の減免の特例）	（東日本大震災に係る国民健康保険税の減免の特例）
4 市長は、条例第24条第1項第1号の規定により東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災が生じた日に特定被災区域（同条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所を有していた納税義務者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象となった区域若しくは同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長若しくは都道府県知事に対して行った住民の避難に関する指示の対象となった区域であるため避難を行った世帯又は特定避難勧奨地点（ <u>原子力災害対策特別措置法第17条第12項の規定により設置された原子力災害現地対策本部長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した地点をいう。以下同じ。</u> ）に居住しているため避難を行った世帯に属する納税義務者に限る。）に係る国民健康保険税を減免するときは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる国民健康保険税について、同表右欄に定める割合によるものとする。この場合において、計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額を減額する額とする。	4 市長は、条例第24条第1項第1号の規定により東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災が生じた日に特定被災区域（同条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所を有していた納税義務者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象となった区域若しくは同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長若しくは都道府県知事に対して行った住民の避難に関する指示の対象となった区域であるため避難を行った世帯又は特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行った世帯に属する納税義務者に限る。）に係る国民健康保険税を減免するときは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる国民健康保険税について、同表右欄に定める割合によるものとする。この場合において、計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額を減額する額とする。

納税義務者の区分	減免の対象となる国民健康保険税	減免の割合
1 次項及び第3項に掲げる者以外の者	避難指示区域等の指定をされている間に係るもの	所得割額及び均等割額の合計額の100分の100
2 平成26年度に指定を解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行った世帯、平成27年度に指定を解除された避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯、平成28年度及び平成29年4月1日に指定を解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯、平成31年4月10日及び令和2年3月に指定を解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域に居住しているため避難を行った世帯並びに令和4年度及び令和5年度に指定を解除された特定復興再生拠点区域に居住しているため避難を行った世帯に属する者であって、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第	避難指示区域等の指定を解除された日が属する年の翌年の4月1日から起算して9年を経過する日までの間に納期限が到来するもの	所得割額及び均等割額の合計額の100分の100（避難指示区域等の指定を解除された日が属する年の翌年の4月1日から起算して8年を経過した日以後に納期限が到来するものにあつては、100分の50）

納税義務者の区分	減免の対象となる国民健康保険税	減免の割合
1 次項及び第3項に掲げる者以外の者	避難指示区域等の指定を解除された日が属する年の翌年（平成26年までに解除された区域にあっては平成27年）の4月1日から起算して9年を経過する日）までの間に納期限が到来するもの	所得割額及び均等割額の合計額の100分の100（避難指示区域等の指定を解除された日が属する年の翌年（平成26年までに解除された区域にあっては平成27年）の4月1日から起算して8年を経過した日以後に納期限が到来するものにあつては、100分の50）
2 <u>平成25年度以前に指定を解除された緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第12項の規定により設置された原子力災害現地対策本部長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した地点をいう。以下同じ。）に居住しているため避難を行った世帯、平成26年度に指定を解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行った世帯、平成27年度に指定を解除された避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯、平成28年度及び平成29年4月1日に指定を解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯、平成31年4月10日及び令和2年3月に指定を解除された居住制限区域、</u>	平成25年度以前に指定を解除された緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第12項の規定により設置された原子力災害現地対策本部長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した地点をいう。以下同じ。）に居住しているため避難を行った世帯、平成26年度に指定を解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行った世帯、平成27年度に指定を解除された避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯、平成28年度及び平成29年4月1日に指定を解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯、平成31年4月10日及び令和2年3月に指定を解除された居住制限区域、	所得割額及び均等割額の合計額の100分の100（避難指示区域等の指定を解除された日が属する年の翌年（平成26年までに解除された区域にあっては平成27年）の4月1日から起算して8年を経過した日以後に納期限が到来するものにあつては、100分の50）

<p>2項に規定する基準所得額を合算した額（以下「前年基準所得合算額」という。）が600万円以下のもの</p>	<p>令和7年3月31日までに納期限が到来するものうち、令和6年4月分から9月分までに相当する月割算定額</p>	<p>所得割額及び均等割額の合計額の100分の100</p>	<p>避難指示解除準備区域及び帰還困難区域に居住しているため避難を行った世帯並びに令和4年度に指定を解除された特定復興再生拠点区域に居住しているため避難を行った世帯に属する者であって、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額（以下「前年基準所得合算額」という。）が600万円以下のもの</p>	<p>令和6年3月31日までに納期限が到来するものうち、令和5年4月分から9月分までに相当する月割算定額</p>	<p>所得割額及び均等割額の合計額の100分の100</p>
<p>3 <u>令和5年4月2日</u>以降令和5年度に指定を解除された特定復興再生拠点区域に居住しているため避難を行った世帯に属する者であって、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年基準所得合算額が600万円を超えるもの</p>	<p>令和7年3月31日までに納期限が到来するものうち、令和6年4月分から9月分までに相当する月割算定額</p>	<p>所得割額及び均等割額の合計額の100分の100</p>	<p>3 <u>令和4年度</u>に指定を解除された特定復興再生拠点区域に居住しているため避難を行った世帯に属する者であって、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年基準所得合算額が600万円を超えるもの</p>	<p>令和6年3月31日までに納期限が到来するものうち、令和5年4月分から9月分までに相当する月割算定額</p>	<p>所得割額及び均等割額の合計額の100分の100</p>
<p>5 [略]</p>			<p>5 [略]</p>		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第73号

さいたま市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市介護保険条例施行規則（平成13年さいたま市規則第131号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																																						
<p>(合議体)</p> <p>第2条 <u>さいたま市介護認定審査会</u>（以下「認定審査会」という。）に設置する合議体（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第9条第1項に規定する合議体をいう。以下同じ。）の数は、<u>68</u>以内とする。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>様式第1号（第5条関係） 介護保険資格取得・異動・喪失届 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">届出人</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">連絡先</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">異動者</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第2号（第5条関係） 介護保険住所地特例適用・変更・終了届 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">被保険者</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table>	届出人	[略]			連絡先	[略]		[略]				異動者	[略]			生年月日	[略]		[略]			生年月日	[略]		[略]				被保険者	[略]			生年月日	[略]		<p>(合議体)</p> <p>第2条 <u>さいたま市介護認定審査会</u>（以下「認定審査会」という。）に設置する合議体（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第9条第1項に規定する合議体をいう。以下同じ。）の数は、<u>64</u>以内とする。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>様式第1号（第5条関係） 介護保険資格取得・異動・喪失届 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">届出人</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">連絡先</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">性別 男・女</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">異動者</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">性別 男・女</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">性別 男・女</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第2号（第5条関係） 介護保険住所地特例適用・変更・終了届 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">被保険者</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">性別 男・女</td> </tr> </table>	届出人	[略]			連絡先	[略]	性別 男・女	[略]				異動者	[略]			生年月日	[略]	性別 男・女	[略]			生年月日	[略]	性別 男・女	[略]				被保険者	[略]			生年月日	[略]	性別 男・女
届出人		[略]																																																																					
	連絡先	[略]																																																																					
[略]																																																																							
異動者	[略]																																																																						
	生年月日	[略]																																																																					
	[略]																																																																						
	生年月日	[略]																																																																					
[略]																																																																							
被保険者	[略]																																																																						
	生年月日	[略]																																																																					
届出人	[略]																																																																						
	連絡先	[略]	性別 男・女																																																																				
[略]																																																																							
異動者	[略]																																																																						
	生年月日	[略]	性別 男・女																																																																				
	[略]																																																																						
	生年月日	[略]	性別 男・女																																																																				
[略]																																																																							
被保険者	[略]																																																																						
	生年月日	[略]	性別 男・女																																																																				

[略]

異動後情報	[略]	
	世帯主	氏名 [略]
[略]		

様式第3号 (第5条関係)

介護保険被保険者証等交付・再交付申請書

[略]

被保険者	[略]	
	生年月日	[略]

[略]

様式第9号 (第15条関係)

介護保険要介護認定・要支援認定等申請取下書

[略]

[略]	
被保険者氏名	[略]
[略]	

[略]

様式第18号 (第22条関係)

介護保険高額介護(介護予防)サービス費支給申請書

[略]

[略]	
生年月日	[略]
[略]	

[略]

様式第18号の2 (第22条関係)

介護保険基準収入額適用申請書

[略]

1	[略]	
	生年月日	[略]
2	[略]	
	生年月日	[略]
3	[略]	
	生年月日	[略]
[略]		

[略]

[略]

異動後情報	[略]		性別	男・女
	世帯主	氏名 [略]	[略]	
[略]				

様式第3号 (第5条関係)

介護保険被保険者証等交付・再交付申請書

[略]

被保険者	[略]		性別	男・女
	生年月日	[略]	[略]	

[略]

様式第9号 (第15条関係)

介護保険要介護認定・要支援認定等申請取下書

[略]

[略]			
被保険者氏名	[略]	性別	男・女
[略]			

[略]

様式第18号 (第22条関係)

介護保険高額介護(介護予防)サービス費支給申請書

[略]

[略]			
生年月日	[略]	性別	男・女
[略]			

[略]

様式第18号の2 (第22条関係)

介護保険基準収入額適用申請書

[略]

1	[略]		性別	男・女
	生年月日	[略]	[略]	
2	[略]		性別	男・女
	生年月日	[略]	[略]	
3	[略]		性別	男・女
	生年月日	[略]	[略]	
[略]				

[略]

様式第18号の3（第22条の2関係）
介護保険高額医療合算介護（介護予防）サービス費
支給兼自己負担額証明書交付申請書

[略]

[略]			
生年月日		[略]	
[略]			
合算 対象 者	[略]	生年月日	[略]
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

[略]

様式第19号（第23条関係）
介護保険負担限度額認定申請書

[略]

[略]	
生年月日	[略]
[略]	

[略]

様式第19号の2（第23条関係）
介護保険負担限度額認定申請書

[略]

[略]	
生年月日	[略]
[略]	

[略]

様式第20号（第23条関係）
介護保険[特定負担限度額・利用者負担額減額免除]
認定申請書
(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請)

[略]

[略]	
生年月日	[略]
[略]	

[略]

様式第21号（第23条関係）

様式第18号の3（第22条の2関係）
介護保険高額医療合算介護（介護予防）サービス費
支給兼自己負担額証明書交付申請書

[略]

[略]			
生年月日		性別	男・女
[略]			
合算 対象 者	[略]	生年月日	性別
		年 月 日	男・女
		年 月 日	男・女
		年 月 日	男・女

[略]

様式第19号（第23条関係）
介護保険負担限度額認定申請書

[略]

[略]			
生年月日		性別	男・女
[略]			

[略]

様式第19号の2（第23条関係）
介護保険負担限度額認定申請書

[略]

[略]			
生年月日		性別	男・女
[略]			

[略]

様式第20号（第23条関係）
介護保険[特定負担限度額・利用者負担額減額免除]
認定申請書
(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請)

[略]

[略]			
生年月日		性別	男・女
[略]			

[略]

様式第21号（第23条関係）

介護保険（特例）特例入所者介護（介護予防）サービス費支給申請書

[略]

[略]	
生年月日	[略]
[略]	

[略]

様式第22号（第24条関係）

介護保険利用者負担額減額・免除申請書

[略]

[略]	
生年月日	[略]
[略]	

[略]

様式第29号の2（第26条の2関係）

介護保険受給資格証明書交付申請書

[略]

被 保 険 者	[略]	生年 月日	[略]
	フリガナ		
	氏名		
[略]			

[略]

介護保険（特例）特例入所者介護（介護予防）サービス費支給申請書

[略]

[略]			
生年月日	[略]	性別	男・女
[略]			

[略]

様式第22号（第24条関係）

介護保険利用者負担額減額・免除申請書

[略]

[略]			
生年月日	[略]	性別	男・女
[略]			

[略]

様式第29号の2（第26条の2関係）

介護保険受給資格証明書交付申請書

[略]

被 保 険 者	[略]	生年 月日	[略]
	フリガナ		
	氏名		
性別		男・女	
[略]			

[略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市介護保険条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第74号

さいたま市健康増進法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市健康増進法施行細則（平成15年さいたま市規則第155号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																												
<p>様式第2号（第3条関係） 給食開始（再開）届</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">給食 従事 職員</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">他施設 との重 複</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">(有・無)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">施設名</td> <td style="width: 45%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">設置者</td> <td style="text-align: center;">委託先</td> <td style="text-align: center;">計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]					給食 従事 職員	他施設 との重 複	(有・無)	施設名			区 分	設置者	委託先	計			[略]				[略]				[略]					<p>様式第2号（第3条関係） 給食開始（再開）届</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">給食 従事 職員 数</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 45%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">設置者</td> <td style="text-align: center;">委託先</td> <td style="text-align: center;">計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]					給食 従事 職員 数						区 分	設置者	委託先	計			[略]				[略]				[略]				
[略]																																																													
給食 従事 職員	他施設 との重 複	(有・無)	施設名																																																										
	区 分	設置者	委託先	計																																																									
		[略]																																																											
	[略]																																																												
[略]																																																													
[略]																																																													
給食 従事 職員 数																																																													
	区 分	設置者	委託先	計																																																									
		[略]																																																											
	[略]																																																												
[略]																																																													
<p>様式第3号（第4条関係） 給食変更届</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">変更箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">変更年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 [略]</p>	[略]		変更箇所		変更年月日		[略]		<p>様式第3号（第4条関係） 給食変更届</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">変更箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 [略]</p>	[略]		変更箇所		[略]																																															
[略]																																																													
変更箇所																																																													
変更年月日																																																													
[略]																																																													
[略]																																																													
変更箇所																																																													
[略]																																																													
<p>様式第7号（その1）（第7条関係）(表) 栄養管理報告書</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">栄養管理に おける理念</td> <td>栄養管理における理念・方針 ・目標について具体的に記入</td> </tr> </table>	[略]		栄養管理に おける理念	栄養管理における理念・方針 ・目標について具体的に記入	<p>様式第7号（その1）（第7条関係）(表) 栄養管理報告書</p> <p style="text-align: center;">(1 特定給食施設 2 小規模給食施設)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">栄養管理に おける理念</td> <td>栄養管理における理念・方針 ・目標について具体的に記入</td> </tr> </table>	[略]		栄養管理に おける理念	栄養管理における理念・方針 ・目標について具体的に記入																																																				
[略]																																																													
栄養管理に おける理念	栄養管理における理念・方針 ・目標について具体的に記入																																																												
[略]																																																													
栄養管理に おける理念	栄養管理における理念・方針 ・目標について具体的に記入																																																												

・方針・目標（有・無）	（ ） 施設内での共有（有・無）					
[略]						
給食従事職員	他施設との重複	（有・無）			施設名	
		区分	管理栄養士	栄養士		
	[略]					
[略]						

様式第7号（その1）（第7条関係）（裏）

対象者の把握（有・無）	（把握内容）性別・年齢・身長・体重・BMI・カウプ指数・肥満・やせ・生活習慣・疾病状況・その他（ ）					
	肥満とやせの変化 （比較時： 年 月）					
	肥満	今年度	%	比較時		
	%	増減	%			
やせ	今年度	%	比較時			
%	増減	%				
[略]						
摂取状況の把握（有・無）	（実施回数） 回/日					
	（方法）残菜調査・摂取量調査・その他（ ）					
[略]						

[略]

様式第7号（その2）（第7条関係）（表）
栄養管理報告書

[略]						
栄養管理における理念・方針・目標（有・無）	栄養管理における理念・方針・目標について具体的に記入（ ） 施設内での共有（有・無）					
	[略]					
給食従事職員	他施設との重複	（有・無）			施設名	
		区分	管理栄養士	栄養士		

・方針・目標（有・無）	（ ） 施設内での周知（ <u>している</u> ・ <u>していない</u> ）					
[略]						
給食従事職員数	区分	管理栄養士	栄養士	調理師	その他	計
	[略]					

様式第7号（その1）（第7条関係）（裏）

対象者の把握（有・無）	（把握内容）性別・年齢・身長・体重・カウプ指数・BMI・生活習慣・生化学的検査値・その他（ ）					
	肥満とやせの変化 （比較時： 年 月）	肥満	今年度	%	（比較時	
		%	+・-	%	・変化なし	
	やせ	今年度	%	（比較時		
%	+・-	%	・変化なし			
[略]						
摂取状況の把握（有・無）	（実施回数） 回/（日・月・年）					
	（方法）残菜調査・摂取量調査・その他（ ）					
[略]						

[略]

様式第7号（その2）（第7条関係）（表）
栄養管理報告書

（1 特定給食施設 2 小規模給食施設）						
[略]						
栄養管理における理念・方針・目標（有・無）	栄養管理における理念・方針・目標について具体的に記入（ ） 施設内での周知（ <u>している</u> ・ <u>していない</u> ）					
	[略]					
給食従事職員数	区分	管理栄養士	栄養士	調理師	その他	計

	区分	管理 栄養士	栄 養士	調 理師	そ の 他	計
[略]						
[略]						

様式第7号(その2)(第7条関係)(裏)

対象者の把握(有・無)	(把握内容)性別・年齢・身長・体重・BMI・身体活動レベル・生活習慣・身体活動状況・ <u>疾病状況</u> ・その他()
[略]	
摂取状況の把握(有・無)	(実施回数) 回/日 (方法)残菜調査・摂取量調査・その他()
[略]	

[略]

様式第7号(その3)(第7条関係)(表)
栄養管理報告書

[略]

[略]						
栄養管理における理念・方針・目標(有・無)	栄養管理における理念・方針・目標について具体的に記入() 施設内での共有(有・無)					
[略]						
給食従事職員	他施設との重複	(有・無)	施設名			
	区分	管理 栄養士	栄 養士	調 理師	そ の 他	計
	[略]					
[略]						

様式第7号(その3)(第7条関係)(裏)

	区分	管理 栄養士	栄 養士	調 理師	そ の 他	計
[略]						
[略]						

様式第7号(その2)(第7条関係)(裏)

対象者の把握(有・無)	(把握内容)性別・年齢・身長・体重・BMI・身体活動レベル・生活習慣・身体活動状況(<u>ベッド上安静、ベッド外活動、リハビリ施行中</u>) <u>生化学的検査値</u> ・その他()
[略]	
摂取状況の把握(有・無)	(実施回数) 回/(日・月・年) (方法)残菜調査・摂取量調査・その他()
[略]	

[略]

様式第7号(その3)(第7条関係)(表)
栄養管理報告書

(1 特定給食施設 2 小規模給食施設)

[略]

[略]						
栄養管理における理念・方針・目標(有・無)	栄養管理における理念・方針・目標について具体的に記入() 施設内での周知(<u>している・していない</u>)					
[略]						
給食従事職員数	区分	管理 栄養士	栄 養士	調 理師	そ の 他	計
	[略]					
	[略]					

様式第7号(その3)(第7条関係)(裏)

対象者の把握（有・無）	（把握内容）性別・年齢・身長・体重・BMI・身体活動レベル・生活習慣・身体活動状況・ <u>疾病状況</u> ・その他（ ）
[略]	
摂取状況の把握（有・無）	（実施回数） 回／ <u>日</u> （方法）残菜調査・摂取量調査・その他（ ）
[略]	

[略]

様式第7号（その4）（第7条関係）（表）
栄養管理報告書

[略]

[略]						
栄養管理における理念・方針・目標（有・無）	栄養管理における理念・方針・目標について具体的に記入（ ） 施設内での共有（有・無）					
[略]						
給食従事職員	他施設との重複	（有・無）	施設名			
	区分	管理栄養士	栄養士	調理師	その他	計
	[略]					
[略]						

様式第7号（その4）（第7条関係）（裏）

対象者の把握（有・無）	（把握内容）性別・年齢・身長・体重・BMI・ <u>カウプ指数</u> ・肥満・やせ・身体活動レベル・生活習慣・ <u>疾病状況</u> ・その他（ ）
	肥満とやせの変化 （比較時： 年 月）
	肥満 今年度 % 比較時 % 増減 %
	やせ 今年度 % 比較時 % 増減 %
[略]	

[略]

対象者の把握（有・無）	（把握内容）性別・年齢・身長・体重・BMI・身体活動レベル・生活習慣・身体活動状況（ <u>ベッド上安静、ベッド外活動、リハビリ施行中</u> ） <u>生化学的検査値</u> ・その他（ ）
[略]	
摂取状況の把握（有・無）	（実施回数） 回／ <u>（日・月・年）</u> （方法）残菜調査・摂取量調査・その他（ ）
[略]	

[略]

様式第7号（その4）（第7条関係）（表）
栄養管理報告書

（1 特定給食施設 2 小規模給食施設）

[略]

[略]						
栄養管理における理念・方針・目標（有・無）	栄養管理における理念・方針・目標について具体的に記入（ ） 施設内での周知（ <u>している・していない</u> ）					
[略]						
給食従事職員数	区分	管理栄養士	栄養士	調理師	その他	計
	[略]					
	[略]					

[略]

様式第7号（その4）（第7条関係）（裏）

対象者の把握（有・無）	（把握内容）性別・年齢・身長・体重・ <u>カウプ指数</u> ・身体活動レベル・BMI・生活習慣・ <u>生化学的検査値</u> ・その他（ ）
肥満とやせの変化（比較時： 年 月）	肥満 今年度 %（比較時 %）+・-（ %）・変化なし
	やせ 今年度 %（比較時 %）+・-（ %）・変化なし
[略]	

[略]

給与栄養目標量の設定 (有・無)	[略]					
	エネルギー及び栄養素	[略]	給与栄養目標量(範囲)		実施給与栄養量	
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
摂取状況の把握(有・無)	(実施回数) 回/日 (方法) 残菜調査・摂取量調査・その他()					
[略]						

[略]

様式第7号(その5) (第7条関係)(表)
栄養管理報告書

[略]

[略]	
栄養管理における理念・方針・目標(有・無)	栄養管理における理念・方針・目標について具体的に記入() 施設内での共有(有・無)

給与栄養目標量の設定 (有・無)	[略]				
	エネルギー及び栄養素	[略]	※区分1 対象者()		
			給与栄養目標量(範囲)		実施給与栄養量
摂取状況の把握(有・無)	(実施回数) 回/(日・月・年) (方法) 残菜調査・摂取量調査・その他()				
[略]					

[略]

様式第7号(その5) (第7条関係)(表)
栄養管理報告書

(1 特定給食施設 2 小規模給食施設)

[略]

[略]	
栄養管理における理念・方針・目標(有・無)	栄養管理における理念・方針・目標について具体的に記入() 施設内での周知(している・)

)						
[略]						
給食従事職員	他施設との重複	(有・無)		施設名		
		区分	管理栄養士			栄養士
	[略]					
[略]						

様式第7号(その5) (第7条関係)(裏)

対象者の把握(有・無)	(把握内容) 性別・年齢・身長・体重・BMI・肥満・やせ・身体活動レベル・生活習慣・疾病状況・その他()
	肥満とやせの変化 (比較時: 年 月)
	肥満 今年度 % 比較時 % 増減 %
	やせ 今年度 % 比較時 % 増減 %
[略]	
摂取状況の把握(有・無)	(実施回数) 回/日 (方法) 残菜調査・摂取量調査・その他()
[略]	
[略]	

)						
[略]						
給食従事職員数	区分	管理栄養士	栄養士	調理師	その他	計
	[略]					

様式第7号(その5) (第7条関係)(裏)

対象者の把握(有・無)	(把握内容) 性別・年齢・身長・体重・BMI・身体活動レベル・生活習慣・身体活動状況(ベッド上安静、ベッド外活動、リハビリ施行中) 生化学的検査値・その他()
	肥満とやせの変化 (比較時: 年 月)
	肥満 今年度 % (比較時 %) +・- (%) ・変化なし
	やせ 今年度 % (比較時 %) +・- (%) ・変化なし
[略]	
摂取状況の把握(有・無)	(実施回数) 回/ (日・月・年) (方法) 残菜調査・摂取量調査・その他()
[略]	
[略]	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第75号

さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市税条例施行規則（平成13年さいたま市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(様式の準用)</p> <p>第5条 令第2条第6項の規定による届出の様式については様式第14号を、法第14条の18第2項後段の規定による通知書の様式については様式第21号を、令第6条の8第4項において準用する<u>令第6条の2の4</u>ただし書の納期限変更通知書については様式第18号を、法第16条第3項（法第16条の3第3項及び第16条の4第7項において準用する場合を含む。）の規定による増担保の提供等の必要な行為を求める文書については様式第30号をそれぞれ準用する。</p> <p>(繰上徴収の告知)</p> <p>第6条 令第6条の2の4本文の規定による告知は、この規則で定める納税通知書、納付（納入）通知書等に繰上徴収する旨及びその納期限を記載するとともに、その裏面に繰上徴収する法令の根拠規定を記載するものとする。</p>	<p>(様式の準用)</p> <p>第5条 令第2条第6項の規定による届出の様式については様式第14号を、法第14条の18第2項後段の規定による通知書の様式については様式第21号を、令第6条の8第4項において準用する<u>令第6条の2の3</u>ただし書の納期限変更通知書については様式第18号を、法第16条第3項（法第16条の3第3項及び第16条の4第7項において準用する場合を含む。）の規定による増担保の提供等の必要な行為を求める文書については様式第30号をそれぞれ準用する。</p> <p>(繰上徴収の告知)</p> <p>第6条 令第6条の2の3本文の規定による告知は、この規則で定める納税通知書、納付（納入）通知書等に繰上徴収する旨及びその納期限を記載するとともに、その裏面に繰上徴収する法令の根拠規定を記載するものとする。</p> <p><u>(収納事務の委託基準)</u></p> <p><u>第8条の2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><u>(1) 公金等の収納の事務の受託に関し、十分な実績を有すること。</u><u>(2) 委託する事務を遂行するために十分な事業規模を有し、かつ、安定的な経営基盤を有していると認められること。</u><u>(3) 収納に関する情報を電子計算機により管理し、その電磁的記録を遅滞なく提供することができること。</u>

(納税証明書の請求)

第9条 法第20条の10の納税証明書(条例第82条の3第1項の証明書を除く。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を市長に提出しなければならない。ただし、さいたま市印鑑条例(平成13年さいたま市条例第200号)第13条第2項に規定する端末機により、交付の請求をする場合は、この限りでない。

(1)~(4) [略]

(固定資産課税台帳の閲覧の件数の計算)

第13条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧(法第382条の4に規定する当該固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)は、1納税義務者(2以上の区に土地若しくは家屋又は償却資産を所有する者を含む。)1年度分をもって1件とする。

(固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の請求)

第13条の3 法第20条の10又は第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)を受けようとする者は、証明書の交付を求める権利を有する者であることを証する書類を提示して、次に掲げる事項を記載した請求書を市長に提出しなければならない。

(1)~(4) [略]

(5) 納税義務者の住所(法第382条の4に規定する住所に代わる事項を含む。)及び氏名又は名称

(6) [略]

(固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の件数の計算)

第13条の4 法第20条の10又は第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものを含む。)については、土地は1納税義務者(

(4) 収納金の払込みを確実にかつ速やかに行うことができること。

(5) 個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることができること。

(納税証明書の請求)

第9条 法第20条の10の納税証明書(条例第82条の3第1項の証明書を除く。)の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を市長に提出しなければならない。ただし、さいたま市印鑑条例(平成13年さいたま市条例第200号)第13条第2項に規定する端末機により、交付の請求をする場合は、この限りでない。

(1)~(4) [略]

(固定資産課税台帳の閲覧の件数の計算)

第13条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧は、1納税義務者(2以上の区に土地若しくは家屋又は償却資産を所有する者を含む。)1年度分をもって1件とする。

(固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の請求)

第13条の3 法第20条の10又は第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付を受けようとする者は、証明書の交付を求める権利を有する者であることを証する書類を提示して、次に掲げる事項を記載した請求書を市長に提出しなければならない。

(1)~(4) [略]

(5) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(6) [略]

(固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の件数の計算)

第13条の4 法第20条の10又は第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書については、土地は1納税義務者(2以上の区に土地を所有する者を含む。)1年度分につき3筆までを、家屋は1納税義務者

2以上の区に土地を所有する者を含む。) 1年度分につき3筆までを、家屋は1納税義務者(2以上の区に家屋を所有する者を含む。) 1年度分につき3棟までを、償却資産は1納税義務者(2以上の区に償却資産を所有する者を含む。) 1年度分をもって1件とする。

(2以上の区に家屋を所有する者を含む。) 1年度分につき3棟までを、償却資産は1納税義務者(2以上の区に償却資産を所有する者を含む。) 1年度分をもって1件とする。

様式第39号(その1)(表)を次のように改める。

様式第39号 (その1) (別表第1関係) (表)

(宛先) さいたま市長 年 月 日提出

年度分 市民税・県民税申告書

年1月1日現在の住所		電話番号	自宅・勤務先・携帯
現住所	同上	個人番号	
フリガナ		業種又は職業	
氏名		世帯主の氏名	
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日生	世帯主との続柄	
「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。		整理番号	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料					
			円					
⑭小規模企業共済等掛金控除			円					
⑮生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計					
	円		円					
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計					
	円		円					
	介護医療保険料の計							
円								
⑯地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計					
	円		円					
⑰～⑲寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰寡婦控除	⑱ひとり親控除	⑲勤労学生控除					
	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 未帰還		(学校名)					
⑳申告者本人が障害者の場合は、障害の程度を記入してください。	障害の程度		手帳の種類	等級				
㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	㉒障害の程度	等級・度				
※同一生計配偶者（控除対象配偶者を含む。）の場合は、同居別居の別も記入	生年月日	明・大・昭・平・令 . .	配偶者の合計所得金額	円				
	個人番号	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）					
㉓扶養控除（16歳未満の扶養親族を控除対象外を含む）	1	氏名	生年月日	明・大・昭・平・令 . .	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄	㉓障害の程度	等級・度
		個人番号	月日	. .				
	2	氏名	生年月日	明・大・昭・平・令 . .	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄	㉓障害の程度	等級・度
		個人番号	月日	. .				
	3	氏名	生年月日	明・大・昭・平・令 . .	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄	㉓障害の程度	等級・度
		個人番号	月日	. .				
	4	氏名	生年月日	明・大・昭・平・令 . .	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄	㉓障害の程度	等級・度
		個人番号	月日	. .				

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「10」に氏名、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

㉔雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
㉕医療費控除	支払った医療費等		保険金などで補填される金額
	円		円

6 事業専従者に関する事項

氏名	生年月日	個人番号	続柄	従事月数	専従者給与（控除）額
1	明・大・昭 平・令 . .			月	
2	明・大・昭 平・令 . .			月	
所得税における青色申告の承認の有無		承認あり・承認なし	専従者給与（控除）額の合計額		

7 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分（特例控除対象）	寄附先	円
埼玉県共同募金会、日本赤十字社埼玉支部・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）		
条例指定分	埼玉県	寄附先
	さいたま市	寄附先

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書（二）」を提出してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

年度分市民税・県民税申告書受付書

住所		受付日付印
氏名		

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円	
		農業	イ		
	不動産		ウ		
	利子		エ		
	配当		オ		
	給与		カ		
	雑	公的年金等		キ	
		業務		ク	
		その他		ケ	
	総合譲渡	短期		コ	
長期		サ			
一時		シ			
2 所得金額	事業	営業等	①		
		農業	②		
	不動産		③		
	利子		④		
	配当		⑤		
	給与		⑥		
	雑	公的年金等		⑦	
		業務		⑧	
		その他		⑨	
	合計（⑦+⑧+⑨）		⑩		
総合譲渡・一時		⑪			
合計		⑫			
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑬		
	小規模企業共済等掛金控除		⑭		
	生命保険料控除		⑮		
	地震保険料控除		⑯		
	寡婦、ひとり親控除		⑰～⑱		
	勤労学生、障害者控除		⑲～⑳		
	配偶者（特別）控除		㉑～㉒		
	扶養控除		㉓		
基礎控除		㉔			
⑬から㉔までの計		㉕			
雑損控除		㉖			
医療費控除		区分 <input type="checkbox"/> ㉗			
合計（㉕+㉖+㉗）		㉘			

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

- 給与から差引き（特別徴収）
- 自分で納付（普通徴収）

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第72号（別表第1関係） [略] 固定資産税新築施設建築物（市街地再開発事業）に係る減額申告書 [略] さいたま市市税条例附則第19条第4項の規定により、次のとおり申告します。 [略]</p>	<p>様式第72号（別表第1関係） [略] 固定資産税新築施設建築物（市街地再開発事業）に係る減額申告書 [略] さいたま市市税条例附則第19条第3項の規定により、次のとおり申告します。 [略]</p>
<p>様式第72号の2（別表第1関係） 固定資産税新築住宅（サービス付き高齢者向け住宅）に係る減額申告書 [略] さいたま市市税条例附則第19条第5項の規定により、次のとおり申告します。 [略]</p>	<p>様式第72号の2（別表第1関係） 固定資産税新築住宅（サービス付き高齢者向け住宅）に係る減額申告書 [略] さいたま市市税条例附則第19条第4項の規定により、次のとおり申告します。 [略]</p>
<p>様式第72号の3（別表第1関係） [略] 固定資産税新築防災施設建築物（防災街区整備事業）に係る減額申告書 [略] さいたま市市税条例附則第19条第6項の規定により、次のとおり申告します。 [略]</p>	<p>様式第72号の3（別表第1関係） [略] 固定資産税新築防災施設建築物（防災街区整備事業）に係る減額申告書 [略] さいたま市市税条例附則第19条第5項の規定により、次のとおり申告します。 [略]</p>
<p>様式第72号の4（別表第1関係） [略] 固定資産税高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る減額申告書 [略] さいたま市市税条例附則第19条第7項の規定により、次のとおり申告します。 [略]</p>	<p>様式第72号の4（別表第1関係） [略] 固定資産税高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る減額申告書 [略] さいたま市市税条例附則第19条第6項の規定により、次のとおり申告します。 [略]</p>
<p>様式第73号（別表第1関係）</p>	<p>様式第73号（別表第1関係）</p>

[略]

固定資産税耐震基準適合住宅に係る減額申告書

[略]

さいたま市市税条例附則第19条第8項の規定により、次のとおり申告します。

[略]

様式第73号の2（別表第1関係）

[略]

固定資産税高齢者等居住改修住宅に係る減額申告書

[略]

さいたま市市税条例附則第19条第9項の規定により、次のとおり申告します。

[略]

様式第73号の3（別表第1関係）

[略]

固定資産税熱損失防止改修等住宅に係る減額申告書

[略]

さいたま市市税条例附則第19条第10項の規定により、次のとおり申告します。

[略]

様式第73号の4（別表第1関係）

[略]

固定資産税特定耐震基準適合住宅に係る減額申告書

[略]

さいたま市市税条例附則第19条第11項の規定により、次のとおり申告します。

[略]

様式第73号の5（別表第1関係）

[略]

固定資産税特定熱損失防止改修等住宅に係る減額申告書

[略]

さいたま市市税条例附則第19条第12項の規定により、次のとおり申告します。

[略]

様式第73号の6（別表第1関係）

[略]

固定資産税特定マンションに係る減額申告書

[略]

[略]

固定資産税耐震基準適合住宅に係る減額申告書

[略]

さいたま市市税条例附則第19条第7項の規定により、次のとおり申告します。

[略]

様式第73号の2（別表第1関係）

[略]

固定資産税高齢者等居住改修住宅に係る減額申告書

[略]

さいたま市市税条例附則第19条第8項の規定により、次のとおり申告します。

[略]

様式第73号の3（別表第1関係）

[略]

固定資産税熱損失防止改修等住宅に係る減額申告書

[略]

さいたま市市税条例附則第19条第9項の規定により、次のとおり申告します。

[略]

様式第73号の4（別表第1関係）

[略]

固定資産税特定耐震基準適合住宅に係る減額申告書

[略]

さいたま市市税条例附則第19条第10項の規定により、次のとおり申告します。

[略]

様式第73号の5（別表第1関係）

[略]

固定資産税特定熱損失防止改修等住宅に係る減額申告書

[略]

さいたま市市税条例附則第19条第11項の規定により、次のとおり申告します。

[略]

様式第73号の6（別表第1関係）

[略]

固定資産税特定マンションに係る減額申告書

[略]

<p>さいたま市市税条例附則第19条第13項の規定により、次のとおり申告します。 [略]</p> <p>様式第74号（別表第1関係） [略] 固定資産税耐震基準適合家屋に係る減額申告書 [略]</p> <p>さいたま市市税条例附則第19条第14項の規定により、次のとおり申告します。 [略]</p> <p>様式第75号（別表第1関係） [略] 固定資産税改修実演芸術公演施設に係る減額申告書 [略]</p> <p>さいたま市市税条例附則第19条第15項の規定により、次のとおり申告します。 [略]</p>	<p>さいたま市市税条例附則第19条第12項の規定により、次のとおり申告します。 [略]</p> <p>様式第74号（別表第1関係） [略] 固定資産税耐震基準適合家屋に係る減額申告書 [略]</p> <p>さいたま市市税条例附則第19条第13項の規定により、次のとおり申告します。 [略]</p> <p>様式第75号（別表第1関係） [略] 固定資産税改修実演芸術公演施設に係る減額申告書 [略]</p> <p>さいたま市市税条例附則第19条第14項の規定により、次のとおり申告します。 [略]</p>
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のさいたま市市税条例施行規則様式第39号（その1）（表）の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市市税条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第76号

さいたま市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市食品衛生法施行細則（平成14年さいたま市規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）、 <u>乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和26年厚生省令第52号）</u> 、食品衛生法施行条例（平成12年埼玉県条例第22号）、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成14年埼玉県条例第78号）、食品衛生法施行細則（昭和48年埼玉県規則第48号）、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成15年埼玉県規則第83号）及びさいたま市食品衛生法施行条例（平成14年さいたま市条例第100号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）、 <u>乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）</u> 、食品衛生法施行条例（平成12年埼玉県条例第22号）、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成14年埼玉県条例第78号）、食品衛生法施行細則（昭和48年埼玉県規則第48号）、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成15年埼玉県規則第83号）及びさいたま市食品衛生法施行条例（平成14年さいたま市条例第100号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。